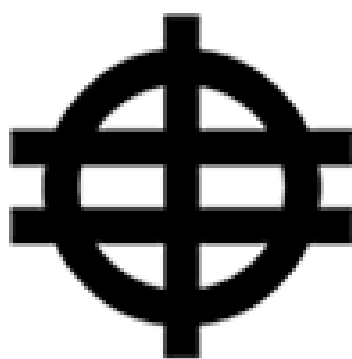


和木町地域防災計画

(本編)



令和8年5月

企画総務課

本 編 (目 次)

第1編 総 則

- 第1章 計画の方針 1-1-1
 - 第1節 目的 1-1-2
 - 第2節 計画の性格 1-1-2
 - 第3節 計画の前提となる災害 1-1-2
 - 第4節 防災に関する組織及び実施責任 1-1-3
 - 第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置 1-1-4
- 第2章 和木町の概要と災害 1-2-1
 - 第1節 町の概況 1-2-2
 - 第2節 和木町の自然災害 1-2-2
 - 第3節 事故災害 1-2-3

第2編 災害予防計画

- 第1章 防災思想の普及啓発 2-1-1
 - 第1節 自主防災思想の普及啓発 2-1-2
 - 第2節 防災知識の普及啓発 2-1-2
 - 第3節 災害教訓の伝承 2-1-3
 - 第4節 岩国市防災学習館の活用 2-1-3
- 第2章 防災活動の促進 2-2-1
 - 第1節 消防団・水防団の育成強化 2-2-2
 - 第2節 自主防災組織の育成 2-2-2
 - 第3節 自主防犯組織の育成 2-2-3
 - 第4節 企業防災活動の促進 2-2-3
 - 第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 2-2-3
- 第3章 防災訓練の実施 2-3-1
 - 第1節 訓練の内容 2-3-2
- 第4章 自然災害に強い町土の形成 2-4-1
 - 第1節 町土の現況と保全対策 2-4-2
 - 第2節 災害危険区域の設定 2-4-3
 - 第3節 防災パトロールの実施 2-4-6
- 第5章 災害情報体制の整備 2-5-1
 - 第1節 災害情報の収集、連絡体制 2-5-2

- 第6章 災害応急体制の整備 2-6-1
 - 第1節 職員の体制 2-6-2
 - 第2節 防災関係機関相互の連携体制 2-6-7
 - 第3節 自衛隊との連携体制 2-6-8
 - 第4節 海上保安部・署との連携体制 2-6-9
 - 第5節 防災中枢機能の確保、充実 2-6-9
 - 第6節 水防資器材の整備 2-6-10
 - 第7節 複合災害 2-6-10

- 第7章 避難予防対策 2-7-1
 - 第1節 避難計画 2-7-3
 - 第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画 2-7-8
 - 第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供 2-7-8

- 第8章 救助・救急、医療活動 2-8-1
 - 第1節 救助・救急活動 2-8-2
 - 第2節 医療活動 2-8-2

- 第9章 災害時要配慮者対策 2-9-1
 - 「和木町要配慮者対策・支援計画」第2章「要配慮者対策」参照

- 第10章 緊急輸送活動 2-10-1
 - 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 2-10-2
 - 第2節 道路交通管理体制の整備 2-10-2
 - 第3節 道路啓開 2-10-2
 - 第4節 緊急輸送車両等の確保 2-10-2

- 第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画 2-11-1
 - 第1節 災害救助物資確保計画 2-11-2
 - 第2節 災害対策基金計画 2-11-3

- 第12章 ボランティア活動の環境整備 2-12-1
 - 第1節 ボランティアの位置付け 2-12-2
 - 第2節 ボランティアの育成 2-12-2
 - 第3節 ボランティアの登録 2-12-2
 - 第4節 ボランティア支援体制の整備・強化 2-12-3

- 第13章 施設、設備等の応急復旧体制 2-13-1
 - 第1節 公共施設等の応急復旧体制 2-13-2
 - 第2節 ライフライン施設の応急復旧体制 2-13-2

- 第14章 危険家屋移転促進対策 2-14-1
 - 第1節 防災のための集団移転促進計画 2-14-2
 - 第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進計画 2-14-2

- 第15章 火災予防対策 2-15-1
 - 第1節 一般火災予防計画 2-15-2
 - 第2節 林野火災予防計画 2-15-6

- 第16章 交通災害予防対策 2-16-1
 - 第1節 海上災害予防計画 2-16-2
 - 第2節 航空災害予防計画 2-16-2
 - 第3節 陸上交通災害予防計画 2-16-3

- 第17章 産業災害予防対策 2-17-1
 - 第1節 化学工場等災害予防計画 2-17-2
 - 第2節 危険物等災害予防計画 2-17-4
 - 第3節 営農災害用予防計画 2-17-4
 - 第4節 地下埋設物災害予防計画 2-17-5

第3編 災害応急対策計画

- 第1章 応急活動計画 3-1-1
 - 第1節 町の活動体制〔関係各課〕 3-1-2
 - 第2節 指定地方行政機関等関係機関の活動体制 3-1-10
 - 第3節 支援活動体制 3-1-10
 - 第4節 災害対策総合連絡本部 3-1-10

- 第2章 災害情報の収集・伝達計画 3-2-1
 - 第1節 災害情報計画 3-2-3
 - 第2節 災害情報収集・伝達計画 3-2-13
 - 第3節 通信運用計画 3-2-19
 - 第4節 災害時の放送 3-2-23
 - 第5節 広報計画 3-2-24

- 第3章 事前措置及び応急公用負担計画 3-3-1
 - 第1節 事前措置計画 3-3-2
 - 第2節 応急公用負担計画 3-3-3

- 第4章 救助・救急、医療等活動計画 3-4-1
 - 第1節 救助・救急計画 3-4-2
 - 第2節 医療等活動計画 3-4-3
 - 第3節 集団発生傷病者救急医療計画 3-4-5

- 第5章 避難計画 3-5-1
 - 第1節 避難指示等 3-5-2
 - 第2節 避難所の設置運営 3-5-5

- 第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策 3-6-1
 - 第1節 活動体制 3-6-2
 - 第2節 活動拠点 3-6-2
 - 第3節 活動内容 3-6-2
 - 第4節 応援要請 3-6-2

- 第7章 応援要請計画 3-7-1
 - 第1節 相互応援協力計画 3-7-2
 - 第2節 自衛隊災害派遣要請計画 3-7-6

- 第8章 緊急輸送計画 3-8-1
 - 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 3-8-3
 - 第2節 緊急道路啓開 3-8-4
 - 第3節 輸送車両等の確保 3-8-5
 - 第4節 災害救助法による輸送基準 3-8-6
 - 第5節 交通規制 3-8-6
 - 第6節 臨時ヘリポート設定計画 3-8-11

- 第9章 災害救助法の適用計画 3-9-1
 - 第1節 災害救助法の適用 3-9-2
 - 第2節 賃金職員等の雇い上げ計画 3-9-5

- 第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 3-10-1
 - 第1節 食料供給計画 3-10-2
 - 第2節 飲料水供給計画 3-10-3
 - 第3節 生活必需品等の供給計画 3-10-6

- 第11章 保健衛生・動物愛護管理計画 3-11-1
 - 第1節 防疫及び食品衛生監視 3-11-3
 - 第2節 遺体の処理計画 3-11-6
 - 第3節 災害廃棄物等処理計画 3-11-10
 - 第4章 動物愛護管理計画 3-11-21

- 第12章 応急住宅計画 3-12-1
 - 第1節 応急仮設住宅の供与 3-12-2
 - 第2節 被災住宅の応急修理 3-12-4
 - 第3節 建設資機材等の調達 3-12-5
 - 第4節 公営住宅の応急修理 3-12-5

- 第13章 水防計画 3-13-1
 - 「和木町水防計画」参照

- 第14章 災害警備計画 3-14-1
 - 第1節 陸上警備対策 3-14-2
 - 第2節 海上警備対策 3-14-4

- 第15章 要配慮者支援計画 3-15-1
 - 「和木町要配慮者対策・支援計画」第3章「要配慮者支援計画」参照

- 第16章 ボランティア活動支援計画 3-16-1
 - 第1節 一般ボランティアの支援体制 3-16-2
 - 第2節 専門ボランティアの支援体制 3-16-3
 - 第3節 他都道府県の災害救援活動への支援 3-16-3

- 第17章 応急教育計画 3-17-1
 - 第1節 文教対策 3-17-2
 - 第2節 災害応急活動 3-17-8

- 第18章 ライフライン施設の応急復旧計画 3-18-1
 - 第1節 電力施設 3-18-2
 - 第2節 ガス施設 3-18-2
 - 第3節 水道施設 3-18-3
 - 第4節 下水道施設 3-18-5
 - 第5節 電気通信設備 3-18-7
 - 第6節 工業用水道施設 3-18-7

- 第19章 公共施設等の応急復旧計画 3-19-1
 - 第1節 公共土木施設 3-19-2
 - 第2節 公共施設 3-19-7

- 第20章 火災対策計画 3-20-1
 - 第1節 火災防ぎょ計画 3-20-2
 - 第2節 林野火災対策計画 3-20-7

- 第21章 交通災害対策計画 3-21-1
 - 第1節 海上災害対策計画 3-21-2
 - 第2節 航空災害対策計画 3-21-8
 - 第3節 陸上交通災害対策計画 3-21-12

- 第22章 産業災害対策計画 3-22-1
 - 第1節 化学工場等災害対策計画 3-22-2
 - 第2節 ガス災害対策計画 3-22-4
 - 第3節 家畜管理計画 3-22-5

第4編 復旧・復興計画

- 第1章 復旧・復興活動計画 4-1-1
 - 第1節 町の活動体制 4-1-2

- 第2章 被災者の生活再建計画 4-2-1
 - 第1節 被災者の生活確保 4-2-2
 - 第2節 義援金及び見舞い金の受入れ・配分 4-2-11

- 第3章 公共施設の災害復旧・復興計画 4-3-1
 - 第1節 公共施設災害復旧の基本方針 4-3-2
 - 第2節 災害復旧事業の推進 4-3-2
 - 第3節 計画的な復興 4-3-5

- 第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画 4-4-1
 - 第1節 被災中小企業者の援助措置 4-4-2
 - 第2節 被災農林漁業関係者の援助措置 4-4-2

- 第5章 金融計画 4-5-1
 - 第1節 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節 4-5-2
 - 第2節 非常金融措置 4-5-2

第1編 総則

第1章 計画の方針

章	節	項	番
計画の方針	目的		
	計画の性格		
	計画の前提となる災害		
	防災に関する組織及び実施責任		和木町防災会議
			実施責任
	防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置		町
			県関係機関
			地方指定行政機関
			自衛隊
			指定公共機関
			指定地方公共機関
公共的団体			
		町民・事業所等のとるべき措置	

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、和木町防災会議が作成する地域防災計画のうち、町内における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び町民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関・町民がその有する全機能を有効に発揮する事により、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 この計画は、国の防災基本計画及び山口県地域防災計画に基づき、町の地域における防災対策に関して、総合的かつ基本的性格を有するものである。従って、他の計画等で定める防災に関する部分は、この計画と矛盾、又は抵触するものであってはならない。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、山口県石油コンビナート等防災計画及び岩国・大竹地区コンビナート等防災計画に定めるところによる。

2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要と認めるときにはこれを補完し修正する。防災関係機関の関係ある事項については、企画総務課より提示する和木町地域防災計画について修正案を提出するものとする。

3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は平素から研究、訓練を行うなどしてこの計画の習熟に努めると共に、住民に対してこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用が出来るように努めるものとする。

4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。

5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次の通りとする。

- (1) 災対法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 激甚法：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- (4) 町：和木町
- (5) 消防組合：岩国地区消防組合
- (6) 県：山口県
- (7) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関：災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関
- (8) 県防災計画：山口県地域防災計画
- (9) 防災業務計画：指定行政機関の長及び指定公共機関の長が、防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画

第3節 計画の前提となる災害

1 自然災害 暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、豪雪、その他異常な自然現象（地震・津波を除く）

2 事故災害 大規模な火災もしくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的事故

第4節 防災に関する組織及び実施責任

1 和木町防災会議

和木町防災会議は、町長を会長として災対法第16条第1項の規定に基づき組織されるもので、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

(1) 会長 和木町長（会長代理委員 副町長）

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

イ 山口県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

ウ 山口県警察の警察官のうちから町長が任命する者

エ 町長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長

カ 岩国地区消防組合消防長

キ 消防団長

ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(3) 名簿

和木町防災会議委員の名簿については、資料編に示す通りである。

2 実施責任

(1) 町

町は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施すると共に、他の指定行政機関と相互協力して、町及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施すると共に、町及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び町民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、町、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

町民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び町民・事業所のとるべき措置は、概ね次の通りである。

1 町

機関の名称	事務又は業務の大綱
和木町	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関すること。 2 住民に対する防災思想の普及啓発及び訓練に関すること。 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。 4 防災に関する施設又は設備の整備に関すること。 5 町が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること。 6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること。 7 住民への気象情報、災害情報の伝達に関すること。 8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること。 9 消防、水防、その他の応急措置に関すること。 10 避難指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。 11 被災者の救助及び救護措置に関すること。 12 保健衛生、文教、治安対策に関すること。 13 施設設備の応急復旧に関すること。 14 緊急輸送の確保に関すること。 15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること。 16 町内の公共的団体及び住民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関すること。 17 その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。 18 災害広報に関すること。 19 ボランティアの活動支援に関すること。 20 義援金品の受け入れ・配分に関すること。

2 県関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
岩国土木建築事務所	県道、河川、港湾の防災管理及び水防のための警報等の伝達に関すること。
岩国農林水産事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業施設の防災管理に関すること。 2 林野等に対する防災及び災害対策用材の需給に関すること。
岩国健康福祉センター	災害時における応急対策・救助、防疫に関すること。
岩国港湾管理事務所	港湾の管轄区域内の防災に関すること。
岩国警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。 8 緊急通行車両証確認明書の発行に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
岩国海上保安署	<ol style="list-style-type: none"> 1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関する事 こと。 2 航路標識の施設の保全に関する事 こと。 3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関する事 こと。 4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等 の輸送の協力に関する事 こと。 5 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関する事 こと。 6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関する事 こと。 7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関する事 こと。
国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 岩国国道維持出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共土木施設の災害予防対策及び応急復旧に関する事 こと。 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策 用機材等の提供に関する事 こと。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への勧告、助言に関する 事 こと。 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事 こと。 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関する事 こと。 6 災害時における交通確保に関する事 こと。 7 海洋汚染の防除に関する事 こと。 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣 に関する事 こと。 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適 切な応急措置の実施に関する事 こと。
国土交通省 太田川河川事務所 小瀬川出張所	小瀬川直轄管理区間の河川水防管理に関する事
国土交通省 弥栄ダム管理所	弥栄ダムの防災管理及び水防のための警報等の伝達に関する事
山口森林管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有保安林、治山施設、保安施設等の整備及び管理に関する事 こと。 2 国有林における予防治山施設による災害予防に関する事 こと。 3 国有林における荒廢地の復旧に関する事 こと。 4 災害対策用復旧用資材の供給に関する事 こと。 5 森林火災防止対策に関する事 こと。
岩国労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場等、事業場における安全衛生管理に関する事 こと。 2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の 指導、監督に関する事 こと。 3 労働者災害補償保険の給付に関する事 こと。 4 失業者の雇用保険、雇用保険の給付に関する事 こと。 5 被災地の復興に必要な労務の確保に関する事 こと。

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡管区気象台 (下関地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設並びに設備の整備に関する事。 3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報、警報、注意報並びに台風、大雨、竜巻等、突風に関する情報等の防災機関への伝達に関する事。 4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関する事。 5 市町村の行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成への技術的な支援・協力に関する事。 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、山口県や市町に対しての気象状況の推移やその予想の開設等に関する事。 7 山口県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事。
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の電気通信の確保のための応急対策及び非常用通信の運用監督に関する事。 2 災害時に備えての電気通信施設(有線施設及び無線施設)整備のための調整並びに電波の監理に関する事。 3 非常通信協議会を通じての地方公共団体及び関係機関に対する非常通信の運用に関する指導及び協議に関する事。 4 通信機器の供給の確保に関する事。 5 災害対策用移動電源車の貸与に関する事。

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊) (海上自衛隊) (航空自衛隊)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の準備に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集。 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 防災に関する教育訓練の実施 2 災害派遣の実施に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施 (2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与又は譲与

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車の運転規制に関する事。 2 旅客の避難、救護に関する事。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関する事。 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事。
日本貨物鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車の運転規制に関する事。 2 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関する事。 3 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事。 4 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事。
NTT西日本株式会社 (山口支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事。
株式会社NTTドコモ (中国支社山口支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関する事。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関する事。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関する事。
日本通運株式会社	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関する事。
中国電力ネットワーク株式会社 周南ネットワークセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関する事。 2 被災施設、設備の応急復旧に関する事。
日本放送協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関する事。 2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関する事。 3 放送施設、整備の整備保守管理に関する事。
郵便事業株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関する事。 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関する事。 3 かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関する事。 4 利用者の避難誘導に関する事。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関する事。 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関する事。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関する事。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関する事。

7 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
和木町三師会	災害時における緊急医療に関すること。
山口県農業協同組合	1 農業用資機材の確保その他農作物災害応急対策の指導に関すること。 2 農業災害関係資金の融資あっせんに関すること。
漁業協同組合	河川、海上における救助、行方不明、遺体捜索等の協力に関すること。
和木町商工会	被災中小企業者に対する資金対策その他指導に関すること。
和木町社会福祉協議会	1 福祉活動に関すること。 2 ボランティアの育成及びボランティア団体との連絡調整に関すること。
その他 自主防災組織・婦人会	防災及び災害救助活動に協力する。

8 町民・事業所等のとるべき措置

機関の名称	事務又は業務の大綱
町民	1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。 2 町及び県が行う防災事業に協力するよう努めること。
防災上重要な施設の管理者	1 病院等不特定多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 所管施設に対する防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 利用者の避難誘導、安全対策の実施に関すること。 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1) 所管施設に対する防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 施設周辺の住民に対する安全対策に関すること。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 所管施設の防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。
その他企業	町及び県等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため概ね次の事項を実施するものとする。 1 従業員及び施設利用者に対する避難誘導、安全対策の実施。 2 従業員に対する防災教育訓練の実施。 3 防災組織体制の整備。 4 施設の防災対策及び応急対策の実施。 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄。

第2章 和木町の概要と災害

章	節	項	番
和木町の概要と災害	町の概況	位置及び地勢	
		人口	
		気候	
	和木町の自然災害	災害の傾向	風による被害
			雨による被害
		過去における災害	
	事故災害		

第1節 町の概況

第1項 位置及び地勢

本町は山口県の東の玄関にあたり、広島県との境を流れる小瀬川の河口に開けた沖積地である。北は、小瀬川をへだてて広島県大竹市に隣接し、南、西は岩国市に隣接している。

小瀬川の清流の開けるところ、瀬戸内海は国立公園として指定され、日本三景の一つである安芸の宮島を始めとして、大小の島々を眺望することができる。

また、中国山脈から南下する支脈が海岸近くまで迫り、山地が多くを占め、地形的には平坦地に恵まれていない。面積は10.58km²で、うち山林が49%を占め、宅地17%（うち工場地11%）、田畑2%、その他32%となっている。歴史上では慶長年間（1596～1615）に現在の大竹市より分離独立し、脇の字を地名とした頃より始まり、以来耕地の開墾と300年の長きにわたった藩政時代の政策により海岸の干拓事業が実施され、ほぼ現在の地形が形成された。

河川は、小瀬川（本流全長58.5km、流域面積342km²）が、町の北端を東流し、水量も豊かで、その支流として瀬田川と関ヶ浜川などがある。

図 和木町位置

方位	地名	位置
東端	E N E O S (株)麻里布製油所東端	東経 132 度 14 分 53SKT46328829
西端	大字関ヶ浜（関々トンネル西）	東経 132 度 11 分 53SKT40468754
北端	和木 4 丁目北端	北緯 34 度 12 分 53SKT44538873
南端	大字瀬田（大谷西）	北緯 34 度 10 分 53SKT41318559

第2項 人口

町の人口及び世帯数の概況は、次の通りである。

	令和2年4月1日（住民基本台帳）
人口	6,208人
世帯数	2,704世帯

第3項 気候

年間平均気温15℃、降水量は1,500～2,000mmで、いわゆる温暖な瀬戸内海式気候である。

第2節 和木町の自然災害

第1項 災害の傾向

1 風による被害

町における風の被害は、主として台風によるものである。台風は、太平洋域で発生する熱帯性の低気圧で、円形で渦巻状の荒天域を形成し、中心付近で気圧が急に深まることから、小さくとも強い風雨を伴うのが温帯性の低気圧と異なるところである。被害の発生は、台風が九州南部から四国西部をかすめ、周防灘を通過するとき最も大きなものとなっている。

2 雨による被害

町に雨による被害をもたらす気象の代表的なものには、台風のほか、6月から7月にかけての梅雨があげられる。梅雨という現象は、オホーツク海付近に源を持つ冷氣塊と太平洋の暖気塊との境界に当たる悪天域で、年によって遅速、長短それに雨量の多少があるが、平均的には6月10日頃からほぼ一月間である。

豪雨は、この優勢な梅雨前線が県を通過して東西にのび、ほとんど動かない場合に起きるので、この場合、前線は九州南部に大雨を降らせて北上するものが多いので注意を要する。

台風による豪雨は、台風が北九州に上陸し日本海に抜ける場合又は九州東部に上陸するか豊後水道を北上して県に接近あるいは上陸する場合に最も多い。特に、水害が風害と重なるときは、大きな被害となる例がしばしばある。

第2項 過去における災害

町の過去における主な災害をあげると、昭和25年のキジヤ台風、昭和26年のルース台風など、台風によるものがほとんどである。中でも、昭和26年10月14日から15日にかけて襲来したルース台風による被害は、死者も出るなど大きなものであった。

近年では、平成3年の台風19号、平成11年の台風18号、平成16年の台風18号、平成26年（8月）豪雨の土砂崩れによる河川氾濫等があり、多大な被害をもたらした。

和木町の主な災害（過去50年間）

年	災害名	主な被害	最低気圧	最大瞬間風速	雨量
1950年（昭和25） 9月14日	キジヤ台風	錦帯橋流出	980.7hPa （下関）	29.5m/s	400mm
1951年（昭和26） 10月15日	ルース台風	大和橋流出	963.0hPa （下関）	35m/s	480mm 80mm/1h
1991年（平成3） 9月27日	台風19号	蜂ヶ峯総合公園などで大きな被害	947.0hPa （下関）	53.1m/s（山口）	63.0mm 33.0mm/h
1999年（平成11） 9月24日	台風18号	蜂ヶ峯総合公園などで大きな被害	960hPa （下関）	46.4m/s（山口）	166.5mm 68.5mm/h
2004年（平成16） 9月7日	台風18号	蜂ヶ峯総合公園などで大きな被害	951.8hPa （下関）	46.4m/s（山口）	173.0mm 55.0mm/h
2014年（平成26）	8.6 岩国和木豪雨災害	瀬田2丁目一帯での浸水被害等			総雨量 210mm 52mm/h

第3節 事故災害

近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化を背景とした、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁などの道路構造物の大規模化に伴い、海上災害、航空災害、危険物等災害、大規模な火災、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても、その影響が深刻化、長期化する傾向にあり、これらの災害対策についても、一層の充実強化が求められている。

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

基本的な考え方

災害による被害を最小限に止めるためには、町、県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と同時に、町民一人一人が、家庭や地域社会において、自らの生命と財産は自分で守る「自助」、あるいは「共助」の心構え、行動が求められる。

このため町、県及び防災関係機関は、町民に対し、災害に関する防災知識を啓発指導するとともに、県民参加・体験型イベントを実施するなど、普及啓発を推進するとともに、町は県及び防災関係機関等と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「町民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る。

章	節	項	番
防災思想の普及啓発	自主防災思想の普及啓発		
	防災知識の普及啓発	町	町職員に対する教育
			児童・生徒に対する普及啓発
			町民に対する普及啓発
			各種団体等に対する普及啓発
防災教育の伝承			
岩国市防災学習館の活用			

第1節 自主防災思想の普及啓発

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する心構えを心がけるとともに、発災時には自分の安全を守れるよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは町、国、県及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、町は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関等との連携を戦略的に行っていく。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

第2節 防災知識の普及啓発

第1項 町

防災対策を円滑に実施するため、町職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般住民に対しては、災害に対する正しい知識の普及啓発を図る。

1 町職員に対する教育

町職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

実施する内容は、概ね次の事項が考えられる。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 町防災計画に示す災害対策
- (3) 避難情報発令及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- (5) 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 災害対策の課題その他必要な事項

上記の内、(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知しておくものとする。また、各対策部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

2 児童・生徒に対する普及啓発

- (1) 町教育委員会は、児童・生徒・園児に対する防災教育に関する指導計画を作成し、その実施を指導する。
- (2) ホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。
- (3) 特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒・園児の発達段階や立地条件等の地域の特性に応じた指導を行う。
- (4) 中学校の生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。

3 町民に対する普及啓発

避難情報発令及び発災時に、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災気象情報、避難に関する情報、5段階の警戒レベルに対応した取るべき行動について、イベントの開催、町広報紙、パンフレット、ポスター、インターネット及び報道媒体を活用し、次のような事項を普及啓発する。

なお、普及啓発に当たっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、防災の日を設定し、重点的な取り組みを行うとともに、DVD、疑似体験装置等の活用も図る。

(1) 家庭での予防・安全対策

- ア ハザードマップ等を用いた災害の確認
- イ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認

- ウ 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄
 - エ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の他、感染予防の予備マスク、除菌シート、体温計）の準備
 - オ 消火器・火災報知器の普及
 - カ 保険・共済等への加入
 - キ 防災気象情報、避難に関する情報、5段階の警戒レベルに対応した取るべき行動
- (2) 避難場所での行動
 - (3) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
 - (4) 災害時の地域内の避難体制の確保
 - (5) その他
 - ア 災害の基礎的知識、町、県の災害発生状況
 - イ 町の防災対策
 - ウ 浸水、土砂災害危険予想地域の情報
 - エ 避難地、避難路その他避難対策
 - オ 応急手当等看護の知識
 - カ 要配慮者対応
- 4 各種団体等に対する普及啓発
- (1) 町及び町教育委員会は、女性団体、PTA連合会（園・小・中PTA）、自治会連合会、老人クラブ連合会、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。
なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。
 - (2) 各種団体が開催する研修会、講習会において、防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

第3節 災害教訓の伝承

町は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民が閲覧できるように公開に努めるものとする。町民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町はその取り組みを支援するものとする。

第4節 岩国市防災学習館の活用

町民が防災に対する正しい知識を得るために、目で見、耳で聴き、実体験できる機能を備え、防災に関する学習拠点施設として、岩国市防災学習館を活用していく。

第2章 防災活動の促進

基本的な考え方

地域社会の安全確保は、町、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。

特に、大規模災害発生時には、これらの消防組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また避難者の誘導、避難者への各種救援活動に大きな期待ができる。このため、消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。

章	節	項	番号	
防災活動の促進	消防団・水防団の育成強化	町	消防団の育成強化	
			水防団の育成強化	
	自主防災組織の育成	町	自主防災組織の設置育成	
			自主防災組織活動の指導援助	
		自主防災組織	平常時の活動	
			災害時の活動	
	自主防災組織の育成			
	企業防災活動の促進			
住民及び事業者による地区内の防災活動の推進				

第1節 消防団・水防団の育成強化

第1項 町

1 消防団の育成強化

- (1) 消防団の活性化等その育成強化を行う。
- (2) 消防団活性化総合計画を町において策定する。
- (3) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事務所との連携に努める。
- (4) 大規模災害に備えた消防団の車両・資器材・拠点施設の充実を推進する。

2 水防団の育成強化

- (1) 消防団をもって水防団の活動を実施し、活性化等その育成強化については町が行い、消防団員がやりがいを持って活動ができる環境づくりに努める。
- (2) 水防団の拠点となる施設、水防機材の充実を図る。
- (3) 国と協同して、水防団の技術指導を行う。

第2節 自主防災組織の育成

災害に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、町民の相互助け合いの精神に基づく、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 町

1 自主防災組織の設置育成

災害対策基本法の規定に基づき、町が推進する。

2 自主防災組織活動の指導援助

- (1) 町は、自主防災の要となる「和木町自主防災アドバイザー」を養成するため、県の「自主防災アドバイザー養成研修」への受講を推薦するとともに、「和木町自主防災アドバイザー・防災士養成支援事業補助金交付要綱」に基づき、その知識、技能及び資格の取得を支援する。
- (2) 町は、「和木町防災アドバイザー」を県の「山口県自主防災組織促進事業」の他、「自主防災組織交流大会」「スキルアップ研修」に参加させるとともに、町の実施する「総合防災訓練」「学校防災研修」の他、自主防災組織が行う「防災訓練」「防災講話」を支援させ、防災に関する知識、技能の向上とともに、地域防災への貢献を図る。
- (3) 防災資機材等の整備促進
自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。
- (4) 防災資機材の操作方法の講習等
防災資機材の操作方法の講習会及び応急手当の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。
- (5) 防災知識の普及啓発
防災講演会等を実施し、地域住民の防災に対する関心を維持していく。
- (6) 自主防災リーダーの育成
自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる自主防災リーダーが必要であり、研修会等を実施し、この育成に努める。

第2項 自主防災組織

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的な防災活動を行うよう努める。また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

1 平常時の活動

- (1) 防災知識の普及

- (2) 防災訓練の実施
- (3) 火気使用設備器具等の点検
- (4) 防災用資機材等の整備

2 災害時の活動

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 初期消火等の実施
- (3) 救出・救護の実施及び協力
- (4) 避難誘導の実施
- (5) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

第3節 自主防犯組織の育成

町は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織の育成を図るとともに、訓練の実施、資機材等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

この際、中学校が計画する防犯パトロールに参加及び支援を行い、地域住民の防犯意識の向上を図る。

第4節 企業防災活動の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

- 1 町は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる業務継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるように企業の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

また、災害時においては、県及び市町、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。

- 2 優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町の一定区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じ当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認められるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3章 防災訓練の実施

基本的な考え方

災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、住民それぞれが、発災時にとるべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と住民との間の協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

章	節	項	番
防災訓練の実施	訓練の内容	町	総合防災訓練
			個別防災訓練
			広域防災訓練
			通信訓練
			訓練後の評価
		事業所、自主防災組織及び住民	事業所（防火管理者）における訓練
			自主防災組織における訓練

【参照資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料28 「避難訓練実施報告書」

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料34 「災害発生時等の職員参集マニュアル」

第1節 訓練の内容

第1項 町

町は、国、県、他の市町及び自衛隊等防災関係機関と共同して又は単独で、防災訓練を実施する。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とする。

1 総合防災訓練

- (1) 町は、大規模災害の発生を想定し、災害発生前後における町、消防団、自主防災組織及び住民等が実施すべき各種応急対策、避難行動等の実践を通じて、災害対策（警戒）本部を主体とする防災対策の習熟と消防団、自主防災組織相互の協力、連携体制の確立、住民の防災意識高揚を目的として3年毎に行う。
- (2) 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、地震に伴い発生する津波災害、台風による豪雨、高潮の発生、豪雨による土砂崩れ、洪水の発生等の複合した災害を想定することに努めるものとする。
- (3) 訓練を行うに当たっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど、実践的なものとなるよう工夫すること。

町	消防団	自主防災組織・住民
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置運営 ・情報の収集伝達・広報 ・避難誘導 ・要配慮者安全確保等（避難支援） ・避難所・救護所設置運営 ・応援受入 ・緊急交通路の確保 （道路啓開、交通規則） ・自主防災組織等の活動支援等 ・広域応援協定に基づく広域合同訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火 ・捜索 ・救出 ・避難・誘導 ・要配慮者安全確保等 （避難支援） 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・応急救護 ・炊き出し ・避難・避難誘導 ・要配慮者安全確保等（避難支援）

2 個別防災訓練

(1) 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、県及び防災関係機関等と協力して実施する。

(2) 職員情報伝達訓練

「災害発生時等の職員参集マニュアル」に基づく職員情報伝達訓練を年度当初に実施する。

(3) 避難訓練

個別避難計画に基づく在宅要配慮者の避難訓練及び突発的災害となる津波を想定した避難訓練を定期的に行う。

3 広域防災訓練

広域防災協定をより実効性あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連携体制を確立するために、広域防災訓練の実施に努める。

4 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用して、気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

5 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

第2項 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、町民の協力が不可欠である。

このため、町民に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校（こども園、小学校、中学校）、社会福祉施設、工場及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

この際、本計画において警戒区域等に所在する要配慮者利用施設の管理者は、関係諸規則及び避難確保計画に基づき、毎年、避難訓練を実施しその結果を町に報告するものとする。

2 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、町及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保、避難所運営等について実施する。

第4章 自然災害に強い町土の形成

基本的な考え方

大雨、洪水、高潮等の自然災害から町土を保全し、町民の生命、身体、財産を保護するため、県に対し、さまざまな保全対策を実施するとともに、各種法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な予防対策事業の執行を図るよう要望する。

章	節	項	番
自然災害に強い町土の形成	町土の現況と保全対策	治山	
		砂防	
		河川	
		海岸	
		低地	
	災害危険区域の設定	設定の目的	
		危険区域の設定	災害による孤立危険地区
			山地災害危険地区
			地すべり防止区域
			砂防指定地
			急傾斜地崩壊危険区域
			土砂災害警戒区域
			土砂災害特別警戒区域
	河川河岸関係		
	防災パトロールの実施	調査の目的	
実施要領		調査時期	
		調査区域	
		調査班の編成	
		調査の内容	
		結果の公表	

【参照資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3-3 「土砂災害警戒区域等」

第1節 町土の現況と保全対策

第1項 治山

1 現況

本町の山地は、第三紀層及び古生層の泥岩、頁岩、粘板岩で構成されており、また、相次ぐ台風の襲来や林業に従事する人口の減少等により荒廃林地が多い。

2 対策

町は県に対し、山地災害を防止するとともに、これによる被害を最小限にとどめるため、治山事業による治山施設の設置と機能が低下した保安林の整備などを計画的に推進する。

また、防災機能に優れた災害に強い森林を整備する防災の視点からの森林づくりを進めるため、間伐等森林整備の推進や、森林の現況を把握する地理情報システム（森林GIS）の整備、土砂災害警戒区域等の指定に当たっての必要に応じた上流域の森林の保安林指定や治山施設設置の検討、地域住民自らが森林整備に参加する仕組みづくりなどの取り組みを、県・市町・地域住民等の連携を図りながら、それぞれの役割に応じて推進する。

第2項 砂防

1 現況

本町の地形は、山地面積が全面積の5割を占め、河川は小瀬川とその支流である、瀬田川、関ヶ浜川があり、土石流発生、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性がある。

2 対策

県では、次の事業を計画しており、町はこれらの事業を実施するよう要望する。

(1) 砂防事業

土石流の発生により、甚大な被害のおそれのある危険区域を重点的に取り上げ、えん堤工等の整備を推進する。

また、土石流が発生した箇所は、その直後に緊急点検を行い、危険度の高い箇所については、早急に対策工事を実施する。

なお、最近のような局地的集中豪雨による被害傾向は、えん堤工の有無により大きな違いをみせており、その効果からみても、予防事業の強化が望まれる。

(2) 地すべり防止事業

緊要度の高い地区から重点的に実施していくが、地すべり発生による被害規模の大きいこと等からも、本事業については特に推進強化を図っていく方針である。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

崩壊の危険度の高いものから逐次、法に基づく区域指定を行い、防止工事については、被害対象規模の大きいものから緊要度に応じて県事業として重点的に実施し、また被害対象規模の小さいものについても、危険度の高いものについては県費助成事業として実施し崖崩れ災害防止の万全を期していく方針である。

第3項 河川

1 現況

本町の河川は、広島県との県境に当たる小瀬川と、その支流である瀬田川、西谷川、坂根川、駒ヶ迫川、関ヶ浜川がある。整備にあたっては、治水とともに利水を考慮して総合的に進める必要がある。

2 対策

県では河川事業は、災害の原因を除去し、洪水の安全な流下を図るために水系の一貫性を基調とし、河川の安全と開発を一本化した計画に基づいて推進しているところである。

町は次の事業・管理を本町域においても行うよう国、県に対し要望する。

第4項 海岸

1 現況

本町は、東側を瀬戸内海に面しているが、同時に、石油コンビナート工場地帯である。

2 対策

県では、既存施設の維持並びに改良に努めるとともに、地域開発の進展に伴う後背地の重要性に対応した保全施設の整備充実を図っている。

既存施設については、日頃から保守点検を行い維持管理に努めるとともに、緊急時における円滑な操作体制の整備に努める。

第5項 低地

1 現況

本町では、都市化の進展した地域では在来水路の不足に加えて、雨水の流出、雨水の浸透及び貯留能力の減少等によって雨水の流出量が著しく増大するため、大雨時には浸水の恐れが高じてきている。

2 対策

河川の整備を推進するとともに、市街化した地域の浸水防除を図るために、公共下水事業等の排水施設整備事業を推進するとともに、岩国市の実施する装束地区雨水ポンプ場の改築効果を確認する。

併せて、流域から一挙に大量の雨水が低地に流入することを抑制する対策が必要であり、今後、総合的な低地対策を検討するため、集中豪雨時における浸水状況を調査し、慢性的な排水不良地域の総合的な防災対策を検討することとする。

第2節 災害危険区域の設定

第1項 設定の目的

河川、海岸その他土地の状況により、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握するものである。

第2項 危険区域の設定

立 危 険 地 区	災害による 孤	設定の基準 災害を受けた場合、次に該当する地区を想定 (1) 道路、橋梁が決壊すると迂回路がない地区 (2) 長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区
山 地 災 害 危 険 地 区		設定の基準 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区から流出する土石による危害が人家1戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で危険度によりA、B、Cに区分する。 (1) 山腹崩壊危険地区…崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区 (2) 崩壊土砂流出危険地区…溪流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区 (3) 地すべり危険地区…地すべり防止区域に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え又は与えるおそれのある地区

<p style="text-align: center;">地 す べ り 防 止 区 域</p>	<p>設定の基準（地すべり等防災法第3条）</p> <p>(1) 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは、誘発し又は助長し、若しくは誘発するおそれの極めて大きい地域の面積が5ha（市街化区域（市街化区域及び市街化調整区域に関する実施計画区域が定められていない都市計画区域にあつては用途地域）にあつては2ha）以上で、次の各号のいずれか一つに該当するもの</p> <p>ア 多量の崩土が、溪流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>イ 鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない町道、その他公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>ウ 官公署、学校等の公共建物のうち、重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>エ 貯水量30,000m³以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>オ 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>カ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>(2) 前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行うため、特に必要がある場合</p>
<p style="text-align: center;">砂 防 指 定 地</p>	<p>設定の基準（砂防法第2条）</p> <p>砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの。</p>
<p style="text-align: center;">急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域</p>	<p>設定の基準（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）</p> <p>（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第1条の2）</p> <p>崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地で次の(1)、(2)のいずれにも該当するものを含む区域で知事が指定したもの。</p> <p>(1) 高さ5メートル以上であること。</p> <p>(2) その崩壊により、5戸以上の人家又は官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれがあること。</p>

土砂災害警戒区域	<p>設定の基準</p> <p>知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として定める次の基準に該当するもの</p> <p>(1) 急傾斜地</p> <p>ア 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域（急傾斜地）</p> <p>イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</p> <p>ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</p> <p>(2) 土石流</p> <p>土石流の発生の恐れがある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</p> <p>(3) 地すべり</p> <p>ア 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）</p> <p>イ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域</p>
土砂災害特別警戒区域	<p>設定の基準</p> <p>知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域として定める次の基準に該当するもの</p> <p>(1) 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域</p> <p>(2) 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域</p> <p>(3) 地すべり地塊のすべりに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域等</p>
河川海岸関係	<p>設定の基準</p> <p>河川及び海岸について、「山口県津波浸水想定図」（H25.12）、「山口県高潮浸水予測区域図」（H26.3）、「小瀬川水系小瀬川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」（H28.6）に基づき、洪水・高潮による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか1つの基準以上のものを設定した。</p> <p>(1) 河川又は海岸の堤防の決壊又は溢水箇所の延長が100m以上</p> <p>(2) 人的被害のあるもの</p> <p>(3) 耕地被害が10ha以上のもの</p> <p>(4) 過去浸水被害の有った低地部</p>

第3節 防災パトロールの実施

第1項 調査の目的

災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止と拡大防止対策及び応急措置の適切な実施を図るため、防災関係機関と合同して総合的な現地調査を行うものとする。

第2項 実施要領

1 調査時期

必要に応じて計画的に実施する。

2 調査区域

町及び関係機関が把握している危険区域及び新たな危険が予測される区域

3 調査班の編成

- (1) 山口県（防災危機管理課、関係出先機関）
- (2) 山口県警察本部（岩国警察署）
- (3) 町（事業主管課（都市建設課）、防災主管課（企画総務課）、消防団）
- (4) 岩国地区消防組合消防本部
- (5) 調査地区の実情に応じて参加機関を調整する。

4 調査の方法

- (1) 前記の調査区域を対象として調査する。
- (2) 調査事項は、各参加機関で検討、協議して定める。
- (3) 調査結果は、現地において意見を調整する。

5 調査の内容

- (1) 道路、河川、橋梁、急傾斜地、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画
- (2) 地滑り、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画
- (3) 洪水、高潮により、危険が予測される地区の現況とその予防計画
- (4) 孤立予想地区の現況とその対策
- (5) ヘリポート適地の確認
- (6) 避難予定場所、避難経路等の確認
- (7) 応急対策用資機材の備蓄状況
- (8) 局地の気象
危険事態発生の要件となる基準事項の調査、例えば降雨量、通報水位、警戒水位等
- (9) 各種観測施設設備の状況
- (10) 大規模な火災、爆発により被害が拡大するおそれのある施設設備又は区域の実態
- (11) 過去の災害発生状況

6 結果の公表

町は、調査結果をとりまとめ、和木町地域防災計画を修正するとともに、各防災関係機関等に公表するものとする。

第5章 災害情報体制の整備

基本的な考え方

災害発生時に、的確な情報の収集が困難となれば、町、県及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施する上で支障となるため、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る必要がある。

また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る必要がある。

章	節	項	番
災害情報体制の整備	災害情報の収集、連絡体制	情報通信体制の確保	町の対策
			通信網の拡充整備
			情報収集・伝達体制の整備
			情報処理分析体制等の整備
		観測、予報施設の整備	施設の現況
			整備方針
		被災者等への的確な情報伝達	情報伝達手段の整備
			情報伝達体制の整備
			被災者に提供する情報の整理

【参照資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3-4 「災害発生時等の職員参集マニュアル」

第1節 災害情報の収集、連絡体制

第1項 情報通信体制の確保

1 町の対策

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障をきたさないように町は、通信機器に対し、次のような安全対策を講じるものとする。

(1) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

(2) 非常用電源の確保

役場庁舎（車庫）の電気室内に耐震固定された自家発電設備とともに、72時間の稼働に必要な燃料を確保し、災害対策本部の運営に必要な最小限の電力を確保する。この際、庁舎が浸水想定区域内にある事を考慮し、自家発電機と同出力を有する可搬型を運用し、電気室の浸水事態においても必要最小限の電源を確保する。

(3) 非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備

町は、当該地域の被害状況の把握、被災住民への情報提供に必要な情報伝達に必要な通信運用について次のとおり、検討・拡充を図る。

(1) 防災行政無線デジタル化に伴う特性、機能を発揮した運用

ア 住民への迅速・確実な情報提供

(ア) Jアラート等と連携した自動放送機能

(イ) 遠隔制御装置による消防本部からの直接放送

(ウ) 防災行政無線テレホンサービスの周知

(エ) 防災行政無線アプリの周知・拡充

(オ) 防災行政無線戸別受信機の必要性に応じた整備

イ 災害現場等と本部、関係機関相互の意思疎通

(ア) 移動系と固定系が連携した通信系の構成と運用の確立

(イ) 固定系親局と子局外部接続箱の通信機能による現地職員、住民との双方向の通信運用の確立

(2) 職員参集システムとしての和木町防災メール（職員用）の双方向通信機能を運用した職員の参集と安否確認への運用のため、職員の登録、確認・操作及びその意識について向上を図る。

(3) 多様な情報収集ルートを確認する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても整備を進める。

(4) インターネットによる通信手段の整備について検討を進める。

(5) 河川情報を収集する「川の防災情報」「山口県土木防災情報システム（県河川課）」、潮位情報を収集する「山口県高潮防災情報システム（県港湾課）」、道路情報を収集する「道路情報システム」、県内各地の地震情報の収集を含む「山口県総合防災情報システム」を活用して、県及び県内市町の対応状況の把握、地図・画像等の情報を取り入れた総合的な防災情報システムの活用を図っていく。

3 情報収集・伝達体制の整備

町は、「災害発生時の職員参集マニュアル」に基づき、災害対策本部設置以前は、第2警戒体制の職員（企画総務課）災害対策本部設置以降は、本部情報班（企画総務課企画係）により情報収集・伝達連絡業務の体制を確立する。その際、夜間、休日等においても必要な期間、適切に対処できる体制とする。

(1) 必要に応じ、各部署職員（企画総務課職員を除く）、消防団員の派遣により被災現場での情報収集

(2) 町と自主防災組織、地域住民及び関係機関等との連絡体制による情報収集

- (3) 災害対策本部の情報収集体制においては、各部署電話機を本部の予備回線への接続運用による回線飽和の防止、非常用電源の確保による電話・FAX、インターネットによる通信の継続的な確保
- (4) 必要に応じ、県を通じて山口県消防防災隊への支援を要請する等、機動的な収集活動、映像伝送による通信体制を整備する。

4 情報処理分析体制等の整備

(1) 災害情報データベースシステムの整備

町は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、町内防災マップの整備、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

この際、「山口県総合防災情報システム（Lアラート）」（県防災危機管理課）、「防災情報提供システム」（気象庁）、山口県土木防災情報システム（県河川課）、「川の防災情報」（国交省）その他関係機関によるメール・FAX・ホットライン等の情報を継続的に収集・整理するオペレーターとしての人材育成、体制の整備に努めるものとする。

(2) 情報の分析整理

町は、収集した情報を的確に分析整理により、状況の推移、問題点を把握し、災害応急活動の焦点、優先順位等を予見し得る人材の育成を図るとともに、随時、ホットライン等による関係機関の専門的知見を得られる体制の整備に努めるものとする。

第2項 観測、予報施設の整備

1 施設の現況

町内には、気象観測装置（天気、気温、湿度、雨量、風向、風速等）、防災カメラ（町設置8カ所、県設置1カ所）、簡易型水位計（県設置2カ所）等の観測施設がある。

2 整備方針

予報の正確度を高め、局地的予報を的確に行い、適切な予警報の時期を失せず発表しうるよう、下記のとおり町が管理施設について管理・整備の充実に努めるとともに、国、県の観測施設（器材）について、機能の拡充、整備を要望する。

- (1) 防災関係機関との通信・連絡網、特に緊急情報に係る通信・連絡体制の整備を図るとともに、必要な整備を国、県に要望するものとする。
- (2) 町内河川の流域情報、特に水位観測のため、県設置の簡易水位計及び町設置の防災カメラ等の河川情報の活用及びその整備・拡充を図る。
この際、簡易水位計の効果とその活用を検討し、必要に応じ、その他の河川への設置を要望する。
- (3) 県の河川情報を収集する「土木防災情報システム」、潮位情報を収集する「高潮防災情報システム」、道路情報を収集する「道路情報システム」、県内各地の震度情報の収集を含む「山口県総合防災情報システム」を活用して、地図・画像等の情報を取り入れた各種の災害情報を取り入れた総合的な防災情報システムの活用を図っていく。
- (4) 国の実施する弥栄ダム及び中市堰下流域の警報装置からの放送、警報について、堤内地への伝達区域の拡大について、要望・支援する。
- (5) 町の防災メール、気象観測装置等による情報発信の整備・普及により、危険度の認識による率先避難、自主避難の促進を図る。

第3項 被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、町においては、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実に努めていく。

1 情報伝達手段の整備

町は、避難地、避難場所等への防災行政無線（同報系・移動系）と同放送内容の伝達手段の整備を推進する。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、町の対応だけでは十分でなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

このため、和木町防災メール、町HP、山口県総合防災情報システム（Lアラート）による情報発信の他、地域に密着したCATV等のコミュニティ放送を通じて、各種災害情報や被災者支援のための生活関連情報等の発信を実施する。

3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について町は、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする。

第6章 災害応急体制の整備

基本的な考え方

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町、県及び防災関係機関は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する必要がある。

章	節	項	番	
災害応急体制の整備	職員の体制	町	配備体制	
			職員の参集	
			応急活動に必要なマニュアルの作成等	
			業務継続計画（BCP）等の運用	
		防災関係機関		
	防災関係機関相互の連絡体制	相互応援協定の締結	町における相互応援協定の締結	
			警察及び消防の支援体制の整備	
			応援機関の活動体制の整備	
			災害対策本部における連携	
	自衛隊との連携体制			
	海上保安部・署との連携体制			
	防災中枢機能の確保、充実	町	施設の安全点検、浸水対策の強化	
			災害対策活動の拠点施設の整備	
			防災中枢機能の代替施設の準備	
非常用電源の確保				
水防資器材の整備	各種データのバックアップ体制の整備			
	水防資器材の備蓄状況			
水防資器材の整備対策				
複合災害				

【参照資料】

- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3 2 「災害時受援計画」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3 4 「災害発生時等の職員参集マニュアル」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3 5 「和木町事業継続計画」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3 6 「石油コンビナート災害時等の住民広報マニュアル」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3 7 「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」

第1節 職員の体制

第1項 町

町は、災害発生時の初動体制の確保を図り、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員参集体制を次のとおり整備する。

1 配備体制

(1) 地震・津波の配備体制

種別	配備の基準		体制の概要	配備課	避難指示等の発令基準
	地震	津波			
第1警戒体制	和木町で震度3の地震が発生した場合		地震による町内の被害の有無を収集する体制とする。	企画総務課 必要に応じ1名以上 ※課外・休日は守衛対応	
第2警戒体制	和木町で震度4の地震が発生した場合	町沿岸を含む瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表された場合	地震動による町内の被害情報がなく、今後の情報収集、県及び防災関係機関との連絡体制の維持に必要な体制とする。	企画総務課 都市建設課 (各2名)	
			地震動による町内の被害発生の可能性があり、今後の被害情報の収集・確認とともに、災害対応の準備が必要であると企画総務課長が判断する場合、第2警戒体制を拡大した体制とする。	企画総務課 都市建設課 (共に全職員) 住民サービス課 保健福祉課 教育委員会事務局 (各2名) その他必要と認められる職員	「避難指示等の発令伝達マニュアル」第4編「津波災害」表17【避難指示等の発令判断基準】に示す「津波注意報」が発表された場合

種別	配備の基準		体制の概要	配備課	避難指示等の発令基準
	地震	津波			
災害警戒本部体制	和木町で震度5弱の地震が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・町沿岸を含む瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された場合 ・警戒体制下において、以後の災害対応について協議を要すると町長が認めた場合 	<p>以下において、今後の対応のため町的意思決定組織を必要とした場合、町長を本部長とした災害警戒本部体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震動による町内の被害発生の可能性が有り、組織的な体制の下に被害情報の収集・確認、町、県及び関係機関等との災害対応への準備が必要とする場合 ・町内に津波被害の発生が予測され、町、県及び関係機関等が連携した組織的な避難体制での対応を必要とする場合 	<p>町長 副町長 教育長 全課長</p> <p>第2警戒体制の職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難指示等の発令伝達マニュアル」第4編「津波災害」表14【避難指示等の発令判断基準】に示す「津波警報」が発表された場合 ・避難指示の発令に伴う町の住民避難の対応は「津波避難計画」に基づき実施する。
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・和木町で震度5強以上の地震が発生した場合 ・地震発生により町内に被害が出た場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・町沿岸を含む瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表された場合 	<p>以下において、町の総力を挙げての対応が必要とした場合、町長を本部長とした災害対策本部体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震動による町内に相当の被害が発生し、災害応急対応、2次被害防止等のため、町、県及び関係機関等が連携して対応する必要がある場合 ・町内に相当規模の津波被害発生が予測され、町、県及び関係機関等が連携した広域かつ迅速な避難体制での対応を必要とする場合 	<p>全職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難指示等の発令伝達マニュアル」第4編「津波災害」表14【避難指示等の発令判断基準】に示す「大津波警報」が発表された場合 ・避難指示の発令に伴う町の住民避難の対応は「津波避難計画」に基づき実施する。

(2) 地震・津波以外の配備体制

種別	配備の基準	体制の概要	配備課	避難指示等の発令基準
第1警戒体制	和木町に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表された場合	気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。	企画総務課 必要に応じ1名以上 ※課外・休日は守衛対応	
第2警戒体制	1 和木町に暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪又は波浪警報の一つ以上が発表された場合 2 その他、町長が必要と認めるとき。	情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施	企画総務課 2名以上	「高齢者等避難」発令の検討(主要条件の抜粋) 下記の他、細部は「避難指示等の発令伝達マニュアル」に示す発令条件による。 ※今後の気象状況等、高齢者等避難の時間確保等から町長等の許可の下に関係課室局園長への連絡により、「第2警戒体制」下で発令する場合がある。 1 水害(河川氾濫)※小瀬川に関する基準 (1) 両国橋水位観測所において、避難判断水位(3.9m)に到達し、今後更に水位が上昇すると予測される場合 (2) 弥栄ダム管理所より「異常洪水時防災操作〇時間前」の情報があった場合 2 土砂災害 (1) 連続雨量が150mmを超え、今後、1時間雨量が40mm以上となる激しい雨が予想される場合。 (2) 連続雨量に関係なく、今後の1時間雨量が40mm以上の激しい雨が2時間以上継続すると予想される場合。 (3) 町内の土砂災害警戒判定メッシュ「赤(警戒)」(警戒レベル3)が複数表示され、今後、「紫(危険)」(警戒レベル4)表示への移行が予想される場合 3 高潮災害 町に「高潮注意報」(警報に切り替える可能性の高い旨に言及されているもの)が発表された場合
		企画総務課長の判断により、関係課の所要人員を配備する。	企画総務課長 企画総務課長補佐 その他必要と認められる職員	

種別	配備の基準	体制の概要	配備課	避難指示等の発令基準
災害警戒本部体制	第2警戒体制下において、以後の災害対応について協議を要すると町長が判断したとき。	<ul style="list-style-type: none"> 第2警戒体制の職員に加え、町長、副町長、教育長、全課長により組織される災害警戒本部を設置し、以後の対応等に努める。 	町長 副町長 教育長 全課長 第2警戒体制の職員	「避難指示」発令の検討（主要条件の抜粋） 下記その他、細部は「避難指示等の発令伝達マニュアル」に示す発令条件による。 1 水害（河川氾濫）※小瀬川に関する基準 (1) 両国橋水位観測所において、氾濫危険水位（4.4m）に到達し、今後更に水位が上昇すると予測される場合 (2) 弥栄ダム管理所より「異常洪水時防災操作3時間前」の通知があった場合 2 土砂災害 (1) 連続雨量が200mmを超え、今後、1時間雨量が40mm以上となる激しい雨が予想される場合。 (2) 連続雨量に関係なく、今後の1時間雨量が40mm以上の激しい雨が3時間以上継続すると予想される場合。 (3) 町に「土砂災害警戒情報」が発表された場合 (4) 町内の土砂災害警戒判定メッシュ「紫（危険）」（警戒レベル4）が複数表示され、今後、「黒（災害切迫）」（警戒レベル5）表示への移行が予想される場合 3 高潮災害 (1) 町に「高潮警報」が発表された場合 (2) 町に「高潮注意報」（高潮警報に切り替わる可能性有）とともに「暴風警報」「暴風特別警報」が発表された場合

<p>災害対策本部体制</p>	<p>町内に相当規模の災害が発生するおそれがある、又は発生し、町の総力を挙げて災害対策に取り組む必要があると町長が判断したとき。(自然災害に関わらず、大規模な火災、コンビナート災害等を含む。)</p>	<p>・町の総力を挙げて災害対策に取り組む。 (職員の参集については、各主管長の指示によるものとする。自宅待機を含め、職員の人員交替に配慮する。)</p>	<p>全職員</p>	<p>「緊急安全確保」発令の検討(主要条件の抜粋) 下記の他、細部は「避難指示等の発令伝達マニュアル」に示す発令条件による。 1 水害(河川氾濫)※小瀬川に関する基準 (1) 両国橋水位観測所において、計画高水位(6.07m)に到達する恐れがある場合 (2) 弥栄ダム管理所より「異常洪水時防災操作1時間前」の通知があった場合 2 土砂災害 (1) 町に「土砂災害警戒情報」とともに「記録的短時間大雨情報」が発表された場合 (2) 町内の土砂災害警戒判定メッシュ「黒(災害切迫)」(警戒レベル5)が複数表示された場合 (3) 土砂災害が発生した場合。 3 高潮災害 町に「高潮特別警報」が発表された場合</p>
-----------------	--	---	------------	---

2 職員の参集

町は、「1 配備体制」における「配備の基準」に示す事象が発生した場合、同「配備課」に示す職員は、「災害発生時の職員参集マニュアル」5項「災害発生時の参集」に基づき、参集を行うものとする。

3 応急活動に必要なマニュアルの作成等

町は、各対策部は、「和木町業務継続計画」、「災害発生時の職員参集マニュアル」、「コンビナート災害時の住民広報マニュアル」等に基づき、各警戒体制、本部体制における業務に関する職員への周知、定期的な訓練の実施により、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関との連携等について徹底する。

4 業務継続計画（BCP）等の運用

町は、大規模災害が発生し、庁舎が被災した場合においても、「和木町業務継続計画」の発動とともに、「災害時受援計画」による町外からの支援により、発災直後から災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に遂行する。

この際、実行の基盤となる計画の組織、施設、業務遂行の体制等について、定期的な更新とともに、訓練等によりその実行性を維持・向上させる。

第2項 防災関係機関

防災関係機関においても、災害の発生に備え、町及び県と同様に非常事態に即応できる体制の整備を図るものとする。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、町、県及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

第1項 相互応援協定の締結

1 町における相互応援協定の締結

各対策部は、それぞれの応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を締結しておき、災害発生時において積極的な協力が得られるようにしておく。

- (1) 県内全市町による広域消防相互応援協定
- (2) 災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定

第2項 警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は、全国的に組織された広域緊急援助隊等及び緊急消防援助隊の県内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

第3項 応援機関の活動体制の整備

1 町は、近隣市町（消防本部）、隣接県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。

2 町は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。

臨時ヘリポートとして和木中学校グラウンド及び蜂ヶ峯総合公園グラウンドを場外着陸場として指定している。この他、必要に応じ、県との調整により防災広場（ヘリフォワード）に、臨時ヘリポートを確保する。

3 大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した動拠点の整備を行うとともに、高潮、津波被害及びコンビナート災害を想定し、蜂ヶ峯総合公園地域内に拠点を確保する。

第4項 災害対策本部における連携

1 救出・救助機関

大規模災害が発生した場合、各機関は必要に応じて職員を町災害対策本部等に派遣し、災害現場における連携方法の調整、迅速な意思決定の支援を受ける。また、災害現場において、各部隊の現場責任者による現地対策本部を設置し、関係機関が一元的に情報収集・共有し活動できるようにする。

2 ライフライン事業者

大規模災害が発生した場合、被害が大きなライフライン事業者は必要に応じて、町災害対策本部に連絡員の派遣を受け、被害状況の共有化を図り、迅速な復旧に繋げるものとする。

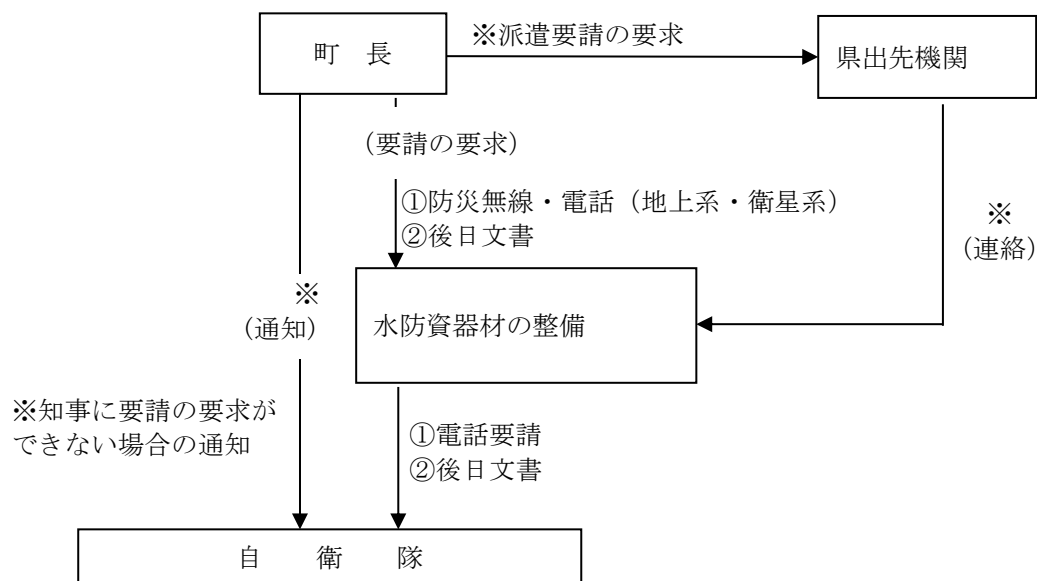
第3節 自衛隊との連携体制

自衛隊が災害派遣活動を迅速かつ的確に行うための、自衛隊集結地を蜂ヶ峯総合公園グラウンドとする。

町は、自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう県があらかじめ定めた次の事項等に従い、災害応急要請を行う。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法
- 4 連絡先

※防災危機管理課への連絡が途絶した場合



陸 上 自 衛 隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281
			県庁内線 5184
			防災行政無線（衛星系） 217
第13旅団	広島県	082-822-3101	
		中部方面総監部	大阪府
海 上 自 衛 隊	第31航空群	岩国市	0827-22-3181
	下関基地隊	下関市	083-286-2323
	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511
	佐世保地方総監部	長崎県	0965-23-7111
航 空 自 衛 隊	第12飛行教育団	防府市	0835-22-1950（内線231）
	航空教育隊	防府市	0835-22-1950
	西部航空方面隊	福岡県	092-581-4031
	第3術科学校	福岡県	093-223-0981
	第17警戒隊	萩市	0838-23-2011

また、いかなる状況においてどのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに自衛隊へ連絡しておくものとする。

第4節 海上保安部署との連携体制

町は、海上保安部署との間の連携体制を整備し、場外着陸場として和木中学校グラウンド及び蜂ヶ峯総合公園グラウンドを指定しており、洋上で救助した負傷者の緊急搬送を想定した訓練を計画する。

第5節 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において町及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図ることが望まれる。このため、次の対策を講じるものとする。

- 1 施設の安全点検、浸水対策の強化
既存の施設設備にあっては、安全点検を行い、浸水対策の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- 2 災害対策活動の拠点施設の整備
防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設（町庁舎等）の整備に努める。
- 3 防災中枢機能の代替え設備の準備
町庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備え、「町事業継続計画（BCP）」に基づく代替施設を準備する。
- 4 非常用電源の確保
停電時への対応について、庁舎は「町事業継続計画（BCP）」に基づく72時間運用可能な非常用電源を確保する。医療機関等においては、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 5 各種データのバックアップ体制の整備
資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

岩国海上 保安署	広島海上 保安部	徳山海上 保安部
0827-21-6118	082-253-3111	0834-31-0110
0827-24-4999	082-251-4999	0834-21-4999

※上段は代表電話
下段は緊急電話

第6節 水防資器材の整備

第1項 水防資器材の備蓄状況

- 1 水防用の資器材は、町の水防倉庫及び県の各土木建築事務所及び各土木事務所に備蓄されている。
- 2 町においては、危険箇所付近における土砂、竹木等の採取について、それらの所有者と事前に協議あるいは契約を締結する等により確保し、災害の発生に備えるものとする。

第2項 水防資器材の整備対策

1 備蓄基準

町は、おおむね重要水防箇所内の堤防の延長2 kmについて1箇所の水防倉庫又は資材備蓄場所を設置し、山口県水防計画（県防災計画本編第3編第13章）に定める基準による資材器具を準備しておくものとする。

第7節 複合災害

町は、災害対応にあたる要員、資材について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を計画に定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

第7章 避難予防対策

基本的な考え方

災害時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るためには的確な避難行動が不可欠であり、避難誘導、避難場所等について、あらかじめ計画を策定しておく必要がある。

章	節	項	番	
避難予 防対策	避難計画	避難の指示等（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の基準		
		避難指示等の事項		
		避難指示等の伝達手段	信号による伝達	
			無線、電話、メール及び放送等による伝達	
			広報車、伝達員による直接伝達	
		高齢者等避難		
		避難場所及び避難所の指定	選定基準	
			避難場所及び避難所の利用一覧表の作成	
			その他留意すべき事項	
			避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議	
		避難場所への経路及び誘導方法	避難誘導体制	
			避難経路の選定	
		避難順位の一般的基準		
		携行品の制限の一般的基準	携帯品として認められるもの	
			余裕がある場合	
		避難所の運営管理	管理運営体制の確立	
			避難者名簿（様式の作成）	
			避難収容中の秩序保持（管理要領）、集団生活に必要な規律等	
			避難情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）	
			各種相談業務	
避難所開設に伴う被災者救援措置	給水装置			
	給食装置			
	毛布、寝具等の支給			
	衣料、日用品の支給			
避難所の整備に関する事項	負傷者に対する応急救護			
	避難生活の環境を良好に保つための設備（換気、照明、空調設備等）			
	避難場所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源）			

			災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ、Wi-Fi 等）
			避難場所での備蓄
		避難所及び避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発	平常時における広報
			災害時における広報
		被災者支援	
		土砂災害警戒区域の指定	
	浸水想定区域の指定		
	学校その他防災上重要な施設の避難計画	学校教育施設	
		病院	
		福祉関係施設	
		その他防災上重要な施設	
	応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	建設可能な用地の把握	
		建設機材の供給可能量の把握及び調達・供給体制の整備	
		公営住宅等の空家状況の把握	

【参照資料】

- 別冊 2 「和木町要配慮者対策・支援計画」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 1 「要配慮者施設、避難場所等の指定一覧」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 1 7 「主要指定避難所開設・運営の考え方」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 1 8 「総合コミュニティセンター避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 1 9 「和木中学校避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 2 0 「和木こども園避難所開設運営マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 2 1 「和木小学校避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 2 2 「三井化学記念体育館避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 2 3 「感染症対策下における避難所開設・運営計画」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 2 「災害時受援計画」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 5 「和木町事業継続計画」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 7 「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」

第1節 避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した計画となるよう努めるとともに、公園、公民館、学校等の公的施設の他、町内企業が管理する施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、「和木町業務継続計画」を更新・整備し、災害時に優先すべき業務（災害応急対応業務、優先度の高い通常業務）を選定し、当該業務遂行の役割分担を定め、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第1項 避難指示等（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の基準

町は、避難勧告等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準を定めた、「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」に基づき実施する。

本マニュアルについては、法令、関係機関の各種防災・警戒情報、経年の変化等により、逐次、改訂しその実効性を保持する。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	災害が発生するおそれのある状況、 即ち災害のリスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	・高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保） ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング
避難指示 (警戒レベル4)	災害が発生するおそれが高い状況、 即ち災害リスクのある区域等に居住者が危険な場所から避難すべき状況	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保（※））
緊急安全確保 (警戒レベル5)	災害が発生又は切迫している状況、 即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、直ちに安全を確保

※ 屋内安全確保：洪水等及び高潮に対し、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定区域を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保する行動

第2項 避難指示等の事項

避難指示等にあたって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

- 1 避難指示等の発令者
- 2 指示等の理由（避難を要する理由）
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他
災害の状況により必要となる事項

第3項 避難指示等の伝達手段

避難指示等を発令した場合の伝達手段等については、「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」に基づき実施する。

地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、町による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部（署）、放送局等の協力による伝達体制を整備する。

また、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の災害時要援護者への伝達体制についても、「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」に基づき実施する。

1 信号による伝達

サイレン等の利用

2 無線、電話、メール及び放送等による伝達

防災行政無線、電話（自治会長等）、和木町防災メール、緊急速報メール、CATV等、アラートの配信によるテレビ等の表示、放送、広報車による巡回放送

3 広報車、伝達員による直接伝達

災害時における通信途絶を想定し、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど、伝達員による伝達体制を整備する。

第4項 高齢者等避難

災害のおそれのある場合に、町が避難行動要支援者をはじめとする避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため、高齢者等避難を伝達する必要がある。

このため、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」に基づき、避難すべき区域や伝達方法等を明確して発令するものとする。

第5項 避難場所及び避難所の指定

町は、別紙「要配慮者施設、避難場所等一覧」に基づき、災害の危険が切迫した緊急時において安全を確保する指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

1 選定基準

(1) 指定緊急避難場所

災害の種類に応じ、被災が想定されていない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上に避難者を受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造、設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとし、耐震性、耐火性も考慮するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保する措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

(3) その他留意すべき事項

火災の延焼が危惧される住宅密集地以外とする。この場合、適切な施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。

・避難場所、避難所の区分けの境界線は、自治会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分とする。

・各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるように配慮する。

・避難人口は、夜間人口による。

2 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表を作成し、所要事項を整備しておくものとする。

「避難場所の利用一覧表」(例)

使用する地域又は自治会名	避難所名	収容人員	炊き出し能力	施設の能力	経路・位置・所要時間	施設管理者	管理責任者	連絡員

3 避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

- (1) 施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておく必要がある。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 管理責任者を予定しておく。
- (4) 指定管理施設を指定避難場所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

第6項 避難場所への経路及び誘導方法

「和木町要配慮者対策・支援計画」に基づき、高齢者、障害者等の災害要援護者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）を実施する。

1 避難誘導体制

(1) 避難誘導責任者

避難誘導が必要な場合は、地域と連携し町、消防団等により実施する。

この際、避難支援を要請する避難行動要支援者に対しては、「和木町要配慮者対策・支援計画」に基づき地域と連携して、避難所への避難支援を実施する。

(2) 避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図る。また、夜間照明の設置に努める。

2 避難経路の選定

- (1) 避難経路を2経路以上選定する。
- (2) 相互に交差しない。
- (3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないように配慮する。
- (4) 住民の理解と協力を得て選定する。

第7項 避難順位の一般的基準

- 1 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊婦
- 2 乳幼児、学童
- 3 女性
- 4 その他の者
- 5 防災従事者

第8項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

1 携帯品として認められるもの

貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証・マイナンバーカード、常備薬（処方箋を含む）、懐中電燈、携帯ラジオ

- 2 余裕がある場合
上記の他若干の食料品、日用品等

第9項 避難所の運営管理

避難所における活動を円滑に実施するため、「主要指定避難所の開設・運営の考え方」及び「主要指定避難所（5ヶ所）の「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、主要指定避難所（5ヶ所）の運営管理を行う。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供に配慮するものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に特段の配慮を必要とする期間においては、「感染症対策下における避難所の開設・運営計画」に基づき避難所の運営管理を行う。

- 1 管理運営体制の確立
管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）について、あらかじめ定めておくものとする。
- 2 避難者名簿（様式の作成）
- 3 避難収容中の秩序保持（管理要領）、集団生活に最低限必要な規律等
- 4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）
- 5 各種相談業務

第10項 避難所開設に伴う被災者救援措置

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護

第11項 避難所の整備に関する事項

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明、空調設備等）
- 2 避難場所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器等）
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ、Wi-Fi等）
- 4 避難場所での備蓄
食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資

第12項 避難所及び避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

- 1 平常時における広報
(1) 広報紙、掲示板、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布
(2) 住民に対する巡回指導
(3) 防災訓練等の実施
- 2 災害時における広報
(1) 広報車による周知
(2) 避難誘導員による現地広報
(3) 自治会等自主防災組織を通じた広報

第13項 被災者支援

「和木町被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」に基づき、住家被害認定調査、り災証明書の発行に関する業務は、主管課により対応するが、大規模災害等による当該主管課による業務の停滞が予想される場合は、「和木町業務継続計画」に基づく優先度の高い通常業務の絞り込みによる関係部署からの職員派遣、「災害時受援計画」に基づく町外からの応援職員の支援を受け、り災証明書の早期発行による被災者の生活再建支援体制の

整備を図る。

第14項 土砂災害警戒区域の指定

- 1 土砂災害警戒区域ごとに、次の事項について定めるものとする。
 - (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の伝達に関する事項は、「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」第2編「土砂災害」のとおりとする。
 - (2) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他、特に配慮を要する者が利用する施設が有る場合には、施設の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法については、「和木町要配慮者対策・支援計画」に定めるとおりとする。
 - (3) 災害対策基本法第48条第1項に基づき、町が実施する土砂災害避難訓練については、第2編第3章第1項に基づく他、要配慮者に対しては、「和木町要配慮者対策・支援計画」に定める通り実施するものとする。
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条（警戒避難体制の整備）第4項に該当する、社会福祉施設、学校、医療施設その他、主として配慮を要する者が利用する施設については、別紙「要配慮者施設、避難場所等一覧」3「警戒区域に所在する要配慮者施設」に示すとおりとする。
 - (5) 救助に関する事項については、第2編第8章第1項に基づき、実施する。
- 2 町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ（土砂災害）の町内全戸配布、公共施設、町HPへの掲示等、の措置を実施する。
- 3 町は、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するものとする。

第15項 浸水想定区域の指定

- 1 浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。
 - (1) 浸水想定区域ごとに洪水予報及び氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達方法、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項は、「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」第1編「水害」、第3編「大潮災害」、第4編「津波災害」のとおりとする。
 - (2) 浸水想定区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他、特に配慮を要する者が利用する施設が有る場合には、施設の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法については、「和木町要配慮者支援マニュアル」に定めるとおりとする。
 - (3) 災害対策基本法第48条第1項に基づき、町が実施する浸水災害からの避難訓練については、第2編第3章第1項に基づく他、要配慮者に対しては、「和木町要配慮者対策・支援計画」に定める通り実施するものとする。
 - (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条（浸水相当区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置）第4項に該当する、社会福祉施設、学校、医療施設その他、主として配慮を要する者が利用する施設については、別紙「要配慮者施設、避難場所等一覧」3「警戒区域に所在する要配慮者施設」に示すとおりとする。
- 2 国（国交省）、県より提供される浸水想定区域等に基づき、「避難指示等の発令・伝達マニュアル」により、洪水に関する情報の伝達方法、浸水の恐れがある場合における避難施設その他の避難場所及びその他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ（洪水）の町内全戸配布、公共施設、町HPへの掲示等、の措置を実施する。

第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

町は、別紙「要配慮者施設、避難場所一覧」第3「警戒区域に所在する要配慮者施設」に示す要配慮者施設は、次の事項に留意し、関係機関と協議の上、当該施設毎に避難計画の作成を指導し、関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

- 1 学校等教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
- 2 病院については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項
- 3 福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
- 4 その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法に関する事項

第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

町は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

- 1 応急住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をしておく。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
- 3 公営住宅、民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速に提供する。

第8章 救助・救急、医療活動

基本的な考え方

大規模災害発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。発災当初における町及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助することにある。このため、町及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよう、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図ることが求められる。

章	節	項	番
救助・救急、 医療活動	救助・救急活動	町	消防の広域化の推進
			県内広域消防応援協定の締結
			広域応援者受入体制等の整備
			消防団、自主防災組織に対する訓練の実施
			救助・救急隊員の充実、高度救助技術の導入
			救助・救急用資機材の整備
	医療活動	医療救護活動体制の確立	町
			町民
			健康管理体制の確立
			血液製剤の確保体制の確立

第1節 救助・救急活動

第1項 町

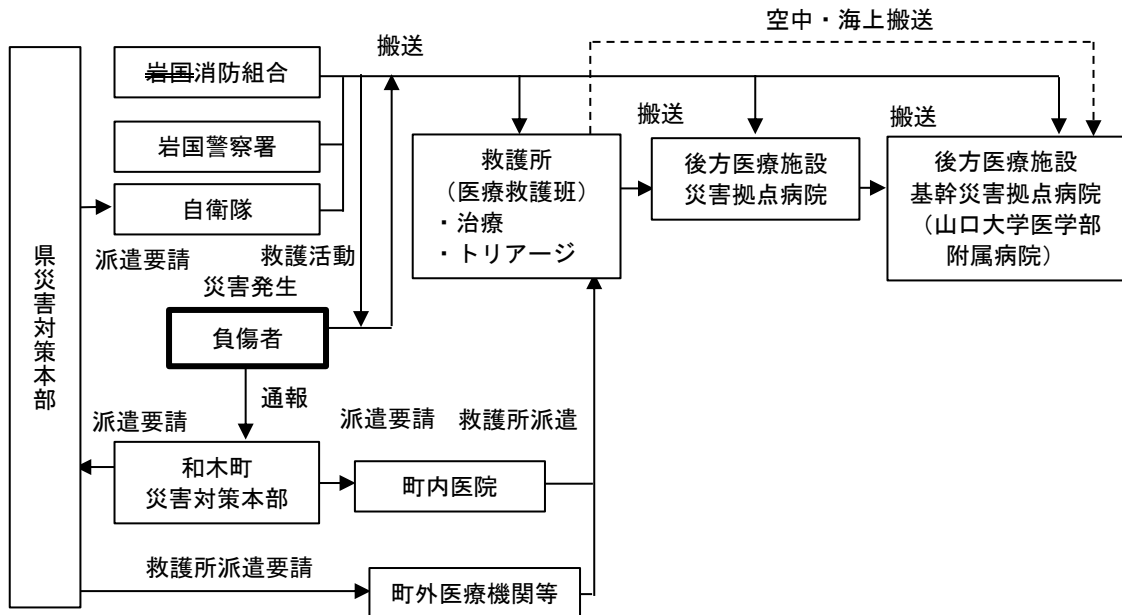
- 1 消防の広域化を推進
推進により、救助や救急専門職員の増強や高度資機材の計画的整備を図る。
- 2 県内広域消防応援協定の締結
- 3 広域応援者受入態勢等の整備
町の「災害時受援計画」に基づき、県内広域消防応援協定等に基づく応援者等の受け入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう受け入れ態勢等を整備する。
- 4 消防団、自主防災組織に対する訓練の実施

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立

町は、災害時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。

[医療救護活動体計図]



1 町

- (1) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。
設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。
- (2) 災害時に医療救護班の編成を迅速に行えるよう、平時から町内医院との連絡窓口及び要請手続きを定めておく。
- (3) 救護所として保健相談センターを整備する。
- (4) 災害医療関係者間で情報を共有できるように、災害時における広域災害・救急医療情報システムへの接続するための通信手段を確保する。

2 町民

- (1) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
- (2) 町、県、消防組合、日赤山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得に努める。
- (3) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。

第2項 健康管理体制の確立

- 1 保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。
- 2 精神保健福祉センター、健康福祉センターは、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

第3項 血液製剤の確保体制の確立

- 1 県赤十字血液センターの災害に対する安全性の確保を図る。
- 2 県赤十字血液センターは、災害時における医療機関からの血液の要請に応えられるよう、常時血液製剤を備蓄しておくとともに、他県血液センターからの支援が受けられるよう、あらかじめ体制の整備を図っておくものとする。
- 3 災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 4 町は、災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

第9章 災害時要配慮者対策

基本的な考え方

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な災害時要配慮者となることから、平常時からこれらの災害時要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、別冊1「和木町要配慮者対策・支援計画」第2章「要配慮者対策」に基づき、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅災害時要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。

【参考資料】

別冊1「和木町要配慮者対策・支援計画」

第10章 緊急輸送活動

基本的な考え方

災害応急対策活動を円滑に実施するうえで、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。

章	節	項	番
緊急輸送活動	緊急輸送ネットワークの整備	緊急輸送ネットワークの形成	輸送施設等の指定
			輸送拠点の指定
			関係機関・住民等への周知
		輸送施設等の安全性	
	道路交通管理体制の整備		道路交通関連施設の災害に対する安全性の確保
	道路啓開		警察署への支援要請
緊急輸送車両等の確保			

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定

(1) 道路

ア 県道北中山岩国線（県道135号線）を主要緊急輸送路とする。

イ 県道北中山岩国線が被災し、通行不能となった場合、その他の道路を使用する。

(2) 臨時ヘリポート

臨時ヘリポートとして、和木中学校グラウンド、蜂ヶ峯総合公園グラウンドを指定する。

2 輸送拠点の指定

県、他市町等からの緊急物資等の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設として和木町体育センターを指定する。

3 関係機関・住民等への周知

上記により、指定した施設については、広報誌等を活用するなどして関係機関、住民等へ周知を図る。

第2項 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、特に安全性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

- 1 町は、町道における信号機、道路交通安全施設について災害に対する安全性の確保について要望を行う。
- 2 町は、岩国警察署に対し必要に応じ、災害時の情報収集、交通規制及び誘導等を円滑に行うための支援を要請する。

第3節 道路啓開

道路管理者は、発災後の町道の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるように受け入れ態勢の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

第 1 1 章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

基本的な考え方

町は、大規模災害が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

また、町は山口県市町災害対策基金組合格約に基づく基金を積み立てるものとする。

章	節	項	番
災害救助物資の確保、災害対策基金計画	災害救助物資確保計画	食料の確保	応急用食料の調達・供給に関する基本方針
			応急用食料の調達・供給体制の整備
		飲料水の供給	応急給水活動計画
			給水拠点の整備
			飲料水の確保
			応急給水資機材の整備
	生活必需品等の確保		応急復旧体制の整備
	町民の取るべき措置		
	災害対策基金計画	町の災害対策基金計画	災害基金の積立
			基金の運用
基金の処分			

第1節 災害救助物資確保計画

第1項 食料の確保

町は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

町は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図るものとする。

この場合、県及び市町相互、自治協議会及び民間企業・団体等からの応急用食料の調達・供給、に関する広域的な応援体制の整備、についても、十分留意するものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

町は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

- (1) 主食系として、米について、農林水産省と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備するものとする。
- (2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定の体制を維持するとともに、必要な応援体制の拡充について整備する。

また、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握について、県救援物資管理業務システムを活用しその把握に努めるものとする。

・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰等

第2項 飲料水の供給

1 応急給水活動計画

町は、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

この際、県救援物資管理業務システムを活用した飲料水の確保体制について構築する。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

町は、大規模災害が発生した場合の被害想定を行い、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。(1人1日3ℓ)

(2) 井戸水の活用

町は、町内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、岩国健康福祉センター（岩国環境保健所）との連携体制を整備する。

4 応急給水資機材の整備

町は、給水タンク車の装備の他、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

町は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、県及び市町相互、自治協議会、民間業者団体等との間の応援協定に基づき、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保

町は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ポンペ等の生活必需品について、国の「新物資システム（B-PLo）」を活用した流通業者、流通在庫量等の把握とともに、災害応援協定に基づく迅速な調達体制を整備する。また、調達物資到着までに必要な生活必需品の確保のための備蓄に努めるものとする。

第4項 町民のとるべき措置

町民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という考えに基づき、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるものとする。

第2節 災害対策基金計画

町は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行っている。

第1項 町の災害対策基金計画

1 災害基金の積立

県内の全市町をもって、山口県市町総合事務組合が設立されている。

2 基金の運用

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付目標額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものであること。

3 基金の処分

(1) 基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものであること。

- ア 風害
- イ 水害
- ウ 雪害
- エ 地震
- オ 干害
- カ 火災
- キ その他議会の議決を経て定める災害

(2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、町納付金の3倍以内の額を処分することができるものであること。

- ア 災害による減収補てんを要するとき
- イ 災害対策事業費の支出を要するとき
- ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき

(3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものであること。

- ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業
- イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
- ウ その他組合長が必要と認めた事業

第12章 ボランティア活動の環境整備

基本的な考え方

大規模災害時には、町、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく一般住民の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。

章	節	項
ボランティア活動 の環境整備	ボランティアの位置付け	ボランティアの定義
		ボランティアの活動対象
	ボランティアの育成	町民に対する普及・啓発
		ボランティアの養成
		コーディネーターの養成
	ボランティアの登録	
	ボランティア支援体制の整備・強化	平常時における支援体制の整備
支援体制の確立		

【参照資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料38 「和木町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」

第1節 ボランティアの位置付け

第1項 ボランティアの定義

防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区分	活動内容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）・建築物危険度判定（応急危険度判定士）・土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士等）・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等）・福祉（手話通訳、介護等）・無線（アマチュア無線技士）・特殊車両操作（大型重機等）・通訳（語学）・災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等）・災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧の支援・助言）・その他特殊な技術を要する者
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・救援物資の整理、仕分け、配分・避難所の運営補助・炊き出し、配送・清掃、防疫・要援護者への生活支援・その他危険のない軽作業

第2節 ボランティアの育成

第1項 町民に対する普及・啓発

町及び和木町社会福祉協議会は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの町民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第2項 ボランティアの養成

和木町社会福祉協議会は、町、関係団体等と連携して、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 コーディネーターの養成

和木町社会福祉協議会は、ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、一般ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、町及び関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 ボランティアの登録

和木町社会福祉協議会は、町及び県ボランティアセンターの協力を得て、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

第4節 ボランティア支援体制の整備・強化

第1項 平常時における支援体制の整備

和木町社会福祉協議会は、町、ボランティア団体及びNPO法人との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。

また、大規模災害時や町ボランティアセンターが被災した場合、「和木町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」に基づき、町がこれに代わる施設・場所を準備する等、広域的な支援体制の整備を含めたボランティア活動支援のためのガイドライン等を作成する。

第2項 支援体制の確立

町は、「和木町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」に基づき、和木町社会福祉協議会と協議して、一般ボランティアの活動拠点となるボランティアセンターを定める活動を支援するなど、必要な連携体制について検討を行う。

第13章 施設、設備等の応急復旧体制

基本的な考え方

町、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、町民が日常生活を営むうえで重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講じる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。

また、町は定期的な連絡会議等を開催し、ライフライン事業者との連携強化に努めるものとする。

章	節	項
施設、設備等の応急復旧体制	公共施設等の応急復旧体制	公共土木施設等
		公共施設等
		鉄道施設
	ライフライン施設の応急復旧体制	水道事業者
		下水道事業者
		工業用水道事業者
		電気事業者
		ガス事業者
		通信事業者

【参照資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3-9「災害時における連携体制及び協力体制に関する覚書」

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料4-9「災害時における物資の供給に関する覚書」

第1節 公共施設等の応急復旧体制

第1項 公共土木施設等

1 町は、被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。

また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講じるものとする。

2 町は、応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設等

施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の準備をしておく。

第3項 鉄道施設

町は、西日本旅客鉄道株式会社広島支店岩国管理駅と連携し、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な支援体制の確立、復旧活動に必要な広報体制の確立に努めるものとする。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者

町は、災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者

町は、「和木町下水道BCP（地震・津波編）」に基づき、下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、町は、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 工業用水道事業者

町は、災害時における工業用水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、小瀬川工業用水道事務所との情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努めるとともに、応急復旧が速やかに行われるよう協力体制の確立に努める。

第4項 電気事業者

町は、中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンターとの「災害時における連携体制及び協力体制に関する覚書」に基づき、情報連絡体制の整備、応急対策要因の確保等に係る体制の整備を図る。

第5項 ガス事業者

町は、山口県LPガス協会岩国支部との間の「災害時における物資の供給に関する協定書」に基づき、発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な資機材の供給及び支援を受ける。

第6項 通信事業者

1 町は、NTT西日本株式会社山口支店等と、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図る。

- 2 町は、通信事業者より応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合において、国（中国総合通信局）を通じて協力要請があった場合は、可能なかぎりこれに協力するものとする。

第14章 危険家屋移転促進対策

基本的な考え方

住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転事業を推進する。

章	節	項	番
危険家屋移転 促進対策	防災のための集団移 転促進計画	事業の目的	
		事業主体	
		移転促進区域	被災地域
			災害危険区域
		国の補助制度等	国の補助
	地方債の特別措置		
	がけ地近接危険住宅 の移転促進計画	事業の目的	
		事業主体	
		移転の促進	
		国の補助制度	
県の補助制度			

第1節 防災のための集団移転促進計画

第1項 事業の目的

住民の生命身体及び財産を災害から保護するため、災害による被災地域又は被災する危険の著しい地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあるすべての住居を他の安全な場所に移転をさせることを目的として、一定規模の住宅団地を整備する等の集団移転事業を推進する。

第2項 事業主体

町が行う。例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。

第3項 移転促進区域

1 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（豪雨、洪水、その他の異常な自然現象）にかかるもの

2 災害危険区域

建設基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

第4項 国の補助制度等

1 国の補助

次の各号に掲げる経費について政令で定めるところにより、それぞれ4分の3を下らない割合により、その一部を補助する。

- (1) 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。）
- (2) 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費
- (3) 住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費
- (4) 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費
- (5) 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令により定めるものに要する経費
- (6) 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

2 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進計画

第1項 事業の目的

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅（がけ地の崩壊、土石流、なだれ及び地すべりによる危険が著しいため、建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域又は同法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域（山口県建築基準条例第7条）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅）の移転を行う者に対して補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行い、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって住民の生命の安全を確保することを目的とする。

第2項 事業主体

町が行う。特別の事情がある場合には県が実施することができる。

第3項 移転の促進

町は事業計画にしたがって危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導を行い、移転の促進を図る。

第4項 国の補助制度

国は事業主体に対して、移転事業に要する次の各号に掲げる費用について、予算の範囲内においてその2分の1を補助する。

- 1 危険住宅の除去等に要する経費
- 2 危険住宅に代る住宅の建設、購入に要する経費

第5項 県の補助制度

県は事業主体に対して、移転事業に要する費用について、予算の範囲内においてその4分の1を補助する。

第15章 火災予防対策

基本的な考え方

火災は、町民に最も身近な災害で、いったん発生すると貴重な人命と財産を一瞬のうちに失い、また延焼拡大した場合は地域全体を焼失させ、甚大な被害を発生させるおそれがある。

火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、町、県及び消防機関等は必要な予防対策を推進する。

章	節	項	番号	
火災予防対策	一般火災予防計画	火災予防対策の推進	火災予防思想の普及啓発	
			災害に強いまちの形成	
			火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保	
			住宅防火対策の推進	
			地域における防火安全体制の充実	
		要配慮者の防火安全性の確保	住宅防火対策の推進	
			避難協力体制の確立	
			その他の安全確保対策の推進	
		建築物防火対策の推進	関係者への指導強化	
			消防用設備等の設置・維持の適正化	
			防火管理の徹底	
		特定防火対象物等における防火安全対策の徹底	防火管理体制の充実	
			防火対象物定期点検報告制度の適正な運用	
			避難施設・消防設備等の維持管理の徹底	
			特定違反対象物に対する是正措置の徹底	
		消防力の充実・強化	工場、倉庫等の防火安全対策の推進	
			町消防計画の整備	
			消防組織の充実	
			消防教育・訓練の充実	
		文化財防火対策の推進	消防施設等の充実・強化	
			建造物文化財・防火施設の現況	
			予防対策実施責任者	
				防火管理・予防対策の推進
				災害復旧の備え
	林野火災予防計画	出火防止対策の推進	林野火災予防対策の推進	
		林野消防対策の推進	火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立	
			活動体制の整備	
			林野火災消火訓練の充実	
		林野火災に強い地域づくり	防火道等の整備	
		林野火災消防施設・資機材の整備	林野火災消防施設の整備	
消火資機材の整備				
空中消火資機材の整備				
		林野火災特別地域対策事業の推進		
		二次災害の防止活動		

第1節 一般火災予防計画

第1項 火災予防対策の推進

1 火災予防思想の普及啓発

町及び消防組合は、関係団体等と協力して地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を推進する。

特に春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、広報車の巡回広報、広報誌の配布、防災行政無線（同報系）等あらゆる機会をとらえ、火を出さないための運動を展開する。

(1) 地域に密着した防火、防災思想の普及啓発

ア 防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

(ア) イベント、集会等を利用した啓発活動

(イ) 巡回による啓発広報活動

(ウ) 学校、職場等における防火指導

(エ) 自主防災組織による啓発広報活動

イ 外国人に対する火災予防広報の実施

近年、町内に在住する外国人が増加していることから、町に滞在するこれらの外国人に対する火気の管理、避難等必要な広報活動を行う。

2 災害に強いまちの形成

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

3 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、これらの設備・器具等の設置及び取扱いの注意について、啓発を行う。

(1) 炉、ふろがま等の火を使用する設備の位置、構造及び管理

(2) 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱い

(3) 指定数量未満の危険物及び危険物に準ずる可燃性物品（指定可燃物）等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

4 住宅防火対策の推進

町及び消防組合は、効果的な住宅防火対策を推進する。

(1) 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底を図る。

ア 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。

イ 広報紙、CATV等の活用を図り、地域に密着した効果的な広報活動を推進する。

(4) 住宅防災機器等の普及

ア 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。

イ 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置等の設置を支援する住宅金融公庫の割増し融資制度の周知を図るなどして、住宅用防災機器等の設置を促進する。

5 地域における防火安全体制の充実

(1) 自主防災組織の整備充実

火災等の災害から地域を守るには、町民一人一人の自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。

このため、地域の実情に応じた、自治会、管内事業者、女性・高齢者・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに既存の防火クラブ（和木こども園幼年消防クラブ）の活性化等についても一層推進する。

また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

(3) 消防訓練の参加及び支援

町は、消防組合が行う消防訓練に参加及び支援する。

第2項 要配慮者の防火安全性の確保

町は、高齢者、障害者等の要配慮者に対し火災等の災害のない生活の場を確保するため、以下の対策を推進する。

1 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65歳以上の高齢者や障害者が被災するケースが多いことから、高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推進を図る。

(1) 防火意識の高揚

(2) 住宅防災用機器の普及

2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障害者等が適切に避難できるよう消防団、自治会（自主防災組織）、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

(1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）の普及促進を図る。

(2) 高齢者、障害者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進に努める。

第3項 建築物防火対策の推進

町は、消防組合と連携し建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

1 関係者への指導の強化

(1) 建築基準法に係る防火規制の徹底

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。

また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。

(2) 消防同意制度の適切な運用

建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防機関はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

(3) 重点的・効果的な予防査察の実施

町及び消防組合は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物定期点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況等を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効果的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

2 消防用設備等の設置、維持の適正化

- (1) 消防組合は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合しかつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。
- (2) 消防組合は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

消防組合は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、さらに、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第4項 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

不特定多数の者が出入りする商店、病院・社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生するおそれがあることから、前項の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

1 防火管理体制の充実

- (1) 消防組合は、実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施についてきめ細かな指導及び検証を行う。
- (2) 特に高齢者、身体障害者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導體制の確立について指導を行う。
- (3) 病院・社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあっては、近隣住民や、ボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。
- (4) 消防組合は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、用途別に適切な指導を行う。

ア 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル

イ 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル

2 防火対象物定期点検報告制度の適正な運用

消防機関は、消防法に定める「防火対象物定期点検報告制度」の対象となる防火対象物の防火管理等の状況について、点検報告により把握するとともに、その不備事項について早期改善を指導する。

3 避難施設・防火設備等の維持管理の徹底

- (1) 火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。
- (2) 火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。
- (3) 防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

4 特定違反対象物に対する是正措置の徹底

消防組合は、消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される特定違反対象物については、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

5 工場、倉庫等の防火安全対策の推進

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生ずるおそれがある。

このため、これらの防火対象物については、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

第5項 消防力の充実・強化

町は、国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力（資機材、要員）の確保に努める。

1 町消防計画の整備

- (1) 町は、国が定める基準に従い消防計画を策定する。
- (2) 町は、策定した消防計画（大綱は次のとおり）に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防ぎよ活動の実施に努める。
 - ア 消防組織に関すること。
 - イ 消防力の整備に関すること。
 - ウ 防災のための調査に関すること。
 - エ 防災教育訓練に関すること。
 - オ 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
 - カ 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
 - キ その他災害対策に関すること。

2 消防組織の充実

- (1) 広域消防応援体制の整備
町は、県内の市町、組合消防本部が締結した県内消防相互応援協定、隣市の広島県大竹市との消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、必要な運用体制の確立に努める。
- (2) 消防団の活性化の推進
町は、消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。
- (3) 自主防災組織の育成
第1項5参照
- (4) 消防組織の連携強化
町は、平常時から消防組合、消防団および自主防災組織等の連携強化を図るものとする。

3 消防教育・訓練の充実

町は、消防団員が、県消防学校において容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

4 消防施設等の充実・強化

- (1) 消防施設等の整備
 - ア 町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立て、その充実強化を図る。
 - イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。
 - ウ 消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。
 - エ 自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう軽可搬ポンプ等の消火機材の整備充実を図る。

第6項 文化財防火対策の推進

文化財建造物の多くが木造の大規模な建築物であるとともに、その利用形態、建築物の構造等が多種多様であり、文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

1 建造物文化財・防火施設の現況

町の指定文化財としては、安禅寺の仏像三軀、扁額「大瀧山」一面等がある。又、県の指定文化財として瀬田八幡宮本殿がある。

2 予防対策実施責任者

- (1) 予防対策……………所有者又は管理団体
- (2) 予防対策指導…町教育委員会、消防組合、県教育委員会（社会教育・文化財課）

3 防火管理・予防対策の推進

(1) 防火設備の整備充実

ア 消火設備の整備

消火設備等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

イ 警報設備の拡充

自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。

ウ その他設備の拡充

避雷装置、消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。

(2) 予防対策指導の推進

ア 利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

(ア) 防火管理体制

(イ) 災害通報体制

(ウ) 災害の起こりやすい箇所の点検、確認、組織等の確立

(エ) 自衛消防組織の確立

(オ) その他、注意札、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等

(3) 防火思想の普及啓発

ア 1月26日の文化財防火デーでは、関係者の協力を得て防災思想の普及啓発、防火訓練を実施するなどして文化財建造物の防火について広く町民の意識の高揚を図る。

(ア) 防災思想の普及（町広報紙、防災訓練等による。）

(イ) 防火訓練の実施（通報、消火、重要物件の搬出、避難等総合的にかつ地元消防の協力・指導のもとに行う。）

イ 消防実技講習会等を実施して消防技術の向上を図る。

第7項 災害復旧の備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2節 林野火災予防計画

町土の約60%を占める林野は、古くより木材その他の林産物の供給、町土の保全、水資源の確保、自然景観、健康保養の場として町民生活に大きく貢献している。

林野火災が一旦発生すると、これらの役割を担う森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復には長い年月と多大の労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなる恐れがある。

このため、国、県、町及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

第1項 出火防止対策の推進

町は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 防火思想の啓発

町は、消防組合等と連携・協力して町民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

町は、消防組合及び林野の所有者等と連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

また林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力で啓発運動を展開する。

(ア) 消防団による巡回広報

- (イ) ポスター、チラシ等の配布
- (ウ) 町広報紙による啓発
- (エ) 学校等を通じての広報（児童生徒の防災思想の高揚）
- (オ) 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発
- (カ) 森林保全巡視員による巡回指導
- イ 協議会等の開催
 - 各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。
- (2) 発生原因別対策
 - ア 一般入山者対策
 - 登山、ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して次の事項を推進する。
 - (ア) たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。
 - (イ) 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。
 - (ウ) 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。
 - イ 山林内事業者（作業者）対策
 - 山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとるものとする。
 - (ア) 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
 - (イ) 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すものとする。
 - (ウ) 事業所に火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ゴミ焼き箇所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備するものとする。
 - (エ) 道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講じるものとする。
 - ウ 道路、鉄道沿線等における火災対策
 - J R 西日本及び町内バス等運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。
 - (ア) 危険地帯の可燃物の除去
 - (イ) 路線の巡視
 - (ウ) 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立
 - (エ) 消火活動の際の路線通行の便宜
 - (オ) 緊急時における専用電話利用の便宜
 - エ 森林所有者対策
 - 森林所有者は自己の所有する林野から放火、失火が生じないよう次の事項を実施するものとする。
 - (ア) 一般住民に対する防火意識の啓発
 - (イ) 無許可入山者の排除
 - (ウ) 火入れに対する安全対策の徹底
- (3) 巡視・監視の強化
 - ア 警戒活動の強化
 - 町等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。
 - イ 森林保全巡視指導員の設置
 - 林野火災の多発地帯、保安林、森林レクリエーション地帯等に森林保全巡視指導員を配置し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導のほか、次のことを行い森林の保全を図る。
 - (ア) 災害の早期発見に関すること。
 - (イ) 無許可伐採等に対する指導
 - (ウ) 森林の産物の盗掘、案内板等の棄損等の防止に関すること。

(4) 関係団体との協力体制

- ア 町及び消防組合は、地域住民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。
- イ 町及び消防組合は、地域住民による自主防災組織の育成に努める。

第2項 林野消防対策の推進

町及び消防組合は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

- (1) 町及び消防組合は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく住民、関係者に周知するための体制の充実を図る。
- (2) 町長は、気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

町及び消防組合は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

町は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備するものとする。

平成24年4月、県内全市町及び全消防本一部事務組合を対象として県内広域消防相互応援協定を締結しており、今後はこれの円滑な対応が出来るよう体制の整備に努める。

(3) 総合的消防体制

ア 町、国及び県は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

イ 町は、県が地理的、地形的条件等から消防活動に大きな制約を受ける林野火災への対応として、今後とも体制の充実に努める。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

町は、迅速な林野火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立しておくものとする。

3 林野火災消火訓練の充実

町及び消防組合は関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した実戦的な消火訓練を実施するものとする。

第3項 林野火災に強い地域づくり

1 防火林道等の整備

町は、防火林道、防火森林の整備等を実施する。

町は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を実施する。

第4項 林野火災消防施設・資機材の整備

町及び消防組合は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

1 林野火災消防施設の整備

- (1) 町は、林野火災危険地域に対して、防火管理道等の整備を図る。
- (2) 町及び消防組合は、林野火災用消防水利（耐震性貯水槽、自然水利）の確保に努める。
- (3) 町は、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう林道の整備を計画的に推進する。
- (4) 林野火災危険地域については、国、県及び町有林はもとより、一般民有林についても、防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。

2 消火資機材の整備

町及び消防組合は、今後も必要な資機材についてその充実に努める。

3 空中消火資機材の整備

町及び消防組合消防本部は、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、管内の地形、林相等を踏まえ日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

第5項 林野火災特別地域対策事業の推進

町は、林野火災の防止、被害の軽減を図るため、林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。

第6項 二次災害の防止活動

町は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を実施する。

第16章 交通災害予防対策

基本的な考え方

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故等に対して防災関係機関がとる災害予防対策について定める。

章	節	項	番	
交通災害予防計画	海上災害予防計画	海上火災予防対策	町	
		危険物等の大量流出対策	情報収集・伝達体制の整備充実	
			対応体制の整備	
			関係資機材の整備	
			訓練等への参加	
	協力支援体制の整備			普及啓発
	航空災害予防計画	航空災害予防対策	町（消防機関）	
		化学工場等における航空事故による産業災害の防止	町の措置	
	陸上交通災害予防計画	道路	現況	
			道路管理者の対策	
鉄道		現況 町の対策		

第1節 海上災害予防計画

本町の臨海部には石油化学工場を主体とする多数の工場が連鎖的に立地しており、原材料の運搬あるいは製品の搬送等により港湾をはじめとして海上交通は輻輳し、船舶による各種災害（海上火災（爆発を含む。以下同じ）、油等危険物の流出等）の発生が危惧される。

第1項 海上災害予防対策

町は、气象台、海上保安署、消防組合、港湾管理事務所等が行う航行中、係留、入渠中の海上災害の未然防止を図るための対策に協力する。

1 町（港湾管理者）

港湾区域内等において災害防止を図るため次の対策を推進する。

- (1) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び、危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (2) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。
- (3) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

第2項 危険物等の大量流出対策

町及び防災関係機関は、町沿岸及びその地先海域においてタンカー及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故により、大量の油の流出や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合の状況及び対策・処置に関する情報収集とともに、必要な支援を行う。

1 情報収集・伝達体制の整備充実

町は、油汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、海上保安部・署、九州地方整備局、県、警察等関係機関との間において、早期の情報収集ができるよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

2 対応体制の整備

(1) 応急活動体制の整備

町は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

(2) 連携協力体制の確保

町は、「岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会」との連携強化を図る。

3 関係資機材の整備

町は、排出油から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の整備充実を図るとともに関係機関を指導する。

4 訓練等への参加

町は、海上保安署、県、消防組合、関係事業所等が実施する危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練に参加し、必要な技術の習得等に努めるものとする。

5 普及啓発

町は、海上保安部・署、海運支局等関係行政機関が行う講習会等に参加し、海洋環境保全に係る思想の普及啓発を図るものとする。

第3項 協力支援体制の整備

町は、関係機関、事業所等との協定に基づき、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応について、さらにその充実を図っていくものとする。

第2節 航空災害予防計画

本計画は、国が管理者である岩国飛行場（民間機のみ。）における航空機災害の被害軽減を目的として、町がとる災害予防対策について定める。

なお、町周辺には、自衛隊、米軍使用及び民間との共用飛行場である岩国飛行場が所在しており、当該飛行場及びその周辺地域における航空機災害防止については、それぞれの機関においてその使用形態に応じた災害防止対策が講じられている。

第1項 航空災害予防対策

航空機災害対策を推進するにあたって、町、県及び関係機関は、その所掌する消防防災責任者と相互協力により必要な措置を講ずるものとする。

1 町（消防機関）

町は、航空機災害発生時においてその消防責任を遂行するため、次の事項を推進するものとする。

(1) 各種計画の策定

町は、町地域防災計画において、航空機災害に関する消火活動、救助救急活動に係る災害応急対策についての計画を策定するものとする。

(2) 消防訓練の実施

町は、飛行場管理者等が行う人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練の実施を協力・支援する。

(3) 消防相互応援協定

町は、航空機災害に際して円滑な消防活動を実施するためには、飛行場管理者、隣接市及びその他関係機関とあらかじめ災害応急対策に関する協定等の締結を図っておくものとする。

第2項 化学工場等における航空事故による産業災害の防止

化学工場等危険物集積地域上空を飛行するにあたっては、航空法に定める最低安全高度の遵守等適切な対応を図るものとする。

町等の措置

町には、同地帯の上空を飛行する航空機の高度を記録するための航空機監視設備が設置されている。

第3節 陸上交通災害予防計画

第1項 道路

1 現況

本町は地理的な要因により、一度災害に見舞われれば孤立する危険性のある地域がある。道路は唯一の交通手段となっている。

2 道路管理者の対策

(1) 気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

(2) 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(3) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備を推進する。

(4) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(5) 収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進する。

(6) 危険物等の流出時に的確な防除活動ができるよう、資機材の整備促進に努める。

(7) 防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(8) 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めておく。

(9) 道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

(10) 災害発生の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(11) 交通安全の立場から、分離帯、自転車歩行者道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。

第2項 鉄道

1 現況

本町は、南北にJR山陽本線が通るとともに和木駅を有しており、遠隔地への主要な交通手段として利用されている。災害に見舞われれば人、車、住家、施設等を巻き込む列車事故の危険性があり、災害時の事故防止対策が必要とされている。

2 町の対策

- (1) 踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故防止に関する知識を広く一般に普及するための、鉄道事業者が実施するポスターの掲示、チラシ等による広報等を支援する。
- (2) 鉄道事業者との連絡体制を確立し、事故災害の発生における迅速かつ適切な初動対応措置、被害拡大への措置を支援する。
- (3) 事故災害発生直後における旅客の避難等を支援するとともに、消防機関との連携に努める。
- (4) 鉄道事業者の実施する事故災害の発生を想定した訓練に参加するとともに、町の防災訓練等への積極的な参加を求めるものとする。
- (5) 路盤等の施設の保守、路線防護施設の機能維持のための必要な点検・整備を要請し、必要に応じ支援する。

第17章 産業災害予防対策

基本的な考え方

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等各種産業災害について各防災関係機関がとるべき災害予防対策について定める。

章	節	項	番
産業災害予防対策	化学工場等災害予防計画	化学工場等保安対策の基本	保安管理体制の強化
			設備管理体制の強化
			運転管理体制の強化
			保安教育・訓練の強化
			各種基準類の検討
			施設の安全性の確保
			各種データの整備保全
		自衛防災組織の確立	企業内防災組織の業務
		企業相互間の連携体制の強化	
	危険物等災害予防計画	危険物等関係施設の安全性の確保	
		石油類等の災害予防対策	
		火薬類の災害予防対策	
		高圧ガス等の災害予防対策	
		高圧ガス工作物、ガス用品の災害予防対策	
		電気工作物、電気用品の災害予防対策	
		放射性物質の災害予防対策	
		大気汚染物質による災害予防対策	
	毒物劇物の災害予防対策		
	営農災害用予防計画	農地防災事業の整備対策	湛水防除事業
			農地保全事業
		防災営農指導対策	
	地下埋設物災害予防計画	工事現場安全管理体制の確立	安全管理組織
			現場責任者の指定
			非常事態における緊急措置
		安全対策	工事施行に係る安全対策
			地下埋設物管理者との協定
			他の施行工事との連絡協調
沿線住民の通報体制			
各種防災用具の着用又は備付場所の標示			
工事現場の巡回、点検			
応急資機材の確保			
防災訓練の実施			
土木建設関係者に対する周知			

第1節 化学工場等災害予防計画

第1項 化学工場等保安対策の基本

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等の各種災害の未然防止について、関係企業においては企業経営の全ての分野にわたって安全第一主義を徹底させるため、次に掲げる事項を基本方針とした予防対策を実施するものとする。

1 保安管理体制の強化

(1) 人材の配置

保安管理部門には、専門知識を有する人材を配置する。

(2) 権限の強化

保安管理部門は、製造部門、保全部門に対する指導、助言、勧告が適切に行えるよう組織上の権限を強化する。

(3) 保安体制の強化

国、地方公共団体及び関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、化学工場等における保安体制の強化を図るものとする。

2 設備管理体制の強化

設備管理が円滑に推進できるよう保全部門を強化し、設備保全に関する基準の明確化と機器の老朽化の防止を図る。

3 運転管理体制の強化

(1) 現場責任者の資質の充実を図る。

(2) 各直の責任者を決定し、定常作業、緊急作業時に適切な措置がとれるようにする。

(3) シャットダウン時やスタートアップ時には、管理職が現場において指揮を行うものとする。

(4) 新技術による新規設備については、通常運転が定着するまでの間は技術開発部門からの応援を行うものとする。

(5) 誤操作や必要作業の懈怠防止等のため、ダブルチェック、指差呼称、報告確認等を励行する。

4 保安教育・訓練の強化

幹部及び作業員のきめ細かな保安教育・訓練計画を立て、定期的かつ効果的に教育及び訓練を実施する。また、その結果を常にフォローして的確な効果測定を行うものとする。

5 各種基準類の検討

(1) 定期的な見直し

各種基準類は定期的に見直し、特に異常時における措置については適切な判断が行えるようにする。

(2) 周知徹底

各種基準類については関係従業員に周知徹底を図る。

6 施設の安全性の確保

(1) 複数進入路の確保

地方公共団体及び事業者は、化学工場等において災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到着できるように複数の進入経路の確保に努めるものとする。

(2) 用途地域の都市計画決定

町は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努めるものとする。

(3) 原因の徹底究明

国、地方公共団体及び事業者は、化学工場等において災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い化学工場等の安全性の向上に努めるものとする。

7 各種データの整備保全

国、地方公共団体及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2項 自衛防災組織の確立

関係企業は、災害の予防及び応急対策を推進するため、あらかじめ企業内部において自主的に防災組織を編成し、常にその整備強化に努めるものとする。

1 企業内防災組織の業務

- (1) 災害時における統括、指揮に関する事項
- (2) 災害情報の収集に関する事項
- (3) 災害対策要員の非常招集に関する事項
- (4) 消火作業等応急措置に関する事項
- (5) 消防機関、防災機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等
- (6) 一般作業員の避難誘導に関する事項
- (7) 災現場周辺の警戒、警備に関する事項
- (8) 負傷者の応急救護、収容に関する事項
- (9) 応急資材の調達支給に関する事項
- (10) 報道関係者、来訪者等の応接に関する事項
- (11) その他必要な事項

2 企業相互間の連携体制の強化

関連企業は平常時における予防対策の推進並びに災害時における応援協力体制の確立のため、連絡協議会を設置して、企業間相互連携体制の整備強化を図る。

- (1) 平常時における連携体制の整備
 - ア 組織の整備
 - イ 平常時における連絡協調
 - ウ 資料等の相互交換に関する事項
- (2) 災害時における相互応援体制の整備

関連企業は、災害時において必要位に応じ相互に応援するものとする。この場合、相互応援措置の円滑な実施を図るため、あらかじめ応援協定の締結を通じ、合意若しくは確認しておく。

第2節 危険物等災害予防計画

第1項 危険物等関連施設の安全性の確保

- 1 町は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努めるものとする。
- 2 町、国及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2項 石油類等の災害予防対策（消防法、労働安全衛生法施行令）

1 危険物施設の災害予防対策（消防法第10条、労働安全衛生規則第2編第4章）

製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう措置する。

第3項 火薬類の災害予防対策（火薬類取締法、労働安全衛生法）

火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費、その他の取り扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止する。

第4項 高圧ガス等の災害予防対策

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取り扱い及び消費並びにボイラ、圧力容器の製造及び取り扱いを規制するとともに、高圧ガス保安協会、山口県高圧ガス保安協会、日本ボイラ協会等による高圧ガスの保安、ボイラ、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガスによる災害を防止する。

第5項 高圧ガス工作物、ガス用品の災害予防対策

ガス業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事項再発防止のための行政指導を行う。

第6項 電気工作物、電気用品の災害予防対策

災害予防措置としては、電気設備技術基準と防災業務計画により、地理的条等件を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、また、台風の襲来、洪水のおそれなど非常災害が予測される場合は、必要に応じ次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止、又は拡大防止に努める。

第7項 放射性物質の災害予防対策

放射性物質の使用、販売、廃棄その他の取り扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取り扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止する。

第8項 大気汚染物質による災害予防対策

ばい煙の排出基準の遵守状況の監督指導を行うとともに、特定物質についても、事故時等により人体に重大な危害を及ぼすことのないよう予防措置を実施する。また、環境大気汚染の主要物質である硫黄酸化物等について自動測定器による常時監視を実施する。

第9項 毒物劇物の災害予防対策（毒物及び劇物取締法第11条）

製造所、取扱所等の施設の構造及び設備について飛散、流出等の事故防止の措置を行う。

第3節 営農災害用予防計画

第1項 農地防災事業の整備対策

町は、洪水、高潮、土砂崩壊、溢水等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、湛水防除、農地保全の対策を防災事業長期計画に基づいて実施するものとする。

1 湛水防除事業

豪雨時の湛水による農地、農業用施設、農作物等の被害を防止するため、湛水地域に対し湛水防除事業の実施を図る。

2 農地保全事業

豪雨等の災害による農地の被害を防止するため特殊土壌地帯、急傾斜地帯の農地を対象に災害を防止するとともに農地の流亡防止のため農地保全事業の実施を進める。

第2項 防災営農指導対策

各種の気象災害による農作物の被害を防止するため、関係機関、団体と連携し、気象災害の発生が予測される場合は、技術的防止対策の周知徹底を図るとともに、気象災害が発生した場合には、すみやかに被害実態を把握し、必要な技術的指導を行う。

災害常襲地域又は異常災害が発生したときは、それぞれの地域の特性発展の方向に応じ、水稲、野菜、花き、果樹、飼育作物、畜産等の作目ごとに必要とする防災営農方式を確立する。

第4節 地下埋設物災害予防計画

第1項 工事現場安全管理体制の確立

- 1 安全管理組織
組織図を作成し、責任の明確化を図る。
- 2 現場責任者の指定
責任者を指定し、現場における工事の施行に関する指揮をとる。
- 3 非常事態における緊急措置
緊急時における分担区分と動員計画を確立する。

第2項 安全対策

- 1 工事施行に係る安全対策
工事施行に当たっては、道路法、道路交通法、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、なお、工事施行者においても監督を行う。
- 2 地下埋設物管理者との協定
地下埋設物については、各管理者と協定又は承認書等を取り交わし、安全の確保に努める。
なお、工事については、試験掘等を行い、その位置を確認し、埋設物（特に電気・ガス・通信）に接近した場所での作業は、各管理者の立会いを求める等の措置を講じ、安全の確保に努める。
- 3 他の施行工事との連絡協調
道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において、工事について十分打合せを行い工事の施行中においても連絡を密にして協調を図る。
- 4 沿道住民への通報体制
緊急時において、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。
- 5 各種防災用具の着用又は備付場所の標示
消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより、防火用具の着用、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。
- 6 工事現場の巡回、点検
工事現場は、常に巡回を行い、保安設備等の点検を行い、不十分なものについては、速やかに改善等の措置を行わせる。
- 7 応急資機材の確保
必要な資機材は、現場近くに準備し、緊急時に備える。
- 8 防災訓練の実施
工事の進行に伴い、予想される災害を想定して関係機関と合同による防災訓練を実施する。
- 9 土木建設関係者に対する周知
土木建設関係者に対して、建設工事の際の電気・ガス・通信施設による災害を防止するため電力・通信ケーブル及びガス管の敷設状態埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに電気・ガス・通信事故防止にあたっての注意事項の徹底を図る。

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

基本的な考え方

町の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、県、国、地方公共団体、防災関係機関及び住民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るように十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。

章	節	項	番
応急活動計画	町の活動体制	災害対策本部の設置	町本部の設置基準
			町本部の組織
			町本部の廃止基準
			町本部の設置（廃止）の通知等
		町本部の運営	本部員会議
			班
			本部長等の職務
			指揮命令系統の確立
		動員配備計画	県の現地対策本部との連携体制
			配備体制
			本部勤務員
			職員の動員体制
			本部の編成及び所掌事務
	指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制	指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	
		防災上重要な施設の管理者等	
	支援活動体制	緊密な連携の確保	
		応援協力体制の確保	
		防災業務関係者の安全確保	
	災害対策総合連絡本部	設置機関	
		構成機関	
		連絡本部の長	
		設置場所	
所掌業務			
		各機関との関係	

【参照資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3 4 「災害発生時等の職員参集マニュアル」

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3 5 「和木町事業継続計画」

第1節 町の活動体制〔関係各課〕

町長は、町内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、法令及び本計画の定めるところにより、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施する。

第1項 災害対策本部の設置

町長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、和木町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置するとともに、和木町業務継続計画（BCP）を発動し、災害応急対策を実施する。

1 町本部の設置基準

気象災害の場合	その他の災害の場合
(1) 町内に大雨、洪水、暴風、高潮のいずれかの警報が発表され、町内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれのあるとき 具体的には、 ア 台風顕著な被害の発生が見込まれるとき イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合 など (2) 気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき。 (3) 気象情報の有無にかかわらず、町内に局地的豪雨による等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から、必要と認めるとき。 (4) その他町長が特に必要と認めたとき	(1) 町内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。 (2) 町内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。

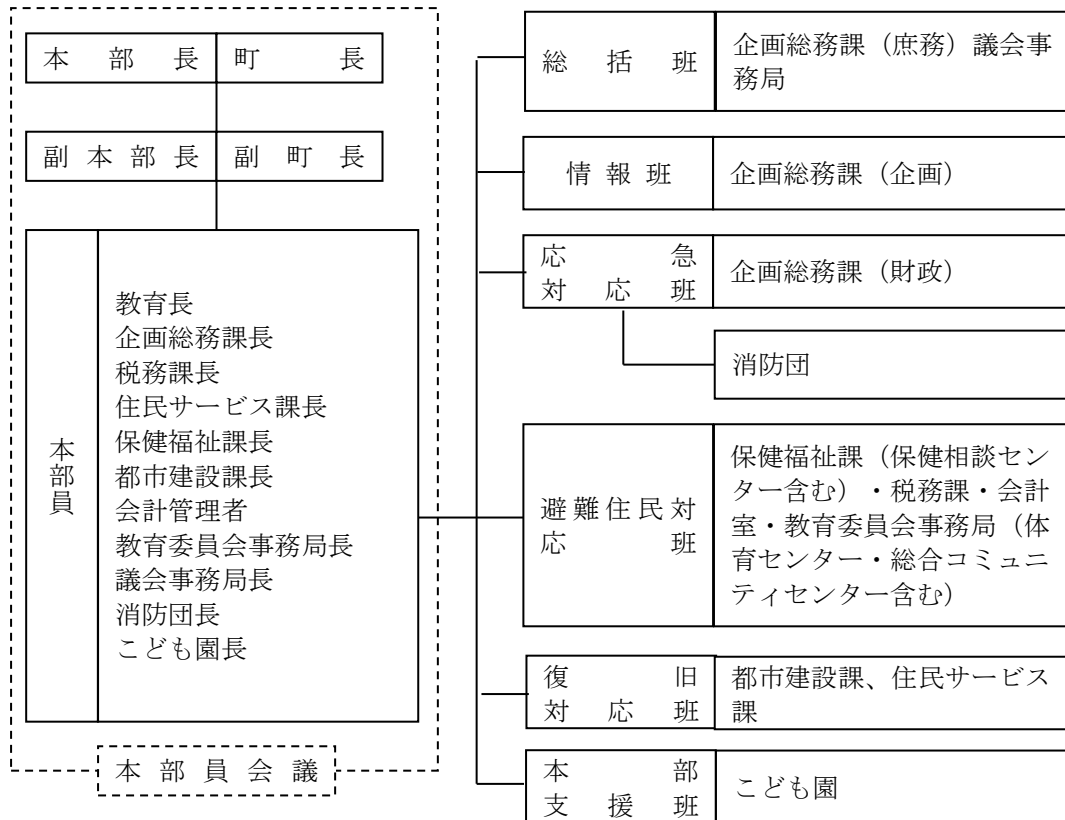
2 町本部の組織

町本部の組織は、本部長（町長）、副本部長（副町長）及びその下に補佐組織として本部長、情報の収集・分析、方針等の決定、対策の機能を有する本部各班をもって構成する。

職員は、本計画の他、細部は和木町業務継続計画に基づき、所属する各本部班の所掌する業務継続の優先度の高い通常業務及び災害対応により生ずる災害応急対策業務（以下「非常時優先業務」という。）を遂行する。

本部支援班は、総括班、情報班、応急対応班に職員を派遣し、業務を支援する。議会事務局は、総括班の支援とともに、対策本部と議会との連絡に従事する。

出先機関（こども園を除く）は、各主管課の下に配置され、それぞれの業務を遂行する。



3 町本部の廃止基準

町長は、町の地域において災害が発生するおそれが解消するとともに、災害応急対策が完了したと本部長が認めたとき認めたときは、町本部を廃止し、和木町業務継続計画の終結を宣言する。

4 町本部の設置（廃止）の通知等

企画総務課長は、町本部が設置（廃止）し、和木町業務継続計画の発動（終結）したときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担当者	備考
知事（防災危機管理課）	企画総務課	一般電話、FAX、県総合防災情報システム（Lアラート）等
防災会議構成機関	〃	電話、FAX
町の機関	各主管課	電話、FAX、広報車等
町民	企画総務課	防災行政無線（防災行政無線アプリ、戸別受信機を含む）、和木町防災メール、文字放送、町HP、県総合防災情報システム（Lアラート）、電話（自治会長）、広報車等

第2項 町本部の運営

1 本部長会議

本部長は、町の災害対策を推進するため、必要の都度、本部長会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。

- (1) 本部体制の配備及び廃止に関する事。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関する事。
- (3) 災害救助法の適用に関する事。

- (4) 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること。
- (5) 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び他市町・県に対する応援要請に関すること。
- (6) 災害対策に要する経費に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること。

2 班

班は本庁における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

(1) 班の構成

町本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

班の名称	班を構成する組織	班長となる本部員
総括班	企画総務課（庶務）、議会事務局	企画総務課長
情報班	企画総務課（企画）	
応急対応班	企画総務課（財政）	
	消防団	消防団長
避難住民対応班	保健福祉課、税務課、会計室、教育委員会事務局	保健福祉課長 （税務課長、会計室長、教育委員会事務局長）
復旧対応班	都市建設課、住民サービス課	都市建設課長 （住民サービス課長）
本部支援班	こども園	企画総務課長 （こども園長）

注) 班を構成する組織には、当該組織の出先機関を含むものとする。

注) 「班長となる本部員」は、班の代表者としての本部員の他、班内の課室局業務を遂行する場合の班長をカッコ書きで付記

(2) 班の設置基準

予測される災害の程度又は発生した災害の形態により異なるが、おおむね次のとおりとする。

班名	風水害	豪雪	火事、爆発	その他災害
総括班	必置	必置	必置	必置
情報班	必置	必置	必置	必置
応急対応班	必置	必置	必置	必置
避難住民対応班	必置	災害による	災害による	災害による
復旧対応班	必置	必置	災害による	災害による
本部支援班	必置	災害による	災害による	災害による

注) その他の災害は、大規模な干害、放射性物質の大量放出又は多数の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他の重大な事故とする。

3 本部長等の職務

(1) 本部長（町長）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長）

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部員（本部を構成する班の班長等）

本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

4 指揮命令系統の確立

(1) 災害対策本部

町長不在の場合は、副町長、町長・副町長不在の場合は、企画総務課長が指揮を執る。

(2) 各対策班

各班長（各課長等）、課長補佐の順で指揮を執る。

5 県の現地対策本部との連携体制

県が災害対策地方本部及び現地対策本部を設置した場合には、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講じる。

第3項 動員配備計画

1 配備体制

(1) 災害対策本部未設置

種別	配備の基準	体制の概要	配備課
第1警戒体制	町内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表された場合	・気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。	企画総務課 (課外：守衛) 1名以上
第2警戒体制	1 町内に、暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪又は波浪の各警報の一つ以上が発表された場合	・情報の収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置を実施する。	企画総務課 2名以上
	2 その他、町長が必要と認めた場合	・企画総務課長の判断により、関係課の所要人員を配備する。	企画総務課長 企画総務課課長補佐 その他必要と認められる職員
災害警戒本部体制	第2警戒体制下において、以後の災害対応について協議を要する必要があると町長が判断した場合	・第2警戒体制の配備要員に加え、町長、副町長、教育長、全課長により組織される災害警戒本部を設置し、以後の対応等に努める。	町長 副町長 教育長 全課長 第2警戒体制の職員

※「避難指示等の発令基準」「職員の役割(例示)」については、「災害発生時等の職員参集マニュアル」別紙2「2. 災害発生時等(地震・津波以外の場合)の職員の配備体制」を参照

(2) 災害対策本部設置

種別	配備の基準	体制の概要	配備課
非常体制 災害対策本部体制	町内に相当規模の災害が発生する恐れがある又は発生し、町の総力を挙げて災害対策に取り組む必要があると町長が判断した場合 (自然災害にかかわらず、大規模な火災、コンビナート災害等を含む)	・町の総力を挙げて災害対策に取り組む (職員の参集については、各主管長の指示によるものとする。自宅待機を含め、職員の人員交代を配慮する。)	全職員

※「避難指示等の発令基準」「職員の役割(例示)」については、「災害発生時等の職員参集マニュアル」別紙2「2. 災害発生時等(地震・津波以外の場合)の職員の配備体制」を参照

2 本部勤務員

(1) 班長及び主管長は、本部の開設・運営のため、あらかじめ本部勤務員を指名し、本部長の指示により本部勤務員を派遣する。

(2) 災害現場に職員を派遣し、現場の状況を報告するなど、時宜に適した状況の把握・報告を行う。

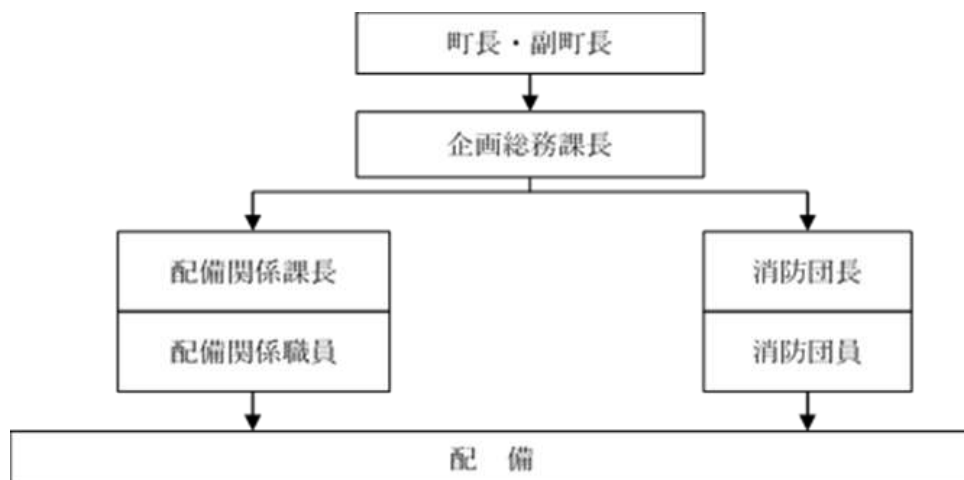
3 職員の動員体制

(1) 動員体制の確立

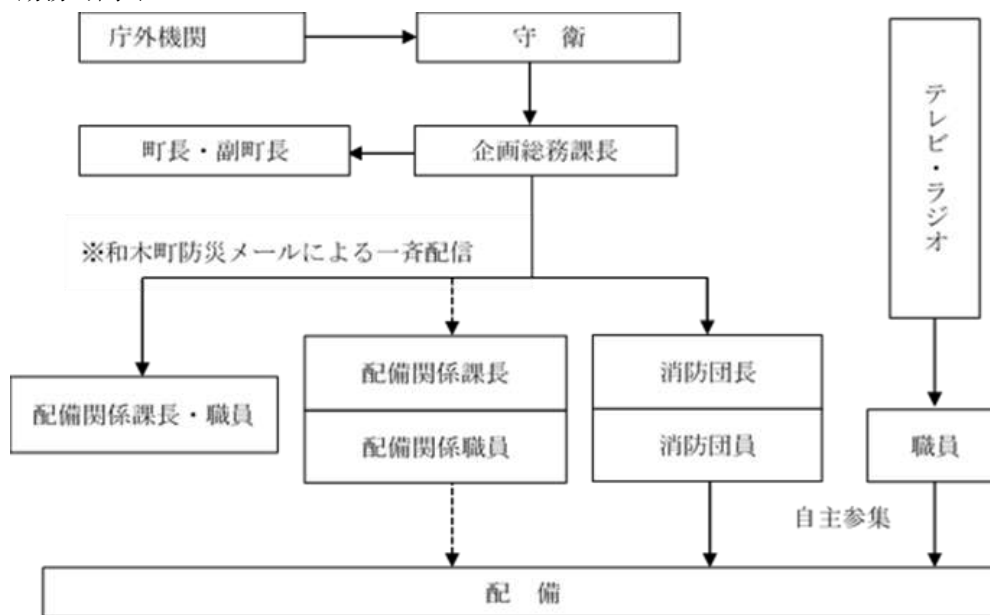
「災害発生時等の職員参集マニュアル」第4項「平素の準備」による。

(2) 配備部署への連絡系統図

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



4 動員の方法

「災害発生時等の職員参集マニュアル」第5項「災害発生時の参集」による。

第4項 本部の編成及び所掌事務

本部の編成は次のとおりとし、所掌事項は災害応急対応業務の主要事項について記載し、細部は、和木町業務継続計画 第6章「非常時優先業務一覧」によるものとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施するものとする。

主管部 支援部	統 括	関係課・係	関係部署の所掌事項
企画総務課・ 議会事務局	企画総 務課長	総括班	<p>○企画総務課庶務係 本部の開設・運営・閉所の総括（運営基盤を含む）に関する事 本部の業務予定、会議に関する事。 本部長及び副本部長に関する事。 各部の災害対策の連絡調整に関する事。 避難勧告・指示に関する事。 県（防災危機管理課）に対する報告及び要望に関する事。 報道機関との連絡調整に関する事。 被災者の生活物資の確保、供給に関する事。 防災行政無線、防災メールの管理運営に関する事。 気象に関する情報の収集に関する事。 職員の呼集、勤務、勤務環境等に関する事。 他県及び他市町村からの応援に関する事。 災害情報及び災害対策の発表に関する事。 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 各部からの災害情報及び報告事項のとりまとめに関する事。 受援（人的・物的）業務に関する事。 県総合防災情報システムに関する事。 災害対策に関する事務で他部に属さないこと。 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する事。</p>
		情報班	<p>○企画総務課企画係 各種情報（天候・気象を含む）の収集、分析・記録に関する事。 情報に関する各班との連携に関する事。 被害見積りに関する事。 警報、情報等の住民伝達（町HP、文字放送）に関する事。 庁内情報システムの保安全管理に関する事。 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する事。</p>
		応急対応班	<p>○企画総務課財政係 防災、災害応急対策の指示、把握、報告等に関する事。 町機関との調整、要請、確認、報告に関する事。 応援機関（消防・警察、自衛隊等）との連携に関する事項 応急対応（活動）状況の記録、報告に関する事項 災害対策に必要な財政措置に関する事。 町有財産の被害調査に関する事。 町有車両の使用・調整に関する事。 企画総務課に係る被災者生活再建支援制度の適応に関する事。 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する事。</p>
	本部支援班 議会事務局長		<p>○議会事務局 災害対策本部への職員の派遣（応援）に関する事。</p>

主管部 支援部	班、班長	関係部署の所掌事項
保健福祉課・ 税務課・ 会計室・ 教育委員会事務局	避難住民対応 班	<p>○保健福祉課、会計室 災害救助法の適用に関すること。 災害救助に関する計画の総括及び活用に関すること。 住民の安否確認に関すること。 被災者台帳管理と保健福祉課に関する被災者生活再建支援の適応に関すること。 避難行動要支援者の管理・支援に関すること。 関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関すること。 応急救助に関する関係機関との連絡に関すること。 避難所の開設、運営に関すること。 避難所に関する備蓄品、緊急支援物資の請求、受入、配分、管理等に関すること。 民生・児童委員との連絡に関すること。 救助事務の指導及び連絡に関すること。 義援金品の受入れ・配分に関すること。 民生安定に関すること。 ボランティアの活動支援に関すること。 応急医療及び助産に関すること。 医療機関との連絡に関すること。 医薬品、衛生器材の確保に関すること。 環境衛生、防疫に関すること。 応急衛生対策に関すること。</p>
	保健福祉課長	<p>○教育委員会事務局 文教施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 児童生徒の避難措置並びに災害救助活動に関すること。 被災児童生徒に対する学用品の供給等に関すること。 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関すること。 応急教育の実施に関すること。 文化財に関すること。 緊急物資集積拠点の管理・運営に関すること。 災害用備蓄品、緊急支援物資の端末輸送に関すること。 避難所開設の協力及び避難施設の安全対策に関すること。 教育委員会事務局に係る被災者生活再建支援制度の適応に関すること。 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関すること。</p>
		<p>○税務課 住家の被害認定調査（編成、調査、再調査）に関すること。 被災者台帳、家屋台帳への更新、登録に関すること。 り災証明の発行に関すること。 税務課に係る被災者生活再建支援制度（税の減免、徴収猶予の措置等）の適応に関すること。 応急救助に要する経費及び義援金の出納に関すること。 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関すること。</p>

主管部 支援部	班、班長	関係部署の所掌事項
都市建設課・住民サービス課	復旧対応班 都市建設課長	<p>○都市建設課 応急危険度判定、公共施設の安全点検（応援組織の対応を含む）に関する こと。 危険地域への立ち入り規制、危険地域の表示等に関すること。 復旧・復興に関する応援組織（TEC-FORCE等）への調整・連携 に関すること。 公共土木施設関係の被害調査状況のとりまとめに関すること。 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設等、土砂災害の 応急対策に関すること。 河川の応急対策に関すること。 道路及び橋梁の応急復旧に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 緊急輸送道路の確保及び必要な措置に関すること。 公園緑地の被害状況の取りまとめ及び応急対策に関すること。 下水道に関すること。 応急仮設住宅の建設に関すること。 公営住宅の被害調査及び応急修理に関すること。 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 飲料水、給水車の運用に関すること。 建設業者等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。 資材の調達及び確保に関すること。 その他、応急の土木建築対策に関すること。 都市建設課に係る被災者生活再建支援制度の適応に関すること。 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関すること。</p>
		<p>○住民サービス課 住民基本台帳の更新に関すること。 住民サービス課に係る被災者生活再建支援制度の適応に関すること。 農林業関係の被害状況のとりまとめ等に関すること。 水産関係の被害状況の取りまとめ等に関すること。 汚水、排水、有害物質、油濁等による公害の防止対策に関すること。 食品衛生に関すること。 遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関すること。 ゴミ、がれきの処理及び清掃に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 その他被災地の生活衛生に関すること。 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関すること。</p>
こども園	本部支援班 こども園長	<p>災害対策本部への職員の派遣（応援）に関すること。 避難所、物資集積所その他、町施設への職員の派遣（応援）に関すること その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関すること。</p>

第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

- 1 町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び町防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。
- 2 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者等

町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、町防災計画並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準を定めておくものとする。

第3節 支援活動体制

第1項 緊密な連携の確保

地方公共団体、指定行政機関、公共機関、各事業者等は現地情報連絡員（リエゾン）の活用等により、相互に緊密な連携の確保および緊密な情報交換に努めるものとする。

第2項 応援協力体制の確保

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、第3編第7章「応援要請計画」及び「災害時受援計画」に基づき、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

第3編 第7章 応援要請計画参照

第3項 防災業務関係者の安全確保

各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第4節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市町、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

第1項 設置機関

- 1 町 長…主として陸上災害の場合
- 2 知 事…2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合

- 3 管区海上保安部長…主として海上災害の場合
- 4 空港事務所長…主として航空災害の場合
- 5 西日本旅客鉄道(株)広島支社長又はその指名する者…JRの事故の場合
- 6 その他…主として、上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害又は事故

第2項 構成機関

災害応急対策の実施にあたる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

第3項 連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括するものとする。

第4項 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

第5項 所掌事務

- 1 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- 2 災害情報の収集、分析、検討
- 3 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- 4 各機関の活動の連絡調整
- 5 その他災害応急対策実施についての必要な事項

第6項 各機関との関係

連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑な実施の推進に努めるものとする。

第2章 災害情報の収集・伝達計画

基本的な考え方

災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講じるうえで災害情報の収集、伝達は最も重要なものとなる。

また、町をはじめとする防災機関が実施する広報は、被災地の混乱を防ぎ、民心を安定させるうえで重要な役割を担う。

章	節	項	番
災害情報の 収集・伝達 計画	災害情報計画	気象警報・注意報等	
		気象注意報・警報及び気象情報に係る伝達	気象台からの伝達系統図
			県からの伝達系統図
			火災気象通報の伝達
			低温及び霜注意報、大雪警報及び注意報の伝達
		関係機関による措置事項	異常気象（降雨、降雪）に関する情報伝達
			気象警報・注意報等及び気象情報の伝達
			異常現象発見時の措置
		土砂災害警戒情報	異常気象時の気象観測資料収集協力体制
			土砂災害警戒情報の目的
			土砂災害警戒情報の発表
			発表対象地域
			発表基準
			地震等発生時の暫定発表基準
			利用にあたっての留意事項
			土砂災害警戒情報に係る町の対応
			土砂災害警戒情報の伝達
			土砂災害緊急情報の目的
		土砂災害緊急情報	緊急調査
			通知及び周知
			通知及び周知対象区域
			通知及び周知基準
			通知及び周知にあたっての留意点
			土砂災害緊急情報に係る町の対応
			土砂災害緊急情報の伝達
			情報収集連絡系統
		災害情報収集・伝達計画	情報収集・伝達連絡系統
			防災関係機関等の措置
			人的被害、住家被害、火災に関する情報の収集・伝達
			避難者数、避難所の場所等に関する情報の通報
			農林業関係の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達
			医療機関の被災状況・稼動状況に関する情報の共有・通報
			道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集・伝達

			港湾の被害及び応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集・伝達	
			鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達	
			上下水道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達	
	通信運用計画	通信の確保	通信取扱連絡責任者及び通信担当者の選任	
			通信の確保	
			通信手段の確保が困難な場合	
		通信施設設備の整備	関係機関の対策	
			災害時の放送	放送局に対する放送の要請
				緊急警報放送
	広報計画	緊急警報放送	放送要請取扱要領	
			緊急警報信号の使用	
			緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関	
		広報活動	利用方法等	
			広報の内容	
		災害時の広報活動	広報実施機関	
総括班（企画総務課）の体制				
災害広報に関する連絡等				
	安否情報の提供	情報、資料の収集及び広報資料の作成		

【参照資料】

- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 3 「土砂災害警戒区域等」
別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 7 「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」
別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 4 1 「災害時における情報交換に関する協定書」

第1節 災害情報計画

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、町、県をはじめとして防災関係機関が得た情報を住民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する警報・注意報の発表・伝達について必要な事項を定める。

第1項 気象警報・注意報等

町に、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある時は「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には、「特別警報」が発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり「山口県東部」等の市町をまとめた地域の名称を用いる。

気象特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が、特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって災害の起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報

気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

種類	概要	
特別 警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状態であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当
警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警戒（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当	

	洪水警報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の再確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などが発生するおそれがあるときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低湿注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。
竜巻注意報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

特別警報の基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

警報・注意報発表基準一覧表（和木町）

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数	25	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	149	
	洪水		流域雨量指数基準		
			複合基準	—	
			指定河川洪水予報による基準	小瀬川[小川津・両国橋]	
	暴風		平均風速	陸上	20m/s
				海上	20m/s
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
				海上	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm
山地				12 時間降雪の深さ 30cm	
波浪		有義波高	3.0m		
高潮		潮位	3.1m		
注意報	大雨		表面雨量指数	16	
			土壌雨量指数基準	110	
	洪水		流域雨量指数基準		
			複合基準	—	
			指定河川洪水予報による基準	小瀬川[小川津・両国橋]	
	強風		平均風速	陸上	10m/s
				海上	10m/s
	風雪		平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
				海上	10m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm
				山地	12 時間降雪の深さ 15cm
	波浪		有義波高	1.5m	
	高潮		潮位	2.6m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥		最少湿度 40%で、実効湿度 65%			
なだれ		積雪の深さ 80cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 40cm 以上			
低温		夏期: 平年より平均気温が 3℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期: 最低気温 -5℃以下			
霜		11 月 20 日までの早霜 3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下			
着氷・着雪		大雪注意報・警報の条件下で、気温 -2℃~2℃、湿度 90%以上			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm		

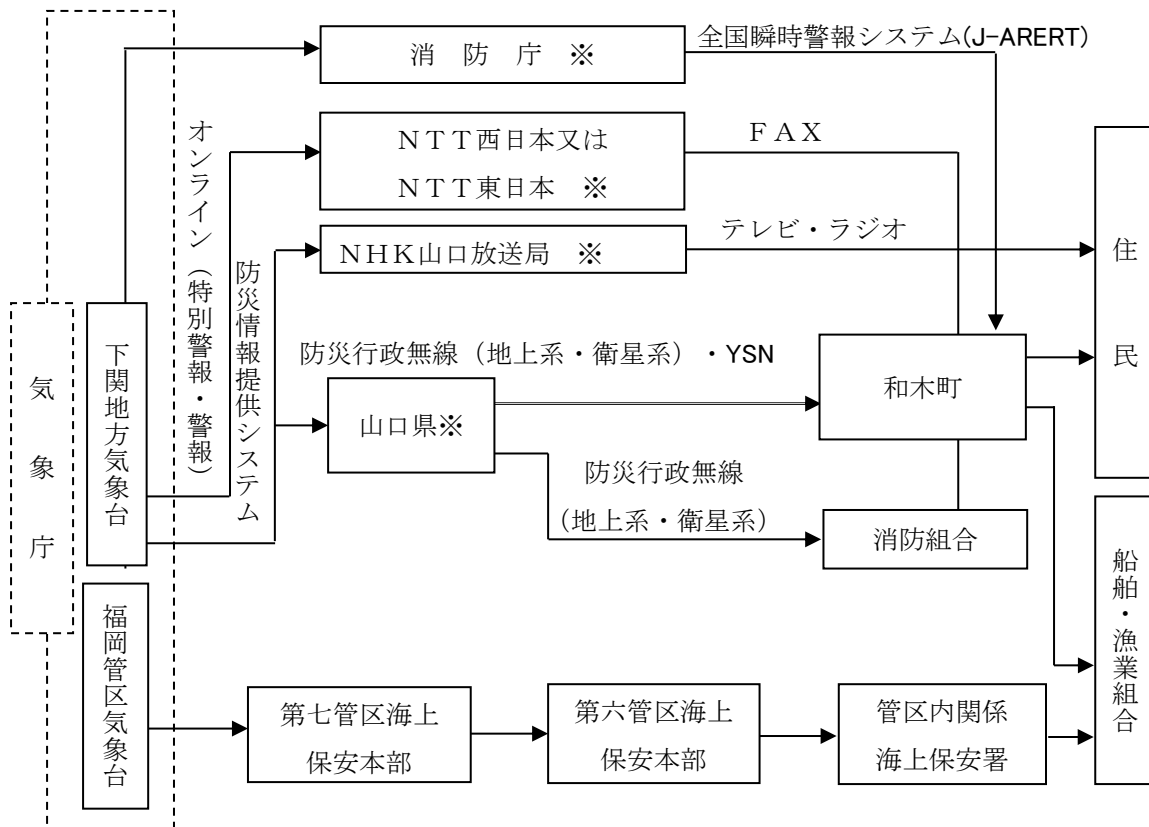
山口県の子報区域



第2項 気象注意報・警報及び気象情報に係る伝達

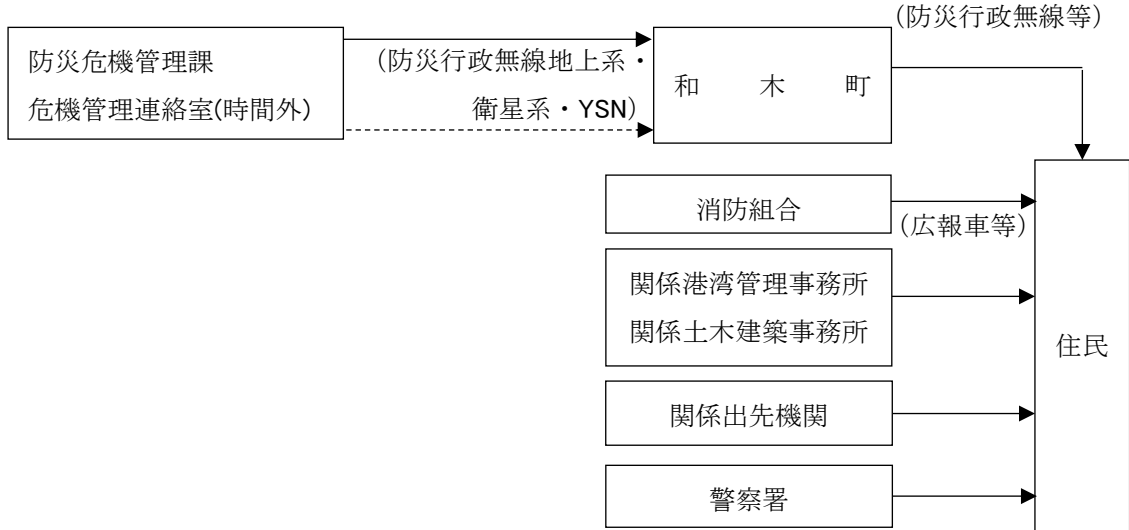
各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、気象に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

1 気象台からの伝達系統図



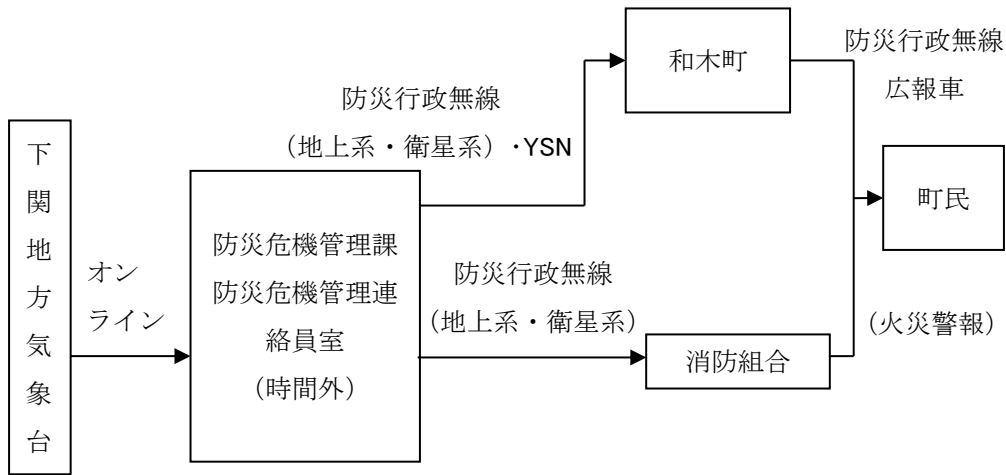
(注) 図中の「※」は気象業務法施行令第8条1号の規定に基づく法定伝達先
 (注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周内の措置が義務付けられている伝達経路

2 県からの伝達系統図 (総括図)

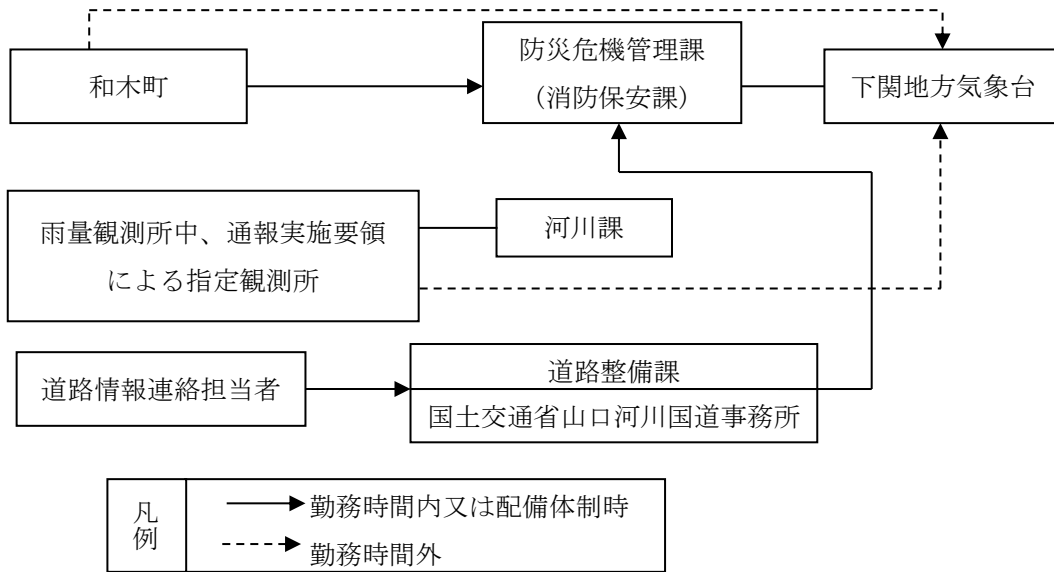


※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の情報は防災行政無線を通じて配信

3 火災気象通報の伝達 (消防法第22条)



4 異常気象（降雨、降雪）に関する情報伝達



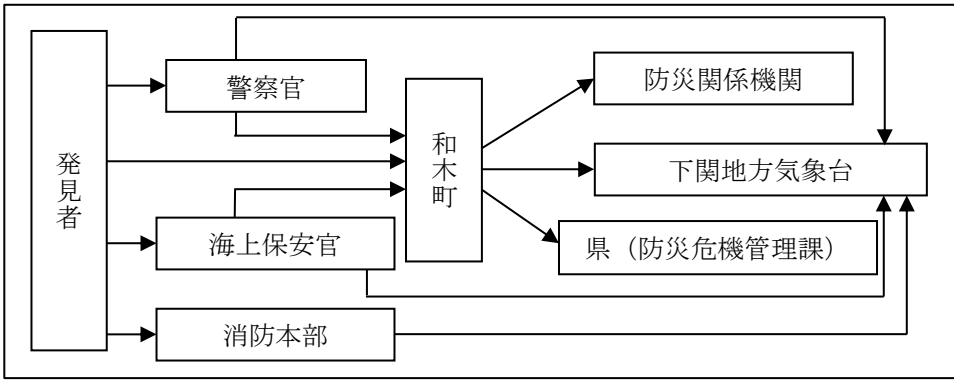
第3項 関係機関による措置事項

1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達

関係機関	措置内容
気象台	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 本章第1節第2項1「気象台からの伝達系統図」により気象情報等を関係機関に伝達する。
町	気象警報・注意報及び気象情報の伝達 1 気象警報及び注意報等について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、町民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。 2 町民等への避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先搭載確認をしておくものとする。
警察本部	異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する
消防本部	1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある注意報及び警報について、県、市町関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。 2 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市町関係部局、県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。
海上保安部	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある気象警報及び注意報等について、下関地方気象台等から通報を受けたときは、電話連絡等により関係機関、関係事業所等に周知する。

NTT西日本株式会社	警報の伝達 気象業務法に基づいて、下関地方気象台から伝達された警報を関係市町に連絡する。
報道機関	本章第4節「災害時の放送」に記述

2 異常現象発見時の措置

異常現象の種別等	災害が発生するおそれがある異常現象を発見した場合、県防災危機管理課、下関地方気象台に連絡する。	
	異常現象	通報する基準
	竜巻	農作物、構造物に被害を与える程度以上のもの
	強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
	異常潮位	天文潮から著しく高く、又は低く異常に変動した場合
	異常波浪	海岸等に被害を与える程度異常のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
	なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
通報系統	 <pre> graph LR A[発見者] --> B[警察官] A --> C[海上保安官] A --> D[消防本部] B --> E[和木町] C --> E D --> E E --> F[防災関係機関] E --> G[下関地方気象台] E --> H[県 防災危機管理課] A --> F A --> G A --> H </pre>	
通報項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 現象名又は状況 2 発生場所 3 発現日時分（発見日時分） 4 その他参考となる事項 	

3 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

各関係機関が観測している気象データについては、必要に応じて関係機関に伝達するとともに、関係機関から照会があった場合はその提供に協力するものとする。

第4項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び55条、土砂災害防止法第27条）

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第40条及び55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。

県は、市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。

3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、町単位で発表する。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警戒又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

5 地震発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

(1) 対象となる事象

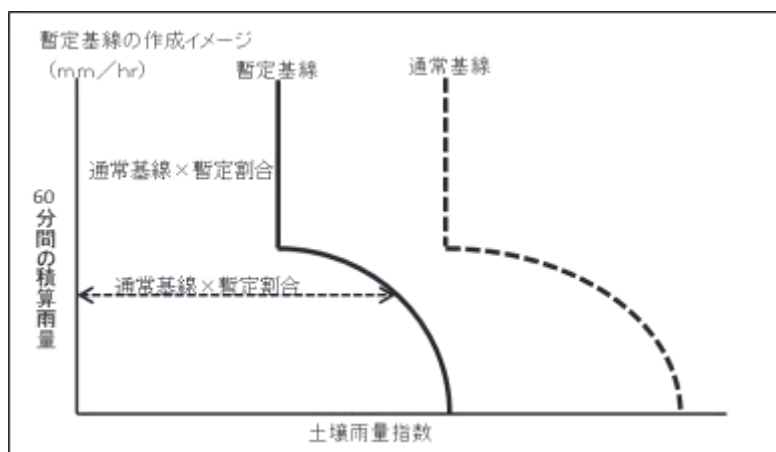
- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁予報部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。

(通常の基準に乗じる割合)

要素	地震	
	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
土壌雨量指数	8割	7割



6 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。

従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細

に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

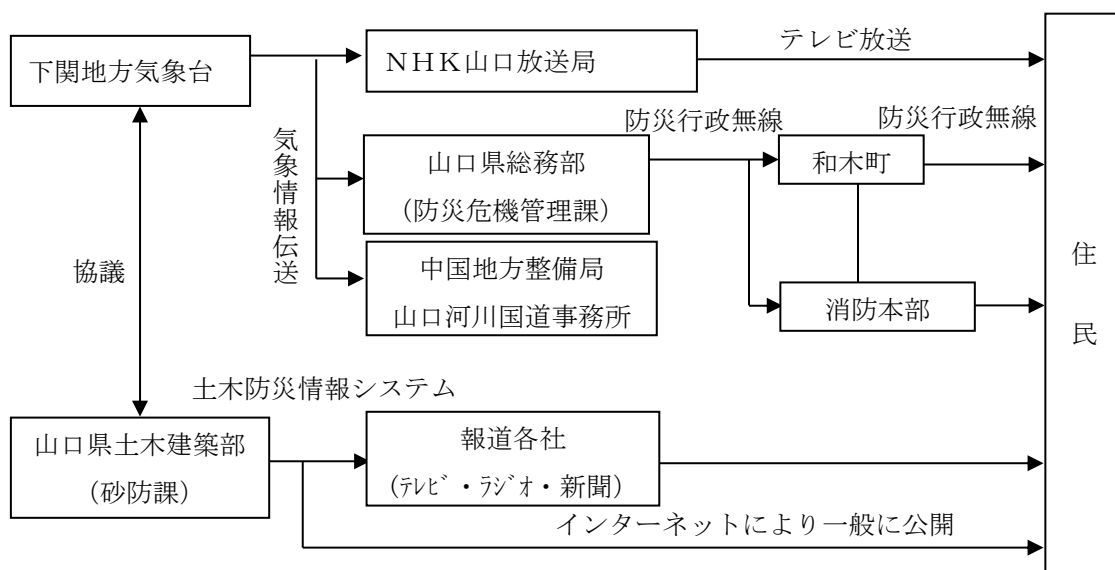
7 土砂災害警戒情報に係る町の対応

町長は直ちに避難指示を発令する事を基本とする。

なお、避難指示等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対して的確に発令するように努めるものとする。

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第5項 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第28条、第31条）

1 土砂災害緊急情報の目的

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、緊急調査を実施し、避難のための立ち退き勧告又は指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫している土地の区域及び時期に関する情報を関係市町通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援する事を目的とする。

2 緊急調査

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第28条の規定に基づき、緊急調査を実施する。

なお、緊急調査の実施にあたっては、急迫性要件とその規模要件の2つの要件から判断する。

急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。

規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数が概ね10戸以上であること。

3 通知及び周知

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第31条の規定に基づき、町長に通知するとともに、一般住民に周知する。

4 通知及び周知対象区域

地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。

5 通知及び周知基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。

- ・緊急調査及び解析によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報）
- ・継続期における緊急調査によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認められた場合（継続情報）
- ・緊急調査によって、地すべりによる重大な災害が無いと認められた場合、又はその危険が急迫したものではないと認められた場合（終了情報）

6 通知及び周知にあたっての留意点

土砂災害緊急情報は、町と一般住民に避難判断のための情報を提供するためのものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。

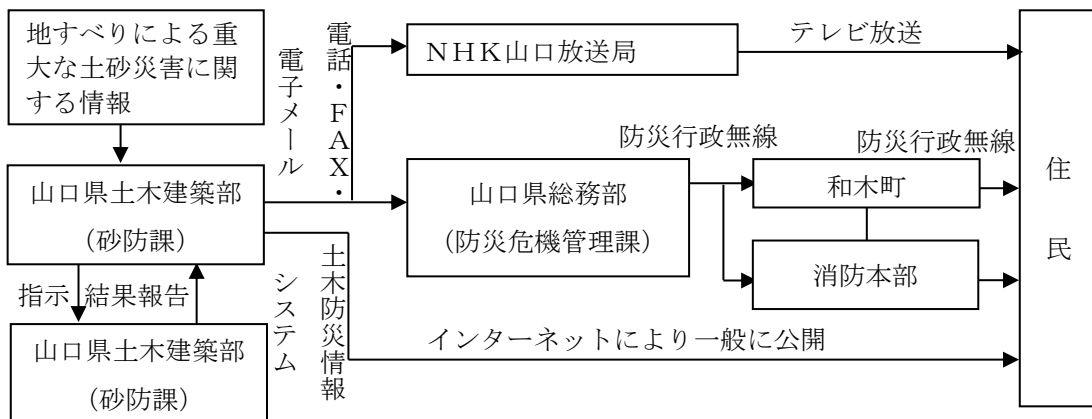
このため、通知及び周知にあたっては、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。

7 土砂災害緊急情報に係る町の対応

町長は、避難等の発令にあたり、土砂災害緊急情報を活用し、判断を行う。

8 土砂災害緊急情報の伝達

土砂災害緊急情報の連絡系統・情報提供は次のとおりとする。



第2節 災害情報収集・伝達計画

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。

このため、町、県をはじめとする防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに管内又は所掌する業務に関して必要な情報を把握し、国等関係機関に報告することが求められる。

このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

第1項 情報収集・伝達連絡系統

町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、町民及び関係機関に速やかに伝達する。

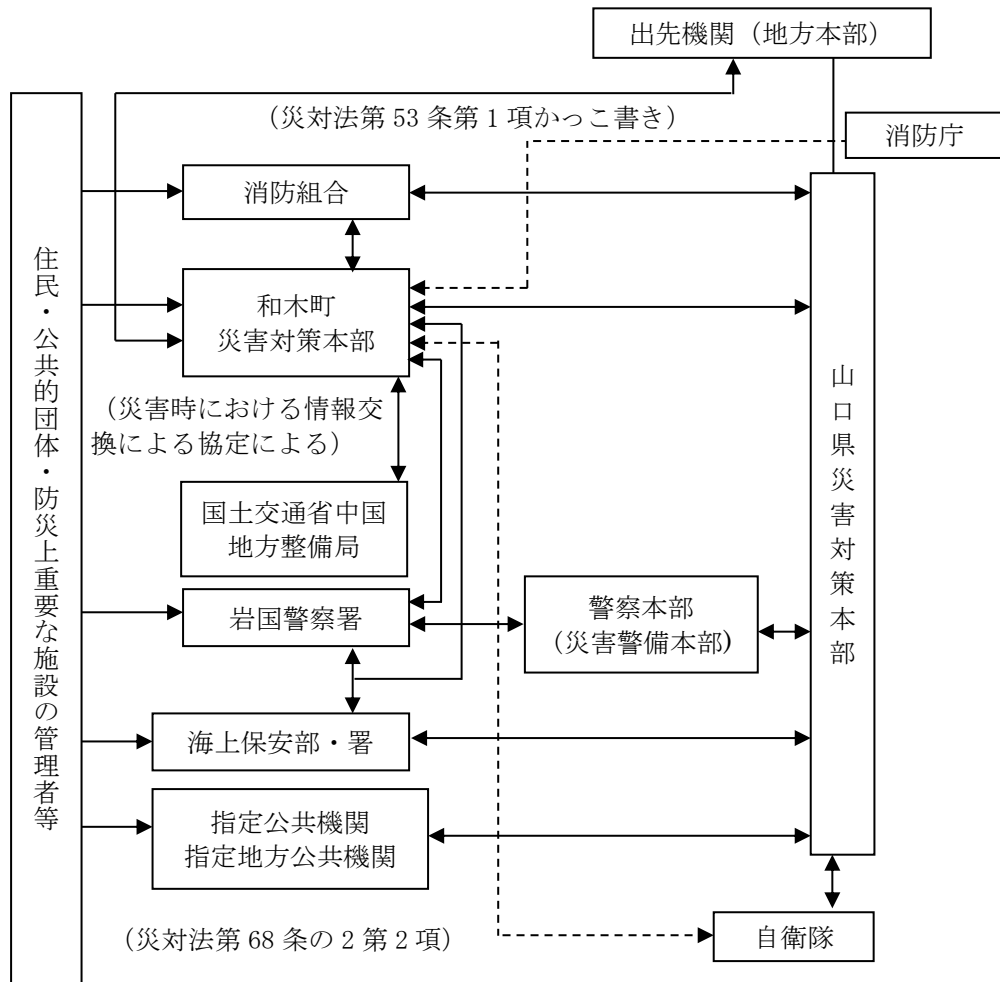
また、状況に応じて町民に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に際しては、災害時要配慮者に配慮するとともに、町民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

1 情報収集連絡系統

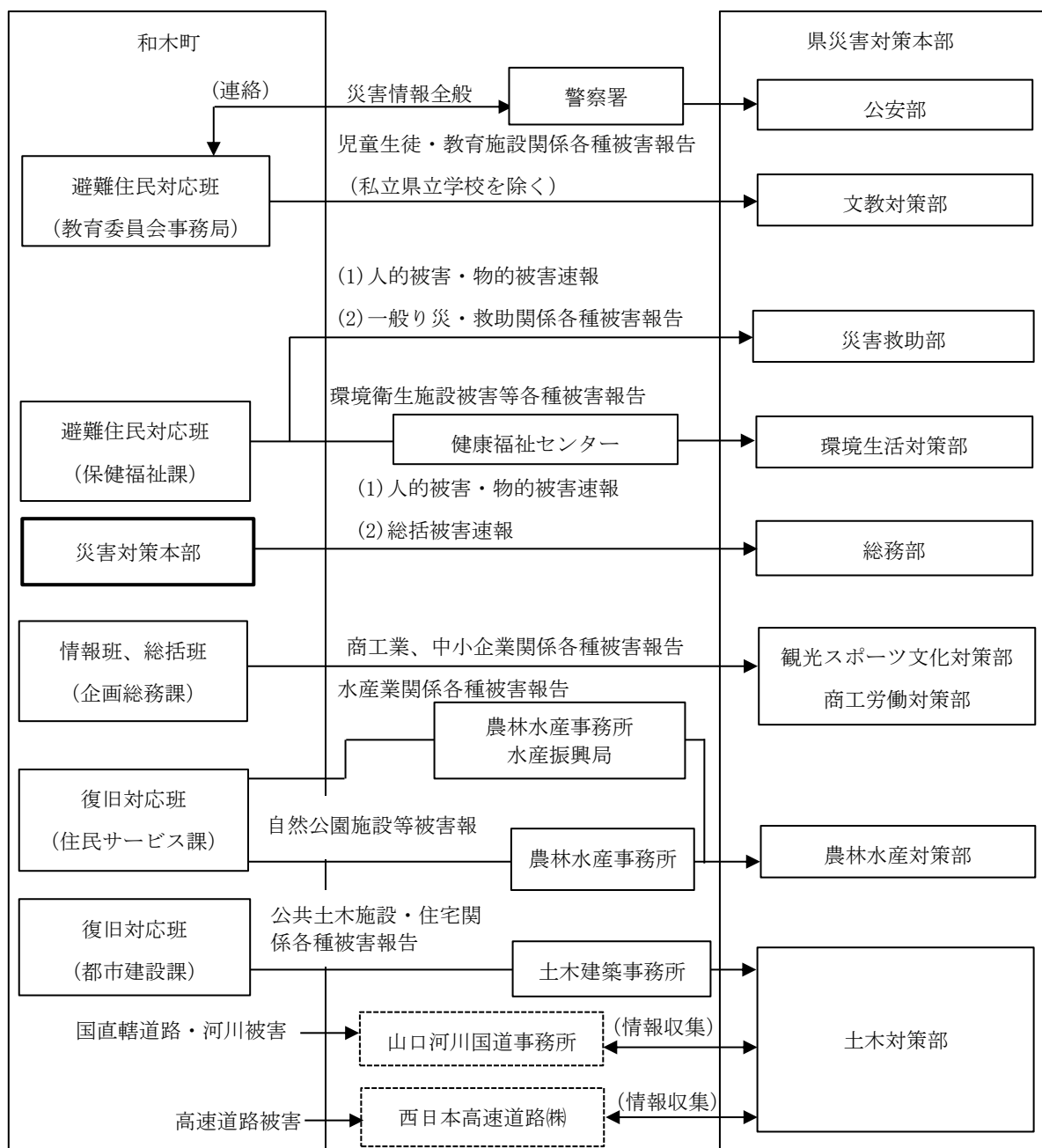
(1) 連絡系統図

災害情報の連絡の流れは、次のとおりである。



※ 町は、県が示す災害情報の連絡系統の他、国土交通省中国地方整備局との間における「災害時における情報交換に関する協定」に基づき、災害発生時等の情報交換を行う。

(2) 町から県への災害情報の報告
 町から県への被害報告は、次による。



2 防災関係機関等の措置

災害発生時には、各防災機関は、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

区分	内容		
町	<p>1 情報収集体制の確立</p> <p>(1) 職員の巡回等積極的な情報収集を行う。特に、災害危険箇所等災害発生の予想される箇所については、重点的な警戒を実施する。</p> <p>(2) 情報収集の実施については、町民等からの通報のほか、消防本部への出動指示(要請)、消防団・水防団の活動、警察署への協力要請・情報交換等関係機関との連携を図る。</p> <p>(3) 被害規模を早期に把握するため、消防本部に119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。</p> <p>2 情報伝達体制</p> <p>(1) 気象情報、災害発生の予想、避難に関する情報等は、町民その他関係機関に伝達して初めて効果が現れるものであり、その伝達については、防災行政無線をはじめ、電話、広報車、連絡員等状況に応じた方法により伝達を行うとともに、必要に応じその伝達について関係機関の協力を要請する。</p> <p>(2) 町において収集した情報は、県、警察署その他の関係機関に伝達を行う。特に人命にかかわる場合、堤防の決壊等大規模な被害が予想される場合は、応援体制等の準備が必要となることから、早期(未確認段階でも良い。)の伝達を行う。</p> <p>3 被害報告</p> <p>被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県が実施する町への応援活動に支障をきたすため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は消防庁へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 被害発生速報</p> <p>次の重要被害について、発生の都度、発生後直ちにその概要を文書又は電話等により報告する。特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="408 1384 624 1424">人的被害</td> <td data-bbox="624 1384 1366 1424">死者、行方不明者、重傷者、軽傷者</td> </tr> </table>	人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者
	人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="408 1424 624 1565">家屋被害</td> <td data-bbox="624 1424 1366 1565">住家 全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、広範囲な床下浸水 非家屋 全壊、半壊 被災者</td> </tr> </table>	家屋被害	住家 全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、広範囲な床下浸水 非家屋 全壊、半壊 被災者
	家屋被害	住家 全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、広範囲な床下浸水 非家屋 全壊、半壊 被災者	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="408 1565 624 1637">その他被害</td> <td data-bbox="624 1565 1366 1637">ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害</td> </tr> </table>	その他被害	ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害
	その他被害	ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="408 1637 624 1709">避難措置</td> <td data-bbox="624 1637 1366 1709">町が立退きを勧告又は指示した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合</td> </tr> </table>	避難措置	町が立退きを勧告又は指示した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合	
避難措置	町が立退きを勧告又は指示した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="408 1709 624 1780">災害対策本部設置状況</td> <td data-bbox="624 1709 1366 1780">災害対策本部を設置又は廃止した場合</td> </tr> </table>	災害対策本部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合	
災害対策本部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合		

区分	内容																				
町	<p>(2) 中間報告 被害状況調査の進展に伴い、文書により順次報告する。</p> <p>(3) 被害状況報告 災害に対する応急措置完了後20日以内に文書により最終報告する。</p> <p>4 直接即報 火災・災害即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の速報基準に該当する火災・災害等のうち、次のものを覚知した場合、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。 [消防庁報告先]</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 730 603 804">回線別</th> <th colspan="2" data-bbox="603 730 1031 804">平日（9：30～18：45） ※応急対策室</th> <th data-bbox="1031 730 1361 804">左記以外 ※宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 804 603 878">N T T 回線</td> <td data-bbox="603 804 683 878">電話</td> <td data-bbox="683 804 1031 878">03-5253-7527</td> <td data-bbox="1031 804 1361 878">03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="603 878 683 952">FAX</td> <td data-bbox="683 878 1031 952">03-5253-7537</td> <td data-bbox="1031 878 1361 952">03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 952 603 1025">地域衛星通信ネットワーク</td> <td data-bbox="603 952 683 1025">電話</td> <td data-bbox="683 952 1031 1025">選択番号-048-500-90-49013</td> <td data-bbox="1031 952 1361 1025">選択番号-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="603 1025 683 1099">FAX</td> <td data-bbox="683 1025 1031 1099">選択番号-048-500-90-49033</td> <td data-bbox="1031 1025 1361 1099">選択番号-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	回線別	平日（9：30～18：45） ※応急対策室		左記以外 ※宿直室	N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777		FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	地域衛星通信ネットワーク	電話	選択番号-048-500-90-49013	選択番号-048-500-90-49102		FAX	選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49036
	回線別	平日（9：30～18：45） ※応急対策室		左記以外 ※宿直室																	
	N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																	
		FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																	
地域衛星通信ネットワーク	電話	選択番号-048-500-90-49013	選択番号-048-500-90-49102																		
	FAX	選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49036																		
<p>(1) 交通機関の火災 船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの ア 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。） イ 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む。） ウ トンネル内車両火災 エ 列車火災</p>																					
<p>(2) 危険物等にかかる事故 ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの （ア）海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの （イ）大規模タンクからの危険物等の漏えい等 ウ 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故</p> <p>(3) 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30人以上発生し、又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの ア 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</p> <p>5 その他の報告 被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取り扱う。 消防組合に、119番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。</p>																					

区分	内容
警察本部	<p>岩国警察署は、町災対本部、県出先機関と緊密な連携のもと必要な情報を収集するものとする。</p> <p>被災初期の情報収集は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩国警察署管内からの情報収集 ・警察ヘリコプターによる上空からの情報収集 ・マスコミからの情報収集 ・町対策本部の他、関係機関からの情報収集

- 3 人的被害、住家被害、火災に関する情報の通報等（推定情報を含む。）
町（応急対応班）は、県の自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の派遣要請の判断基準とするため、人的被害、住家被害火災に関する情報を県総務部本部室班（防災危機管理課）に通報するとともに、関係機関に伝達する。
- 4 避難者数、避難所の場所等に関する情報の通報
町（避難住民対応班）は、県総務部本部室（防災危機管理課）に食糧、水、物資の調達に関わる応援要請の判断に資する情報を通報する。
- 5 農林業関係の被害及び応急対策の状況に関する情報の通報等
町（復旧対応班）は、迅速な被災現場での活動、応急復旧措置等のため、県総務部本部室班（防災危機管理課）に通報し、関係機関に伝達する。
- 6 医療機関の被災状況・稼動状況に関する情報の共有・通報
町（応急対応班）は、医療活動にかかわる応援要請に資するため、町内の医療機関の被災状況・稼動状況等の情報を情報班（企画総務課）及び避難住民対応班（保健福祉課、税務課）と共有するとともに、県災害救助部（医療政策課、医務保険課）に通報する。
- 7 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の通報等
町（復旧対応班）は、応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動に資するため、道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報を県総務部本部室班（防災危機管理課）に通報するとともに、関係機関に伝達する。
- 8 港湾の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の通報等
町（復旧対応班）は、応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動に資するため、港湾の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報を県総務部本部室班（防災危機管理課）に通報するとともに、関係機関に伝達する。
- 9 鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・通報等
町（復旧対応班）は、応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動に資するため、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報を収集し、県総務部本部室班（防災危機管理課）に通報するとともに関係機関に伝達する。
- 10 上下水道の被害及び応急対策の状況に関する情報の通報
町（復旧対応班）は、応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場での活動、応援の内容の決定に資するため、上下水道の被害及び応急対策の状況に関する情報を県環境生活対策部（生活衛生課）、県土木建築対策部（都市計画課）に通報する。

第3節 通信運用計画

大規模災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況の中で町、県及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

第1項 通信の確保

町は、災害時の通信を次により確保するものとする。

1 通信取扱連絡責任者及び通信担当者の選任

(1) 町は、災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信取扱責任者及び通信担当者をあらかじめ選任しておくものとする。

ア 通信連絡対応課

企画総務課

イ 通信取扱責任者

企画総務課長（不在時は企画総務課長補佐）

ウ 通信担当者

防災担当者（不在時は企画総務課員）

(2) 通信取扱責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

2 通信の確保

町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置している防災行政無線網（地上系・衛星系）を確保し、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行う。

3 通信手段の確保が困難な場合

町は、大規模災害により通信の確保が困難になったときは、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

(1) 電話・電報施設の優先利用

町は、災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

ア 一般電話及び電報

事項	対策
1 非常緊急用電話の承認	町は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害優先電話」として、NTT西日本株式会社山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。 町における災害時優先電話回線 ・0827-52-2136 ・090-8998-5049
2 非常・緊急扱い電報	「天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生する恐れがある場合」の電報については、「非常扱いの電報」として、全ての電報に優先して取り扱われる。また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報（「非常扱い電報」を除く。）に先立って取扱われる。 (1) 電報の申し込み 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付電話番号 115 番に申し出る。その際、発信人その旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。 (2) 電報の内容等 電報内容等については、防災等に関する緊急事項とする。

イ 専用電話

町は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄道・軌道電話、電気事業電話があり、利用方法については下記による。

(ア) 一般的使用

町は、防災関係機関と連携し、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図るものとする。

(イ) 災対法の規定に基づく使用

町が、町民、関係機関に対し、緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必要が生じたとき、また、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、町長が応急措置の実施に当たり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図るものとする。

(ウ) 使用手続き

町は、他機関が設置する専用電話を優先的に利用又は使用する場合に備えて、あらかじめ、設置機関と協議して手続き等を定めておくものとする。

町は、現在企画総務課に1台保有している。なお、優先群登録がされている。

ウ 携帯電話の使用

町は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは、他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして必要な通信を確保する。

(2) 防災関係機関の無線通信の利用

町は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは、他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして必要な通信を確保する。

事項	措置事項
1 代替設備の配備	町は、災害に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の伝達に努める。
2 非常通信の利用	<p>町は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。</p> <p>この場合の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。</p> <p>(1) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。 また、免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。</p> <p>(2) 非常通信利用に係る依頼文等 次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。 ア 電報頼信紙又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。 イ 本文は、カタカナ又は普通の文章形式で、できる限り簡略化し、なるべく200字以内にまとめること。</p> <p>(3) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等</p>

	<p>陸上移動無線局の派遣 有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合に対処するため、非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。</p> <p>(4) 非常無線・有線に共通する事項</p> <p>ア 非常通報の伝送に要する料金</p> <p>(ア) NTT以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。</p> <p>(イ) 伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもNTT所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる。</p> <p>イ 非常通信として取扱う通信の内容</p> <p>非常通信（無線・有線）として取り扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。</p> <p>(ア) 人命の救助に関するもの</p> <p>(イ) 天災の予警報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害に関するもの</p> <p>(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料</p> <p>(エ) 電波法（昭和25年法律第131号）第74条実施の指令及びその他の指令</p> <p>(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの</p> <p>(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの</p> <p>(キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの</p> <p>(ク) 遭難者救護に関するもの</p> <p>(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの</p> <p>(コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの</p> <p>(サ) 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの</p> <p>(シ) 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの</p>
3 孤立防止対策用衛星電話の使用	NTT西日本株式会社の事業所にポータブル衛星無線機器等を配備し、災害設備故障などの際に出勤し、社内連絡用及び災害時用公衆電話として使用する。
4 防災相互通信用無線	<p>(1) 石油コンビナート等の大量油流出事故等が発生した場合に、円滑かつ的確な応急対策を関係機関が実施するため、県、関係市町、消防、警察、海上保安庁等相互間の通信連絡手段として、「防災相互通信用無線」をそれぞれが常置している。</p> <p>(2) この無線は、陸上移動局及び携帯局で構成され、移動範囲は当該無線局の目的を達成するために必要な陸上、海上又は空域となっていることから、当該地域の災害応急対策に必要な情報収集、連絡は、これを使用するなどして、通信の確保を図るものとする。</p>

5 災害対策用移動通信機器等の借用	(1) 総務省（中国総合通信局）では、「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。	
	種類	貸与条件等
	簡易無線、MC A無線機、衛星携帯電話	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：無償
(2) 町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。		
6 災害対策用移動電源車の借用	(1) 非常災害時において通信・放送設備の電源供給が途絶又はその恐れが生じた場合、総務省（中国総合通信局）より移動電源車の貸出しを受け、電源の応急確保を行う。 【中国総合通信局に配備されている移動電源車】	
	種類	貸与条件等
	中型移動電源車 1 台 (発電容量 100kVA)	車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。
(2) 町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。		

(3) 民間団体等の通信施設の活用

町は、大規模災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線について通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう必要な措置を講ずるものとする

ア アマチュア無線の活用

町は、町内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておく。また、支援を受ける業務等について、あらかじめ十分検討しておくものとする。

イ タクシー用業務無線の活用

町は、町内のタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援をうける業務等について十分検討協議しておくものとする。

第2項 通信施設設備の整備

町は、災害時等の通信の確保を図るため、従来から必要な通信施設設備の整備を行ってきたが、より充実した通信の確保が図られるよう今後とも整備促進を図るものとする。

このため、町は、防災行政無線（同報系・移動系）の整備を進め、通信の確保を図っている。

今後も、大規模災害等発生時において迅速かつ的確な情報の収集、伝達に必要な画像伝達等の通信を確保するため、防災行政無線網の整備を計画的に図っていく。

第4節 災害時の放送

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により防災機関、住民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

防災機関は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報の迅速な伝達とともに、町民に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、町・県が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。

これらの情報を信頼性のあるものとして迅速に被災住民等に伝達するには、放送機関の協力を必要とするため、これに必要な事項について定める。

このため、これに必要な事項について定める。

第1項 放送局に対する放送の要請

災害時において、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し（災対法第57条）、町民等へ必要な情報の提供を要請する。

1 放送機関との協定

県を通して放送局に要請を行うが、県は、災害時における放送要請が円滑に行えるよう、放送要請手続き等について、あらかじめ放送機関との間に協定を締結している。

2 放送要請取扱要領

(1) 放送要請ができる災害等

ア 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

イ 放送対象地域の範囲

知事と放送機関がその都度協議して決める。

(2) 放送要請

ア 災対法第57条の規定に基づき、町長が行う伝達、通知又は警告にかかる放送要請を行う場合は、原則として、県を通して行うものとする。

ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、放送機関に対し直接要請を行うことができるものとする。

この場合、事後速やかに県に報告するものとする。

イ 県を通しての要請は、県災対本部本部室班に対して、要請するものとする。

放送機関	連絡責任者	連絡先
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 無線電話 10-219-3 無線FAX 19-219
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 無線電話 10-220-3 無線FAX 19-220
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 無線電話 10-221-3 無線FAX 19-221
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 無線電話 10-223-2 無線FAX 19-223
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 無線電話 10-222-3 無線FAX 19-222

ウ 町の放送要請要領

(ア) 放送要請の指示

企画総務課長は、本部員等から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため、特に必要と認めた場合は、総括班員に対して、放送要請手続きをとるよう指示する。

(イ) 放送要請文の作成

放送を必要とする各対策部は、総括班員と協議の上、要請文を作成する。

(ウ) 放送要請の決定

放送要請は、本部長（町長）が決定する。町長不在の場合は、副本部長（副町長）が決定する。

(エ) 県若しくは放送機関への要請

総括班（企画総務課 庶務係）は、要請文をFAX又は電話により県（防災危機管理課長）へ要請する。県に連絡がつかない場合には、直接各放送機関へ要請する。

なお、直接放送機関へ要請を行った際は、事後速やかに県に報告する。

(オ) 災害放送連絡責任者

放送の要請に関する手続き等を円滑に実施するため、災害放送連絡責任者として、企画総務課課長補佐をあてる。

第2項 緊急警報放送

町は、大災害の危険が迫っているとき、事前に住民等に情報を提供する手段として緊急警報放送により放送機関が発する緊急信号を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等からの警報音等により住民に災害情報の伝達ができる。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号の1に該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。
- (2) 気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合。
- (3) 災対法第57条に基づく、知事からの要請により放送する場合。

2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会（NHK山口放送局）

3 利用方法等

町長は、知事を通じて、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求めるものとする。

第5節 広報計画

災害時における住民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。

このため、町は、災害時の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

第1項 広報活動

町は、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また、情報の輻輳、混乱を防止するため、各防災機関あらかじめ広報責任者を定める。

1 広報の内容

町は、次の内容について適時適切な広報を実施するものとする。

(1) 事前情報

- ア 気象に関する情報
- イ 交通情報
- ウ その他必要事項

(2) 中間情報

- ア 避難に関する情報
- イ 災害発生情報
- ウ 交通規制情報
- エ その他必要事項

(3) 発災直後情報

- ア 交通規制情報
- イ ライフライン情報
- ウ 安否情報
- エ 避難所情報
- オ 食料・生活物資の情報
- カ 復旧状況
- キ その他必要事項

2 広報実施機関

実施機関	担当部局	備考
和木町	総括班	企画総務課（庶務係）

第2項 災害時の広報活動

町は、迅速・的確な情報収集に努め、それぞれが定める計画により、適時適切な広報活動を実施するものとする。

町が実施する災害時の広報については、応急対策の中でそれぞれ示されていることから、以下、町が実施する広報活動に必要な事項について定める。

1 総括班（企画総務課 庶務係）の体制

総括班（企画総務課 庶務係）は、単独で又は他班の応援を受けて、必要な災害広報を実施するものとする。また、被災者の陳情、相談等の広聴を実施する。

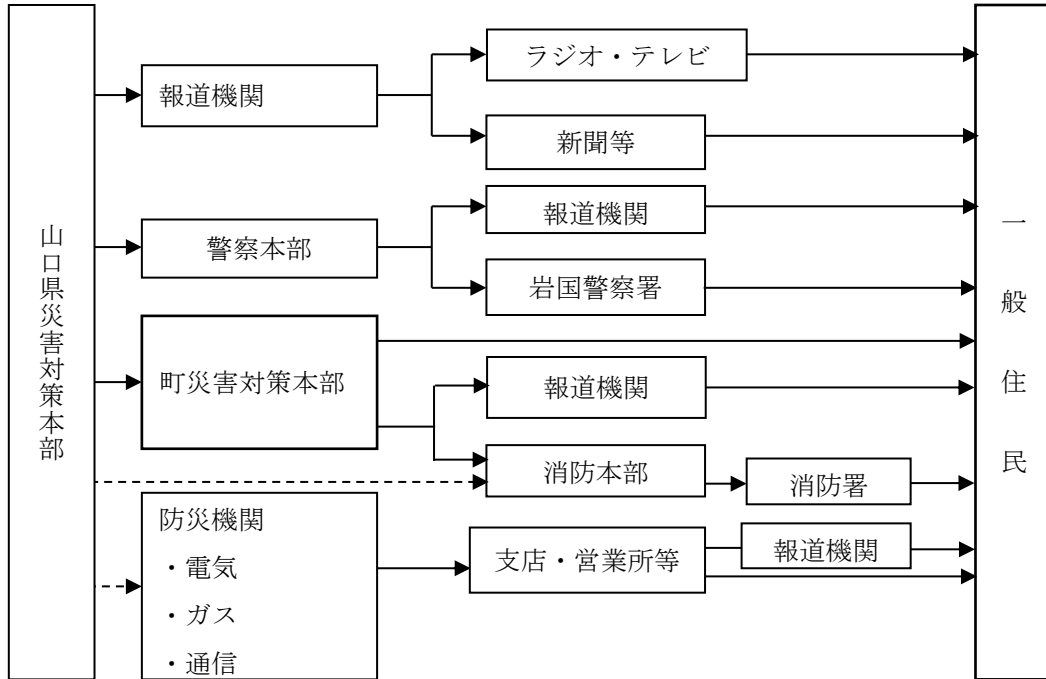
項目	対応する事項
広 報	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関する事。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、県、国等の展示依頼に備えるものとする。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関する事。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・CATV放送・Lアラート等の活用に関する事。 (4) 情報の収集整理に関する事。

広聴企画	(1) 報道機関への情報資料の発表に関する事。 (2) 記者会見に関する事。 (3) 報道機関への取材協力その他報道関係の諸連絡に関する事。
町民相談	(1) 被災地における災害関係の陳情、相談に関する事。 (2) 文書による災害関係の陳情、相談の受理、処理に関する事。

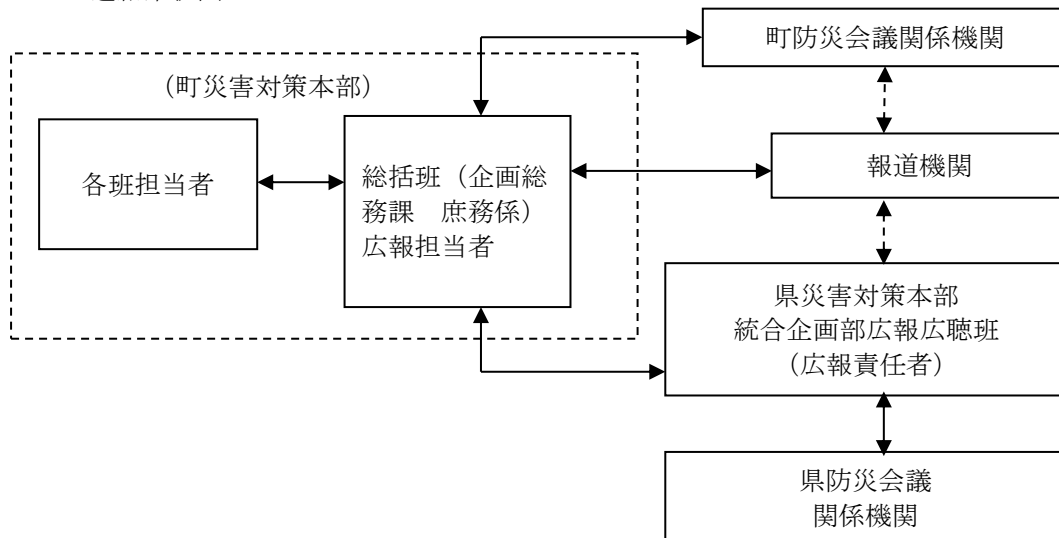
2 災害広報に関する連絡等

(1) 災害広報活動の流れ

災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。



ア 連絡系統図



イ 連絡手段

電話、ファクシミリ、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

ウ 報道機関をつうじた町の依頼事項

- (ア) 災害広報資料の収集及び提供についての依頼
- (イ) 住民に対する広報の依頼
- (ウ) 被害状況及び応急対策の依頼
- (エ) 災害全般の情報提供についての依頼

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

前記第2項2(2)ア「連絡系統図」により処理する。この場合、現地住民、県、関係防災機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

収集事項	収集の内容	収集対象機関
1 気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 住民の心構え及び対策	情報班 (企画総務課 企画係)
2 災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時場所 (3) 災害の対象、範囲、程度 (4) 災害発生の経過	情報班 (企画総務課 企画係)
3 避難等の措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人数 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過	避難住民対応班 (保健福祉課) 企画総務課
4 消防団・警察・自衛隊・消防等の出動状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関又は出動要請者 (3) 出動日時、出動対象、目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械器具等 (5) 経過	応急対応班 (企画総務課 財政係)
5 応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果	応急対応班 (企画総務課 財政係) 各課
6 その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時期 (4) 実施理由、経過、効果	同上
7 美談などの災害関連情報	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先	同上

(3) 災害広報の実施方法等

災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広報対象	広報事項	実施主体	広報手段	備考
住民に対する広報	(1) 気象情報等の周知及び防災上の一般的注意事項 (2) 被害状況、応急対策の状況及び住民の一般的注意事項	気象台 町 防災関係機関	(1) 報道機関へ依頼 (2) 同報無線、CATVの活用 (3) 広報車巡回 (4) 広報紙(誌)への掲載 (5) チラシ、掲示による周知 (6) 組織を利用した口伝 (7) アマチュア無線局への依頼 (8) 臨時災害FM放送局の活用 (9) コミュニティ放送の活用 (10) パソコンネットワークサービス会社の活用 (11) Lアラートの活用 (12) ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用	(1) 必要に応じ民間広報車の借上を行う (2) 自治会組織を活用する

(4) 報道機関に対する発表

ア 発表者

原則として、総括班(企画総務課 庶務係)が発表する。

イ 発表場所、時間

総括班(企画総務課 庶務係)が関係者と協議して決める。

第3項 安否情報の提供

町は、被災者の安否情報について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害する事のないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、DV被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底する。

第3章 事前措置及び応急公用負担計画

基本的な考え方

災害が発生する恐れがある場合の事前措置及び災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認められる場合の応急公用負担について定める。

章	節	項
事前措置及び応急公用負担計画	事前措置計画	町長の事前措置の指示
		水防管理者、水防団長の事前措置の要求
		事前措置の指示、命令、要求の手続き
		事前措置の予告
	応急公用負担計画	町長の権限
		消防団員の権限
		水防管理者、水防団長の権限

第1節 事前措置計画

第1項 町長の事前措置の指示（災対法第59条1項）

1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときで次のような場合が考えられる。

- (1) 予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）
- (2) 警告をしたとき（災対法第56条）
- (3) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき（水防法第12条）
- (4) 水位上危険であると認められる所があるとき（水防法第9条）
- (5) 台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合（消防組織法第24条の2）

2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

（注）災害の拡大を防止するために必要な限度においてのみ指示できるものである。

4 代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づいて町長が代執行できる。（第2節応急公用負担関連）

第2項 水防管理者、水防団長の事前措置の要求（水防法第9条）

1 事前措置要求の条件

随時、（梅雨期、台風期、融雪期の前その他水害の予測される時。）区域内の河川及び堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるとき。

2 要求の対象

- (1) 準用河川については町長
- (2) 2級河川、砂防指定地に係る河川については知事
- (3) 1級河川については、国土交通大臣又は知事
- (4) 普通河川については条例の定めるところにより知事又は町長
- (5) 港湾施設たる海岸堤防については港湾管理者
- (6) その他の海岸については県又は町が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸の改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

第3項 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

第4項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うことができるが、その時になって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して予告をおこなうものとする。

第2節 応急公用負担計画

第1項 町長の権限（災対法第64条、65条）

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担（災対法第64条）

ア 土地建物その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用

ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

(2) 人的公用負担（災対法第65条）

住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

(1) 物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要す（災対法第64条、同法施行令第24条～27条、行政代執行法第5条、6条）。

(2) 人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条1項、84条1項の規定による。

第2項 消防団員の権限（消防法第29条）

（注）火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。（消防法第36条）

1 権限行使の要件と権限の内容

(1) 物的公用負担

消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

(2) 人的公用負担

緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

2 損失補償及び損害補償

消防法第36条の3の規定による。

第3項 水防管理者、水防団長の権限（水防法第24条、28条、45条）

1 物的公用負担（水防法第28条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

(1) 必要な土地の一時使用

(2) 土石、竹木、その他の資材の使用、収用

(3) 車馬、その他の運搬具又は器具使用

(4) 工作物その他の障害物の処分

2 人的公用負担（水防法第17条）

水防のため、やむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

3 損失補償及び損害賠償

水防法第28条、45条の規定による。

第4章 救助・救急・医療等活動計画

基本的な考え方

大規模災害発生時には、建物・工作物の倒壊、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり発生することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数にのぼることが予想される。

このため、大規模災害時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動が必要になる。

章	節	項	番	
救助・救急・医療等活動計画	救助・救急計画	救助・救急の実施	実施機関	
			災害救助法による救出の実施	
			住民及び自主防災組織の役割	
			資機材の調達	
		傷病者の搬送	傷病者の搬送手順	
	医療等活動計画	災害時における医療救護の流れ		
		医療救護体制	医療救護活動	
		健康管理体制	県健康管理班	
			町の健康管理活動	
	集団発生傷病者救急医療計画	実施方針	目的	
			対象	
			救急医療の範囲	
		関係機関（者）の措置		
		医師会長等に対する出動要請の方法		
		救急医療活動等		
		費用の負担		
救急医療活動報告書の提出受け				

第1節 救助・救急計画

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

機関名	活動内容
和木町 消防組合	(1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 (3) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 (4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達をする。 (5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6) 救助活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。 (7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
警 察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 町（消防本部・消防団）、県、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。

2 災害救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
 - ・水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
 - ・地滑り、崖崩れにより生き埋めにあつたような場合
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者
 - ・行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
 - ・行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

(2) 救出の実施期間

- ア 災害発生の日から3日以内。
- イ 災害の状況により、厚生労働大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

- ア 借上費又は購入費
 - 船艇その他救出に必要な機械器具を直接捜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費
- イ 修繕費
 - 救出のため使用（借上使用含む。）した機械器具の修繕費

ウ 燃料費

機械器具を使用した場合のガソリン代、石油代、捜索・救出作業を行う場合の照明代又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

3 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

4 資機材の調達

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

第2項 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、医療救護班等より要請があった場合は、町が、搬送用車両の手配、配車を行う。この場合、救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

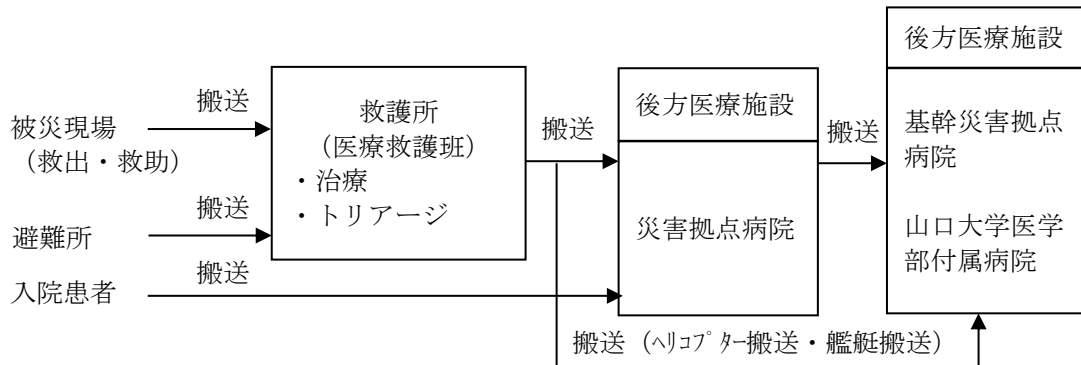
イ 重症者等の場合は、消防防災ヘリコプターを活用し、必要に応じて、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

第2節 医療等活動計画

大規模災害時には、家屋の全・半壊等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、町民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施するうえで必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

第1項 災害時における医療救護の流れ



※広域医療搬送を行う場合は、臨時医療施設（SCU）で治療・トリアージを実施し、県外の医療施設へ搬送する。

第2項 医療救護体制

町は、災害時における医療救護を実施する。町で対応が困難な場合は、県をつうじて医療実施関係機関（地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部、医師会等）に支援を要請する。

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の要請

ア 町は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、町内の医療機関等の協力を得て、災害時の医療班を確保する。町の能力を超える場合は、県をつうじて県医師会、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部、山口大学医学部等に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）、JMATやまぐちを含む）の派遣を要請する。

イ 医療救護班の編成基準

(ア) 一班の編成

第2編 第8章「救助・救急、医療活動」を参照

(イ) 医療救護所の班編成

災害の規模により配置する班数は変動するが、概ね1救護所1班を目途に編成する。

(2) 医療救護班の設置及び業務内容

ア 町内及び派遣された医療機関により、保健相談センターに救護班を設置する。

イ 町の能力のみでは十分でないと判断した場合は、岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）に応援要請を行う。

この場合、次の事項を示して応援要請を行う。（要請は電話等でのよいが、後日正式に文書をもって行う。）

- ・医療救護班の派遣場所及び派遣期間
- ・必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
- ・応援必要班数
- ・現地への進入経路、交通状況
- ・その他参考となる事項

ウ 業務内容

医療救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、概ね次のとおりとする。

(ア) 傷病者に対する応急処置

(イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージ）

(ウ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

(エ) 助産救護

(オ) 死亡の確認、遺体の検索・処理

エ 緊急を要する場合は、隣接市に応援の要請を行い、事後岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）にその状況を報告するものとする。

この場合の要請内容は、上記（ウ）に掲げる事項とする。

(3) 避難所救護センターの設置

ア 町は、避難生活が長期にわたる場合、県及び町医師会と協議して避難所救護センターを設置する。その設置、運営は、医療機関の稼働状況を勘案して行う。

イ 避難所救護センターの医師については、初期においては内科系を中心とした編成に努め、その後、精神科医等を含めた編成に切替える。

ウ 町は必要に応じ、県に歯科巡回診療車又は携帯用歯科診療機器の確保、整備を要請する。

2 個別疾病対策

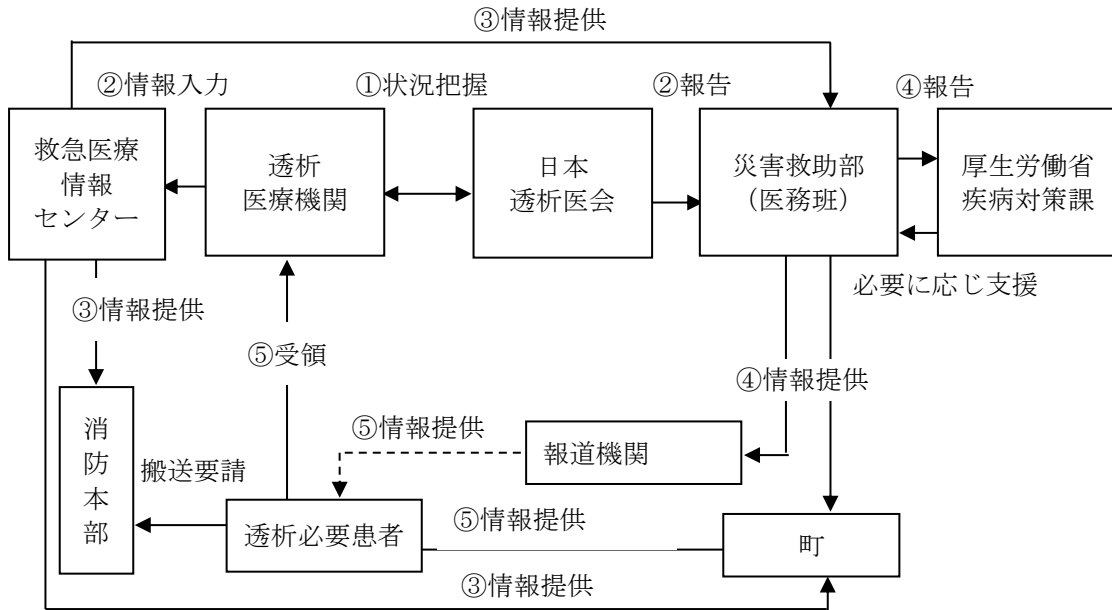
災害時においては医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生じるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して実施することが必要となる。

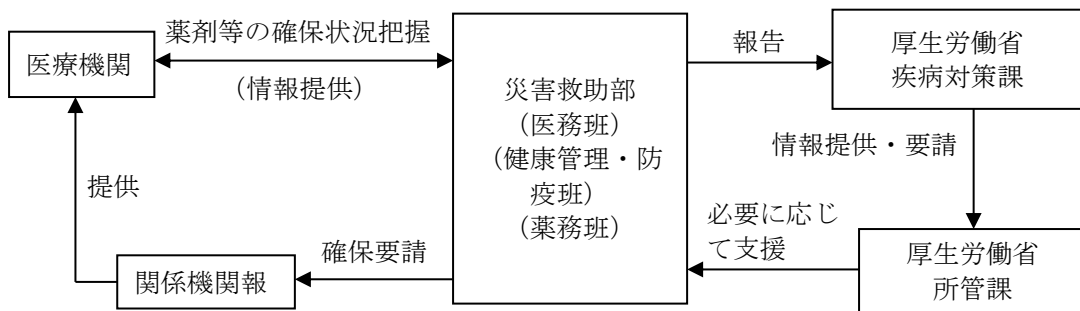
このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

- ア 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県（災害救助部）へ伝達する。
- イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、町、消防本部に提供する
- ウ これらの情報をもとに、町は、広報誌、報道機関を通じて、透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、診療の確保を図る。
- エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。
- オ 県（医務班）は、直ちに、関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。



(2) 難病

- 県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。
- ア 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。
- イ 難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例 ALS等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。



3 連絡調整

医療班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、災害救助部長が指定する者が行う。

第3項 健康管理体制

町は、災害時における健康管理を実施する。この際、対応能力を超える場合は、災対法第68条に基づく応援の要請を行い「山口県及び市町相互間の災害時応援協定書」の定めるところにより県の健康管理班の支援を受ける。

1 県健康管理班

医療救護班と連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

(1) 健康管理班の編成

1班当たりの構成基準は、保健師2名、栄養士1名とするが、状況に応じて医師等を編入する。

(2) 健康管理班の業務内容

- ア 避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導
- イ 災害時要援護者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- ウ メンタルヘルスケアの実施
- エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- オ 関係機関との連絡調整

(3) 町の健康管理活動

医療救護班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

第4項 災害救助法に基づく医療・助産計画

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が、医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、町及び県は、これに必要な措置を講じる。

1 実施機関

(1) 町

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能又は困難になったときは、町長がその対策を実施する。

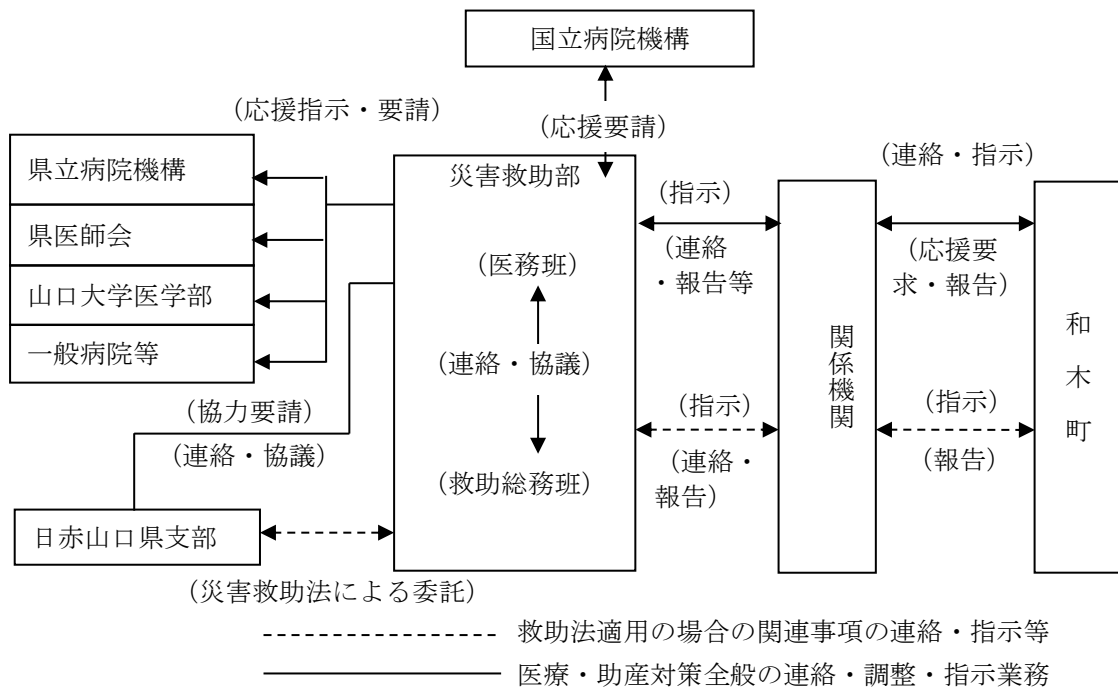
(2) 県

救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事がその職権を町長に委任したとき又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、町長が着手することができる。

(3) 日赤山口県支部

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

2 体制の運用



3 医療救護・助産の対象

(1) 医療を受ける者

- ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者。
- イ 経済的能力の有無は問わない。また、障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。
- ウ 被災者のみに限定されない。

(2) 助産を受ける者

- ア 災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べん（死産及び流産含む。）した者で、助産の途を失った者。
- イ 経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうかとも問わない。

4 医療救護・助産対象の範囲

(1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

5 医療救護・助産の実施方法

(1) 医療の実施方法

- ア 原則として、救護班により実施する。
- イ 重症患者等で、救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。
- ウ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。
 - (ア) 災害の範囲が広範で、救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合。
 - (イ) 救護班の到着を待ついとまがないとき。

(2) 助産の実施方法

- ア 医療の場合と同様に救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。
- イ 救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができるものとする。

6 措置手続等

(1) 救護班による場合

救護班が直接対象者を受け、診療記録により処理する。

(2) 医療機関による場合

- ア 町長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。
- イ 町長は、医療券を交付するときは、医療費及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。

7 費用の範囲

(1) 医療のために支出できる費用の基準

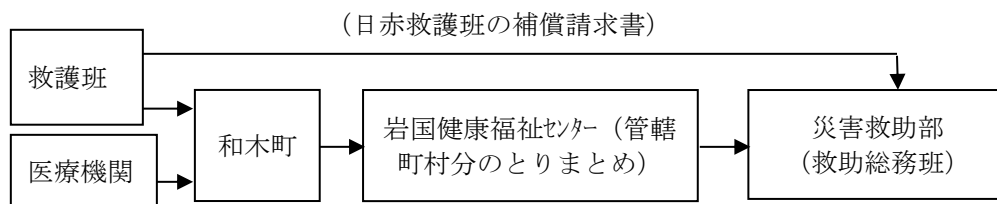
ア 救護班の費用

- (ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
- (イ) 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）

この場合、公立病院救護班については、事務費で、従事命令による救護班については、実費弁償として処理する。

日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第 19 条の定めによる補償費の中に含まれる。

- (ウ) 救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱うものとする。）
- イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用
医療保険制度の診療報酬の額以内
(注) 救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。
- ウ 施術者で措置した場合の費用
厚生労働大臣が定める施術料金の額以内
- (2) 助産のため支出できる費用の基準
 - ア 救護班、産院その他の医療機関で措置した場合
使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は除く。）等の実費
 - イ 助産師により措置した場合
当該地域における慣行料金の8割以内の額
- 8 費用の請求
 - (1) 救護班の費用の請求
救護班又は医療、助産に要した経費請求書を知事（救助総務班）に提出する。
 - (2) 医療機関（助産を含む。）による場合の費用の請求
措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの。）に所要事項を記載して、知事（救助総務班）に提出する。
 - (3) 提出経路



- (4) 日赤救護班又は従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。
- 9 実施期間
 - (1) 医療の期間
 - ア 災害発生の日から14日以内とする。
 - イ 特別の事情があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。
 - (2) 助産の期間
 - ア 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者に対し、分べんの日から7日以内とする。
 - イ 特別の事情があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。
- 10 連絡協議等
 - (1) 災害救助部医務班は、救護班の派遣等の調整、決定に当たっては、救助総務班及び日赤山口県支部と協議して、円滑な救護活動を実施する。
 - (2) 被災地における医療救護活動を実施するに当たり、救助法に関する事務の総括、調整は、当該被災地を管轄する健康福祉センターが当たる。

第3節 集団発生傷病者救急医療計画

第1項 実施方針

1 目的

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療体制を実施するために必要な事項について定める。

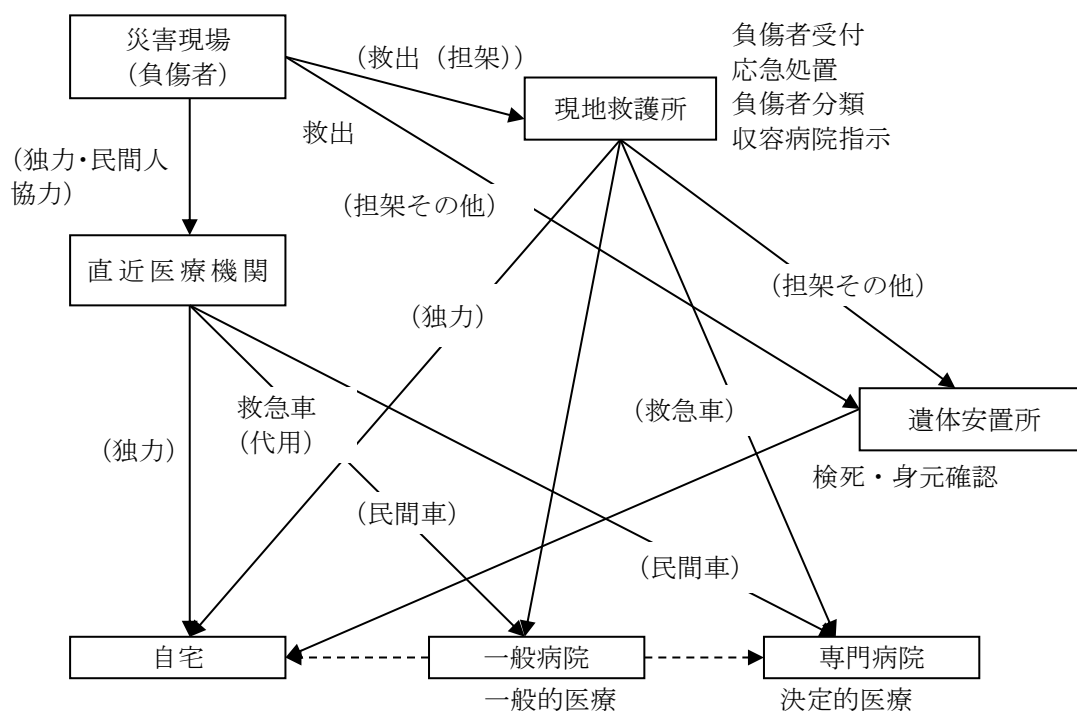
2 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質、有害物の流出、列車、航空機、船舶等の転覆、墜落、沈没その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下本節においては「災害」という。）を対象とする。

3 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急措置とし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 災害現場での救出
- (2) 現場付近での応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への輸送
- (6) 遺体の処理
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急的措置
- (8) 救急医療活動の範囲図



第2項 関係機関(者)の措置

1 災害発生責任者の措置

災害発生責任者（企業体等）は、災害が発生したことを知ったときは、ただちに消防及び警察機関並びに状況に応じて、管区海上保安本部・海上保安部署又は空港事務所に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

2 消防及び警察機関、管区海上保安本部・海上保安部署又は空港事務所の措置

消防及び警察機関、管区海上保安本部・海上保安部署又は空港事務所の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めるときは、直ちに市町長及び知事に通報するとともにその事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか適切な措置を講じるものとする。

3 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとする旨の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに医師会その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて町保健相談センターの救護班に出動を命じ、地区医師会長又は、日本赤十字社山口県支部長その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。

なお、町長は、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともにあらかじめ次の事項について整備しておくものとする。(災対法第62条)

- (1) 災害発生時における通信連絡方法
- (2) 現場活動部隊、救護班の編成
- (3) 病院等医療機関の収容能力及び受け入れ体制の確認
- (4) 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法
- (5) その他必要な事項

第3項 医師会長等に対する出動要請の方法

町は、災害の発生により医師等の出動を要請する必要がある場合は、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし緊急を要する場合には、電話、口頭等により、事後速やかに文書を送付するものとする。

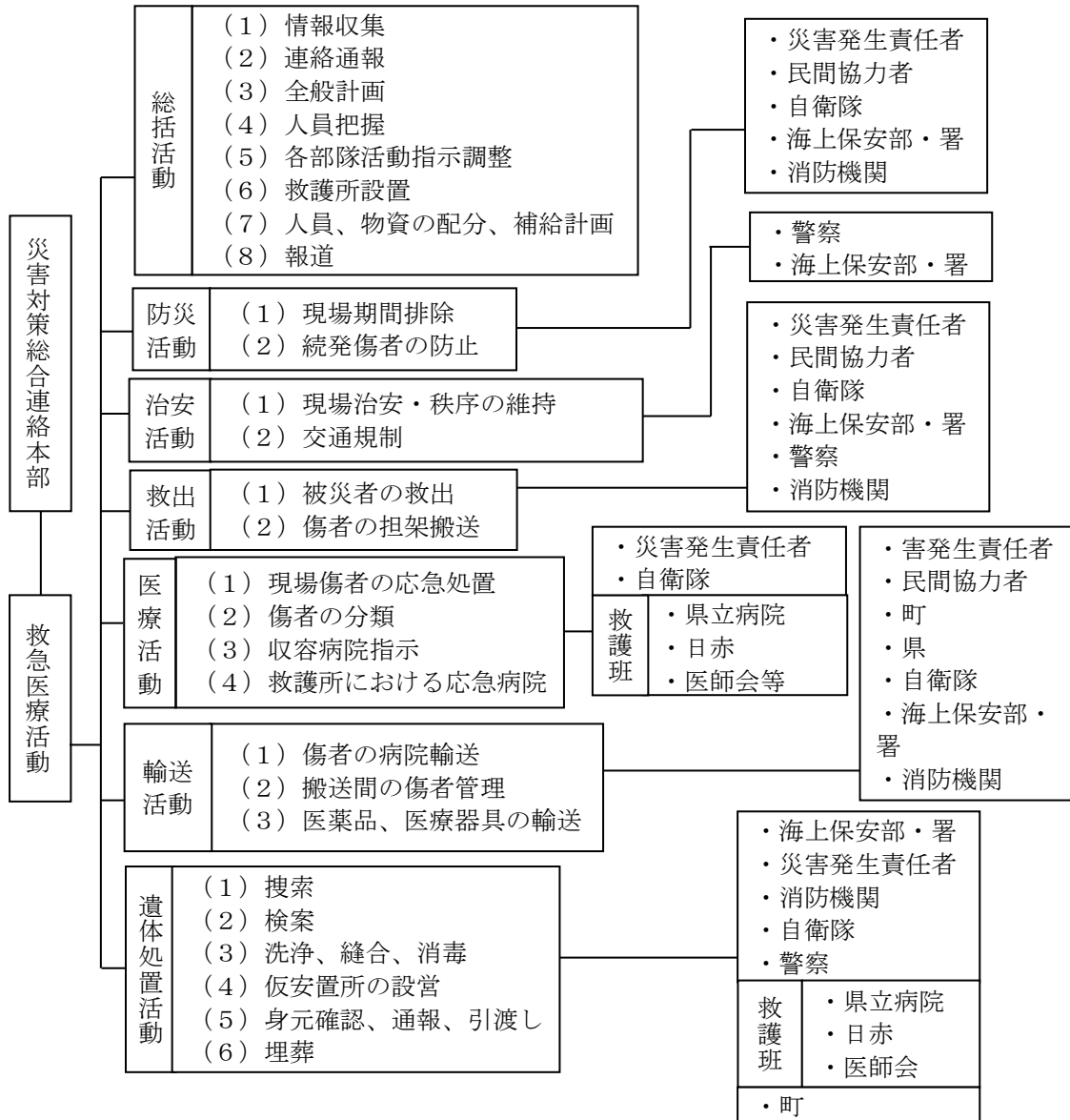
- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の発生原因及び状況
- 3 出動を要する人員及び資機材
- 4 出動の時期及び場所
- 5 その他必要な事項

第4項 救急医療活動等

町長は、県による災害対策総合連絡本部が設置された場合、必要に応じて連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努めるものとする。

災害現地に出動した各部隊の具体的な活動は次のとおりとする。

<災害現場における救急医療体制>



第5項 費用の負担

1 実費弁償等の負担区分

町は、町が対策を実施する責務を有する災害で、下記以外の場合における災害に出動した医師等に対する実費賠償及び損害賠償を負担する。

この際、特別の事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議のうえ定めるものとする。

- (1) 災害救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県（県が支弁し国が負担）
- (2) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者

2 実費弁償

知事又は市町長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令第5条の規定に基づき知事が認めた額（災害救助法施行細則第13条）とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償するものとする。

3 損害賠償

知事又は市町長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり又は廃疾となったときは、災害救助法施行令中扶助に係る規定の例により、補償するものとする。

知事又は市町長の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その程度に応じてこれを補償するものとする。

第6項 救急医療活動報告書の提出受け

町は、町の要請により出動した医師等による救急医療活動を受けたときは、医師会長等より、次の各号に掲げる内容を示した報告書の提出を受けるものとする。

- 1 出動場所
- 2 出動者の種別、人員（出動者の出動時間及び期間別に記載）
- 3 受診者数（重傷、軽傷、死亡別）
- 4 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- 5 損害賠償を受けるべき者及び物件の程度
- 6 救急医療活動の概要
- 7 その他必要な事項

第5章 避難計画

基本的な考え方

災害発生の恐れがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保される間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心つながることから、的確な避難誘導、避難所の開設等について定める。

章	節	項	番
避難計画	避難指示等	避難の実施機関及び実施体制	避難指示権者及び時期
			高齢者等避難
			避難指示等の基準
			避難指示等の区分
			避難指示等の伝達
			避難指示等の解除
		警戒区域の設定	警戒区域の設定
			設定の範囲
			警戒区域設定の伝達
		避難誘導	
	避難所の設置運営	避難所の開設・運営	避難所の開設・運営の考え方
			避難所の開設要領
			避難所の管理・運営
		避難所に収容する被災者の範囲	災害によって現に被害を受けた者
			災害によって現に被害を受けるおそれがある者
		避難所開設の期間及び費用	期間
			費用
		広域一時滞在	町において行う事項
	移送方法		
	避難所及び避難後の警備		

【参照資料】

- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料17 「主要指定避難所開設・運営の考え方」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料18 「総コミュニティセンター避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料19 「和木中学校避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料20 「和木こども園避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料21 「和木小学校避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料22 「三井記念体育館避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料29 「津波避難計画」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料37 「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」

第1節 避難指示等

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
町長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法第60条第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らして緊急を要するとみとめるとき	必要と認める居住者等	立ち退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口：防災危機管理課)
知事 (委任を受けた吏員)	災対法第60条第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法第61条 警察官職務執行法第4条	全災害 ・町長が避難のため立退き又は緊急安全確保を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同上	立退き又は緊急安全確保措置の指示 警告を発すること 必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、町長に通知 (町長は知事に報告)

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
海上保安官	災対法第61条 海上保安庁法第18条	全災害 ・町長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等、 船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者	立退き又は緊急安全確保措置の指示 船舶の進行停止、指定場所への移動 乗組員、旅客等の下船、下船の禁止 その他、必要な措置	同上
自衛官	自衛隊法第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同上	避難について必要な措置（警察官がその場に行かない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る）	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	岩国警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法第29条	洪水、津波又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者、滞在者その他の者	同上	同上 (水防管理者による場合のみ)

2 高齢者等避難

町長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は避難行動要支援者をはじめとする要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

3 避難指示等の基準

避難の指示等の基準は、あらかじめ町長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」に定める。

4 避難指示等の区分

避難指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。

また、発令のタイミングは、要配慮者に十分配慮するものとする。

なお、町は、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期について助言を求めることができる。

種別	事前避難	緊急避難	収容避難
概要	被害が発生し始めた場合等で、被害を受ける前に、避難準備又は安全な場所に避難させる必要があり、時間的に余裕がある場合	事前避難の余裕がなく、現に災害が発生し、又は危険が切迫していると判断される場合	通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長期にわたり避難の必要がある場合
予想される事態	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象警報が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき (2) 河川が氾濫注意水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき (3) あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想されるとき（地滑り指定地域等） (4) その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要がある場合 	避難の指示等を突発的に行うケースが多いので速やかな伝達手段、避難場所の周知、避難方法等平常時に確立しておく	<ul style="list-style-type: none"> (1) 収容に当たっては輸送用車両、船舶等あらゆる手段を講じて迅速かつ安全に収容避難を行う。 (2) 居住地の問題、保健衛生等の面について特に考慮する。 (3) 応急住宅の建設等について総合的に配慮する。

5 避難指示等の伝達

避難指示等は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- (1) 町長は、避難の指示等を発令した場合は速やかに、その内容を町防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接町民に対し、周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。
この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。
また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。
- (2) 避難の伝達に当たっては、町単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。
- (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。

6 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

町長若しくは委任を受けた職員等は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災対法第63条）

警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事するもの以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命じることができる。

また、町長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が町長の職権を行った場合、その旨を町長に通知するものとする。

なお、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が町長に代わって警戒区域を設定する。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定すること。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、町長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限(どのような立入り許可をするか)を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

第3項 避難誘導

避難指示等が出された場合、町は、警察署及び消防署・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

- 1 避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に必要な情報の提出に努めるものとする。
- 2 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。
この場合、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者を優先して避難誘導する。
- 3 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- 4 危険な地点には、標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。
- 5 浸水地帯では、ロープ等を使用して安全を期する。
- 6 高齢者、障害者等の要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。
- 7 誘導中は、事故防止に努める。
- 8 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ他機関に応援を要請し、実施するものとする。

第2節 避難所の設置運営

避難所は、災害のため被害を受け又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に收容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は町長であり、救助法適用時においては、町長が知事の委任を受けて行うことになる。

避難所の開設は、必要に応じ他機関、協力団体等(消防団、婦人会、自主防災組織、ボランティア団体等)の協力を得て実施する。

第1項 避難所の開設・運営

1 指定避難所の開設・運営の考え方

町長は、想定される災害による避難者及び被災者の状況とともに町の特性等を踏まえ、別紙「主要指定避難所の開設・運営の考え方」により、指定避難所の内、町が管理する4施設、企業の管理する1施設を主要指定避難所として、予測又は発生した災害の規模等に応じて逐次又は一挙に開設する。

主要5カ所以外の指定避難所においては、住民の開設要望があり、町が必要と判断される場合において、避難者及び地域住民等の自主的な運営を前提として開設する。

開設・運営する指定避難所においては、災害の恐れや減少又は復興・復旧の進展による避難者の減少に応じて、総合コミュニティセンターへの集約を図り、早期の民間施設の占有移乗及び学校・園の教育再開を図る。

2 避難所の開設要領

(1) 開設条件

ア 早期避難所（総合コミュニティセンター）

気象警報発令後において、予想される災害の危険から回避するため住民より自主避難の要望が有り、町長が必要と認めた場合

イ 指定避難所（早期避難所を含む）

町より「高齢者等避難」「避難指示」等の発令に伴う避難者等を收容するため、別紙「要配慮者施設、避難場所等一覧」に示す指定避難所の内、町長が必要と認めた指定避難所

(2) 開設の順位

別紙「主要指定避難所の開設・運衛の考え方」に示すとおり早期避難所を兼ねる総合コミュニティセンターを第1優先として開設する。その後、災害規模・場所、避難者数の増加等により以下の開設順位により逐次増加開設する。

ただし、地震、津波等の大規模災害が発生又は予測される場合は当該全施設を避難所として一挙に開設する。

ア 第1優先：総合コミュニティセンター

イ 第2優先：和木中学校

ウ 第3優先：和木こども園

エ 第4優先：和木小学校

オ 第5優先：三井化学記念体育館（企業管理施設）

※ 早期避難所は、気象警報の発令以降において、住民の自主避難の要請により開設する避難所

(3) 開設準備

避難所は、総合コミュニティセンターにおいては常勤職員、その他の施設においては、必要な職員を派遣し施設の安全、受け入れ態勢が完了した後に開設する。

この際、地震発生後に開設準備をする場合の施設の安全確認は、応急危険度判定の資格を有する職員の派遣により実施する。

(4) 避難所開設の周知

避難所を開設した場合には、防災行政無線、防災行政無線アプリ、和木町防災メール、Ｌアラート等の各種の伝達手段により、住民、特に避難対象地区に対して周知徹底を図るとともに、県及び関係機関（社会福祉協議会、警察署、消防署等）に通報する。

(5) 避難所開設と併せて、災害対策本部（避難住民対応班）を情報提供の窓口として、その対応にあたる。

(6) 感染症対策において特段の配慮を必要とする期間においては、「感染症対策下における避難所の開設・運営計画」に示す体制により開設する。

3 避難所の管理・運営

(1) 避難所を開設する場合には、主要指定避難所毎の「避難所開設・運営マニュアル」に基づき常勤職員又は派遣職員から管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置するとともに、地域のボランティア、避難者の協力を得て避難所運営本部を組織する。

(2) 管理責任者は、避難者の受け入れ時に「避難者名簿」の記録を行うとともに、避難者に配布して提出される「避難者カード」に基づき、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の配慮を要する避難者を把握する。

この際、ペット同伴者は、主要指定避難所毎の「避難所開設・運営マニュアル」に示す「ペット同伴者收容場所」に滞在場所を集約し、ペットは自己管理させるものとする。また、要配慮者は「避難所開設・運営マニュアル」の「要配慮者收容場所」に示す場所に滞在させる。

(3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を使用して滞在環境を整備するとともに、必要に応じて災害対策本部に要望する。

管理責任者は、避難者名簿等による報告に基づき食材の取得により施設内での炊き出し、運搬食の取得による給食を適切に行う。

- (4) 避難所においては、主要指定避難所毎の「避難所開設・運営マニュアル」内に示す「避難所生活規則」に基づき、情報伝達、食料、水等の配布、清掃等の避難所生活に必要な共同作業について、運営本部の役割分担に応じたリーダーの下に、避難者等の自主的な協力を得て組織的に実施するとともに、必要に応じ、地域ボランティア等の協力を得て実施する。
- (5) 避難所生活においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身両面の健康に不調を来す可能性が高いことから、運営本部は、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、避難住民対応班（保健相談センター等）職員を主体とした巡回指導により、避難者名簿等により把握する車中泊避難者を含めた健康状態を十分把握・処置するとともに、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- (6) 避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への移送、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。
- (7) やむを得ず避難所内に滞在することができない車中泊避難者は、避難所の受け入れ時の「避難者名簿」への記録とともに、滞在場所を主要指定避難所毎の「避難所開設・運営マニュアル」に示す「車中泊エリア」に指定し、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (8) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、「和木町被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」に基づく担当区分、手順により、被災者の早期生活再建を図るものとする。
- (9) 感染症対策において特段の配慮を必要とする期間においては、上記の他、「感染症対策下における避難所の開設・運営計画」に示す体制により運営する。

第2項 避難所に収容する被災者の範囲

1 災害によって現に被害を受けた者

- (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者
住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者。
- (2) 現実に災害を受けた者
自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。
例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等。

2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- (1) 避難勧告等が発せられた場合
- (2) 避難勧告等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合。
(注)・被害を受けるおそれがある避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない。（災害救助法の基準）
・収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一町内、単位等にまとめることが望ましい。

第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

1 期間

災害発生の日から7日以内。災害の状況により、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

2 費用

- (1) 賃金職員等雇用費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費

- (5) 光熱水費
- (6) 仮設炊事場及び便所及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る実費

第4項 広域一時滞在

1 町において行う事項

- (1) 町長は、被災地区の町の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等への移送について県に要請する。
- (2) 町長は、広域一時滞在のための要請をした場合、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町村に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率する。
- (3) 町長は、県から被災者の受け入れを指示された場合、直ちに避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。
- (4) 町長は、移送要請により被災者の受け入れを行った場合、移送要請を行った市町による避難所運営に協力するものとする。
- (5) 町長は、避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。
- (6) その他必要事項については、隣接市町と平素から協議しておく。

2 移送方法

被災者の移送方法は、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第5項 避難所及び避難後の警備

町は、避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

基本的な考え方

大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県はヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、消防防災ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

章	節	番
消防防災ヘリコプターによる災害応急対策	活動体制	
	活動拠点	活動拠点の設置
		活動拠点の整備
	活動内容	災害応急活動
		救急活動
		救助活動
		火災防御活動
		広域航空応援活動
	応援要請	災害予防活動
		応援要請の原則
	要請方法	

第1節 活動体制

消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「山口県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第2節 活動拠点

1 活動拠点の設置

町は、災害時に多数のヘリコプターが混乱することなく、安全かつ効率的に活動できるよう、発災後、直ちに、ヘリベース（ヘリ運用に関する整備や安全管理、機体整備等を行う拠点）及びフォワードベース（災害地近傍で燃料や装備、物資等の補給点となる前進基地）の設置を支援するものとする。

2 活動拠点の整備

- (1) 県は、ヘリベースである山口宇部空港の機能強化を図るとともに、高潮等の被災に備え、代替ヘリベースの確保、整備に努めるものとする。
- (2) 町は、災害類型に応じたフォワードベースの確保、整備に努めるものとする。

第3節 活動内容

消防防災ヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- 1 災害対策活動
被災状況の情報収集、住民への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送
- 2 救急活動
傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への転送搬送
- 3 救助活動
災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助
- 4 火災防御活動
林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、住民の避難誘導
- 5 広域航空応援活動
大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援
- 6 災害予防活動等
県民への災害予防等の広報等

第4節 応援要請

町長及び岩国地区消防組合消防長は、知事に対して、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

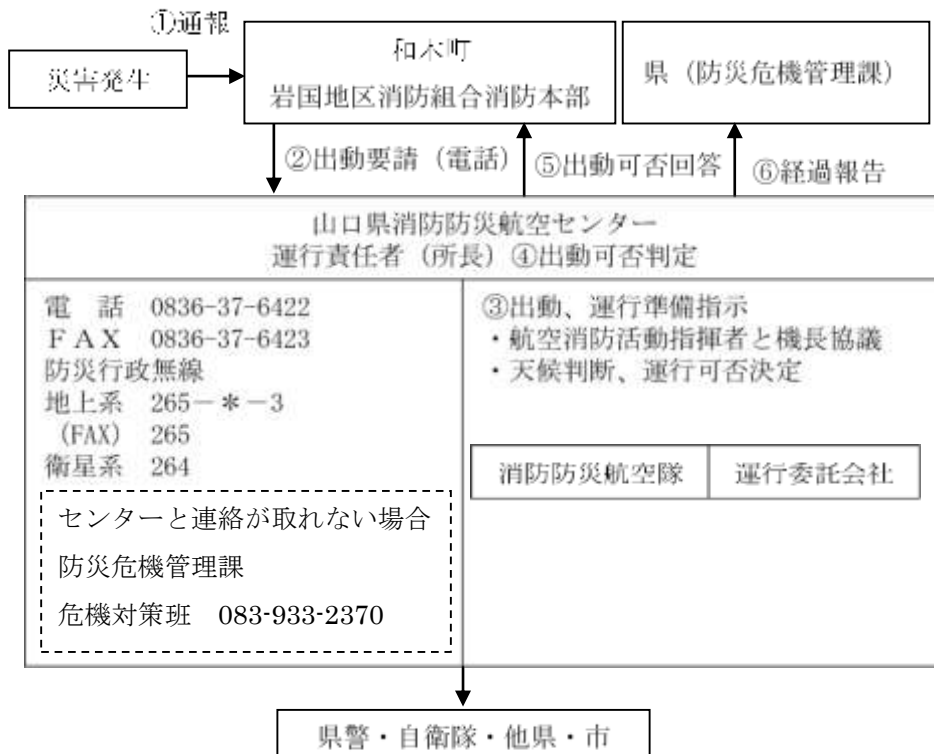
1 応援要請の原則

町長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町内の消防力によっては防御が困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

2 要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。



第7章 応援要請計画

基本的な考え方

災害が発生した場合、町は地域防災計画等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、大規模災害発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから町及び町内防災機関のみでの対応では困難なばかりか、県及び県内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

このような場合、被災を受けていない市町や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を実施することになり、和木町「災害時受援計画」に基づく受援体制の下、県、市町、関係機関、企業、団体、ボランティア等の支援をより効果的なものとして、迅速な被災者支援につなげるものとする。

章	節	項	番
応援要請計画	相互応援協力計画	災害時の応急対策協力関係図	災害対策基本法による場合
			消防組織法による場合
		防災関係機関相互協力	相互協力体制
		応援協定	地方公共団体の応援協定
			防災関係機関との協定
			民間団体との協定
	派遣職員にかかる身分、給与等		
	応援者の受入措置		
	自衛隊災害派遣要請計画	災害派遣要請の範囲と対象となる災害	災害派遣要請（要求）系統図
			災害派遣の範囲
		災害派遣要請の手続き	要請権者
			要請手続
			町長の派遣要請の要求 自衛隊との連絡
		災害派遣受入れ	町の措置
			経費の負担区分
		自主派遣の場合の措置	
	災害派遣部隊の撤収	撤収要請の時期	
撤収要請の手続			

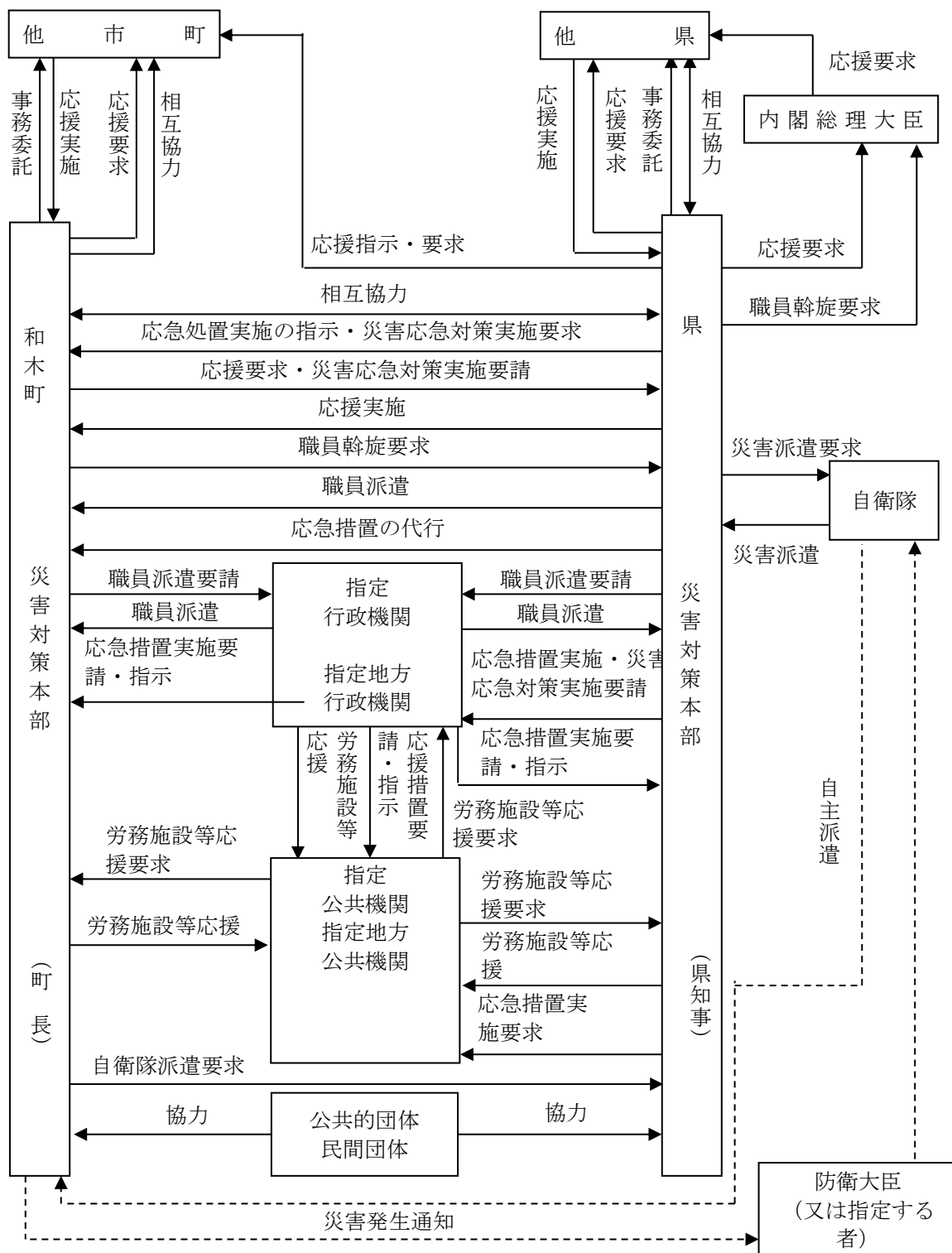
【参照資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3 2 「災害時受援計画」

第1節 相互応援協力計画

第1項 災害時の応急対策協力関係図

1 災害対策基本法による場合



2 消防組織法による場合

山口県地域防災計画第24章「広域消防応援・受援計画」参照

第2項 防災関係機関相互協力

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、町、国（指定地方行政機関）、県及び指定地方公共機関等の防災関係機関による相互協力関係は次のとおりとする。

1 相互協力体制

(1) 町が行う措置

ア 他の市町への応援要請

町長（本部長）は、応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、「災害時受援計画」に基づき、他の市町長に対し応援要請を行うものとする。

この場合の円滑な対応を期するため、隣接市町等を対象に、相互応援協定等を締結するなど、充実を図っておくものとする。

イ 県への応援要請又はあっせんの要請

(ア) 町長（本部長）は、応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、「災害時受援計画」に基づき、県知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施について要請するものとする。

(イ) 町長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、「災害時受援計画」に基づき、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

区分	派遣の相手方		
	他市町	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法第252条の17	自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派遣あっせん (あっせん要請先)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第1項 (知事)

(ウ) 派遣要請者は、町長とし、その指示を受けて災害対策本部（総括班）の受援担当が要請を実施する。

(エ) 要請先及び要請必要事項

県への要請は、県本部本部室班に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

要請必要事項は、次のとおりである。

要請の内容	要請に必要な事項	備考
1 他の市町に対する応援要請 2 県への応援要請 又は応急措置の実施要請	(1) 災害の状況 (2) 応援（応急処置の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急処置） (6) その他必要な事項	災対法第67条 災対法第68条
自衛隊災害派遣要請 (要求)	本章第2節自衛隊災害派遣要請計画 参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあっせんを求める場合	(1) 派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他参考となるべき事項	災対法第30条 自治法第252条の17

放送機関への災害時放送要請	第2章 災害情報の収集・伝達計画参照 日本放送協会山口放送局・山口放送(株)・テレビ山口(株)・(株)エフエム山口・山口朝日放送(株)	災対法第57条
---------------	--	---------

ウ 自主防災組織との協力体制の確立

町は、区域内の自主防災組織（企業等を含む）との協力体制を確立し、その機能が十分に発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法について地域防災計画に明確にしておくとともに、災害発生時に円滑な行動が取れるよう、日常から関係者に周知を図っておくものとする。

自主防災組織の協力業務の主なものとして、「避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力」、「救助・救急活動を実施する各機関への協力」、「被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力」、「被災地域内の社会秩序維持への協力」、「その他の災害応急対策業務（地域、町の体制等勘案して）への協力」、「要配慮者の保護」等とする。

エ 資料の整備

町は、被災市町からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から、応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行う。

第3項 応援協定

1 地方公共団体の応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、町のみでの対応では十分な対応ができないことが予測される。このため、町は、他の市町、県との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を講じることとしている。

(1) 町の相互応援協定

ア 消防相互応援

町及び岩国地区消防組合本部は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

イ 石油コンビナート等の消防活動に関する相互応援

石油コンビナート等特別防災区域に係る消防活動に関して、町は、関係系企業と相互応援協定を締結している。

ウ 海上保安部（署）との業務協定

海上災害発生時における応急対策活動に関して、岩国地区消防組合は、岩国海上保安署との間に協定を締結している。

2 防災関係機関との協定

災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう県は、次のとおり協定を締結している。

必要な場合、町長は、県を通して、各防災関係機関に協力要請を行う。

協定の目的	協定の相手先	協定締結年月日
災害時の医療、助産、遺体の処理	・日赤山口県支部	昭和61年9月16日
災害時の医療、救護	・山口県医師会、山口県歯科医師会、山口県薬剤師会	昭和44年11月21日
災害時の放送	・日本放送協会山口放送局 ・山口放送株式会社、テレビ山口株式会社 ・株式会社エフエム山口 ・山口朝日放送株式会社	昭和56年9月1日 昭和56年9月1日 昭和60年12月23日 平成6年1月11日
災害時の通信施設利用	・山口県警察本部 ・西日本旅客鉄道株式会社	昭和39年12月26日 昭和62年4月1日
海上における捜索活動	・北九州救助調整本部（管区警察局、海上保安本部、管区气象台他地方機関） ・広島救助調整本部（管区警察局、海上保安本部、管区气象台他地方機関）	昭和60年9月10日 昭和60年9月10日

3 民間団体との協定

町は、災害応急対策を実施するうえで支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努めるものとする。

第4項 派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取り扱いについては、災対法第32条、同施行令第17条、第18条にその取り扱いが規定されている。

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に係る災害派遣手当については、「災害派遣手当に関する条例（昭和39年3月26日山口県条例第60号）」によるものとする。

第5項 応援者の受入措置

町は、他県からの応援者の受け入れについては、「災害時受援計画」に基づき実施する。

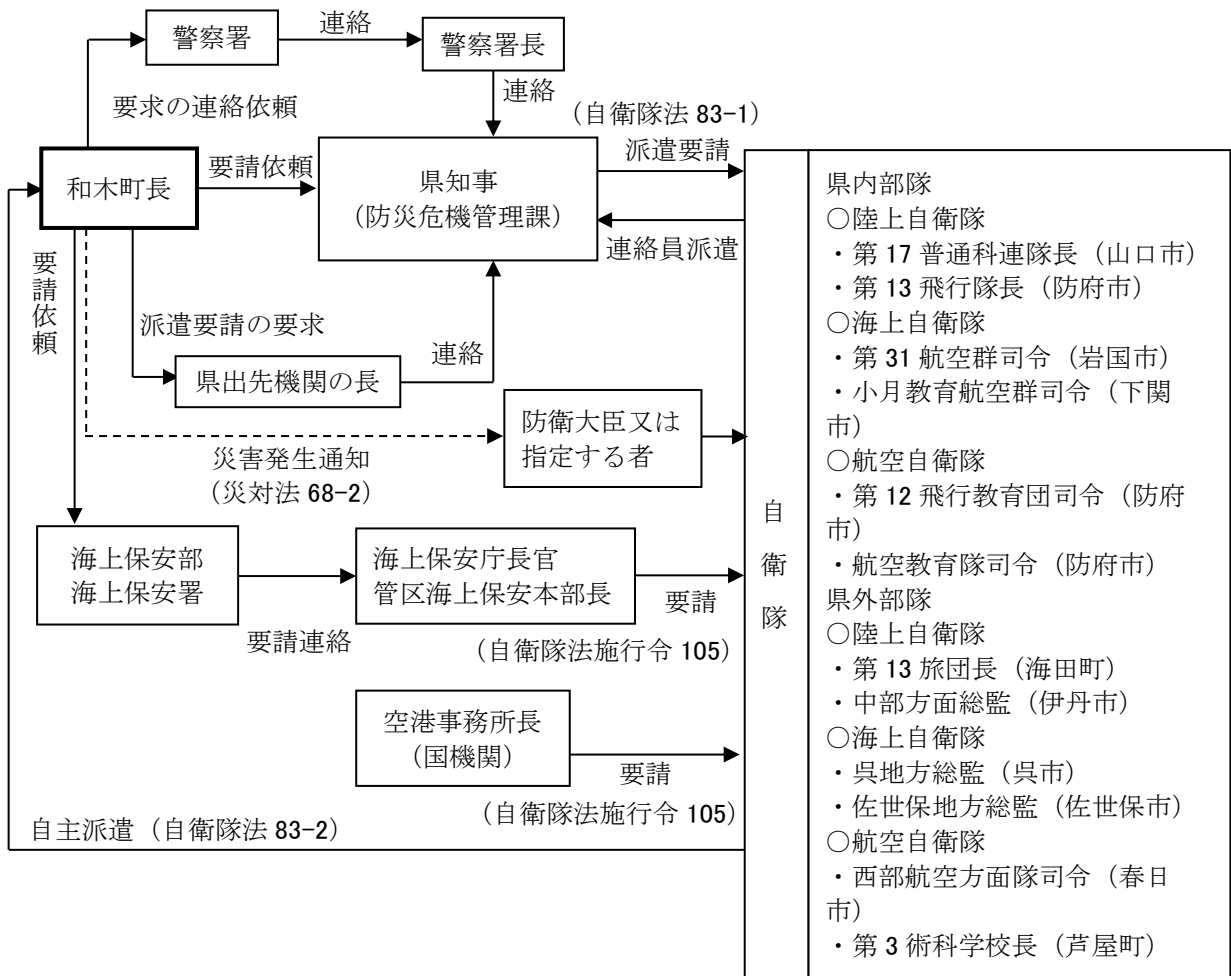
第2節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模な災害が発生した場合、町等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

1 災害派遣要請（要求）系統図



2 災害派遣の範囲

(1) 派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

- ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合。
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が、予防のため要請をし、事情止むを得ないと認めた場合。
- ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合。この場合の判断基準は、次のとおりである。
 - (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

- (イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - (ウ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
 - (エ) その他の災害に際し、上記(ア)～(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の救援	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導輸送等を行い、避難を援助
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施
援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

(3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解として概ね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

- ア 災害により、人命又は財産の保護のため必要であること。
- イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。
 - (ア) 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められる、さし迫った必要性があること。（緊急性）
 - (イ) 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。（公共性）
 - (ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。（非代替性）
- ウ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第2項 災害派遣要請の手続

1 要請権者

(1) 要請権者

- ア 知事（自衛隊法第83条第1項）・・・主として陸上災害の場合
- イ 海上保安庁長官、管区海上保安本部長（自衛隊法施行令第105条）・・・主として海上災害の場合
- ウ 空港事務所長（自衛隊法施行令第105条）・・・主として航空機遭難の場合

(2) 町長の措置

町長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第1項1に掲げる災害派遣要請系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に災害要請の要求(要請依頼)をするものとする。

2 要請手続

(1) 県の要請事務処理窓口

自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県本部本部室班とする。

(2) 事務処理の方法

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、事態が切迫している場合は口頭又は電信、電話等により要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣連絡窓口一覧表

区分	要請先	所在地	活動内容
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長	山口市上宇野令 784 (083-922-2281)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
	第13旅団長	広島県安芸郡海田町寿町 2-1 (082-822-3101)	
	中部方面総監	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1 (0727-82-0001)	
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監	呉市幸町 8-1 (0823-22-5511)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、急患搬送、応急給水等
	佐世保地方総監	佐世保市平瀬町 (0965-23-7111)	
	第31航空群司令	岩国市三角町 2丁目 (0827-22-3181)	
	小月教育航空群司令	下関市松屋本町 3-2-1 (083-282-1180)	
	下関基地隊司令	下関市永田本町 4-8-1 (083-286-2323)	
航空自衛隊に対するもの	第12飛行教育団司令	防府市田島 (0835-22-1950 内線 231)	主として航空機による偵察、人員・物資の輸送、急患搬送等
	航空教育隊司令	防府市中関 (0835-22-1950)	
	西部航空方面隊司令	春日市原町 3-1-1 (092-581-4031 内線 2348)	
	第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 144-1 (093-223-0981)	

3 町長の派遣要請の要求

町長の県知事への派遣要請の要求は、災害派遣要請依頼書（様式）によるものとし、緊急を要する場合には、電話等により派遣要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。

なお、町長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において町長は、事後速やかにその旨を知事に通知すること。（災対法第68条の2）この場合の通知先については緊急事態に備え、町の地域防災計画に記載する。

4 自衛隊との連絡

(1) 情報連絡

自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適時連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等にかかる情報収集に努めるものとする。

(2) 県との連絡

ア 陸上自衛隊第17普通科連隊は、県に災害対策本部が設置された場合、県本部室に連絡員を派遣するものとする。

イ 災害対策本部を設置しない場合でも、災害の発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて必要と認めるときは、防災危機管理課に連絡員を派遣するものとする。

ウ 派遣に際しては、必要に応じて無線機器を携行するものとする。

第3項 災害派遣受入れ

1 町の措置

町は、知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

(1) 部隊の受入準備

ア 町の吏員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。

ウ 部隊が集結した後、直ちに指揮官とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置をとるものとする。

(2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3) 自衛隊の活動等に関する報告

町長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室に報告するものとする。

2 経費の負担区分

(1) 自衛隊が負担する経費

ア 部隊の輸送費

イ 隊員の給与

ウ 隊員の食料費

エ その他部隊の直接必要な経費

(2) 派遣を受けた側が負担する経費

(1) に掲げる経費以外の経費

第4項 自主派遣の場合の措置

- 1 指定部隊の長は、できる限り早急に県知事等に自主派遣したことの連絡をするものとする。
この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行うものとする。
- 2 知事等は前記の連絡を受けたときは、直ちに当該部隊が派遣された地域の市町長等に通知するものとする。
- 3 町長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項に定める措置に準じた措置をとるものとする。
- 4 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、前記第2項に定める措置をとるものとする。

第5項 災害派遣部隊の撤収

- 1 撤収要請の時期
 - (1) 要請権者(知事等)が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるとき。
 - (2) 町長から災害派遣部隊の撤収要請の依頼があつたとき。
 - (3) 知事は、町長から撤収の依頼を受け又は自ら撤収の必要を認めた場合にあつても、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。
- 2 撤収要請の手続き
撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書(様式)によるものとする。

第8章 緊急輸送計画

基本的な考え方

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資、要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。

章	節	項	番
緊急輸送計画	緊急輸送ネットワークの整備	緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定	町
		緊急輸送施設等の整備	
		輸送拠点の整備	物資拠点
			輸送拠点の整備
			代替地の選定
	発災時における緊急輸送施設の確保		
	緊急道路啓開	緊急啓開道路の選定基準	第1次緊急啓開道路
			第2次緊急啓開道路
		啓開路線の選定	緊急啓開路線の分担
			啓開作業
		緊急啓開作業体制	
	道路啓開に必要な資機材の確保		
	輸送車両等の確保	輸送手段の確保措置	
		調達	
	災害救助法による輸送基準	輸送の範囲	り災者を避難させるための輸送
			医療及び助産のための輸送
			り災者の救助のための輸送
			飲料水供給のための輸送
			救済用物資の輸送
			遺体捜索のための輸送
		輸送の特例	
		輸送の期間	
	輸送の費用		
	交通規制	道路交通規制	交通規制の内容
			交通情報の伝達
			交通規制の実施要領
			交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備
被災現場措置			
道路管理者に対する要請			
海上交通規制等		被災状況の把握	
		規制措置	
緊急通行車両の確認		確認実施機関	
		確認対象車両	
	緊急通行車両確認証明書等の交付		

	臨時ヘリポート設定計画	臨時ヘリポートの設定	臨時ヘリポートの確保
			臨時ヘリポートの選定
			臨時ヘリポートの選定条件
		臨時ヘリポートの設置	ヘリポートの表示
		臨時ヘリポートの整備	

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

1 町

町は、大規模災害時に物資の受け入れ、被災地への輸送、被災者の拠点医療機関等への移送等、緊急な輸送対応が確保されるような緊急輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急時の臨時ヘリポートの指定をし、緊急輸送ネットワークを整備する。

なお、県はこれに関連して、九州・山口9県災害時相互応援協定を締結している。

(1) 道路

町内の緊急輸送道路は以下のとおりとする。

種別	路線名	管理者	区 間
一般県道	135 北中山岩国線	山口県	和木町関ヶ浜(岩国大竹線)～和木町和木4丁目
1級	瀬田口大谷線	和木町	北中山岩国線～駒ヶ迫鍛冶屋作り線
1級	駒ヶ迫鍛冶屋作り線	和木町	瀬田口大谷線～八幡山蜂ヶ峯線
1級	八幡山蜂ヶ峯線	和木町	駒ヶ迫鍛冶屋作り線～蜂ヶ峯1号線
2級	蜂ヶ峯1号線	和木町	八幡山蜂ヶ峯線～蜂ヶ峯ヘリフォワードベース

※ 「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」による。

(2) 臨時ヘリポート

空路による救援物資等の受け入れ並びに緊急輸送のための臨時ヘリポートとして、次のとおり指定する。

施設名	所在地
和木中学校グラウンド	和木町和木2丁目5番2号
蜂ヶ峯総合公園グラウンド	和木町大字瀬田紺屋作

第2項 緊急輸送施設等の整備

管理者は、緊急輸送施設として指定した施設について、施設の災害に対する安全性の確保等、防災対策に努めるものとする。

第3項 輸送拠点の整備

1 物資拠点

町は、県内他地域及び他県等からの緊急物資等の受け入れ、一時保管のための拠点を体育センターに定める。

2 輸送拠点の整備

輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性(人口、交通施設の整備状況、交通利便性等)や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

3 代替地の選定

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地(総合コミュニティセンター等)を選定確保する。

第4項 発災時における緊急輸送施設の確保

大規模災害時には、輸送拠点(体育センター)を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。

第2節 緊急道路啓開

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、町、県は、各種救援活動を円滑に実施するため、次の基準により緊急度の高い順に第1次緊急啓開道路、第2次緊急啓開道路に区分し、各道路管理者は、この路線における障害物の除去、路面の亀裂等の応急補修を優先的に行うこととする。

第1項 緊急啓開道路の選定基準

1 第1次緊急啓開道路

- (1) 高速自動車道、主要国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等の幹線道路
- (2) 病院、消防署（出張所）、警察署等の実活動部隊の拠点を結ぶ道路
- (3) 町庁及び総合庁舎等（災害対策地方本部となる出先機関の庁舎）を結ぶ道路

2 第2次緊急啓開道路

- (1) 第1次緊急啓開道路と和木町役場庁舎を結ぶ道路
- (2) 第1次緊急啓開道路と主要公共施設を結ぶ道路
- (3) 第1次緊急啓開道路と救援物資等の備蓄倉庫を結ぶ道路
- (4) 他県、他市町の第2次緊急啓開道路との接続道路

第2項 啓開道路の選定

町は、県及び国土交通省中国地方整備局等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

第3項 緊急啓開作業体制

1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者が行う。

なお、道路啓開に当たっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 啓開作業

町は、町内の道路被害及び道路状の障害物等の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、所管する道路については、次のとおり啓開作業を実施する。

- (1) 所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め県に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の交錯ができる退避所を設ける。
- (5) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を県に要請するとともに、受入体制の確保に努める。
- (6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会等関係団体の支援を要請する。
- (7) 除去作業は周囲の状況を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業界等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第3節 輸送車両等の確保

町及び防災関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

第1項 輸送手段の確保措置

1 輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する機関が行うこととするが、災害が激甚で、これらの機関において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。

2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。

このため町及び関係機関は、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図るものとする。

(1) 車両による輸送

実施機関が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じるものとする。

ア 公共的団体の車両

イ 営業所有者の車両

ウ その他の自家用車両

(2) 列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、当該対策の実施機関は、JR西日本及びJR貨物に要請して、列車輸送を行うものとする。

(3) 船艇による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、当該対策の実施機関は、適宜次の措置を講じるものとする。

ア 海上保安部・署所属船艇への支援要請

イ 運輸局に対する海上輸送措置のあっせん又は調整の要請

ウ 漁業協同組合等の公共団体所有の船舶による輸送の協力要請

(4) 他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。

ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請

イ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

第2項 調達

1 町は、あらかじめ定める輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料の調達先、活用場所等を明確にし、必要人員及び物資等の輸送手段を確保するものとする。

2 町が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市町又は県にあっせんを依頼するものとする。

(1) 輸送区間及び借上期間

(2) 輸送人員又は輸送量

(3) 車両等の種類及び必要台数

(4) 集結場所及び日時

(5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量

(6) その他参考となる事項

第4節 災害救助法による輸送基準

第1項 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

- 1 災者を避難させるための輸送
町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送。
- 2 医療及び助産のための輸送
 - (1) 重症患者で救護班の処理できない場合等の病院又は産院への輸送。
 - (2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送。
 - (3) 救護班の人員輸送。
- 3 災者の救出のための輸送
救出されたり災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送。
- 4 飲料水供給のための輸送
飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送。
- 5 救済用物資の輸送
災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送。
- 6 遺体の捜索のための輸送
 - (1) 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送。
 - (2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送。
- 7 輸送の特例
応急救助のため、輸送として上記1～6以外の措置を必要とするときは、町長は知事に要請し、知事は、厚生労働大臣に対して特別基準の協議を行うものとする。

第2項 輸送の期間

- 1 救助法による各救助の実施期間中とする。
- 2 各種目の救助の期間が厚生労働大臣の承認により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第3項 輸送の費用

- 1 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、本県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。
- 2 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施期間が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。
- 4 官公署及び公共的団体（農業協同組合等）の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用賃借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。）

第5節 交通規制

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第1項 道路交通規制

1 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急運行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次規制、第二次規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

ア 第一次規制

災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため

(ア) 被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。

(イ) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。

(ウ) 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

イ 第二次規制

(ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。

(イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。

(ウ) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条第1項
同上	同上	県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要がある時	歩行者 車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1ヶ月を超えないものについて実施するとき	同上	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めるとき	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法第46条第1項

2 交通情報の収集伝達

警察本部（交通管制センター）は、道路管理者等と連携して、交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、地域住民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

(1) 交通情報の収集

管制施設（カメラ等）、航空機（ヘリコプター等）、車両（パトカー、二輪等）、警察官等により、次の事項を調査する。

ア 幹線道路の被害状況

イ 交通規制の実施状況

ウ 鉄道、駅等の被害状況

エ 交通の流れの状況

オ その他

(2) 交通情報の伝達

収集した交通情報は、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

ア 管制施設（交通情報板、路側通信等）

イ ラジオ、テレビ等の放送施設（日本放送協会、民放各社等）

- ウ 日本道路交通情報センター
- エ その他

3 交通規制の実施要領

(1) 第一次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

ア 被災地域への流入交通の抑止

(ア) 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。

(イ) 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

イ 避難車両の流出誘導の実施

(ア) 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。

(イ) 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

(2) 第二次交通規制

ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

(ア) 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。

(イ) 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。

(ウ) 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。

イ その他の交通規制の実施

(ア) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入りの交通路を確保する。

(イ) 被災地域内の生活道路の確保を図る。

(3) 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用

ア 警察官等の規制実施体制及び隣接県、近隣県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について要請する等、相互の連携を取りながら実施する。これらについては、別に定める。

イ 交通規制に当たっては、道路交通法第4条第5項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第1項の規定に基づく、同法施行規則第5条第1項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。

ウ 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の早期機能回復を講じる。

4 交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材及び電力停止に対応した信号機装置の整備を計画的に行う。

5 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区分	項目	内容	根拠条文
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	災対法第 76 条の 3 第 1 項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法第 76 条の 3 第 2 項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第 76 条の 3 第 2 項
自衛官 消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法第 76 条の 3 第 3 項、第 4 項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、様式により、行うものとする。 イ 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、様式により行うものとする。 (ア) 措置を行った場合、措置にかかる物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 (イ) 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付するものとする。	災対法第 76 条の 3 第 6 項

(2) 車両運転者の義務

項目	内容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法第76条の2第1項、第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法第76条の2第1項、第2項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法第76条の2第4項

(3) 公安委員会の規制内容等の周知措置

ア 公安委員会は、災対法に基づく規制を行った場合（又は行う場合）、町内の居住者等に対して規制内容等の周知措置を行うものとする。

イ 県（交通安全対策班）は、通行者の安全確保を図るため、警察、道路管理者との調整及び県民への災害時交通安全について、周知措置を行うものとする。

6 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置を執ることを要請することができる。

第2項 海上交通規制等

海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止等を図るため、情報の収集、航行規制等について必要な事項を定める。

1 被害状況の把握

海上保安部・署は、関係機関と密接な連絡を取るとともに、巡視船艇、航空機を活用し、次に掲げる事項に関する情報を積極的に収集する。なお、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集に支障を来たさない範囲において、陸上における被災状況に関する情報の収集を行う。

(1) 被災状況

ア 船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況

イ 水路、航路標識の異常の有無

ウ 石油コンビナートの被災状況

(2) 港内の状況

ア 在泊船舶の状況

イ 船舶交通の輻輳状況

(3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況

(4) 港湾等における避難者の状況

(5) 関係機関等の対応状況

(6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。

(7) その他発災後の応急対策を実施するうえで必要な事項

2 規制措置

(1) 在港船舶に対する措置

ア 海上保安部長・署長、港長は、在港船舶の安全を確保するため、海上保安庁法等に基づき、在港する船舶に対して移動（避難）を命ずる。

イ 港長は、港則法に基づき、危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命ずる。

(2) 入出港する船舶に対する措置

海上保安部・署長、港長は、状況に応じて、被災地の港湾に入出港する船舶に対して、航行の制限、禁止、避難勧告等所要の措置を講じるとともに、船舶が輻輳する海域等において交通整理を行う。

第3項 緊急通行車両の確認

災害発生時において県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認が必要となることから、この確認について次により行う。

1 確認実施機関

(1) 県が保有し、応急対策活動に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については、知事が確認を行う。

(2) 県が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会が行う。

2 確認対象車両

災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送に必要な車両について、緊急度、重要度等を考慮し実施するものとする。

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて概ね以下のとおりとするが、輸送活動に当たっては、①人命の安全②被害の拡大防止③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

(1) 第1段階

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資

イ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

カ 災害応急対策用車両

(2) 第2段階

ア 上記(1)の続行

イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

オ 応急復旧対策用車両

(3) 第3段階

ア 上記(2)の続行

イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

3 緊急通行車両確認証明書等の交付

緊急通行車両確認証明書の発行は公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理班）において行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

第6節 臨時ヘリポート設定計画

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。

このため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。

第1項 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの確保

(1) 町は災害時の対応に備え、地域内に臨時ヘリポート予定地を確保している。

臨時ヘリポート予定地-----和木中学校グラウンド、蜂ヶ峯総合公園グラウンド

(2) 県は、大規模災害時の物資輸送等に対応するため、各市町が確保した予定地のうちから、広域市町圏域に1箇所の広域臨時ヘリポートを選定する。

2 臨時ヘリポートの選定

- (1) 県消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、町長が県(防災危機管理課)と協議し定める。
- (2) 自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポートの予定地については、町長が県経由(防災危機管理課)により、陸上自衛隊第17普通科連隊(第13飛行隊)と協議し、現地調査の上、定める。

3 臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、概ね、次の要件を満たすものであること。

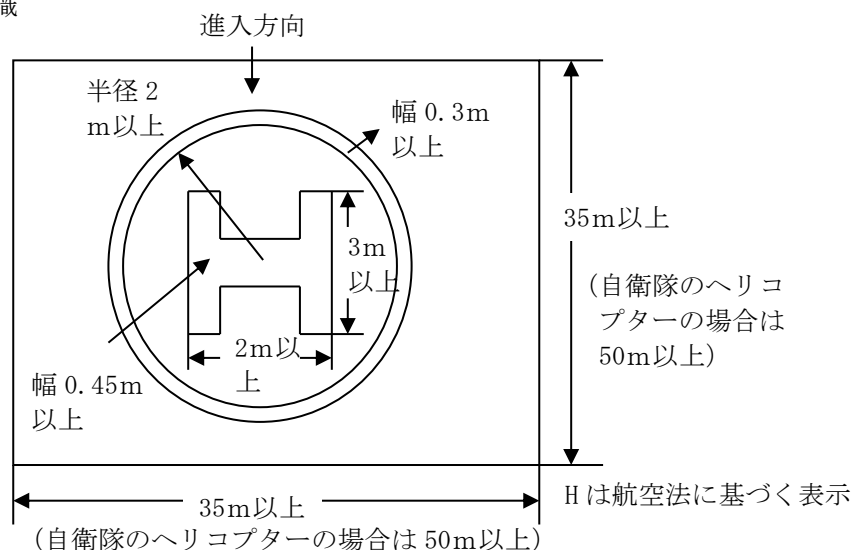
具体的事項	備考
1 着陸帯は、平坦な場所で展圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又は枯草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、設置面が土の場合は散水等をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高圧線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入及び離脱が容易に実施できる場所であること。	<p>進入離脱の最低条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約35m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約100m以内は高さ1.2m以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約150m以内は高さ2.0m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流(風)の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1) ヘリポートの標識



(2) 標示方法

表示場所の区分	具体的事項
地面の固い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 (注) ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされやすいもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 (注) 原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（3.3m×3.3m）の雪を取り除き周囲を踏み固める。（自衛隊のヘリコプターの場合は5.0m×5.0m）
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別しやすい色）の吹流しを掲揚する。 (注) ポール等（3m以上）の位置は、ヘリポートの地点に立てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

町は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努めるものとする。

第9章 災害救助法の適用計画

基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、町及び県は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。

章	節	項	番	
災害救助法の 適応計画	災害救助法の適用	災害救助法による 救助の実施	災害救助法事務処理系統図	
			実施機関	
			適用基準	
		適用手続き	適用手続きに係る処理事項	
			適用時における町長の措置	
		救助の実施基準		
		応急救助の実施		
	町長の事務	救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存		
		被災者台帳の作成		
		り災証明書の発行		
	賃金職員等の雇 い上げ計画	実施機関		
		雇い上げ	方法	
			公共職業安定所管内別紹介可能見込者数	
給与の支給				
救助法による賃金職員等の雇い上げ				

【参照資料】

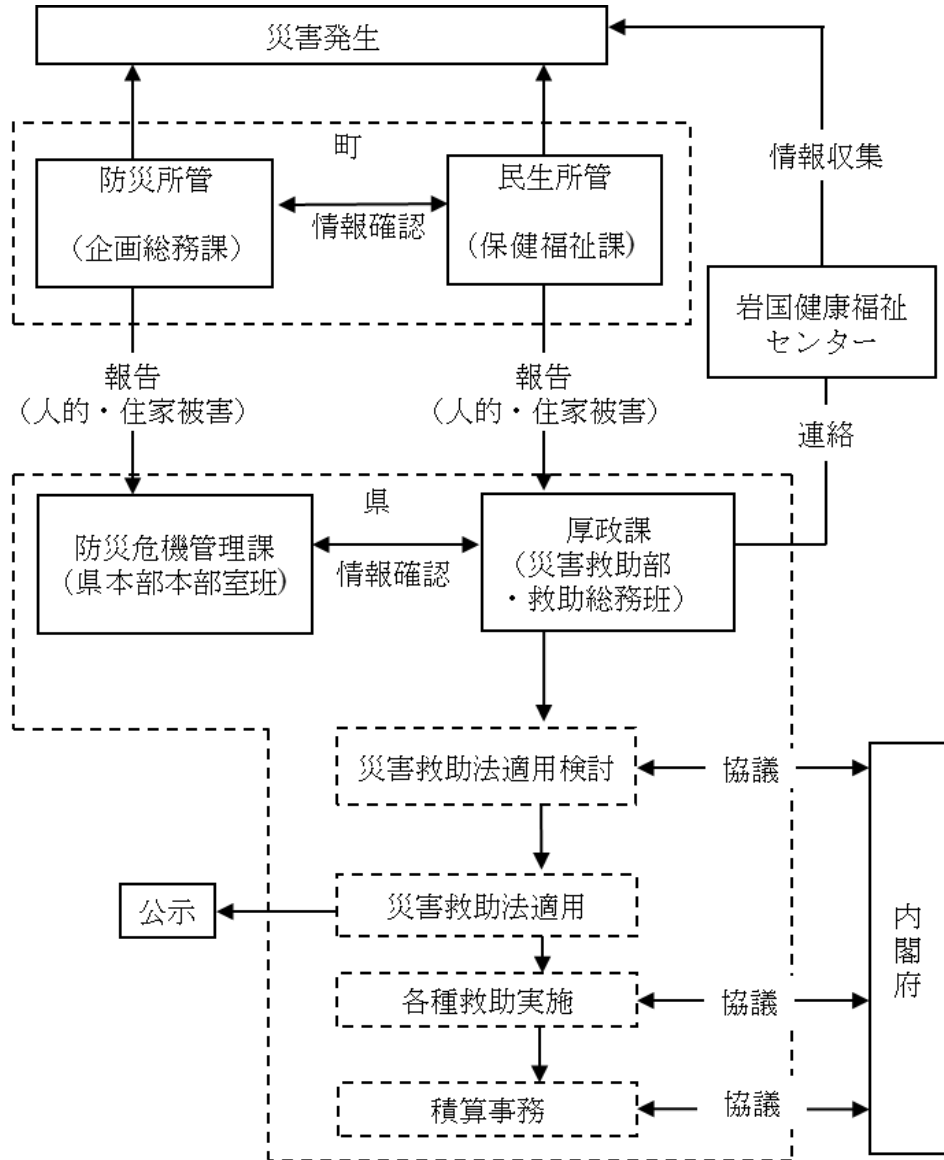
別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料6 「和木町被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」

第1節 災害救助法の適用

県の地域に災害救助法適用の災害が発生した場合、知事は、救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施するものとする。

第1項 災害救助法による救助の実施

1 災害救助法事務処理系統図



2 実施機関

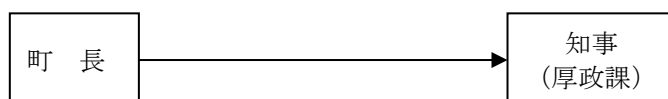
- (1) 町長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (2) 知事から町長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を町長に通知する。

(3) なお、町長への委任が予測される事務の内容は、次のとおりである。

救助実施内容	実施機関	備考
1 避難所の設置	町	
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の選定	県、町	
3 炊き出しその他による食品の給与	町	
4 飲料水の供給	町	
5 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	町	
6 医療及び助産	県、町	
7 災害者の救出	町	
8 被災した住宅の応急修理	町	
9 生業に必要な資金の貸与	県	
10 学用品の給与	県、町	
11 埋葬	町	
12 遺体の搜索	町	
13 遺体の処理	町	
14 障害物（土石、竹木等）の除去	県、町	

(4) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた町長は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告するものとする。



3 適用基準

町は、以下の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第2項に示す手続きを行う。

(1) 町の区域内の人口に応じて定められている数以上の世帯の住家が滅失していること。 適用基準 40世帯（和木町 人口 6, 228人）（人口は、平成27年10月1日現在国勢調査結果による。）
(2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が1,500世帯以上であって、町の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準の1/2（20世帯）以上に達したとき。
(3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が、7,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数である場合。
(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合。
(5) 多数のものが生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。
備考：適用基準の算定方法（単位：世帯） 適用基準＝（全壊・全焼・流失等）＋{（半壊・半焼等）×1/2}＋{（床上浸水・土砂の堆積等）×1/3}

第2項 適用手続き

1 適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、町長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

報告	町長
	ア 町長は、町の区域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込のあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。
	イ 適用基準に達する見込がない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。
	ウ 報告内容 災総数、人的被害・住家の被害及び非住家の被害
	エ 報告系統 「第1項1 災害救助法事務処理系統図」による。
オ 報告主任の設置	

2 適用時における町長の措置

町長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告しなければならない。

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県（厚政課）作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

第4項 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	該当地域防災計画編	担当課名
救助の総括	本章災害救助法の適用計画	保健福祉課
被害状況等の調査・報告	本章及び第2章災害情報の収集・伝達計画	保健福祉課
避難所の設置	第5章 避難計画	保健福祉課
応急仮設住宅の供与	第12章 応急住宅計画	保健福祉課
被災住宅の応急修理		都市建設課
炊き出しその他による食品の給与	第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	企画総務課
飲料水の給与		企画総務課 都市建設課
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与		企画総務課 保健福祉課
学用品の給与	第17章 応急教育計画	教育委員会事務局
医療及び助産	第4章 救助・救急、医療等活動計画	保健福祉課
被災者の救出		消防団
遺体の捜索	第11章 第2節 遺体の処理計画	消防団
遺体の処理		住民サービス課
埋葬		
障害物の除去	第11章 第3節第3項 障害物除去計画	都市建設課
業務協力	輸送協力	第8章 第3節 輸送車両等の確保 都市建設課
	労務協力	本章第2節 技能者、労務者等の雇い上げ計画 企画総務課

第5項 町長の事務

1 救助事務の処理に必要な帳簿の整備、記録、保存

- (1) 町長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存するものとする。
- (2) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

2 被災者台帳の作成

町長は、「山口県被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」に基づき、山口県被災者支援業務システムを運用し、救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成するものとする。

3 り災証明書の発行

町長は、「山口県被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」に基づき、山口県被災者支援業務システムを運用し、救助の実施のため必要があるとき又はり災者からの要求があったとき住家等の被害認定調査を実施して、「り災証明書」を発行するものとする。

- (1) り災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行するものとする。
- (2) 災害の混乱時においては、「仮り災証明書」を発行し、後日「り災証明書」と取り替えることができるものとする。

第2節 賃金職員等の雇い上げ計画

大規模災害時には、県の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員等の雇い上げができることになっており、これに関して町及び関係機関がとるべき措置について定める。

第1項 実施機関

賃金職員等の確保に必要な措置は、町の各応急対策実施部局が、県の担当部局（救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、実施するものとする。

第2項 雇い上げ

1 方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。
- (2) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。

2 公共職業安定所管内別紹介可能見込者数

県労働政策課は、災害時に円滑な対応がとれるよう、平素から必要な資料の整備に努めるものとする。

3 給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費を支給する。

4 救助法による賃金職員等の雇い上げ

(1) 労務者雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、知事及び町長は、次の範囲で救助の実施に必要な賃金職員等を雇い上げる。

対象種別	内容
り災者の避難	災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、町長等が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	ア 救護班による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 イ 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等 ウ 傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
り災者の救出	ア り災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 イ 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための賃金職員等
飲料水の供給	ア 飲料水そのものを供給するための賃金職員等 イ 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 ウ 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	ア 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる賃金職員等 イ 救済用物資の被災者への配分にかかる賃金職員等
遺体の搜索	ア 遺体の搜索行為自体に必要な賃金職員等 イ 遺体の搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員等
遺体の処理（埋葬は除く）	ア 遺体の洗浄、消毒等の処置をするための賃金職員等 イ 遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特例（特別基準）	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。 ア 埋葬のための賃金職員等 イ 炊き出しのための賃金職員等 ウ 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

(2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難しいときは、内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。

(3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

基本的な考え方

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となる。

章	節	項	番
食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	食料供給計画	食料の供給体制	主食の供給
			副食等の供給
			食料の輸送
		炊き出し、その他の食品の給与	実施機関
			食品の給与措置
	飲料水供給計画	応急給水活動	応急給水活動系統図
			実施機関
			実施場所
			給水の方法
			給水体制
			給水の応援要求
			給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備
		水道対策	町における対策
		救助法による飲料水の供給	実施機関
			飲料水供給の措置
	生活必需品等の供給計画	必需品等の供給体制	生活必需品等の調達・供給経路図
			生活必需品等の確保
			生活必需品等の給（貸）与
			生活必需品等の集積地及び輸送拠点
			輸送体制
救助法による生活必需品の給（貸）与		対象者	
		給（貸）与の方法	
		物資の送達及び配分の措置	
		被服、寝具その他生活必需品の品目	
		物資給（貸）与の期間	

【参照資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料38 「和木町災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定」

第1節 食料供給計画

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

第1項 食料の供給体制

応急用食料の供給は、町を実施機関とし、県は、町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。

なお、食料の供給不足や入出荷の管理等については、本部総括班（企画総務課）が、新物資システム（B-P L o）を活用して実施する。

1 主食の供給

(1) 応急用米穀の供給

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省政策統括官が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

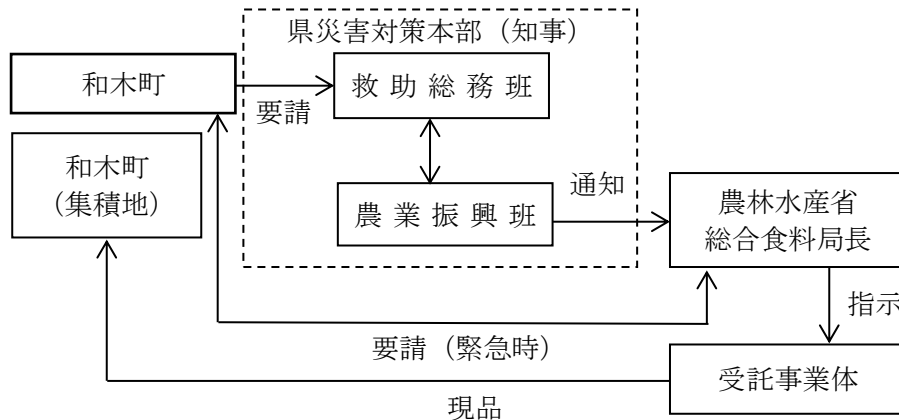
ア 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適応された場合は、次により知事が政府所有米穀を直接買い受けて実施し、又は救助事務を委任された町に引渡し、町長が供給の実施に当たるものとする。

(ア) 救助法が適応され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、町は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。

(イ) 町長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きを取ることができない場合であって、緊急の引き渡しを必要とするときは、農林水産省政策統括官に直接引き渡しを要請することができる。

<災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図>



2 副食等の供給

町が県に対して次の食料について要請をした場合、又は、県が必要と認めるときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、町への供給措置を講じる。

・パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等

3 食料の輸送

(1) 輸送方法

調達した食料については、実施機関である町が、直接引き取ることを原則とし、県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、町が指定する集積地までの輸送を行う。

この場合、食料等の輸送に県有車両等の配車が必要となったときは、物品管理班に配車要求を行うものとする。

第2項 炊き出し、その他の食品の給与

大規模災害発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができない。また流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず、被災者は日常の食事にも困窮する。

このため、被災者に応急的に炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

1 実施機関

救助法による炊き出し等の給与は、町長が実施する。(救助法が適用された都度知事から委任)

炊き出し等の給与に関しては、避難住民対応班(保健福祉課、税務課、会計室、教育委員会事務局)が、本部総括班(企画総務課、議会事務局)と連携して実施する。

この際、町独自での実施が困難な場合、県に応援要請を実施する。

2 食品の給与措置

(1) 対象者

ア 避難所に収容された者。

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。

なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、町において炊き出しの対象とすることができる。

(2) 給与の方法

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で実施する。

適当な場所がない場合は、飲食店又は旅館等を使用することも認められる。

イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。(現金、原材料等の給与は認めない。)

ウ 食品の給与は、産業給食(弁当等)によってもよい。

エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えないこと。

(3) 給与のための費用

救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。

(4) 給与の期間

災害発生の日から7日以内

ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

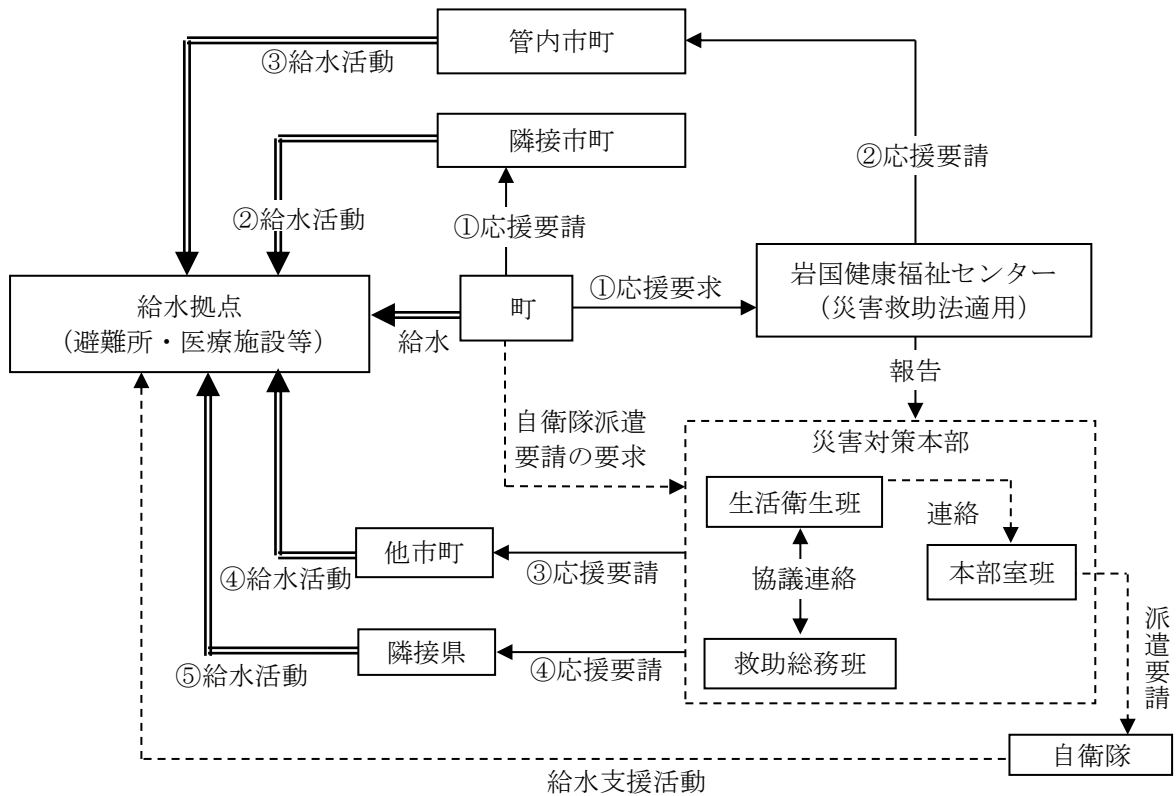
第2節 飲料水供給計画

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。

このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

第1項 応急給水活動

1 応急給水活動系統図



2 実施機関

町は、町防災計画に基づき、被災者に対する応急給水を実施する。

この際、町内の応急給水は、復旧対応班（都市建設課）が、他班（各課室局）と連携して実施する。

3 実施場所

町があらかじめ定めた場所（避難所等）を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4 給水の方法

(1) 災害時における供給水量の基準

ア 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。

イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

給水条件	給水基準量	備考
救助法による飲料水の供給	1人1日当り 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	〃 14リットル	飲料水+雑用水（洗面、食器洗い）
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	〃 21リットル	上記用途+洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	〃 35リットル	上記用途+入浴用

(2) 給水の確保

- ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- イ 通常使用していない井戸水、また、飲料水が汚染された場合にあっては、ろ過器により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。
- ウ 防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要がある時は、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保するものとする。

5 給水体制

- (1) 町長は、災害が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。
- (2) 車両輸送を必要とする給水拠点については、町保有の給水タンク車の他、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、町保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。
- (3) 道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ水器により処理した井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。
- (4) 後方医療機関となる医療救護所及び福祉施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

6 給水の応援要求

町において、飲料水の確保及び供給ができないときは、町長は、次により応援の要求を日本水道協会山口県支部に行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、直接隣接市町に行うことができるものとする。

応援要求に必要な事項

- (1) 供給水量（何人分又は1日何リットル）
- (2) 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- (3) 供給地（場所）及び現地への道路状況
- (4) 供給を必要とする期間
- (5) その他参考となる事項

7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

(1) 給水施設等の整備

ア 町及び水道管理者

(ア) 町、水道管理者は、水道施設設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施するものとする。

(イ) 町、水道管理者は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

イ 病院、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水に対処できるよう所要の措置を講じるものとする。

(2) 給水拠点の整備

町は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備するものとする。

(3) 資機材の整備

町は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

第2項 水道対策

1 町における対策

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生した場合における水道応急対策は、次のとおりとする。

- (1) 災害による水道施設の損壊、汚染防止に対処するため、災害発生のおそれのあるときは、必要な技術吏員の待機、資材の確保を図るとともに、保全対策を次のとおり実施する。

ア 緊急修理資機材及び消毒剤を準備し、出動体制を整備する。

イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

- (2) 応急復旧及び応急給水については、応急給水作業と並行して応急復旧作業を行うものとし、早期通水を第一とし、復旧に当たっては、和木町水道指定工事店と連絡を密にして復旧体制の確立を図る。また町は、自ら応急給水が困難であるときは、近隣市町または県に対し応援要請をする。

水道施設被害報告

町は、下記の報告を県生活衛生課に報告するものとする。

- ・町長----- 「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」
- ・水道事業者----- 「水道事故報告書」

第3項 救助法による飲料水の供給

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは、飲料水を汚染させる等により飲料水の確保を困難な状況にすることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図るうえで最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給の実施は、町長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)

2 飲料水供給の措置

(1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者。

(2) 飲料水供給の方法

ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。

イ 飲料水の供給という中には、ろ水器等による浄水の供給及び飲料用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。

(3) 給水量の基準

1人1日最大概ね3リットル

※ 法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。

(4) 飲料水供給のための費用

救助法に基づく飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。ただし、基準以外のことを町が行った場合は、その基準以外の分についての費用は、全て町の負担になるものであること。

ア 水の購入費

イ 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

(5) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内。

ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

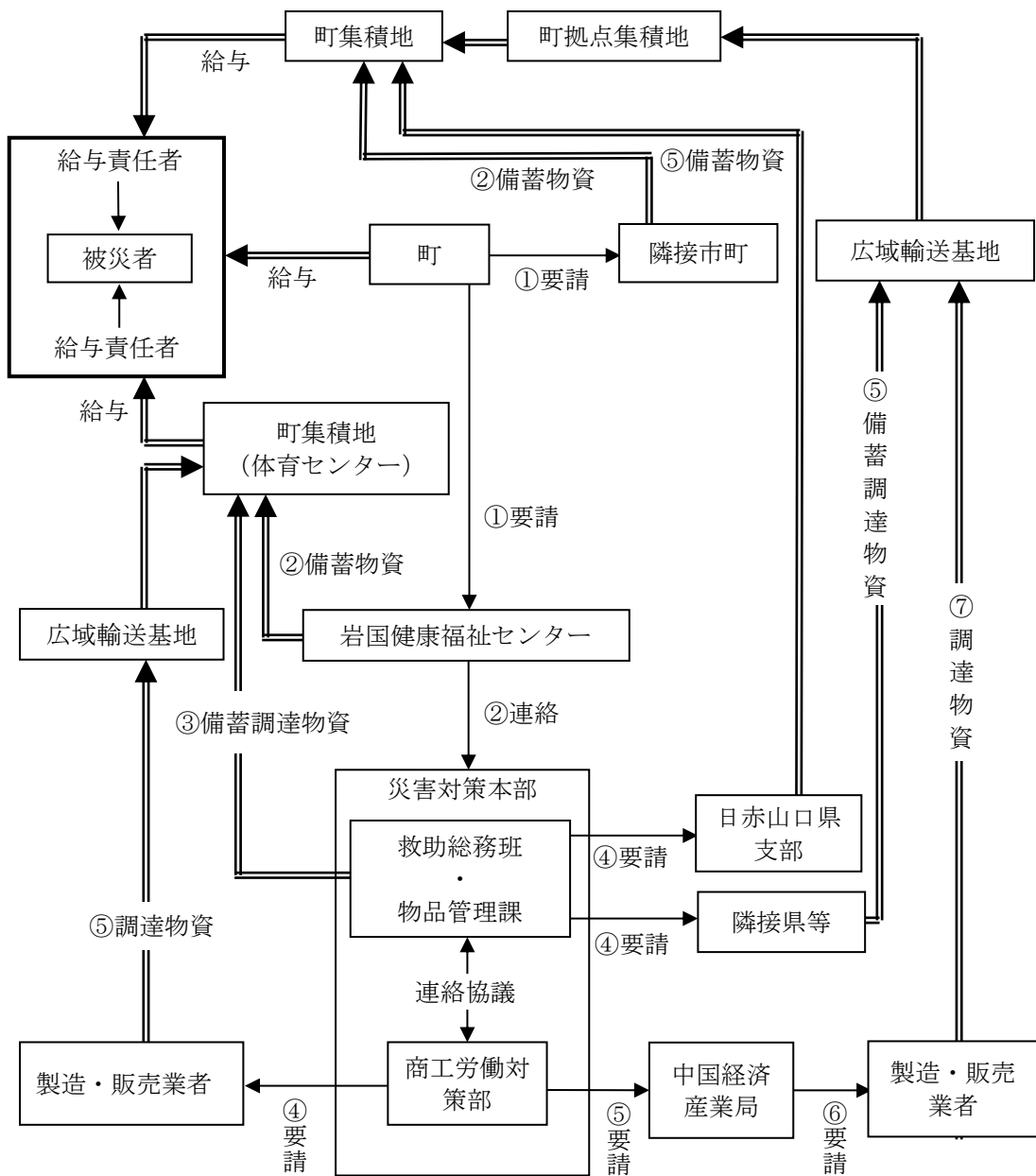
第3節 生活必需品等の供給計画

大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。

第1項 必需品等の供給体制

生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、新物資システム(B-PLo)を活用する。

1 生活必需品等の調達・供給経路図



2 生活必需品等の確保

備蓄、調達体制

- (1) 町は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努めるものとする。
- (2) 広域支援体制
 - ア 町及び県の備蓄物資をもってしても不足する場合に備えて、隣接県からの応援をより円滑迅速に進めるため、中国、四国、九州各县及び全国都道府県との間に「災害時相互応援協定」を締結している。
 - イ 前記措置をもってしてもなお物資が不足する場合は、国に対して確保を要請するものとする。

ウ 民間業者等との協力体制

町は、災害時における物資調達について民間業者等との協力体制を確保しておく。

3 生活必需品等の給（貸）与

(1) 給与基準

被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるものであることから、被災者への給与基準は町の定めるところによる。

(2) 被災者への物資の給（貸）与

被災者に対する物資の給（貸）与の措置は、町長が行う。

(3) 各機関の実施内容

町

ア 被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について、避難住民対応班（保健福祉課、税務課、会計室、教育委員会事務局）が、本部総括班（企画総務課、議会事務局）と連携し、県（厚政課）との協議により実施する。

この際、被災地区の自治会長、民生委員等と協議し配分する。特に要配慮者については、優先的に行うものとする。

イ 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、町長が実施する。

ウ 町において、給（貸）与の実施が困難な場合は、町長は知事（厚政課・岩国健康福祉センター）に応援を要請する。

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

集積する物資には、調達分、他県・他市町、一般人等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要がある。

町の備蓄物資の輸送拠点は、体育センターとする。又、集積地は、町役場、避難所となる集会所等とする。又、これを県（厚政課・岩国健康福祉センター）に連絡しておくものとする。

5 輸送体制

町

町長は、町の備蓄する生活必需品等の輸送、配分の方法、受け入れ配送体制について、次のとおり定めておく。

(1) 避難住民対応班（保健福祉課、税務課、会計室、教育委員会事務局）は、本部総括班（企画総務課、議会事務局）と連携し、あらかじめ決められた集積地に、備蓄物資・業者調達物資を直接又は借上げた車両等により輸送する。

(2) 他市町、県等からの応援物資等は、岩国健康福祉センターとともに、ボランティア等民間人の協力を得て、町が指定する集積地に輸送する。

(3) 配分については被災地区の自治会長、民生委員等と協議し配分することとし、調達物資で配分先の決定しているものについては、業者より現地へ直送する方法を考慮する。

(4) 救助または義援物資等についてもこれに準じて配分する。

(5) 配給については、緊急必需度の高い受給地域から迅速かつ適正に実施する。

第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

1 対象者

次の要件を満たす者であること。

(1) 災害により、住家に被害を受けた者等であること。

この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。

(2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。

(3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給（貸）与の方法

(1) 物資の購入計画

物資の購入については、「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、購入計画を樹立する。
この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、町の平均世帯構成員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。

(2) 物資の確保及び購入の措置

ア 町から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から、山口県物品規則別表第2の調達除外物品（災害用物品）として救助総務班が行うものとする。

イ 物資の確保について、商工総務班が協力するものとする。

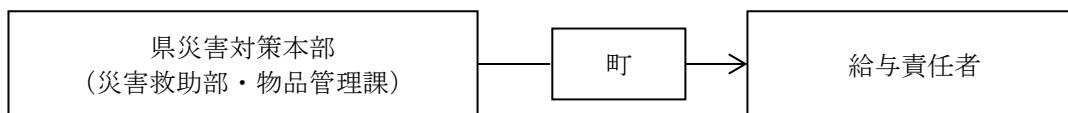
ウ 現地において調達可能な物資については、健康福祉センター所長及び町長において措置するものとする。

3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

ア 原則として県本部（救助総務班・物品管理班）が実施するが、町が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、町が輸送を担当することもありうるものとする。

イ 送達経路



(2) 割当及び配分

ア 知事又は事務を委任された町長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行うものとする。

イ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。

ウ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、知事又は事務を委任された町長が実施するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の品目

品目	内容
寝具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外衣	洋服・作業衣・子供服
肌着	シャツ・パンツ等の下着類
身回品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食器	茶わん・皿・箸等の類
日用品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

5 物資給（貸）与の期間

災害発生の日から10日間以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了するものとする。

ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第 1 1 章 保健衛生・動物愛護管理計画

基本的な考え方

災害の発生により、被災地では大量のゴミやがれきの発生、また、多数の死者・行方不明者の発生さらには伝染病や食中毒等の発生も危惧され、また、人に危害を加える恐れのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。

被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。

章	節	項	番
保健衛生・動物愛護管理計画	防疫及び食品衛生監視	防疫活動	県の防疫措置
			町の防疫措置
			防疫体制・防疫資機材の備蓄・調達
			防疫薬剤の使用
		食品衛生監視	食品衛生監視班の編成
			食品衛生監視班の活動内容
	遺体の処理計画	遺体の搜索	実施機関
			搜索の対象
			遺体の搜索期間
			費用の範囲
		遺体の処理	遺体処理の内容
			遺体処理の方法
		埋 葬	実施機関
			埋葬の要件
			広域火葬計画
		災害廃棄物等処理計画	廃棄物処理計画
	災害廃棄物等の種類及び特性		
	災害廃棄物等の発生量の推計		
	処理体制の整備		
	災害廃棄物等の処理対策		
	一般廃棄物の処理施設の復旧		
	し尿処理計画		実施機関
			し尿排出量の推定
			し尿処理方式
			処理体制の整備 処理対策
	障害物除去計画		住居関係障害物の除去
			その他の障害物の除去
動物愛護管理計画	特定動物の逸走防止等		
	被災動物の救護		

【参照資料】

別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 6 「和木町被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」

別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 1 7 「主要指定避難所開設・運営の考え方」

別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 1 8 「総コミュニティセンター避難所開設・運営マニュアル」

- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 1 9 「和木中学校避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 2 0 「和木こども園避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 2 1 「和木小学校避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 2 2 「三井記念体育館避難所開設・運営マニュアル」

第1節 防疫及び食品衛生監視

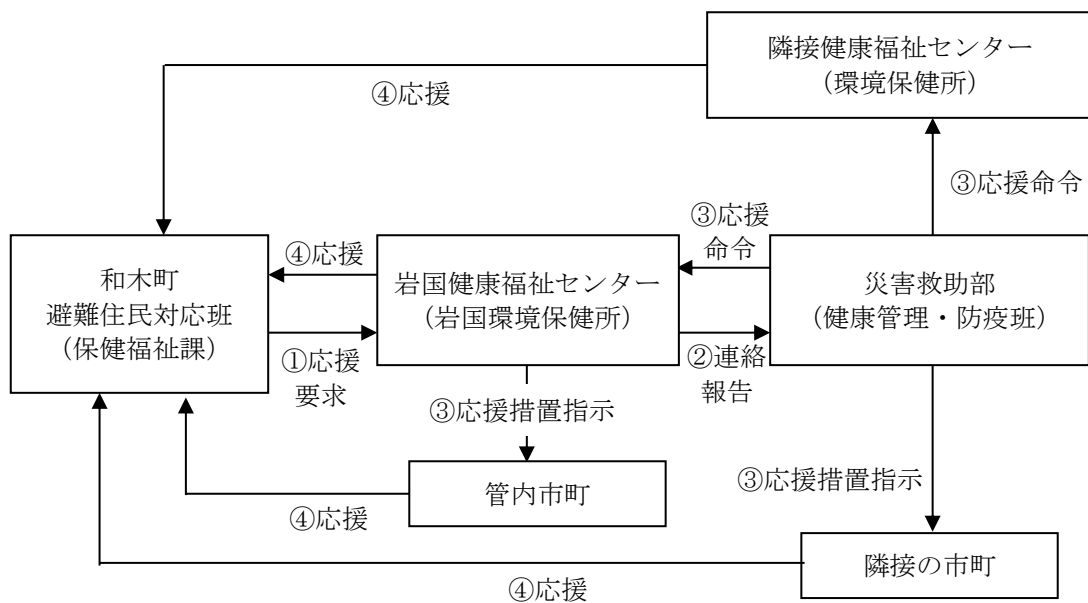
災害時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

第1項 防疫活動

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき町長が実施するものであるが、被災した町のみによることは困難であることから、被災市町、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

対策系統



1 県の防疫措置

(1) 防疫組織

災害救助部健康管理・防疫班及び健康福祉センター（環境保健所）に防疫活動を統括する医師1名を置くとともに、防疫班及び検病調査班を設置する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。

防疫班	衛生技術者1名・事務職員1名・作業員1名
検病調査班	保健師又は看護師2名

(2) 措置事項

ア 町指導

岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所所長）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第27条、第28条及び第29条により災害の状況に応じて職員を現地に派遣し、町が実施する防疫活動等の必要な措置を指導する。

イ 応援の措置

(ア) 災害救助部長は、町から防疫班及び検病調査班の応援要請があった場合又は防疫措置の必要を認めた場合は、直轄防疫班及び検病調査班を派遣する。

- (イ) 岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）は、町から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、町への応援措置について、調整指示を行う。
- (ウ) 被災地を管轄する健康福祉センター所長（保健環境部長）の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行うものとする。

防疫班	①浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ②避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③井戸の消毒を実施する。 ④感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ねずみ族昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を町に対して行う。 ⑦被災地域の清掃を実施する。 ⑧感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。）
検病調査班	①災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滞水地域 ----- 週 1 回以上 ・避難所等 ----- 状況に応じた適切な回数 ②被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 ③一類及び二類感染症患者に対し入院の勧告をする。 ④健康診断を実施する。 ⑤就業制限を実施する。 ⑥災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。

ウ 町に対する指示及び命令

(ア) 法に基づく指示

- ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（第 27 条第 2 項）
- ・ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（第 28 条第 2 項）
- ・物件に係る措置に関する指示（第 29 条第 2 項）
- ・生活用水供給の指示（第 31 条第 2 項）

(イ) 予防接種法に基づく命令

- ・臨時予防接種に関する命令（第 6 条）

エ 代執行

町における被害が甚大であるため又は町の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により町長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、代執行を行うものとする。

オ 健康診断の実施

検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。（法第 17 条）

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

2 町の防疫措置

町は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族昆虫駆除等を行う。

(1) 防疫活動組織

町は被災地の防疫活動を迅速に実施するため、県に準じ防疫班及び検疫調査班を編成する。この場合、町の実情により、検疫調査班は、防疫班とかねて編成することができるものとする。

(2) 防疫活動の内容

県が実施する業務内容に準じる。

3 防疫体制・防疫資機材の備蓄・調達

- (1) 町は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画をたてておくものとする。

(2) 資機材の保有状況の把握

町は、毎年、町の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

4 防疫薬剤の使用

(1) 防疫薬剤の使用にあたっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第14条及び15条に定めるところによるものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布にあたっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への配慮への影響に留意するものとする。

防疫薬剤及び方法(参考)

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。止むを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量を加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石鹼の噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石鹼液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石鹼又はクレゾール石鹼液を浸した布で清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、殺そ剤・殺虫剤を散布する。

第2項 食品衛生監視

災害時には停電・断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、町は必要に応じて食品衛生監視班(避難住民対応班(保健福祉課)、復旧対応班(住民サービス課))による監視指導を行い、食品の衛生確保を図る。

1 食品衛生監視班の編成

1班あたりの構成は、2名とし、状況に応じて増員する。

2 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、健康福祉センター所長(保健環境部長)の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査
- (2) ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- (3) 継続的に食糧供給が必要な施設(特に老人ホーム等)の食品衛生指導
- (4) その他必要と判断される食品衛生指導

第2節 遺体の処理計画

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく搜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図るうえで重要であることから、実施について必要な事項を定める。

第1項 遺体の搜索

遺体の搜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また、被災後の人心の安定を図る上からも必要であることから実施するものである。

1 実施機関

(1) 町長は、遺体の搜索においては、賃金職員等を雇い上げ、日赤奉仕団の協力も得ながら搜索に必要な機械器具等を借上げて実施するものとする。

(2) 県

町からの要請に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整に当たり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

(3) 警察

警備活動に付随し、町が行う遺体の搜索に協力する。

(4) 海上保安部・署

ア 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。

イ 行方不明者については、巡視船艇又は航空機を使用して搜索に当たる。

ウ 必要に応じて本部に応援を求め、搜索に当たる。

エ 町が行う遺体搜索に協力する。

2 搜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この搜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者のり災場所が対象となるものである。

3 遺体の搜索期間

(1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 上記期間内の搜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行うものとする。

4 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

(1) 借上費又は購入費

船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で直接搜索作業に使用したものに限る

(2) 修繕費

搜索のために使用した機械器具の修繕費

(3) 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代等

第2項 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施するものである。

1 遺体処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、和木町斎場及び道海公園内に設置する施設に収容して、埋葬等の処置をするまで保存する。

(3) 検案

ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、救護班又は医師により行う。

2 遺体処理の方法

(1) 実施機関

ア 遺体の処理は、町（復旧対応班（住民サービス課））が行う。

(ア) 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）

救護班又は医師により行う。

(イ) 遺体の収容及び一時保存

和木町斎場及び道海公園内に設置する施設に遺体収容所を開設し、収容する。

この場合、既存施設において収容スペースが不足する場合は、道海公園内に天幕、幕張り等の設備をする。

(ウ) 警察、海上保安部・署による検視及び救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。

(エ) 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

イ 県

救助法が適用された災害の場合、遺体処理に必要な措置を行う。

(ア) 遺体収容所へ救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置（町が実施する業務）を行う。

このため、救護班の医療活動と検案との業務の仕訳等についてあらかじめ整理しておく。

(イ) 町の行う遺体の輸送を含む全般的事項について、町及び関係機関と必要な連絡調整を行う。

(ウ) 警察の協力を得て、行方不明者の捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

ウ 日赤山口県支部

救助法が適用された災害の場合は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(2) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打ち切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間の延長（特別基準）を協議する。

(3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

イ 遺体の一時保存のための費用

ウ 検案に要する費用

(ア) 通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。

(イ) 一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4) 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地域以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の取引ができない場合に限り、次により取り扱う。

ア 遺体の身元が判明している場合

(ア) 県内の他の市町に漂着した場合

当該地の市町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

(イ) 他の県内の市町村に漂着した場合

漂着地の市町村において処理されるものとし、その費用については、救助法35条の規程により求償を受ける。

イ 遺体の身元が判明していない場合

(ア) 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取扱うものとする。

(イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

第3項 埋葬

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものである。

1 実施機関

(1) 遺体の埋葬は、町（復旧対応班（住民サービス課））が実施する。

(2) 県は、町が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

2 埋葬の要件

(1) 埋葬の要件

ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡したものであれば、直接災害により死亡したものに限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、葬祭が終わっていない者も含まれる。）

イ 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合

(ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき

(イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき

(エ) 埋葬すべき遺族がいなかったり又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき

(2) 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（町長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア 町は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ 市町は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処票」を整理の上引き渡す。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

ア 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに、埋葬は土葬とする。

イ 身元不明の遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年令、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

エ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。

警察は、町に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。埋葬は、救助の実施機関（町長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

(4) 埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長（特別基準）を協議する。

(5) 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費及び輸送費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

エ 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの対象としない。

(6) 必要施設の確保

町は、毎年、町内の火葬場処理能力の把握に努め、所要の整理を行っておくものとする。

また、近隣県の施設利用について、災害時における支援協力にかかる依頼、手続等にかかる事務処理体制を整備しておくものとする。

(7) 体制の確保

町は、平常作業及び臨時雇い上げ等により埋葬体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保する。

3 広域火葬計画

(1) 基本方針

広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、山口県広域火葬実施要領に基づき広域火葬を実施するものとする。

(2) 処理体制等

ア 大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、県は、近隣市町、関係者、業界等との間に応援協力態勢を整えておく。

イ 県は、山口県広域火葬実施要領に基づき、市町と連携した広域的な埋葬（火葬）に必要な対応を行うほか、埋葬業者、その他の事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、柩、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行う。また、関係部局等の協力による搬送体制の確立を図るものとする。

ウ 県は、広域的な視点から、遺体の円滑な埋葬（火葬）を支援するため、厚生労働省の火葬データベースを活用する。

エ 町は必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

第3節 災害廃棄物等処理計画

地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。このため、ゴミ処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

なお、津波堆積物やし尿を含む災害廃棄物等の処理については、別に「災害廃棄物処理マニュアル」を定め、それに基づき処理するものとする。

第1項 廃棄物処理計画

1 実施機関

- (1) 町は、被災地域の廃棄物等の処理については、復旧対応班（住民サービス課・都市建設課）が実施する。

この際、大規模災害時により大量の廃棄物が発生した場合においても円滑な処理が行えるよう、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、県内市町、関係団体、民間事業者等との相互協力体制の整備や的確な体制の運営を図るものとする。

- (2) 県（環境生活部廃棄物・リサイクル対策課）

岩国健康福祉センターは、災害廃棄物処理対策に関する技術援助を行う。

2 災害廃棄物等の種類及び特性

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがあり、その種類及び特性に応じた処理が必要となる。

災害廃棄物		内容	特性
災害によつて発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	不燃物	分別することのできない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	リサイクル不可 適正処理
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	リサイクル可能
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	リサイクル可能
	木くず	柱、梁、壁材、水害または津波などによる流木	リサイクル可能
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品	腐敗性のため基本的には、リサイクル不可、可燃物として適正処理（市町の施設では困難）
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理
	廃自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付き自転車	リサイクル可能なものは、リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理（市町の施設では困難）
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶	リサイクル可能 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理（市町の施設では困難）
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等	適正処理（市町の施設では困難）
	その他適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど	適正処理（市町の施設では困難）
	土砂及び津波堆積物等		水害等で発生する土砂の他、海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が巻き込まれたもの
思い出の品等		写真、位牌、賞状、貴重品等	返還を想定した回収・保管管理
生活に伴い発生する災害廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	分別可能なものはリサイクル可能 分別不能なものは適正処理
	避難所ゴミ	避難所から出される生活ごみ	分別不能なものは適正処理
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町、関係業界等から提供された汲み取り式トイレの総称）等からの汲み取りし尿	適正処理

3 災害廃棄物等の発生量の推計

災害廃棄物等の種類別発生量については、次の指標を用いて推計する。

(1) 災害廃棄物発生量

項目	計算式、パラメーター等
災害廃棄物発生量	被害を受けた建物の総床面積×面積あたり廃棄物重量＝（全壊・焼失棟数）×1棟あたり床面積×床面積あたりの廃棄物発生量
床面積あたりの廃棄物発生量	木造：0.6トン/㎡、非木造：1.0トン/㎡ 火災による焼失：0.23トン/㎡
津波浸水ごみの1棟あたり廃棄物発生量	116トン/棟
1棟あたり平均床面積	木造：118㎡/棟、非木造：329㎡/棟

(2) 津波堆積物発生量

項目	計算式、パラメーター等
津波堆積物発生量	津波浸水面積×平均津波堆積高×堆積重量換算係数
堆積重量換算係数	1.10～1.46トン/㎡

(3) 災害廃棄物の種類別内訳比率

項目	水害、液状化、揺れ、津波	火災	
		木造	非木造
可燃物	18%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	65%	20%
コンクリートがら	5.2%	31%	76%
金属	6.6%	4%	4%
柱角材	5.4%	0%	0%

(4) 避難所から発生する生活ごみ量

項目	計算式、パラメーター等
避難所から発生する生活ごみ量	災害時における避難者数×一人1日平均排出量
一人1日平均量	生活系ごみ収集量×収集人口

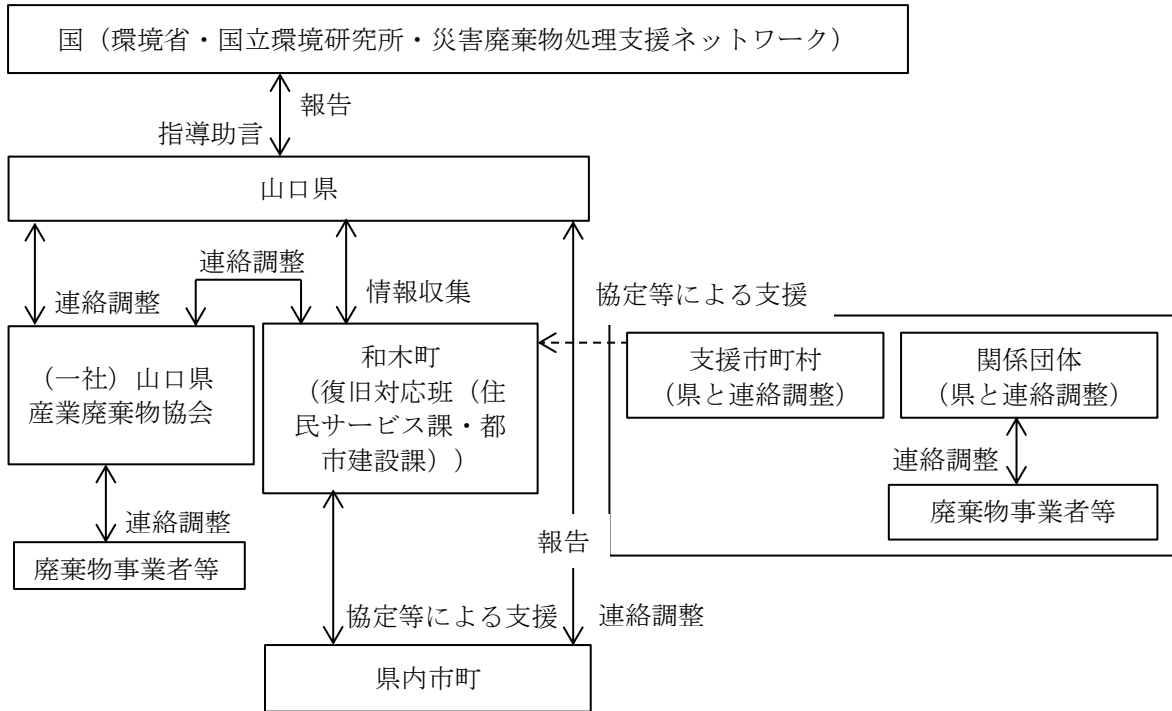
4 処理体制の整備

(1) 町（復旧対応班（住民サービス課））は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、町（復旧対応班（住民サービス課））は、あらかじめ、民間の廃棄物処理関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えとともに、応援受け入れ体制、作業手順について所要の対策を講じておくものとする。

なお、被害が甚大で、町が自ら処理することが困難であり、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託があった場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。

(2) 対策系統



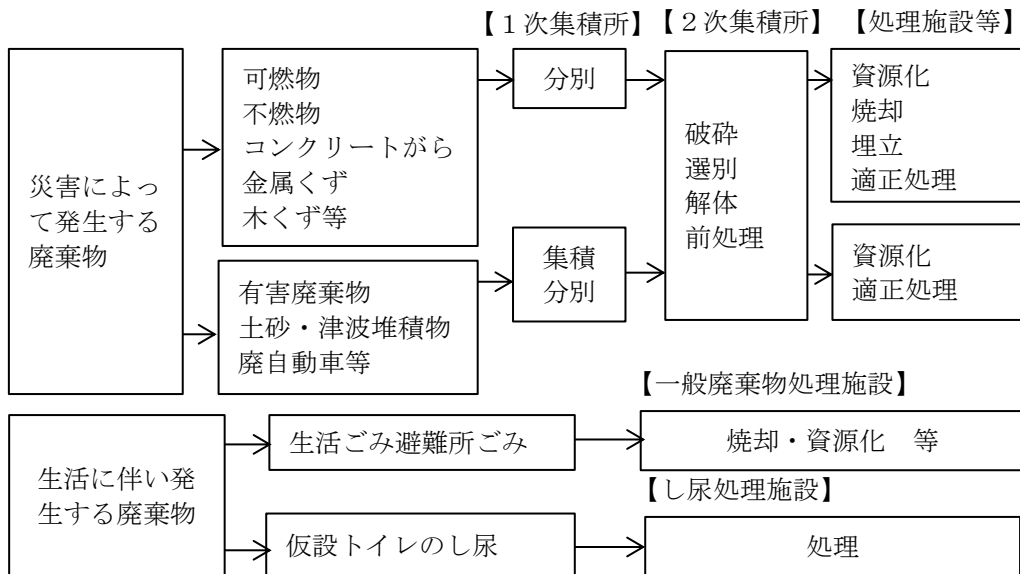
5 災害廃棄物等の処理対策

(1) 処理計画

被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、町は災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、具体的な処理方針や処理計画を決定し、緊急度等を勘案して、迅速かつ適切な処理を実施する。

(2) 処理フロー

災害廃棄物等の収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により迅速かつ適切に行う必要がある。また、処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能なリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。



(3) (処理運搬体制)

ア 町(復旧対応班(住民サービス課))は、一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ゴミ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。

イ 収集運搬体制

清掃班(1班)の編成基準

種別		数量	備考
運搬車(トラック)		1台	※ 一班で1日20戸を処理する。
作業員		8~10人	
所要器具	スコップ	作業員相応	
	とび口		
	手ミ		

(4) 仮置場(一時集積場所・二次集積場所)の選定・確保、仮設焼却場の設置

ア 町(復旧対応班(住民サービス課))は、焼却施設が被災することも考慮にいれ、廃棄物の集積場所及び処理施設の確保を図る。その際、必要な広さを有し、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、仮置き場(一次集積所)とするなどの対策を講じる。

項目	計算式、パラメーター等
面積	集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)
集積量	災害廃棄物等の発生量-処理量
処理量	災害廃棄物等の発生量÷処理期間
見かけ比重	可燃物 0.4 (t/m ³)、不燃物 1.1 (t/m ³)
積み上げ高さ	5m以下が望ましい
作業スペース割合	0.8~1

イ 災害時には、粗大ごみ、不燃ごみを始め、多様な廃棄物が大量に排出されることから、町は、災害廃棄物の迅速かつ適切な分類・処理・処分に必要な仮置き場(二次集積場所)の確保や仮設焼却場の設置等の方策を講じる。

ウ 仮設場（一次・二次集積所）の選定にあたっては、主に下記の点に留意する。

分類	留意点
仮設場（一次・二次集積所）全般	<ol style="list-style-type: none"> 1 候補地は、以下の点を考慮して選定すること <ol style="list-style-type: none"> ①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（町有地、県有地、国有地等）※船舶の係留地 ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地（借り上げ） ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無 <p>※ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。</p> 2 仮設場の候補地については、できる限り土壌汚染の有無を事前に把握すること 3 特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となること。 4 津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が予想されることから、塩類が溶出しても問題のない場所の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要があること。 5 二次災害の恐れのない場所であること。
一次集積所	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地内の公園や空き地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定すること 2 住民やボランティアによる持ち込みがあることから、仮置き場の場所や分別方式については、災害初動時に周知する必要があること 3 初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した資料を配布・共有しておくこと。
二次集積所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定すること。 2 災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とすること。 3 災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入シート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮すること。 4 搬入時の交通、昼間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。 5 グラウンドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要であること。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。

エ 必要器材、人員

災害廃棄物等の発生量や仮置場の状況に応じて、必要な重機や人員を積算する。

(5) 環境対策

町（復旧対応班（住民サービス課））は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音・震動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

(6) 倒壊家屋等の解体・撤去

ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記の初動対応終了後、速やかに次により計画的に処理する。

(ア) 町（復旧対応班（住民サービス課、都市建設課））は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を災害廃棄物処理計画内にとりまとめ、計画的な処理を行う。

(イ) 県は、町の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じ、町の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、町又は工事請負業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

このため、廃棄物・リサイクル対策班は、地域ごとに処分施設の把握に努め、所要の資料の整理をしておくものとする。

ウ 倒壊家屋等の解体・撤去に必要な機材及び人員（1班編成）

区分	数量	備考
大型ダンプ車	6	※ 次の条件による作業の場合 (1) 搬出場所が往復1時間の場所にある (2) 積み込み作業に10分間を要する (3) 大型ダンプの積載量を4t(10tダンプ×40%)とする。 (4) 稼働時間を8時間とする。
大型ブルドーザー	1	
トラクターシャベル	1	
バックホー	1	
作業員	3	

※ 機材には運転手及び操作員付きである。

(7) 有害性・危険物性廃棄物

有害性・危険性がある廃棄物は、業者取引ルートの整備等の対策を通じて適正に処理する。

区分	項目	収集方法	処理方法	
有害物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品 (家庭医薬でないもの)	販売店、メーカーに回収を依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和・焼却	
	塗料・ペンキ		焼却	
	廃乾電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池(ニッカド電池)、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収(箱)へ	破砕、選別、リサイクル
		ボタン電池	電気店等の回収(箱)へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破砕、選別、リサイクル(金属回収)
廃蛍光灯	回収(リサイクル)を行っている業者へ	破砕、選別、リサイクル(カレット、水銀回収)		
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンド	焼却、リサイクル	
	有機溶剤(シンナー等)	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物許可者に回収・処理依頼	焼却	
	ガスボンベ	取引販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、穴をあけて燃えないゴミとして排出	破砕	
	消火器	購入店、メーカー、破棄物処理許可者に依頼	破砕、選別、リサイクル	
感染性(家庭)廃棄物	使用済注射針、使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集、指定医療機関での回収(使用済注射器針回収薬局等)	焼却・溶融、埋立	

- (8) 津波堆積物の処理
津波堆積物の取扱いについては、悪臭などにより人体や生活環境への影響が懸念されるヘドロを優先して処理を進める。
- (9) 思い出の品等の取扱い
写真や位牌、賞状等の所有者によって価値のある思い出の品等については、町（復旧対応班、応急対応班、総括班）で保管・管理・返却を行うとともに、貴重品・有価物については警察に届け出る。有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を通じて適正に処理する。
- (10) 死亡獣畜処理
ア 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。
イ 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事（岩国健康福祉センター（環境保健所））の指示により処分するものとする。
- (11) 放射線物質の処理
大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取扱いについては、他のゴミ、がれき等と同様な取扱をすることは極めて危険である。このため、これの処理方法については、別に処理要領等を定め処理するものとする。
- 6 一般廃棄物の処理施設の復旧
町（復旧対応班（住民サービス課））は、処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理計画

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常の上尿処理が困難になることが予想される。

このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、次のとおり家庭、避難所等における上尿処理について、必要な事項を定める。

- 1 実施機関
町は、復旧対応班（都市建設課）により被災地域のし尿処理を実施する。
- 2 し尿排出量の推定
し尿排出量は、1人1ヶ月約50リットルとして計算する。

項目	計算式、パラメーター等
し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×一人1日平均排出量＝仮設トイレ必要人数＋非水洗化区域し尿収集人口）×一人1日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
断水による仮設トイレ必要人数	$[\text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口})] \times \text{断水率} \times 1 / 2$
非水洗化区域し尿収集人口	し尿収集人口－避難者数×（し尿収集人口／総人口）
一人1日平均排出量	し尿収集量／し尿収集人口

- 3 し尿処理の方式
 - (1) 被災地区
電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。
 - (2) 家庭
水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素堀の可否等避難所の状況により、素堀式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(4) 町（総括班、避難住民対応班）及び県は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備するものとする。

(5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、概ね次によるものとする。

項目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレの必要人数／仮設トイレの設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレ容量／し尿の一日1人あたり平均排出量／収集頻度
仮設トイレ容量	400l とする。
収集頻度	3日／回

注意事項

- ・立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。
- ・迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておくものとする。

(6) 災害時要援護者への配慮

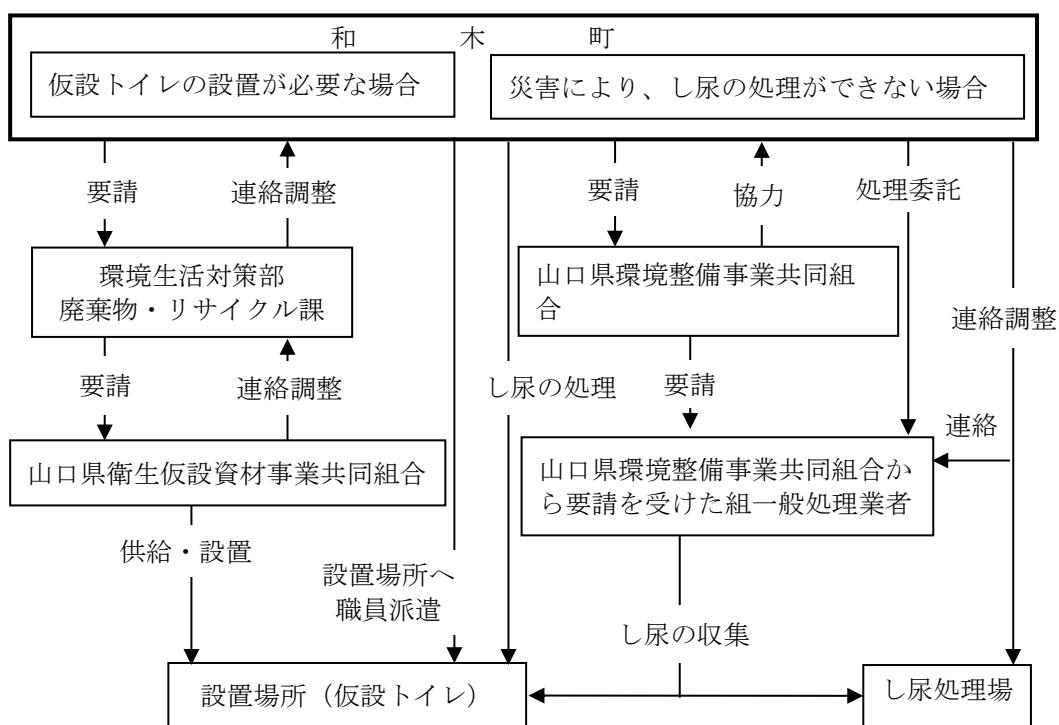
仮設トイレの設置等については、障害者や高齢者等の災害時要配慮者に配慮するものとする。

4 処理体制の整備

(1) 町（復旧対応班（都市建設課））は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくものとする。

(2) 対策系統



5 処理対策

- (1) 避難所、空地等の仮設便所のし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。

また、水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

(2) 収集運搬体制

運搬車	作業員	1日処理戸数	備考
1台	3人	30戸	運搬車：バキュームカー1.8トン

第3項 障害物除去計画

障害物の除去は、災害の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施するものである。

(1) 実施機関

町は、救助法が適用された災害による障害物の除去は、復旧対応班をもって実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)

(2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア 対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者

イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、便所等)に運び込まれた障害物に限られること。

(3) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

町は、半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況(被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別)、町民税課税状況(非課税、均等割、所得割の別)、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ 除去作業の実施

(ア) 町は、賃金職員等を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、県(救助総務班)、隣接市町からの派遣を求めるものとする。

(ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図るものとする。

(4) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から10日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、県に特別基準(期間延長)を要請する。

(5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、町が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去

道路、河川等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、町、県、関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

特に、緊急啓開路線については、優先的に実施する。

(2) 河川・港湾関係障害物除去計画

関名	対策
町	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力するものとする。
県 (土木建築対策部)	出先機関、町、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに、所管の道路上の障害物を除去する。
警察	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力するものとする。
国土交通省 中国地方整備局	所管する道路について県、町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速道路 株式会社	所管する道路について県、町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

(3) 汚物

機関名	対策
町	所管する施設に係る障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 (土木建築対策部) (農林水産対策部)	所管する施設に係る障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、海上保安部・署に連絡するなどの措置をとる。
国土交通省 中国地方整備局	所管する河川について、県・町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。
海上保安部・署	海難船舶又は漂流物、その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第4節 動物愛護管理計画

災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物（飼い主不明や負傷した動物）の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ迅速な対応が求められる。

そのため、被災住民の安定や動物愛護の観点から、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。

第1項 特定動物の逸走防止等

1 原則、飼養者とする。

県は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。

2 実施方法

飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置についてに関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生した時には、速やかに特定動物の保護並びに特定動物の逸走を防止する措置を行う。

第2項 被災動物の救護

1 実施機関等

原則、飼い主とする。

飼い主による対応が困難な場合は、町が県及び関係機関等と連携して実施する。

2 飼い主の責務

(1) 平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者の明示及びペット用備蓄品の確保を行うように努める。

(2) 避難する際は、ペット用備品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。

3 被災動物の救護体制

(1) 町は、飼い主不明や負傷した被災動物について関係機関と協力して保護し、岩国健康福祉センター又は動物愛護センター等に収容施設に収容する。

(2) 町は、被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、岩国健康福祉センターをつうじて、(公社)山口県獣医師会等に必要な支援を要請する。

(3) 飼い主とともに避難したペットについては、主要5施設の指定避難所における「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、次のとおり収容する。

ア 小型ペット同伴の避難者

避難者は、「ペット同伴避難者収容場所（部屋）」に同伴した小型ペットをケージ等に収容した状態で管理する。

イ 大型ペット同伴の避難者

避難者は、「ペット同伴避難者収容場所（部屋）」に避難し、同行した大型ペットはその近傍に指定した場所に繋留して管理する。

ウ 前項で対応できないペット同伴者については、車中泊エリアで車中にペットを収容し管理する。

第12章 応急住宅計画

基本的な考え方

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は住宅の応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の供与、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。

章	節	項	番
応急住宅計画	応急仮設住宅の 供与	公営住宅の確保	公営住宅の確保
			入居資格等
			他の事業主体への要請
		応急仮設住宅の供与	供与の目的
			応急仮設住宅に收容する り災者の条件
			対象者及び入居予定者の 選定
			応急仮設住宅の管理等
		建設型応急仮設住宅	建設の実施機関
			建設場所の選定
			建設方法
	建設基準		
	設計図書		
		建設期間	
		借上型応急仮設住宅	
	被災住宅の応急 修理	住宅の応急修理を受ける者の条件	
		対象者の調査及び選定	
		応急修理の方法、基準	応急修理の方法等 修理の期間
建設資機材等の 調達	応急仮設住宅資機材等の調達		
	国に対する調達要請		
	公営住宅の応急修理		

第1節 応急仮設住宅の供与

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

このため、町（復旧対応班（都市建設課））は、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、救助法の規定に基づき応急仮設住宅を供与するものとする。

第1項 公営住宅の確保

1 公営住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、町は、積極的に町営住宅の確保に努める。

2 入居資格等

(1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等につて、あらかじめ定めておくものとする。

なお、この場合において、高齢者、障害者等に配慮する。

(2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

(3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同施行令、山口県営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）及び和木町営住宅条例による。

ア 入居期間は、原則として1年以内とする。

イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする

エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

(4) 被災者か否かは、原則として町が発行するり災証明書等により行う。

(5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

3 他の事業主体への要請

(1) 公営住宅の確保にあたっては、中国、四国、九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。

(2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。

(3) 企業の社宅の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して、知事より委任を受けた場合は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「賃貸型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に収容するり災者の条件

(1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等

(2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産がない失業者

ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯

エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者

オ 特定の資産がない小企業者

カ 上記に準ずる経済的弱者

(3) 災害時に、現実には救助法が適用された時点で町に居住していること。(被災地における住民登録の有無は問わない。)

3 対象者及び入居予定者の選定

(1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、町長が行う。

(2) 入居資格については、第1項の2「応急住宅に収容するり災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害弱者世帯に配慮すること。

(3) 町長は、民生委員の意見を聴くなど、り災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。

(4) 入居者の決定は、町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

4 応急仮設住宅の管理等

(1) 建設型応急仮設住宅

ア 町は、県(厚政課)より委任された場合、町長が公営住宅に準じて維持管理する。

イ 供与できる期間は、建設工事が完成した日から2ヶ年以内とする。

(2) 借上型応急仮設住宅

ア 県(厚政課)が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。

イ 供与期間は原則2ヶ年以内で県が定める期間とする。

ウ 町は、県(厚政課)より委任された入居契約等転貸借に関する事務を行う。

第3項 建設型応急仮設住宅

1 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、委任を受け町長が実施する。

2 建設場所の選定

(1) 建設場所は、あらかじめ町が選定した建設候補地(蜂ヶ峯総合公園内の「多目的広場」「グラウンド」)から建設地を決定する。

(2) (1)の候補地で不足する場合は、町が公有地等を優先して建設地を決定する。

なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と町との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。

(3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場(一次集積所、二次集積所)と調整を図るものとする。

(4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設にあたっては、国有地の貸付が可能であることから、国の協力を得て確保する。(国有財産法第22条)

3 建設方法

(1) 県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。

(2) 県が建築業者に請負わせて建設する。

(3) 県は、町において建設することが適当と認めたときは、町に対し設計図書等を示すものとする。

(4) 建設に関して、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会の協力を求めるにあたっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。

(5) 建設にあたっては、二次災害に十分配慮するものとする。

4 建設基準

(1) 延べ床面積

1戸あたりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人数等を考慮して増減することができる。

(2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

(3) 同一敷地内又は隣接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

(4) 高齢者、障害者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。(救助総務班と住宅班が協議して定める。)

6 建設期間

- (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (2) 災害の状況により、20日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準(着工の延長)の協議を行う。

第4項 借上型応急仮設住宅

町は、被害状況によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要性も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間賃貸住宅の確保に関して、(一社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるにあたっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

第2節 被災住宅の応急修理

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

災害発生によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。(対象者としては第1節第1項2に準ずる。)

第2項 対象者の調査及び選定

町が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、町が発行するり災証明書に基づき県が選定する。場合によっては、町に選定事務を委任する。

第3項 応急修理の方法、基準

1 応急修理の方法等

- (1) 町長が、建設業者に請負わせるか又は町直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合、(一社)山口県電業協会及び山口県鳶工業連合会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。
- (2) 大規模災害時において前項の業者で対応できない場合は、(一社)JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、(一社)日本鳶工業連合会及び(一社)災害復旧職人派遣協会に応援を依頼する。
- (3) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等)に限るものとする。
- (4) 他の者が行う応急修理は排除しない。
 - ア 家主が借家を修繕する場合
 - イ 親類縁者の相互扶助による場合
 - ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅等)を修繕する場合

2 修理の期間

- (1) 災害発生の日から1ヶ月以内に完成させるものとする。
- (2) 1ヶ月の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は、内閣総理大臣に特別基準(期間延長)の協議を行う。

第3節 建設資機材等の調達

第1項 応急仮設住宅資機材等の調達

- 1 町は、知事より応急仮設住宅の建設を委任された場合、応急仮設住宅の資機材について、関係団体（（社）山口県建設業協会及び（社）プレハブ建築協会）の協力を得て調達する。
- 2 町は、用材の確保について県をつうじて確保する。

第2項 国に対する調達要請

第1項によってもなお資機材が不足する場合は、県に対して資機材の調達を要請するものとする。

第4節 公営住宅の応急修理

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。

公営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものであること。

第13章 水防計画

基本的な考え方

洪水又は高潮により水害が発生し又は発生のおそれがある場合において、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防体制について定めるものとする。

和木町地域防災計画（本編）別冊2「和木町水防計画」を準用する。

第14章 災害警備計画

基本的な考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持に当たる。

章	節	項	番
災害警備計画	陸上警備対策	警備体制	警察職員の招集・参集
			警備体制の種別
			警備本部の設置
			災害警備本部の組織等
		警備対策	情報の収集等
			救出救助活動等
			避難誘導等
			危険箇所等における避難誘導等の措置
			交通規制の実施
			遺体捜索・検視等
	海上警備対策	二次災害の防止	
		社会秩序の維持	
		災害情報等の伝達	
		通信の確保	
		治安の維持	
	海上交通安全の確保		
	通信の確保		

第1節 陸上警備対策

第1項 警備体制（災害警備実施計画）

1 警察職員の招集・参集

警察職員は、町内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集するものとする。

2 警備体制の種別

(1) 第1次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想される時。

(2) 第2次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想される時。

(3) 第3次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等により、大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時。

3 警備本部の設置

町内に警戒体制及び非常体制を要する災害が発生した場合は、県警察本部及び岩国警察署に所要の災害警備本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、災害警備本部は、県本部の公安部としての活動を実施する。

4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

第2項 警備対策（災害警備実施計画）

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに、被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。

また、被害の状況により他都道府県警察の広域緊急援助隊の応援を要請する。

(2) 警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する岩国警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、岩国地区消防組合・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

(3) 行方不明者の搜索等

行方不明者の搜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、町等関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。

また、障害者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。

また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

6 遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、町が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について町災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため移動交番の開設、警察官の立寄り等の活動も推進する。

10 通信の確保

災害により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

(注) 本節に掲げる事項についての活動の詳細は、警察本部及び警察署が災害警備計画で示す。

第2節 海上警備対策

第1項 治安の維持

管区海上保安本部・海上保安部署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1 巡視船艇及び航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行うものとする。
- 2 巡視船艇及び航空機により、警戒区域又は重要施設周辺海域の警戒を行うものとする。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行うものとする。

第2項 海上交通安全の確保

管区海上保安本部・海上保安部署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1 災害による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行うものとする。
- 2 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 3 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。
- 4 海難船舶又は漂流物・沈殿物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告するものとする。
- 5 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努めるものとする。
- 7 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第3項 通信の確保

管区海上保安本部・海上保安部署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 情報通信施設の保守に努め、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧に努める。
- 2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した巡視船艇を、必要に応じて、被災地前面海域等に配備し、通信の代行を行わせる。
- 3 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。
また、関係機関から災害に関する重要な通報の伝達について要請があったときは、速やかにその要請に応じる。
- 4 関係機関との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

第15章 要配慮者支援計画

基本的な考え方

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じた、きめ細やかな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。

このため町は、別冊1「和木町要配慮者対策・支援計画」に基づき、要配慮者支援組織の編成、支援内容とともに、支援組織の支援能力、要配慮者の防災力の向上等に関する具体的事項について定める。

和木町地域防災計画（本編）別冊1「和木町要配慮者対策・支援計画」第3章を準用する。

第 16 章 ボランティア活動支援計画

基本的な考え方

大規模災害時には、町、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、一般町民の協力を必要とする。また、一方において、被災を免れた町民等から被災地の救援活動への参加も予想される。

これらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、町は「和木町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」に基づき、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう定める。

章	節	項	番
ボランティア活動支援計画	一般ボランティアの支援体制	町、県社会福祉協議会の対応	和木町災害ボランティアセンターの設置
			県社会福祉協議会による現地センターの設置
			被災地とならなかった場合の町社会福祉協議会
		やまぐち県民活動支援センター、市町民活動支援センターとの連携	
	町の対応	関係団体、NPO法人、民間企業等の対応	
	専門ボランティアの支援体制	町の対応	県ボランティアセンターの対応
		他都道府県の災害救援活動への支援	

【参照資料】

別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 7 「和木町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」

第1節 一般ボランティアの支援体制

第1項 町、社会福祉協議会の対応

町は、町内において大規模災害発生時には、「和木町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」に基づき、社会福祉法人和木町社会福祉協議会（以下「町社会福祉協議会」という。）とともに、次のとおり、ボランティア活動支援体制のための体制を確立し、県災対本部及び県社会福祉協議会との連携を図りながら、必要な支援を行う。

1 和木町災害ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、同協議会施設内に和木町災害ボランティアセンターを設立し、同センターが救援活動に専念できるよう、町・県災害対策本部及び県社旗福祉協議会との連携を図りながら、必要な支援を行う。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) ボランティアセンター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせの対応
- (6) ボランティア保険の加入手続き
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 和木町災害対策本部との情報の共有
- (10) 関係機関・団体との連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センター活動に必要な業務

2 県社会福祉協議会による現地センターの設置

町が被災地となり、県により町社会福祉協議会内に、ボランティア活動の第一線の拠点として現地センターを設置された場合、町社会福祉協議会及び町災害対策本部（避難住民対応班（保健福祉課））との連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を受ける。また、大規模かつ広域的な災害が発生し、当該現地センターが被災等によってその機能が十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町社会福祉協議会との現地センターの共同設置や民間支援組織との協働運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

- (1) 被災者ニーズの把握
- (2) ボランティアの募集及び受付
- (3) ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の提供等

3 被災地とならなかった場合の町社会福祉協議会

被災地とならなかった場合の町社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンターへ必要な支援を行う。

- (1) 県内ボランティアの募集
- (2) コーディネーターの派遣
- (3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

第2項 やまぐち県民活動支援センター、市町民活動支援センターとの連携

町災害対策本部及び町社会福祉協議会は、やまぐち県民活動支援センター、市町民活動支援センター、県災害対策本部、現地センターとの連携を図りながら、必要な支援を行う。

第3項 町の対応

町は、「和木町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」に基づき、町社会福祉協議会と町災害対策本部において以下の情報の共有を行う。

- 1 被災情報の把握
- 2 インフラ等の復旧計画・復旧情報
- 3 ボランティアによる支援活動の状況

- 4 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める。）
- 5 その他、災害ボランティア活動に必要な事項

第4項 関係団体、NPO法人、民間企業等の対応

町及び町社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンター、県現地センターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資機材の提供など、必要な支援を行うとともに、平素から連絡体制の構築に努める。

また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できる限り配慮に努める。

第2節 専門ボランティアの支援体制

第1項 町の対応

町及び町社会福祉協議会は、町が被災し、専門的知識・技能を必要とする救助活動等において、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災対本部に専門ボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第3節 他都道府県の災害救援活動への支援

町は、他県で大規模な災害が発生し、県より依頼があった場合には、関係市町、団体と連携して、ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

第17章 応急教育計画

基本的な考え方

大規模災害発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

町のこども園、小中学校（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。

章	節	項	番
応急教育計画	文教対策	文教対策の実施	文教対策実施系統図
			被害報告の内容
		児童生徒の安全対策	応急対策
		児童生徒等の援助	教科書の供給
			学用品の給与
	学校給食の確保		
	災害応急活動	避難所としての施設設備の整備	児童生徒等に対する就学援助
			避難所としての活動
			情報連絡体制の整備
			必要な設備の整備
必要な資機材の備蓄			

【参照資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料1 「要配慮者施設、避難場所等の指定一覧」

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3 「学校避難確保計画（記載例）」

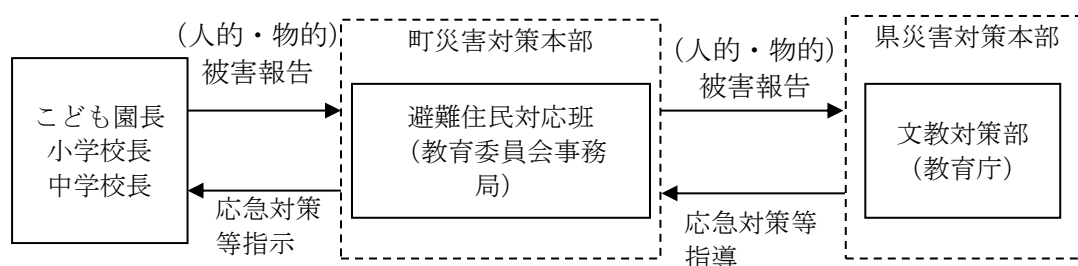
別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料2 8 「避難訓練実施報告書」

第1節 文教対策

災害時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第1項 文教対策の実施

1 文教対策実施系統図（町立学校関係）



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害速報 ・ 公立学校人的被害に関する報告 ・ 公立学校物的被害に関する報告 ・ 学校等人的被害に関する報告（施設、教科書等） ・ 要保護、準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・ 学校給食関係被災状況調査報告
(2) 報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」によるものとする。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第2項 児童生徒等の安全対策

町教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、さらに次の視点に立った取り組みを推進していく。

取り組みの主な視点

- (1) 様々な災害を想定した安全教育の年間指導計画の作成
- (2) 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- (3) 安全に関する教員研修の充実
- (4) 通学路の安全点検
- (5) 家庭・地域社会との連携強化
- (6) ボランティア活動の推進
- (7) 自他の生命を尊重する態度の育成
- (8) 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

町教育委員会は、所管する学校における、災害時の児童生徒等の安全確保について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における災害応急対策計画の策定指導

町教育委員会は、校長又は園長（以下「校長」という。）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者に周知するよう指導する。

町教育委員会は、上記について校長を指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- (イ) 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- (ウ) 情報活動（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- (エ) 休校の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- (オ) 連絡体制（県・町教育委員会、警察署、消防所（団）及び保護者等への連絡体制）
- (カ) 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- (キ) 実験・実習中の対策
- (ク) 火元の遮断と初期消火活動
- (ケ) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (コ) 避難所の開設・運営（町との連絡体制・初動対応）
- (サ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (シ) 特別支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料、飲料水の確保等）

イ 防災訓練の実施

校長は、児童生徒等が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、町、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 山口県総合防災訓練（岩国地区として実施）
- (イ) 町総合防災訓練（3年毎）
- (ウ) 学校で行う訓練（「避難確保計画」に基づく避難訓練を含む）

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

- (ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区分	内容
消火設備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避難・救助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品・食料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水

(イ) 破損、火災、転倒等による被害防止

区分	該当施設	点検確認事項等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
理科実験類・医薬品類	理科実験室・実習室・保健室	混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガス	理科実験室・調理室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無
石油ストーブ・ガストーブ	教室・職員室・事務室・用務員室	周囲の引火物の有無

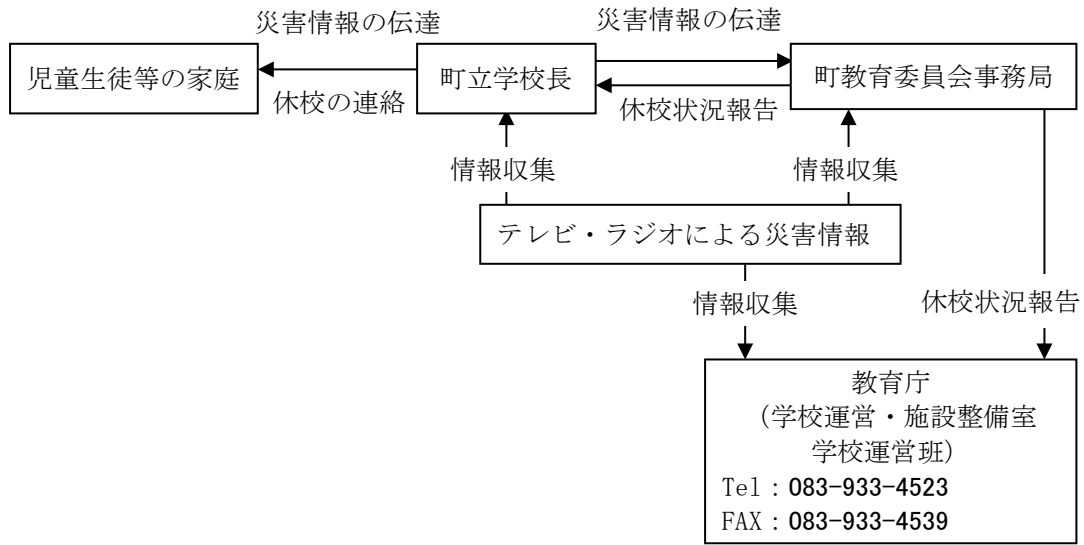
エ 気象情報の収集

学校は、町教育委員会及びテレビ・ラジオ等から気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童、生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童、生徒等の登校前、遅くとも午前6時頃までに決定し、連絡することとする。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに町教育委員会にその旨の報告を行い、町教育委員会は、教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。

(ア) 町立園・小・中学校の報告・伝達系統



(2) 災害時の対応

- ア 町教育委員会は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導助言及び支援に努める。
- イ 学校教育施設の確保を図るため、下記(4)アに記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導、助言を行う。

【校長】

ア 校長は災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(ア) 学校の管理する危険物の安全措置

学校が管理する危険物(電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等)については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じるものとする。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・飲料水(井戸等利用の場合)汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・被災地域における感染症予防上の措置

イ 校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、町教育委員会に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。

災害速報は、被害等を把握の都度、報告する。

ウ 校長は、状況に応じ町教育委員会又は県(教育庁各課・学事文書課)と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに町教育委員会にその旨の報告を行い、町教育委員会は、県教育委員会教職員課に休校の状況を報告することとする。

エ 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記(4)イ項「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行うものとする。

オ 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、町教育委員会又は県（教育庁各課・学事文書課）に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

【町教育委員会】

ア 町教育委員会は、各学校等の応急教育計画の作成にあたり、所管する学校を指導助言及び支援する。

イ 町教育委員会は、災害が大規模又は広域にわたるため、下記（４）イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開が必要な施設の確保について、対応が困難な場合は、必要に応じて県教委に対応を要請する。

ウ 町教育委員会は、公民館等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておく。

（３）災害復旧時の対応

ア 町教育委員会は、（教育庁各課・学事文書課）の支援を受け、授業再開に必要な対策について、学校等を指導及び支援する。

（ア）学習場所の確保等

（イ）教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他府県への応援要請等の措置）

（ウ）教科書等の供給

イ 町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ 町は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことができるものとする。

エ 町教育委員会は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市町村教育委員会に依頼するものとする。

【校長】

ア 校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、町教育委員会と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育再開に向けての態勢を整備する。

イ 校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

ウ 校長は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、町教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。

エ 校長は、災害復旧の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

オ 校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

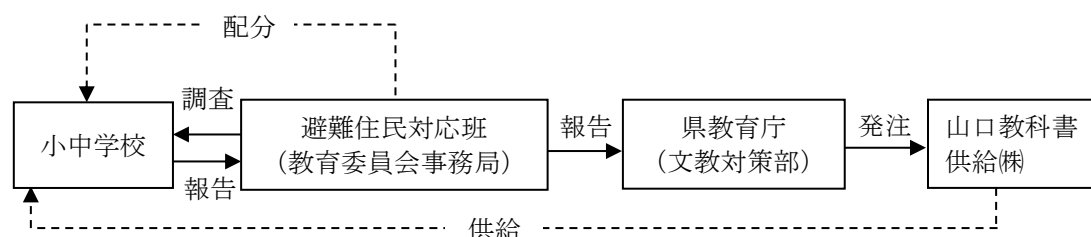
<p>ア 学校施設の応急復旧</p>	<p>(ア) 施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (エ) 被害状況の詳細な記録(写真等) (オ) 現地指導員の派遣</p>
<p>イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基準</p>	<p>(ア) 応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 (イ) 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、屋内体育館等を利用する。 (ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合 公民館等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。</p>

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書等の供給等について」(昭和52年4月8日付文初管第211号)によるものとする。

<教科書の供給幹線系統図>



2 学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(総合支援学校の小学部児童を含む)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程の生徒及び総合支援学校の中等部生徒を含む。)及び高等学校生徒及び特別支援学校の中等部生徒を含む)及び高等学校生徒(高等学校、中等教育学校の後期日程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒又は学生)

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた町長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

- イ 文房具
ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
 - ウ 通学用品
運動具、雨傘、カバン、雨靴等
- (4) 学用品給与の時期
- ア 教科書・教材
災害発生の日から1ヶ月以内
 - イ 文房具及び学用品
災害発生の日から15日以内
- 3 学校給食の確保
- (1) 災害時における給食物資の確保措置
- ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助
給食センター管理者（教育委員会事務局）は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、町教育委員会へ報告する。
町教育委員会は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導援助を行う。
 - イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等
給食センター管理者（教育委員会事務局）は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。
また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面からのガス・水漏れの有無について確認を行い、ガス・水漏れの有る場合は、これを防止するための措置をとる。
 - ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置
給食センター管理者（教育委員会事務局）は、平時から学校給食施設に保存してある給食物（食材）について、給食での使用が可能か把握する。
また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者に協力を求めるなどの措置を講じる。
- (2) 応急給食の実施
- 給食センターの安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。
- ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理
給食センターにおいては、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検をおこなうとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。
 - イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理
給食センターにおいては、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。
 - ウ 調理従業者の確保及び健康診断
給食センターを管理する教育委員会事務局は、調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理従事者を確保する。また、調理従事者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。
 - エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整
給食センターにおいては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。
特に、被災者への炊き出しの協力などのため料理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。
- (3) 大規模・広域災害への対応
- ア 町教育委員会は、災害が大規模又は広域にわたり、単一の学校又は町で対応できない場合は、県教育委員会に要請し、対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）による支援を受ける。

イ 町教育委員会は、給食センターの調理能力（提供最大職数等）及び代替え可能給食施設に有無について把握するものとする。

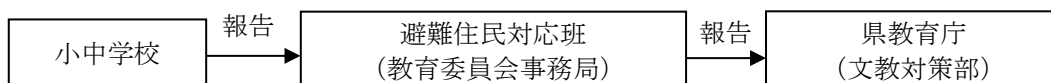
4 児童生徒等に対する就学援助

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、「学校教育法」に基づき援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は、以下による。

ア 援助を必要とする児童、生徒数の把握



イ 援助措置の内容

児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等

第2節 災害応急活動

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備を図る。

第1項 避難所としての活動

学校が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時において、その役割及びこれに必要な対応について定める。

学校が避難所となる場合、避難所の運営は町（避難住民対応班（保健福祉課））が行うものとする。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対応が円滑におこなわれるよう、避難所の運営体制が整備させるまでの間、避難所の運営に協力するものとする。

第2項 避難所としての施設設備の整備

本地区防災計画において、避難所に指定された施設の設備整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じるものとする。

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

2 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。

3 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

第18章 ライフライン施設の応急復旧計画

基本的な考え方

大規模災害が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、町民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、どれも町民の日常生活に欠く事のできないものであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。

町は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する必要がある。

章	節	項	番
ライフライン施設の 応急復旧計画	電力施設	中国電力ネットワ ーク株式会社	町との連絡・協力体制
			災害時における連絡体制およ び協力体制に関する覚書
	ガス施設	L P ガス、燃焼器 具の供給対策	調達・供給確保
			災害時におけるL P ガスに係る物資供給の確保
	水道施設	災害時の活動体制	動員体制の確立
			応急対策
			復旧対策
	下水道施設	災害時の活動体制	要員の確保
			関係機関及び関係業者への協 力要請
			情報連絡活動
			広域支援
			応急対策
			復旧対策
電気通信施設	災害時の応急活動体制		
工業用水道施設		情報連絡体制	
		応急対策	

【参照資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料39 「災害時における連携体制及び協力体制に関する覚書」

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料40 「災害時における物資の供給に関する覚書」

第1節 電力施設

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。このため、地震災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。

第1項 中国電力ネットワーク株式会社（周南ネットワークセンター）

所管する電気施設等に災害が発生した場合の対応については、災対法第39条の規定に基づき策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

1 町との連絡・協力体制

町（災害対策本部体制時は総括班）は、災害における停電対応及び復旧を円滑に実施するため、中国電力ネットワーク株式会社（周南ネットワークセンター）との連絡・協力体制を確立する。

(1) 連絡体制

町と中国電力ネットワーク株式会社（周南ネットワークセンター）の担当者間において、連絡責任者を定め、停電時等における連絡体制を構築する。

(2) 協力・連携体制

町と中国電力ネットワーク株式会社（周南ネットワークセンター）間において、下記事項の協力・連携体制を構築する。

ア 停電対応、復旧等に関する情報の提供、住民への周知に関する事項

イ 停電対応、復旧支援に関する事項

ウ 要員派遣に関する事項

エ 防災訓練への参加に関する事項

2 細部は、町と中国電力ネットワーク株式会社（周南ネットワークセンター）の間で締結する「災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書」による。

第2節 ガス施設

災害等が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図ることが求められる。

このため、災害発生時の活動体制、初動措置、応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

第1項 LPガス、燃焼器具の供給対策

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営むうえで重要な対策となる。

LPガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。

1 調達・供給確保

(1) 町において、LPガス等の確保が必要となった場合は、県災対本部（防災危機管理課）にあっせんを要請する。

(2) 県災対本部は、LPガス、ガス器具等の供給について、（一社）山口県LPガス協会に要請する。

(3) （一社）山口県LPガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災対本部に連絡する。

(4) 県災対本部は、町に連絡するとともに、物資の引き渡し場所について町と調整の上決定する。

(5) 連絡を受けた町は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達するものとする。

また、引き渡しに当たっては県災対策本部又は町は物資の引き渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

第2項 災害時におけるLPガスに係る物資供給の確保

- 1 町（総括班）は、災害時のLPガスに係る物資の円滑な供給を確保するため、山口県LPガス協会岩国支部との連携体制を構築する。
- 2 細部は、町と山口県LPガス協会岩国支部との間において締結された「災害時における物資の供給に関する協定書」による。

第3節 水道施設

災害による水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。

このため町（復旧対応班（都市建設課））は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施することとしている。

県は、町が実施する応急対策等について、必要な指導及び援助を行う。

第1項 災害時の活動体制

1 動員体制の確立

(1) 要員の確保

ア 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ、職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。

イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、役場に参集し、応急対策に従事する。

ウ 都市建設課職員で不足する場合の人員の確保は、各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部（生活衛生班）へ応援を求める。

この場合の手順等については、あらかじめ企画総務課と協議しておく。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

ア 被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定水道工事業者等へ協力要請を行う。

この場合、町内の業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

イ 隣接、近隣の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断される場合は、県災対本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

(3) 情報連絡活動

ア 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

イ 大規模災害による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、町災対本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指定するなどしておく。

2 応急対策

対策項目	措置内容
(1) 災害復旧用資機材の整備	<p>ア 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。</p> <p>イ 不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておくものとする。</p>
(2) 施設の点検	<p>災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。</p> <p>ウ 次の管路等については、優先して点検を行う。</p> <p>(ア) 主要送水管路</p> <p>(イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路</p> <p>(ウ) 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路</p> <p>(エ) 河川、鉄道等の横断箇所</p>
(3) 応急措置	<p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。</p> <p>ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>イ 送水、配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。</p> <p>(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。</p>

3 復旧対策

水道事業者等は復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

対策項目	措置内容
(1) 取水・導水施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2) 浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
(3) 管路の復旧計画	<p>災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施するものとする。</p> <p>ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、復旧効果が最も上がる管路から順次行う。</p> <p>イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。</p> <p>ウ 送水、配水管路における復旧の優先順位</p> <p>(ア) 第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路</p> <p>(イ) 第二次指定路線 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路</p> <p>エ 給水装置の復旧活動</p> <p>(ア) 送水管の復旧及び通水と平行して実施する。</p> <p>(イ) 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。</p>
(4) 広報活動	<p>ア 災害時における町民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。</p> <p>イ 広報活動は、広報車、防災行政無線、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。</p> <p>ウ 活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期すものとする。</p>

第4節 下水道施設

下水道は、住民の日常生活に大きくかかわっており、災害により施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、町（復旧対応班（都市建設課））は、本計画による他、災害により下水道機能が低下した場合、暫定的な機能回復までを定めた「和木町下水道BCP（地震・津波編）」（平成29年2月）に基づき、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応する。

第1項 災害時の活動体制

町の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

1 要員の確保

- (1) 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、災害時における担当業務、担当者を定めておく。
この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておくものとする。
- (2) 都市建設課職員が不足する場合の要員の確保は各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部に対して応援を求める。
この場合の手順等については、企画総務課とあらかじめ協議しておく。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

- (1) 被災施設の応急処置及び復旧は通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。
- (2) 大規模災害等発生の場合、町内の業者については、被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（都市施設対策班）に応援あっせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

3 情報連絡活動

- (1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱がおきないようにしておく。
- (2) 災対本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

4 広域支援

大規模地震等の災害により、被災自治体独自では対応が困難な場合は「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、災害相互支援体制を確立するものとする。

(1) 下水道対策本部の設置

県の下水道所管課長は、次に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、災害相互支援体制の確立を行うものとする。

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合

イ 震度5強以下の地震又はその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等）等について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

地震発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

- (1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

3 応急措置

- (1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。
- (2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。
- (3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。

この場合、衛生関係部局（保健福祉課）と連携を図りながら、協力して実施する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水樹、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、住民の生活に直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、防災行政無線、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施するものとする。

第5節 電気通信設備

今日、町民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。

災害時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。

このため、災害時において、通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等について必要な事項を定める。

第1項 災害時の応急活動体制

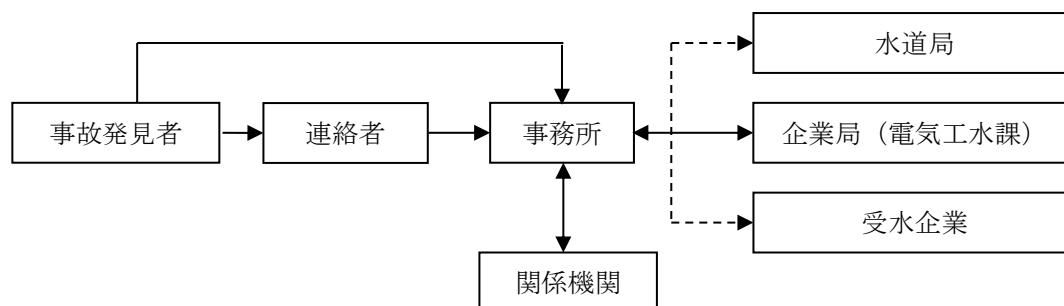
災害が発生した場合には、NTT西日本株式会社山口支店（以下「山口支店」という。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「NTT西日本株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

第6節 工業用水道施設

工業用水道は、企業活動にとって必要不可欠なものであり、災害等により工業用水道施設に被害が発生した場合は、産業経済活動に与える影響も大きいことから、地震発生時における応急・復旧対策について必要な事項を定める。

第1項 情報連絡体制

災害発生直後は、被災状況の把握が急務である。このため管理事務所の監視装置によるデータの収集を行うとともに、施設の巡視を行う。また、本局、出先及び各ユーザーを含めた連絡体制を密にししながら、関係機関及び住民等から管路等の破損、漏水等の情報収集に努める。



第2項 応急対策

1 発生直後の保安

工業用水道施設は、配水管、貯水槽等の施設を有していることから、当施設の損傷等による二次災害の発生を防止するため、当該地域における総合的な対応マニュアルに基づき、応急措置を講じ、被害を最小限に止める。

2 復旧対策

施設台帳、管路台帳等の関係図書類及び資機材（管種管径に応じた継輪、携帯用発電機、排水ポンプ等）を整備し、迅速な処置がとれるようにしておくとともに、あらかじめ緊急事故対応業者を選定しておき、早急に対応させる。

第 19 章 公共施設等の応急復旧計画

基本的な考え方

道路、河川、海岸、橋梁、港湾、鉄道等の公共土木施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、町民の日常生活に大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も町民の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が災害により被害を受けた場合は、町民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これら公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策が必要となる。

章	節	項	番
公共施設等の応急復旧計画	公共土木施設	実施機関、応急措置及び応急復旧対策	道路・橋梁
			河川・ダム及び内水排除施設
			港湾施設
			海岸保全施設
			砂防、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設
			治山・林道施設
	応急工事施工の体制	要員・資材の確保	
		関係機関に対する応援要請	
		建設機械等の緊急使用計画	
	公共施設	応急対策	応急対策計画の策定
			災害時の応急措置
		復旧対策	

第1節 公共土木施設

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

第8章 緊急輸送計画 第2節 「緊急道路啓開」 関連

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとし、各機関のとりべき対応については、次のとおりとする。

実施機関名	応急措置
町	ア 町（復旧対応班（都市建設課））が必要な措置を講じる。 イ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。 ウ 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。
警察	ア 発災後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報活動を実施する。 イ 各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。 ウ 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。 エ 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。 オ 災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において交通安全施設の緊急点検をするなど必要な措置を講じるものとする。
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)	ア 所管する道路及び橋梁の被害状況を速やかに把握する。 イ 県の防災計画に指定されている緊急輸送道路の交通の確保に全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。

(2) 応急復旧対策

実施機関名	応急措置
町 (復旧対応班 (都市建設課))	<p>ア 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送道路の道路啓開を最優先に行う。</p> <p>イ その後、一般道路のうち応急復旧活動、町民生活に必要なとなる道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、決壊等）の応急復旧工事を実施する。</p> <p>ウ 応急工事は、被害の状況の応じて必要な仮工事を実施する。</p> <p>エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せ発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。</p> <p>緊急時で、そのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡するものとする。</p>
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)	被害を受けた道路について、緊急輸送道路その他の道路の順に応急復旧工事を行い道路機能の確保に努める。

2 河川・ダム及び内水排除施設

暴風、高潮等により堤防、護岸、ダム等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関名	応急復旧措置
町	<p>(1) 水防活動とは移行して町の管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。</p> <p>(2) 被害箇所については、直ちに報告するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。</p> <p>(3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。</p> <p>(4) 下水ポンプ場の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。</p>
中国地方整備局 (山口河川国道事務所) (太田川河川事務所) (弥栄ダム管理所)	<p>(1) 災害が発生した場合、直ちに所管する河川・ダムの管理施設及び附属設備の点検を実施する。</p> <p>(2) 堤防、護岸等への被害が発生した場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに応急復旧に努める。</p>

3 港湾施設

港湾施設は、道路等の陸上輸送と合わせ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模災害が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

暴風、高潮により、港湾等の繫留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

実施機関名	応急措置
町	<p>ア 港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（海上保安部・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。</p> <p>イ 海上輸送基地として指定された港湾については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。</p> <p>ウ 港湾にかかる応急工事 （ア）後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 （イ）航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 （ウ）繫留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。</p>
海上保安部・署	<p>災害発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。</p> <p>ア 被災区域の交通規制の実施 イ 被災区域内の交通整理 ウ 航路障害物の除去 エ その他の防災上の措置 （ア）気象情報の収集伝達 （イ）船舶在泊状況の把握 （ウ）港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導 （エ）危険物荷役の中止勧告 （オ）港内整理及び避泊錨地の推薦 （カ）必要に応じ、繫留施設の使用制限又は禁止 （キ）必要に応じ、移動命令及び航行制限 （ク）乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導 （ケ）海上における流出油等の防除 （コ）船舶火災、海上火災の消火活動 （サ）必要に応じ、自衛隊の災害派遣の要請</p>

4 海岸保全施設

実施機関名	応急措置
町	(1) 気象情報（津波、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想される場合は、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。 (2) 管理する施設が暴風、高潮等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、応急復旧工事を実施する。特に、町民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。 ア 堤防 イ 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。

5 砂防、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設が災害により被害を受けた場合は、住民の生活に特に大きな支障を及ぼすため、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るため必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。

実施機関名	応急措置
町 (復旧対応班 (都市建設課))	(1) 砂防設備 ア 砂防えん堤 砂防えん堤が決壊した場合は、仮土留めや仮水路の設置、土石の排除等、通水断面確保のための応急対策工事を実施する。 また状況に応じて、市町や住民に対して警戒避難情報を提供するため、雨量計や土石流センサーを設置する。 イ 溪流保全工 溪流保全工が決壊した場合は、大型土のうを設置する等により応急対策工事を実施する。 (2) 地すべり防止施設 地すべりが発生した変状範囲の確認、移動量、偏移量等の計測を行うとともに、地表水排除工、排土工、抑え盛土等の応急対策を行う。 (3) 急傾斜地崩壊防止施設 崩壊土砂が流出するのを防止するための防護柵の設置や崩壊斜面への雨水浸入対策等の応急対策工事を行う。

6 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関名	応急措置
町 (復旧対応班 (都市建設課))	(1) 治山施設 えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。 (2) 林道施設 ア 林道は、生活道路としても利用されていることから、被害状況の早期把握に努める。 イ 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 (ア) 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 (イ) 復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合。 (ウ) 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合。

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

中国地方整備局、町及び県（以下「応急措置等実施機関」という。）は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

(1) 技術者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じるものとする。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時には、緊急動員できるような適切な措置を講じるものとする。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、応急措置等実施機関は、大型建設機械及び土のう用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

2 関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、町単独で対応できない場合には、県及び隣接市町等に必要資材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、自衛隊の派遣要請も併せ実施し、対応するものとする。

3 建設機械等の緊急使用計画

(1) 現況把握

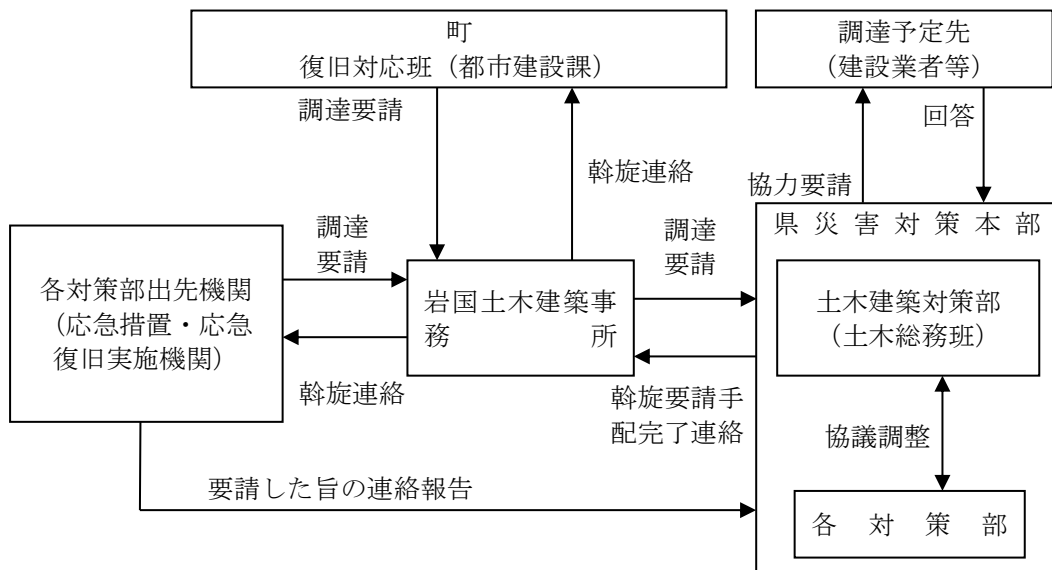
公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県（土木建築部）が地域別（土木（建築）事務所管地域）に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成しておくものとする。

この台帳は、年1回以上検討を加え、現況整理を行うものとする。

(2) 緊急使用のための調達

激甚な災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、若しくは建設機械が不足するときは、県土木建築対策部に対して、調達要請を行う。県は、県域全般の調達計画の樹立及び調整、運用等の措置を担当する。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 使用場所及び使用期間
- (イ) 使用目的（作業内容）
- (ウ) 機械の種類及び必要台数
- (エ) その他必要な事項

(3) 中国地方整備局に対する応援要請

中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ 平成20.8.20 各県土木関係部長、広島市道路交通局長及び中国地方整備局企画部長間」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。

町又は県が大規模災害時に中国地方整備局長に対し、応援を求めた場合、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、中国地方整備局所管の災害対策用機械を派遣することができる。

(4) 調達方法

緊急時における建設機械等の調達について、町は、調達順位、調整手段、費用負担等について、応急措置等実施機関並びに建設業者とあらかじめ協議しておくものとする。

第2節 公共施設

町立小中学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、文教施設は復旧対応班（教育委員会事務局）、福祉関連施設は避難住民対応班（保健福祉課）により、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置を実施し、被災住民の民心安定を図る。

第1項 応急対策

町は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

- (1) 緊急避難の指示
管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。
- (2) 被災状況の把握
管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。
- (3) 応急対策の実施
 - ア 被災当日及びその後における施設の運営
 - イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置
 - ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

(4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第20章 火災対策計画

基本的な考え方

火災による被害の軽減を図るため、消防活動及び消防応援等についての火災防ぎょ計画を定めるとともに、大規模林野火災の自衛隊災害派遣等について林野火災対策計画を定める。

章	節	項	番	
火災対策計画	火災防ぎょ計画	実施機関及び組織	実施機関	
			消防の組織体制	
		火災気象通報及び火災警報の伝達	火災気象通報	
			火災警報の発令	
			火災気象通報・火災警報の連絡系統	
			火災気象通報・火災警報の周知防火パトロールの実施	
		消防活動	情報収集活動	
			資機材の確保	
			情報伝達	
			住民に対する安全対策	
			災害広報	
		林野火災対策計画	実施機関及び組織	火災気象通報及び火災警報の伝達
				林野火災に係る消防活動
			消防活動の組織体制	
			林野火災対応の概要	
	消防資機材の貸付け			
	広域消防応援			
	自衛隊の支援活動		自衛隊の災害派遣要請	
			ヘリコプターの派遣要請に当たっての留意事項	
			林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順	
			空中消火活動体制	
			自衛隊派遣部隊の現地組織	
			空地連絡体制	
			安全基準	
	住民等の安全対策		避難指示、警戒区域の設定	
			避難場所、避難誘導	
	災害広報	災害広報事項		
		伝達手段		
	残火処理等	残火処理留意事項		
		事後措置		
二次災害の防止活動				

第1節 火災防ぎょ計画

火災の警戒及び延焼の防止等、火災防ぎょに必要な対策について定める。

なお、大規模地震時における消防活動については、震災対策編第3編第12章第2節に定めている。

第1項 実施機関及び組織

1 実施機関

(1) 町

現行の消防組織は町消防団が原則であり、従って区域内における建物、山林等の火災にかかる防ぎょ活動を実施する。

(2) 海上保安部・署

海上における船舶等の火災にかかる防ぎょ活動を実施する。

(3) 県

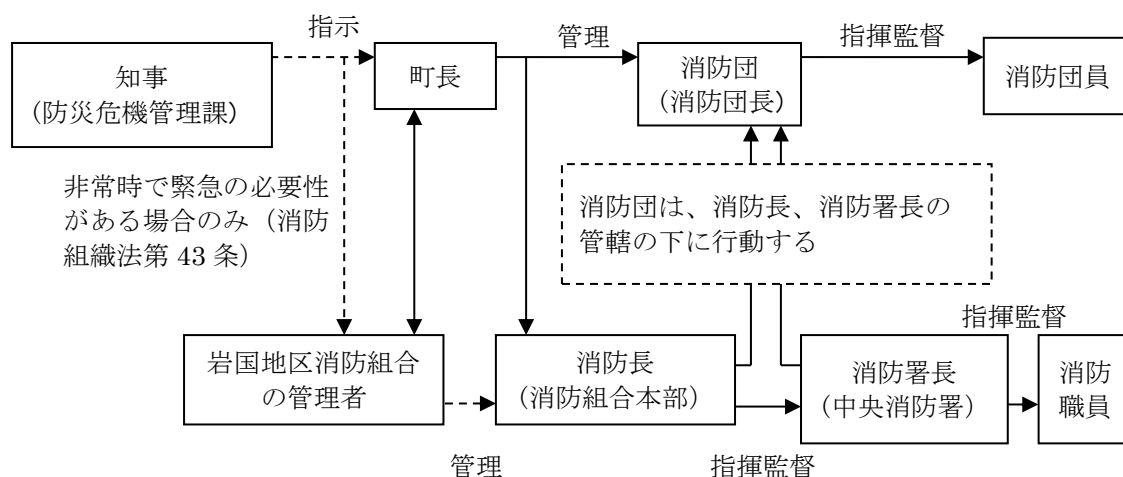
大規模火災で必要がある場合、又は被災市町から要請のある場合、市町相互間の連絡調整又は火災防ぎょのための必要な指導、助言若しくは勧告等を実施し、町を支援する。

(4) 警察本部

住民の生命身体及び財産の保護を図るため、消防と相互に協力して火災の防ぎょに必要な措置（交通規制等）を行う。

2 消防の組織体制

消防機関の系統及び県との関係は下記のとおりである。



第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

1 火災気象通報

(1) 下関地方気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

ア 定時に行う火災気象通報

気象台長は毎朝5時頃に、おおよそ24時間先までの気象状況の概要を気象概況として知事に通報する。

この気象概況通報において、火災気象通報の基準に該当又は該当する恐れのある場合には、見出しに「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示は行わない。

イ 随時に行う火災気象通報

直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨に関し随時通報する。

【火災気象通報の通報基準（＝乾燥注意報、強風注意報の発表の基準）】

火災気象通報【乾燥】 (乾燥注意報)	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予測される場合 (最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合)
火災気象通報【強風】 (強風注意報)	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合 (平均風速が10m/s以上予測される場合)
火災気象通報【乾燥・強風】 (乾燥注意報及び強風注意報)	上記二つの条件に該当する場合

(2) 知事(防災危機管理課(消防防災課))は、下関地方気象台から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったときは直ちにこれを市町長に通報する。

2 火災警報の発令

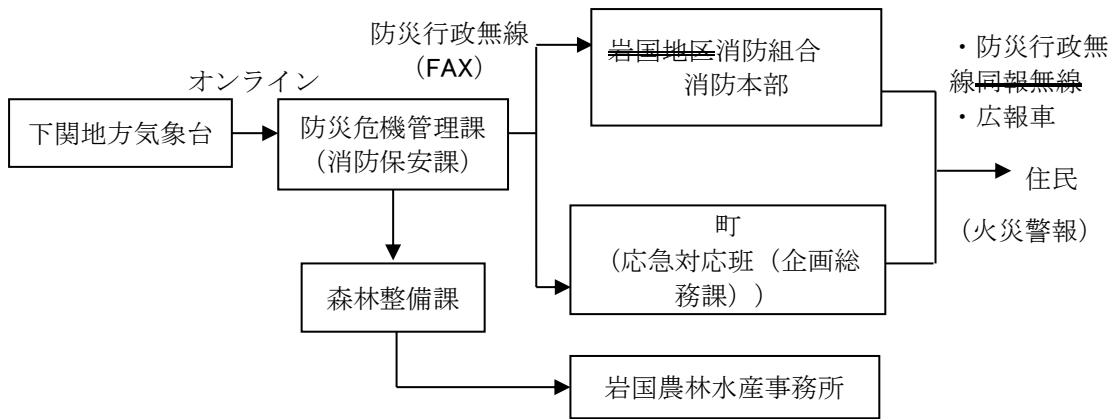
町長は、県知事(防災危機管理課(消防防災課))から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、町民に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令する。

なお、火災警報の発令基準については、町において地域の実態を加味しあらかじめ定めておくものとする。

気象台からの火災気象通報以外にも火災予防上必要な注意報として以下のものがあり、町長はこれを有効に活用し必要な措置を講じるものとする。

強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合 (平均風速が10m/sを超えると予想される場合)
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 (最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合)

3 火災気象通報・火災警報の連絡系統



4 火災気象通報・火災警報の周知

(1) 火災発生防止のための住民への呼び掛け

ア 県(防災危機管理課(消防保安課))は、下関地方気象台から火災気象通報を受けた場合、森林整備課に連絡するとともに町及び消防本部に防災行政無線(一斉FAX)により伝達し注意を促す。

イ 県から通報を受けた町長(消防長)は、防災行政無線、CATV、広報車、和木町防災メール等を活用して住民に対して火の元の確認等について呼び掛け、火災発生の未然防止を図る。

(2) 町は、火災警報を発令したときは以下の方法により(単独で又は組み合わせるなどして)町民に周知を図る。

ア 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示

イ 防災行政無線(同報系)、CATVを使用するの放送

- ウ 主要地域における吹流しの掲揚
 - エ 警報信号（消防法施行規則別表 1 の 3）
 - オ 広報車による巡回広報
- 5 防火パトロールの実施
- 火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、町職員、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（警報・注意報発表中）には、特に警戒体制を強め、広報車等でのパトロールを強化する。

第 3 項 消防活動

町長は、当該区域内における消防に関して定めている「消防計画」及び「和木町地域防災計画」に基づき、所有する資機材、人員を活用して迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

1 情報収集活動

火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、町、消防機関は情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。

初期情報	中期情報
<ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生場所、程度、延焼方向 ・大規模救助、救急事象の発生場所及び程度 ・付近の消防水利の状況 ・進入路確保の有無 ・その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ・消火活動の見通し ・交通混雑による通行不能箇所及び状況 ・住民の避難状況及び避難者の動向 ・危険物、高圧ガス等の漏洩・流出及び火災危険の状況 ・その他必要事項

2 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防部隊等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平時から次により、必要資機材の把握に努める

- (1) 資機材の配置状況
- (2) 必要資機材等の種別
- (3) 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況
- (4) 資機材等の調達先（協力先）の状況
- (5) 資機材等の使用期間

3 情報伝達

(1) 関係機関への伝達

ア 消防機関は、火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予測等について関係機関（県、警察署、町、隣接市町・消防本部等）に対し速やかに伝達するものとする。

また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報するものとし、具体的、詳細な情報は判明次第逐次伝達する。

イ 消防機関から県への「火災即報」については、原則として、国が定めた「火災・災害等即報要領」による事項とするが、次のいずれかに該当する火災については火災発生後直ちに電話・FAXにより報告するものとする。

- (ア) 死者が 3 人以上生じた火災又は死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じた火災
- (イ) 特定防火対象物で死者が発生した火災
- (ウ) 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災
- (エ) 空中消火を要請した林野火災
- (オ) タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災等社会的に影響が大きいもの
- (カ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- (キ) 危険物の漏洩、流出、爆発等の事故
 - (ク) 放射性物質の漏洩等の事故
 - (ケ) 可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故で、社会的影響の大きいもの
- ウ 県は市町からの通報又は自ら必要な情報の把握に努め、「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係機関に伝達する。
- (2) 応援要請必要時の情報連絡
第4項広域消防応援の項参照
- 4 住民に対する安全対策
大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近住民が危険にさらされるおそれがあり住民の安全確保対策が必要となる。
また、消火活動を円滑に実施するため付近住民等への規制措置も必要となることから、消防機関は、以下の対策を講じるものとする。
- (1) 火災警戒区域・消防警戒区域の設定
- ア 火災警戒区域の設定
消防長、消防署長又は警察署長（消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき）は、ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ火災が発生したならば付近住民の人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。
- イ 消防警戒区域の設定
消防吏員、消防団員又は警察官（消防吏員又は消防団員が現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員から要求があった場合）は、火災現場において、住民の生命又は身体の危険を防止するため及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。
- ウ 設定・表示要領等
- (ア) 警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。
 - (イ) 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。
掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名（災害対策本部が設置された場合は町長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長）を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。
 - (ウ) 警戒区域には、関係者以外の者の立ち入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。
- (2) 避難指示
火災の延焼拡大、危険物等の漏洩、流出、爆発等の危険が予想される場合において、住民の身体生命の保護のため、必要に応じ避難指示、誘導を実施する。
- ア 一般的な避難判断基準
- (ア) 火災
 - a 延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想されるとき。
 - b 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。
 - (イ) 危険物の流出
 - a 危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され人的被害が生じるおそれがあるとき。
 - (ウ) ガス等の漏洩
 - a 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の人的被害が予想されるとき。

イ 町長等の避難指示

第5章第1節「避難指示等」参照

ウ 避難場所・避難誘導

避難対策については第5章第1節「避難指示等」及び第2節「避難所の設置運営」参照
なお、火災に関して留意する事項は以下のとおりである。

(ア) 避難場所の決定

町防災計画に定める避難場所のうち、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。

(イ) 避難順位

火災現場の風下に位置する住民のうち病弱者、高齢者、障害者、子供、女性を優先する。

(ウ) 避難方法等

火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。

(エ) 避難経路

比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。

(オ) 避難誘導

消防団員、町職員によるほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て実施する。

(カ) 避難場所・退去跡地の警戒

警察官、町職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・避難跡地の防犯活動を実施する。

5 災害広報

地域住民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。

この場合、情報の混乱をきたさないよう、町部局と消防機関で情報の一元化、役割分担等について協議するものとする。

なお、広報活動は、住民に対する広報と報道機関に対する報道広報に大別して行う。

(1) 住民広報

住民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難勧告・指示等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。

ア 災害情報

(ア) 気象情報

(イ) 被害状況

(ウ) 危険区域の状況、警戒区域設定状況

(エ) 安否情報

(オ) 道路交通情報

(カ) その他必要事項

イ 避難広報

(ア) 避難勧告・指示の出された地域の範囲等

(イ) 避難先（一時避難所又は避難所の所在地、名称）

(ウ) 避難経路

(エ) 避難の理由（危険切迫の理由）

(オ) 避難上の留意事項（戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等）

(カ) 避難順位

(キ) その他必要事項

(2) 報道広報

警察、消防本部、町部局等と調整の上、次の事項について発表する。

なお、町に災害対策本部が設置された場合は、消防単独の発表は行わない。

- ア 被害状況等
 - (ア) 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等
 - (イ) 災害危険区域等
 - (ウ) 避難、警戒区域設定状況
 - (エ) 避難状況、災害に対する留意事項
- (3) 伝達・広報手段
 - ア 広報は、町防災行政無線（同報系）、CATV、広報車、航空機、口頭伝達、テレビ、ラジオ等公共放送機関を活用して行う。
 - イ 住民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続きをとる。
この場合の手続き等については、第2章第5節「広報計画」参照

第2節 林野火災対策計画

林野火災の警戒及び延焼の防止等、林野火災に係る必要な応急対策計画について定める。

第1項 実施機関及び組織

第1節1項「実施機関及び組織」参照

第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

第1節2項「火災気象通報及び火災警報の伝達」参照

第3項 林野火災に係る消防活動

1 消防活動の実施機関

- (1) 町長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。
消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
消防機関は、林野火災防御図の活用を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく、近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努める。
- (2) 県は、自ら出火防止対策に必要な措置をとるとともに、町が実施する消防活動の円滑化を図るため、関係機関、他の市町との連絡調整等の任にあたる。
火災の規模が拡大し、非常事態の場合に特に必要がある時は、市町長、消防長に対して知事は災害防ぎょ措置に関し指示し、又は他の市町に対して応援出動の措置を求める。
県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。
- (3) 林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。
- (4) 住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

2 消防活動の組織体制

第1節第1項2「消防の組織体制」参照

3 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、又活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから以下にその概略を示す。

事象の経過	町・消防機関の対応	関係機関の対応
異常 気象	警戒体制の措置 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員（団員）の招集準備 (4) 車両の移動配置準備	1 下関地方気象台 「火災気象通報」の発表 2 山口県 (1) 防災危機管理課 町・消防本部、森林整備課 へ「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課（農林水産事務所等（森林部）） 森林保全巡視指導員による パトロールの強化
出火	覚知（通報受信） 1 覚知情報の伝達 2 出動 (1) 火災初期における防ぎよ体制 ア 非番職員、団員の非常招集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消火隊員の進入位置、注水位 置の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒 3 消防防災ヘリコプター出動要請	1 覚知情報入手 (1) 県の対応 ア 消防防災ヘリコプターによる状況把握 イ 自衛隊への通報・協議 ウ 県警察ヘリによる状況把握要請 エ 市町からの情報収集 オ 関係先連絡 カ 下関地方気象台からの情報収集 (2) 森林組合等 (3) 隣接市町・消防機関 ア 警戒体制 イ 隣接市町・消防機関 ・応援隊員の確保 ・資機材の確保と点検 ・応援隊輸送準備
火災 拡大	1 広域応援要請（隣接・他県消防） 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市町等から空中消火資機材の確保 ア 水のう イ 消防ポンプ車 ウ 無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域住民に対する避難勧告・避難指示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	県の対応 (1) 消防防災ヘリコプターによる空中消火 (2) 隣接県への広域応援要請 ア 消防庁への要請 イ 隣接県防災危機管理課への連絡 (3) 自衛隊災害派遣要請 ア ヘリコプター・要員の派遣 イ 消火資機材の搬送 ウ 地上部隊員の派遣 (4) 消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣

事象の経過	町・消防機関の対応	関係機関の対応
鎮圧	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2 派遣部隊撤収要請
鎮火	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎょ鎮圧活動関係	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2 警察の対応 (1) 火災原因の究明等

4 消防資機材の貸付け

(1) 県（防災危機管理課・森林整備課）が保有する林野火災対応資機材

県は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう、樹木伐採用のチェーンソー等の整備を進め関係先に寄託している。

(2) 貸付け手続き

ア 借受側（町）の手続き

「災害対策用資機材貸付け申請書（様式第1号）」を、空中消火用資機材にあつては防災危機管理課長へ、農林水産事務所（森林部）所有資機材にあつては関係（最寄りの）農林水産事務所森林部長に提出する。

ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。

イ 連絡先

(ア) 勤務時間内 山口県防災危機管理課
 (TEL 083-933-2370)
 岩国農林水産事務所
 (" 0827-29-1565)

(イ) 勤務時間外

県防災危機管理課（当直員）、農林水産事務所森林部長宅（森林づくり推進課長宅）

ウ 借用証の提出

借受に係る資機材を受領するときは、「資機材借用証」を、防災危機管理課長又は農林事務所森林部長（以下「貸付者」という。）あてに提出する。

エ 貸付け条件

(ア) 貸付資機材については、借受者の責任において管理する。

(イ) 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は派遣を要請した市町長に貸付けたものとする。

この場合の借受手続きは（2）、（3）の手続きによる。

(ウ) 借受者は、借受資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。

(エ) 借受資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てん又は修繕を行なう。

ただし、借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。

(オ) 借受者は、借受資機材を目的外に使用してはならない。

(カ) その他貸付者が必要と認めた事項

第4項 広域消防応援

町の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難なときには、近隣市町、他県の消防隊の応援（航空消防応援）を得て対応することになる。

広域消防応援要請に必要な手続き等については、山口県地域防災計画第24章「広域消防応援・受援に係る計画」を参照

第5項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項について定める。

1 自衛隊の災害派遣要請

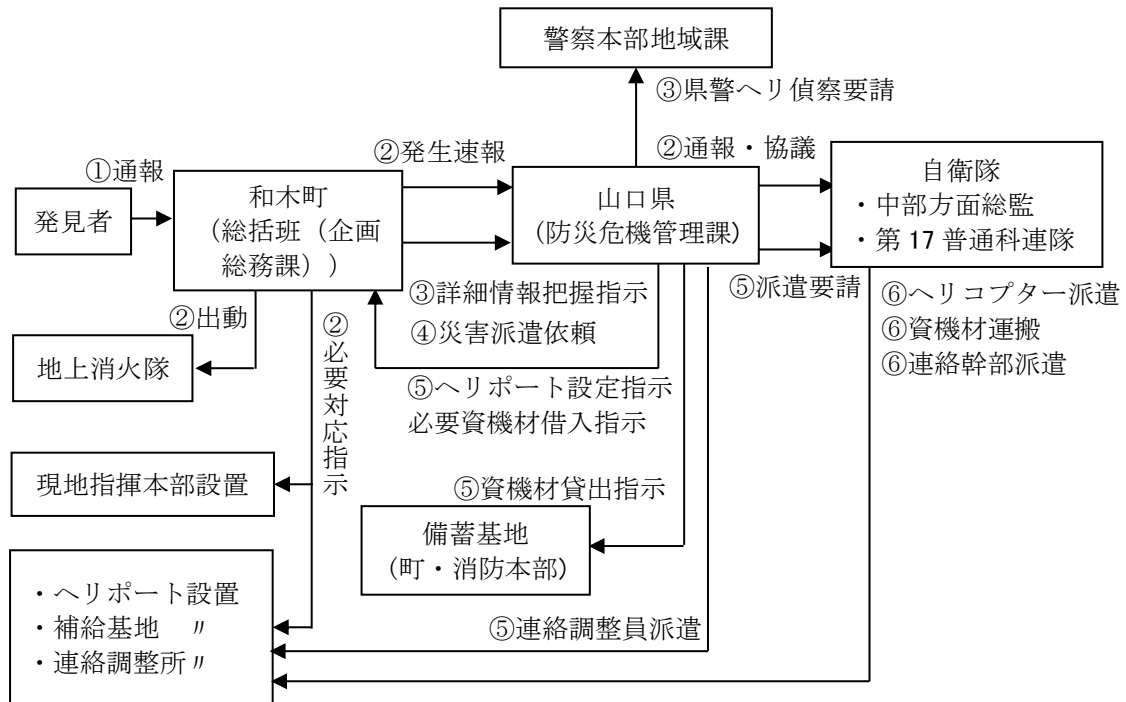
災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、第7章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」参照

2 ヘリコプターの派遣要請にあたっての留意事項

要請にあたっては、次のことを十分考慮する。

- (1) 空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること
- (2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間
- (3) 空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間
- (4) 空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間

3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



4 空中消火活動体制

(1) 現地指揮本部

ア 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

イ 現地指揮本部の空中消火に関する任務

(ア) 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

(イ) 空中・地上消火隊との活動統制

防ぎよ戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

(2) 補給基地ヘリポート

ア 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、おおむね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

(ア) ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

(イ) 消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

(ウ) 気流の安定した場所であること。

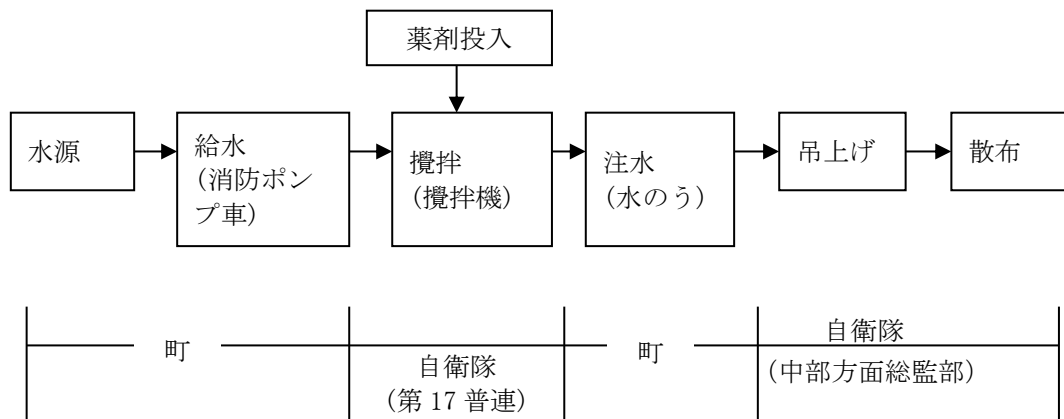
イ ヘリポートの設営

林野火災に係るヘリポートの設営については、県「林野火災用空中消火資機材運用基準」による。

(3) 補給作業

ア 補給作業体系

班長	給水係	薬剤注入係	連絡警戒員	計	備考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車（1台）防塵眼鏡・防塵マスク・ハンドマイク・手旗等用意



イ 補給作業の内容

(ア) 給水作業

(イ) 薬剤準備・投入作業

(ウ) 攪拌作業

(エ) 消火剤注水作業

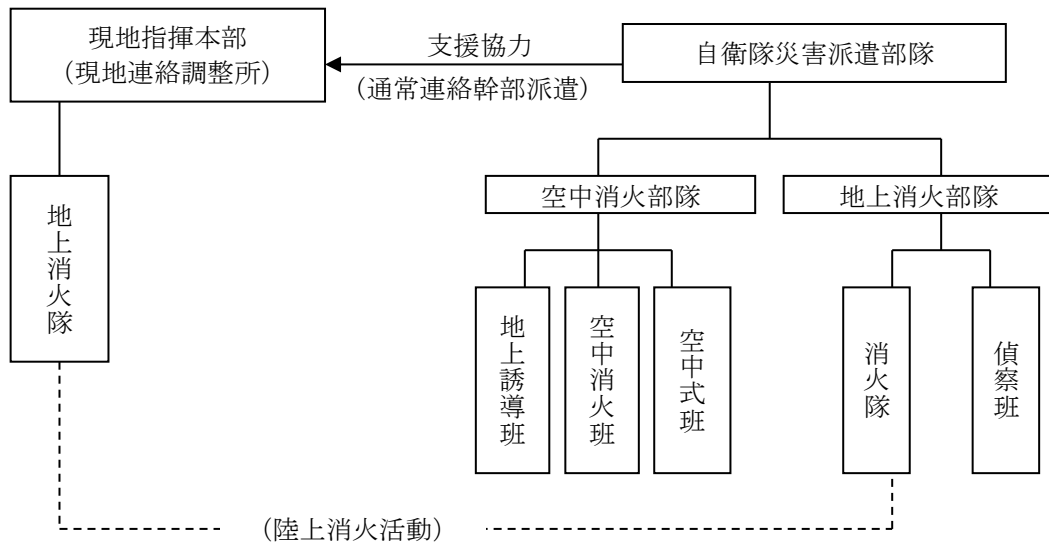
ウ 作業1個班の人数

町等が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は下記のとおり。

要員の確保にあたってはこれを目安に要員を確保するものであること。

5 自衛隊派遣部隊の現地組織

(1) 自衛隊空中消火現地組織図



6 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を行い空中消火作業に支障のないようにするものとする。

(1) 空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

(2) 偵察

火災の状況、空中消火区域など地図（地形・林相図等）に基づき十分打ち合わせをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

(3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行われるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防ぎょ方法について地上消火隊との連携を図る。

(4) 消火効果の連絡

地上消火隊と緊密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況との効果を正確に把握する。

7 安全基準

空中消火活動時にあたっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図るものとする。

(1) 一般的注意事項

ア 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合せた後、作業を開始すること。

イ 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。

ウ ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。

エ 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立ち入りを禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起すること。

オ 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。

(2) ヘリコプター活動中の注意事項

ア 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図ること。

イ ヘリコプターから半径15m以内での火気の使用を禁止すること。

ウ ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。

エ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。

オ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）又はパイロットに連絡（合図）した後、前方から接近すること。

第6項 住民等の安全対策

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされるおそれがある。また入山者、遊山者も危険にさらされる。

1 避難指示、警戒区域の設定

(1) 町長は、林野火災の延焼拡大により住民の生命安全に危険が及ぶとき、又は予想されるときは法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難指示を行うとともに、火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、住民の生命身体安全確保を図る。

避難指示及び警戒区域の設定に係る事項については、第1節第3項4住民に対する安全対策の項参照

(2) 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

2 避難場所、避難誘導

避難について措置すべき事項は第1節第3項4(2)ウ参照

第7項 災害広報

町及び消防本部は、地域住民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を住民等に伝達する。林野火災時において住民への伝達事項等は下記のとおり。

火災時における広報活動等に関しては第1節第3項5参照

1 災害広報事項

- (1) 気象予警報・注意報発表
- (2) 災害危険区域等に関する事
- (3) 避難、警戒区域設定に関する事
- (4) 消火活動の概況及び関係機関の対応に関する事
- (5) その他必要事項

2 伝達手段

- (1) 町防災行政無線（同報系）、CATV等
- (2) テレビ・ラジオ等公共放送機関
- (3) 広報車
- (4) 職員及び自主防災組織による口頭伝達

第8項 残火処理等

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。

また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意するものとする。

1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理にあたること。
- (2) 残火処理については、防ぎよした焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- (3) 堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。

また注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。

- (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理する。
- (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急処置を行わせる。

2 事後措置

(1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認するものとする。

- ア 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
- イ 利用資機材の点検
- ウ その他

(2) 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。

(3) 調査事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 火災原因関係

- (ア) 火災発生日時、場所
- (イ) 発生原因
- (ウ) 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件
- (エ) 被害状況

イ 火災防ぎょ鎮圧活動関係

- (ア) 消防機関の覚知時刻及び経過
- (イ) 出動人員及び出動時刻
- (ウ) 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況
- (エ) 防ぎょ活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等）
- (オ) 広域応援部隊の活動状況
- (カ) 残火処理活動
- (キ) 防ぎょ指揮及び防ぎょ作業の経過概要
- (ク) 救護、資機材給与概要
- (ケ) その他

第9項 二次災害の防止活動

- 1 国及び地方公共団体は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的かつ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第21章 交通災害対策計画

基本的な考え方

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、陸上交通災害など大規模な事故による災害についても防災対策の一層の充実強化が求められており、国、県、町をはじめ各防災関係機関は連携の下、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。

章	節	項	番
交通災害対策 計画	海上災害対策計画	情報の伝達	
		海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策	応急対策活動
			応援協力関係
			応急対策用資機材及び薬剤等の保有状況
			海上災害防止センター
			流出油処理剤の使用基準
		海難救助対策	海難救助活動に関する協力体制
			応急対策活動
		海上交通災害対策	被災区域の交通規制等
			被災区域内の交通整理
			漂流物、沈没物等航空障害物の処理
			在港船舶対策
	二次災害の防止活動		
	その他の防災上の措置		
	航空災害対策計画	町近郊の空港の所在地、管理者等	
		民間航空機災害応急対策活動	実施機関
			関係機関に対する通報連絡
			災害情報の収集伝達
		自衛隊基地及び米軍基地航空災害対策	民間航空機捜索救難
			航空機事故連絡協議会
	消防活動	事故発生時の措置	
	陸上交通災害対策 計画	実施機関	消防相互応援協定
			実施方針
陸上交通災害対策		実施機関	
		応急対策実施機関	
		町	
		関係機関に対する通報連絡	
		交通規制措置	
鉄道災害、運転事故対策		道路災害事故防止対策についての申し合わせ事項	
		応急対策実施機関	
	県の措置		
	消防機関の措置		

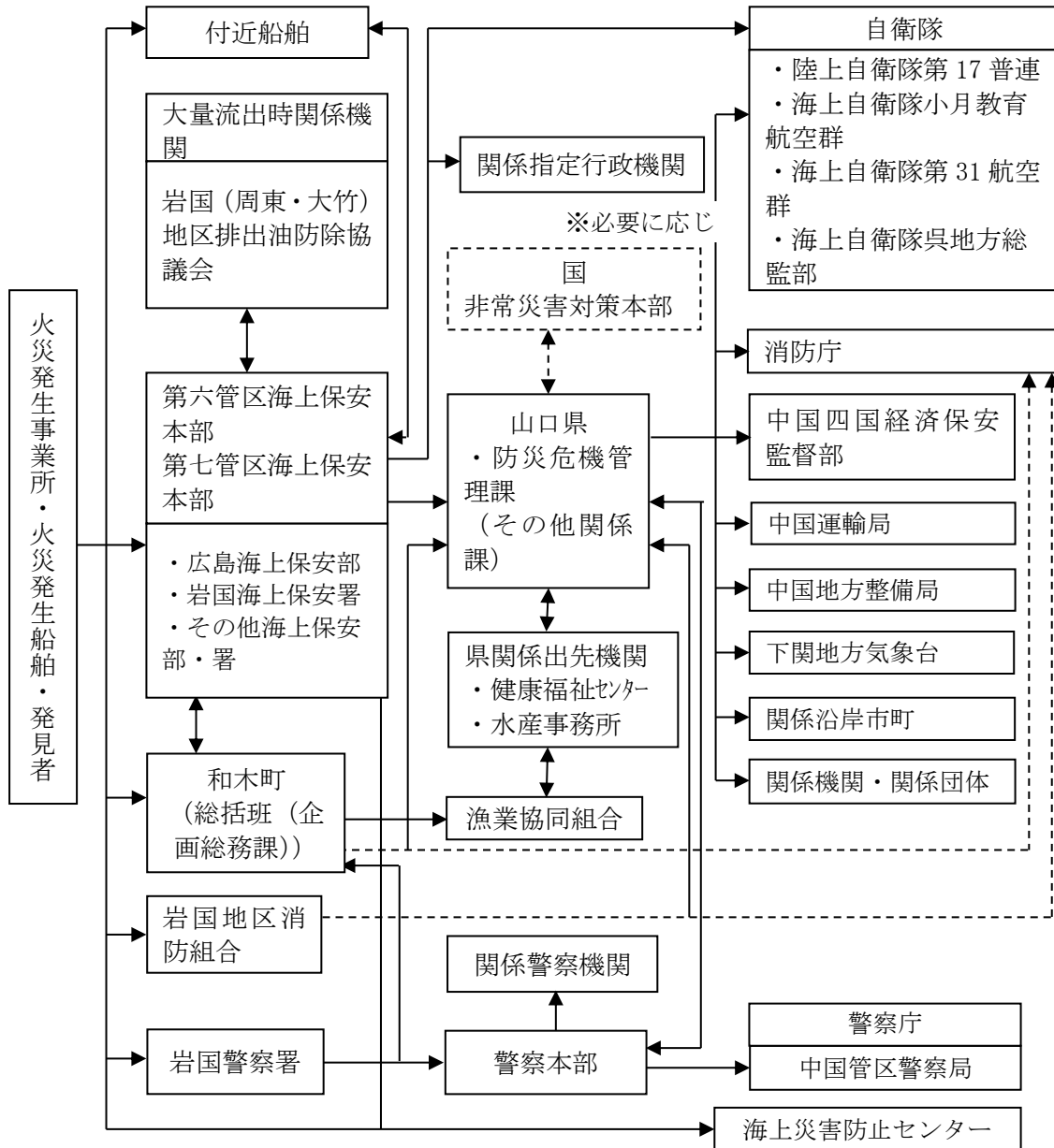
第1節 海上災害対策計画

町海域で油・危険物の漏えい、流出、火災又は爆発等の災害が発生した場合において防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

なお、石油コンビナート等特別防災区域における海上災害応急対策については、山口県石油コンビナート等防災計画及び岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

第1項 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。なお、大量油流出事故等の連絡系統は、岩国（周東・大竹）地区排出油防除協議会で定められた連絡系統による。



第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、海上保安部・署、中国地方整備局、県、町（消防機関）、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係団体（港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等）、地域住民に対して協力を求めるものとする。

1 応急対策活動

海上災害発生時において関係機関等が取るべき措置は概ね以下のとおりである。

<p>1 災害発生事業所 （船舶所有者等（管理者、占有者使用者）・施設の設置者を含む。）の措置</p>	<p>(1) 所轄海上保安部・署、消防本部、町等関係機関に対して、直ちに災害発生の特報を行うとともに、現場付近のもの又は船舶に対して注意の喚起を行う。 なお、付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。</p> <p>(2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。 なお、消火活動等を実施する場合にあつては、陸上への拡大防止について十分留意して実施するものとする。</p> <p>ア 大量の油の流出があつた場合</p> <p>(ア) オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡大を防止するための措置の実施</p> <p>(イ) 損傷箇所の修理等、新たな油の流出防止措置の実施</p> <p>(ウ) 損壊タンク内等における残油の抜取り、移し替え等の措置の実施</p> <p>(エ) 流出した油の回収の実施</p> <p>(オ) 油処理剤の散布等による流出油の処理の実施</p> <p>(カ) 関係機関への情報連絡・報告</p> <p>イ 危険物（原油、液化ガスその他政令で定める引火性の物質）の排出があつた場合</p> <p>(ア) 損傷箇所の修理の実施</p> <p>(イ) 損壊タンク内の危険物の抜取り、移し替え等の措置</p> <p>(ウ) 薬剤の散布等による流出した危険物の処理の実施</p> <p>(エ) 火気の使用制限及びガス検知の実施</p> <p>(オ) 船舶にあつては安全な海域への移動等</p> <p>(カ) 自衛消防隊による消火活動の準備</p> <p>(キ) 必要に応じ付近住民への避難勧告</p> <p>ウ 海上火災が発生した場合</p> <p>(ア) 放水、消火薬剤による消火活動の実施</p> <p>(イ) 事故付近の可燃物の除去</p> <p>(ウ) 火災が発生していないタンク等への冷却放水の実施</p> <p>(エ) 火点の制御活動の実施</p> <p>(オ) 船舶にあつては安全な海域への移動等</p> <p>エ 消防機関、海上保安部・署等による消火・防除活動が円滑に行えるよう誘導員・連絡員の配置を行い、爆発危険の有無、現場付近の引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様等を報告するとともに消防機関、海上保安部・署の指揮に従い積極的に消火活動及び流出油等の防除活動を実施する。</p>
---	---

<p>2 海上保安部・署の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達 (2) 遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助 (3) 流出油応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送 (4) 付近航行船舶の安全確保のため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒 (5) 船舶交通の安全確保のため、周辺海域において航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、侵入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。 (6) 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。 (7) 油、有害液体物質、危険物等の漏えい及び排出があった場合は、必要に応じて海上保安庁の機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。 (8) 巡視船艇及び航空機を出動させ、必要な資機材を迅速に調達し、関係市町、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物の拡散防止措置及び防除活動を実施する。 (9) 必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに防災関係機関に対して応援を要請する。 (10) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。
<p>3 町（消防機関）の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、海上保安部・署、検討関係機関に通報伝達する。 (2) 災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民及び埠頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は一般住民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。 (3) 沿岸漂着油の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また必要に応じて、避難の勧告又は指示を行う。 (4) 事故貯油施設の所有者等に対して海上への油流出防止措置について指導する。 (5) 消防計画等に基づき消防隊を出動させ、関係海上保安部・署と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。 (6) 火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町又は県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。 (7) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。 (8) 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。 (9) 港湾施設への被害の未然防止、利用者への被害防止に必要な措置を行う。 (10) 大量油流出事故等発生時における町の応急対策活動実施体制 <p>第1警戒体制（連絡調整会議） 町近海で大量油流出事故が発生し、町沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。 沿岸海域で少量の油流出事故等が発生したとき。</p>

	<p>1 体制 企画総務課、住民サービス課の担当で連絡調整会議を設置する。</p> <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 早期情報収集体制の確立</p> <p>ア 海上保安部・署、警察、自衛隊、その他関係機関等からの情報収集</p> <p>イ 関係出先機関への早期情報収集体制確立の指示</p> <p>ウ 消防機関への早期情報収集体制確立の指示</p> <p>エ 漁協への早期情報収集体制確立の要請</p> <p>(2) 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の所在地、数量の確認及び点検</p> <p>ア 町、県保有分</p> <p>イ 民間企業等（特防協、油災協、漁協等）保有分</p> <p>(3) 漂着油回収資機材（蓋付き空ドラム缶等）の調達先、数量の確認</p> <p>(4) 他市町等からの応援要請への対応</p> <p>第2警戒体制（警戒本部） 本町近海で大量の油流出事故が発生し、町沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき。 町の沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、町の総力をあげて対応するまでに至らないとき。</p> <p>1 体制 企画総務課長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。 (構成) ・第1警戒体制の構成課に、都市建設課、保健福祉課を加える。</p> <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 海上保安部・署、自衛隊その他の関係機関からの情報収集</p> <p>(2) 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）</p> <p>(3) 漂着油回収資機材の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）</p> <p>(4) 不足資機材の確保</p> <p>(5) 他市町への応援要請事項等の整理及び窓口、手順等の確認</p> <p>(6) 防除活動要員（ボランティアも含む）の確保</p> <p>(7) 状況により県への自衛隊の派遣要請</p> <p>災害対策本部体制 流出油が大量に町に漂着すると認められるとき。</p> <p>1 構成 町長を本部長とし、全課により災害対策本部を設置する。 この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認められたときは現地に「現地災害対策本部」を設置する。</p> <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施 (海上保安部・署、県等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等)</p> <p>(2) 県に対して自衛隊の派遣要請</p> <p>(3) 他市町、他機関への応援要請</p> <p>(4) 復旧・復興対策</p>
--	---

4 警察の措置	(1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り及び防除活動 (2) その他陸上災害に準じての応急対策活動 ア 警戒区域の設定、避難誘導 イ 海上保安部・署、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施 ウ 危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等
5 その他の企業、関係機関・団体、町民等の措置	消火資機材、油防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有するものは、海上保安部・署をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力するものとする。

2 応援協力関係

海上保安部・署、町、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速、円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。

(1) 国の機関相互間

協定事項等	協定者
海上保安庁の機関と消防機関との業務協定締結に関する覚書	海上保安庁長官・・・消防庁長官
海上における災害派遣に関する協定	海上保安庁長官・・・防衛庁長官
海上における災害派遣協力に関する細目協定	第六管区海上保安本部長・・・海上自衛隊呉地方総監 第七管区海上保安本部長・・・海上自衛隊佐世保地方総監

(2) 消防機関と海上保安部・署との間（消防協定）

岩国海上保安署と岩国地区消防組合との間に消防相互応援協定（昭和45年12月1日締結、平成10年4月9日改正）が結ばれている。

(3) 関係企業と海上保安部・署との間

関係海上保安署	協定の相手方
岩国海上保安署	（海上災害の応援に関する覚書・・・昭和55年4月1日締結） 岩国大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学(株)岩国大竹工場、ENEOS(株)麻里布製油所、ユニオン石油工業(株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、三井・ダウ・ポリケミカル(株)大竹工場、日本製紙(株)岩国工場・大竹工場、帝人(株)岩国事業所、東洋紡(株)岩国事業所、三菱ケミカル(株)大竹事業所、大竹明新化学(株)

(4) 岩国（周東・大竹）地区排出油防除協議会

岩国（周東・大竹）地区排出油防除協議会会則（平成10年6月5日施行）

(5) 化学消火剤共同備蓄に関する協定

危険物火災、その他の特殊火災発生時に消火活動が有効適切に行えるよう、消防機関、関係企業からなる協議会を設置し会則を設け、消火剤の共同購入、備蓄等を行っている。

岩国地区化学消火剤共同備蓄会規約

3 応急対策用資機材及び薬剤等の保有状況

海上保安部・署、県、町企業等は海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の備蓄を行っている。

4 海上災害防止センター

(1) 海上災害防止センターの業務

ア 海上保安庁長官の指示を受けて排出油の防除のための措置を実施すること。

イ 船舶所有者等の委託を受けて海上防災のための措置を実施すること。

（昭和62年4月から、排出された有害液体物質等の防除措置についても実施）

ウ 油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること。

エ 海上防災訓練に関すること。

オ 海上防災に関する調査研究を行うこと。

(2) 海上災害防止センターの保有資機材等

海上災害防止センターは、全国23箇所に排出油防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な体制を整えている。

岩国に備蓄基地があり、基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について現地業者と契約を締結している。

ア 現地業者との契約締結状況

基地名	基地業務代行	防除作業手配	保管、管理	陸上輸送	海上輸送
岩国	山九(株)岩国支店	同左	同左	同左	日本海事興業(株) 岩国出張所

5 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から国（国道交通省）において使用基準が定められており、応急対策実施機関等はこれを十分留意して使用するものとする。

第3項 海難救助対策

1 海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する条約」）により、必要な対策を講じてきている。

捜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調整本部（RCC）」が各管区海上保安本部に設けられるとともに、それぞれ活動方針が定められている。

また、関係省庁（警察庁、防衛庁、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁）の間で「海上における捜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられることになっている。

なお、遭難船舶の救護事務は最初に事件を認知した市町長が実施する（水難救護法）ことになっており、町長は、海上保安部・署と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに県、関係機関へ協力要請を行うものとする。

2 応急対策活動

海難捜索救助に関して海上保安部・署、県、町及び防災関係機関が実施する応急対策活動は別に定める北九州救助調整本部活動方針、広島救助調整本部活動方針及び県・町地域防災計画に基づき必要な対策を実施するものとする。

海上保安部・署、消防機関、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

海上保安部・署は、必要に応じ、船位通報制度、航行警報を活用する等、付近の航行船舶についてもできる限り捜索活動について協力を求めるものとする。

第4項 海上交通災害対策

海上交通の安全確保については、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」、「港則法」のいわゆる海上交通3法によりその確保が図られる。

1 被災区域の交通規制等

災害により船舶交通の障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合は、航路又は区域を指定するなどして船舶の航行を禁止又は制限し、次の措置を講じる。

(1) 実施する規制措置にかかる公示を行うとともに応急標識等の設置に努める。

(2) 規制措置について付近航行船舶、関係者に対して周知を図る。

2 被災区域内の交通整理

所属巡視船艇等をもって被災区域の船舶交通の整理を行う。

- 3 漂流物、沈没物等航路障害物の処理
漂流物、沈没物等により航路の障害となる事態が発生した場合は次の措置を講じる。
 - (1) 港内及び境界線付近にある障害物については当該物件の所有者又は占有者に対して除去を命じ応急措置を必要とするものについては関係機関と協力し除去する。
 - (2) 除去した障害物の処理は状況により次の措置をとる。
 - ア 水難救護法の規定によりその海域を管轄する市町長に当該物件を引き渡す。
 - イ 災害対策基本法の規定により海上保安部・署に保管した後、引渡しを受けた市町長は、公売、所有者への引渡し等を行うことができる。
- 4 在港船舶対策
台風、高潮、河川の氾濫等の気象災害及び火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは船舶に災害が及ぶおそれがある事態が生じたときは、必要に応じて、港内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講じる。
- 5 二次災害の防止活動
気象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を発表するものとする。
- 6 その他の防災上の措置
海上交通災害防止に関連して概ね以下の措置を講じる。
 - (1) 気象情報の収集及び関係者への伝達
 - (2) 在泊船舶の状況把握
 - (3) 港内整理及び避泊地の推薦
 - (4) 必要に応じ、繋留施設の使用制限又は禁止
 - (5) 必要に応じ、移動命令又は航行制限の適用
 - (6) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導、並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導
 - (7) 港湾台風対策委員会との相互連絡及び防災措置の推進
 - (8) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導
 - (9) 危険物荷役の事故防止指導
 - (10) 海上における流出油の処理
 - (11) 自衛隊等への災害派遣の要請

第2節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

第1項 町近隣空港の所在地、管理者等

所在地	空港の名称	管理者	備考
岩 国 市	岩国飛行場（民航地区）	国土交通大臣	国管理空港
	海上自衛隊岩国航空基地	海上自衛隊第31航空群司令	
	米国海兵隊岩国航空基地	米国海兵隊岩国航空基地司令官	

第2項 民間航空機災害応急対策活動

町内で民間航空機による墜落事故等が発生した場合において、町をはじめとする防災関係機関が実施する応急対策活動等について定める。

1 実施機関

航空機災害が発生した場合、航空運送事業者等が必要な応急対策活動を実施することはもちろんであるが、町内で災害が発生した場合、町、消防機関、県、警察、海上保安部・署及び医療機関等は協力して被災者の救助救出、被害の拡大防止・軽減に努めることとする。

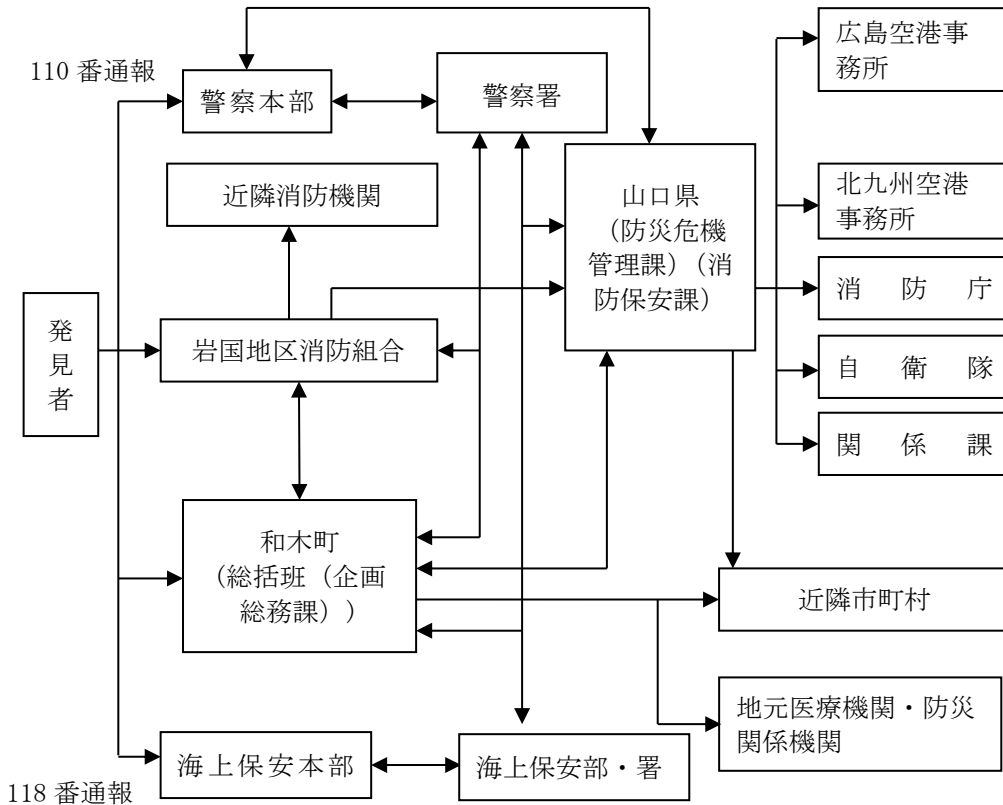
町、消防機関、防災関係機関等が実施する活動内容については次のとおりである。

- (1) 航空運送事業者
- ア 自己の運行する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡するものとする。
 - イ 自己の運行する航空機について事故が発生した場合には、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡するものとする。
 - ウ 応急対策の活動状況等を国土交通省に連絡する。
 - エ 発災後速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。
- (2) 町、消防機関
- ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
 - イ 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し一般住民等の立入り制限・退去等を命じる。
 - ウ 地元関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。
この場合、発災地消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市町消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める。
(近隣市町・消防本部等への応援要請については、第20章第1節火災防ぎょ計画参照)
 - エ 負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに地元医療機関等の応援を受け、医療班を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後適切な医療機関に搬送する。
岩国飛行場内の災害にあつては、大阪航空局岩国航空事務所と協力して救護所、収容所の設置を行う。
(遺体の収容、総策、処理活動等は第11章第2節遺体の処理計画参照)
 - オ 必要に応じて、被災者及び家族等の関係者に対して食料及び飲料水等を提供する。また家族等への宿泊施設のあっせん等も航空会社と協力して行う。
 - カ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。
 - キ 救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県(防災危機管理課)に対して自衛隊の派遣要請の要求をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。
 - ク 事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。
- (3) 警察
- ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
 - イ 事故発生現地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示・警告及び避難誘導を行う。
 - ウ 町職員が現場にいないとき又はこれらの者からの要求があつたときは、警戒区域を設定し一般住民の立入り制限、退去等を命じる。
 - エ 行方不明者の捜索及び人命救助活動の実施
 - オ 遺体の検視及び捜査活動の実施
 - カ 必要に応じて事故発生地及び周辺の交通規制の実施
 - キ 関係機関の実施する救助活動及び復旧活動の支援
- (4) 海上保安部・署
- ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

- イ 海上における遭難機の捜索、被災者の救助救出活動、行方不明者の捜索及び救護班の緊急輸送を実施する。
- ウ 事故現場及び周辺海域の警戒及び航行船舶の規制等の措置の実施
- エ 関係機関が実施する救助活動及び復旧活動の支援
- (5) 地元医療機関・日赤山口県支部・県医師会等
 - ア 町又は県の要請により医療救護班(災害派遣医療チーム (DMAT) を含む)を編成し、現地での医療救護活動の実施及び負傷者の受入を行う。(この場合の対応については、第4章第3節「集団発生傷病者救急医療計画」参照)
 - イ 必要に応じて救援物資の提供及び日赤奉仕団による救援活動の実施
- (6) 自衛隊

空港事務所長(国機関)又は県知事等からの災害派遣要請を受け、航空機、船艇等を活用して遭難機の捜索、被災者の救助救出活動及び行方不明者の捜索等について地元消防機関、空港事務所等と協力しながら応急対策活動を実施する。
- 2 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは速やかに次の連絡系統により通報連絡するものとする。
- (1) 町内で発生した場合



- (2) 情報の伝達は、上図に定める系統によるものとするが、各関係機関はそれぞれ他の関係機関、団体、町民等に対して必要な情報を伝達するものとする。
- 3 災害情報の収集伝達

大規模航空機事故等が発生した場合における災害情報の収集伝達について定める。
- (1) 町・消防機関
 - ア 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに第2項2に定める通報連絡系統により県(防災危機管理課(消防保安課))、近隣市町(近隣消防本部)、地元医療機関等の防災関係機関に通報する。

イ 情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立するものとする。
ウ 県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行うことになる。

以下取扱いを順に示す。

(ア) 事故発生等の通報、情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、町の対応等を報告する。

(イ) 事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、第4号様式(その1)「災害概況即報」により把握した情報を順次報告する。

(ウ) 被害状況がある程度把握され、また応急活動の概況も把握されだした段階からは、第1号様式「火災即報」又は第3号様式「救急・救助事故即報」により報告する。

(2) 警察

ア 発見者からの通報、中国管区警察局、関係機関等から事故発生 of 情報を入手したときは直ちに第2項2により県等関係機関に連絡する。

イ 県内地域で、航空機事故発生又は遭難。行方不明の情報を得た場合は、警察航空隊のヘリコプターにより捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

(3) 海上保安部・署

ア 発見者からの通報、又は海上保安庁、関係機関等から事故発生 of 情報を入手したときは、直ちに第2項2により県等関係機関に連絡する。

イ 航空機事故発生又は遭難・行方不明の情報を得た場合は、巡視船艇及び航空機により捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

4 民間航空機捜索救難

県、警察、海上保安部・署その他関係機関は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

民間航空機の捜索・救難については、国際民間航空条約に準拠して、警察庁、国土交通省、海上保安庁、消防庁等関係機関による協力協定がされている。

第3項 自衛隊基地及び米軍基地航空災害対策

自衛隊及び米軍が使用する飛行場の周辺において、航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合、飛行場管理者(自衛隊及び米軍)、町、県及び防災関係機関は、協力して住民の生命と財産の保護を図るため応急対策活動を実施する。

各基地においては、飛行場管理者、市町、県、警察、消防、海上保安部・署等関係機関により「航空事故連絡協議会」が設置されており、事故発生時においては、この協議会を中心に各種の応急対策を実施する。

1 航空事故連絡協議会

(1) 連絡協議会の名称及び構成機関

空港の名称	連絡協議会の名称	構成機関
海上自衛隊岩国航空基地	米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国防衛局、岩国防衛事務所 ・海上自衛隊第31航空群 ・米海兵隊岩国航空基地 ・県、岩国市、柳井市、和木町、周防大島町 ・中国管区警察局、県警察本部、岩国警察署、柳井警察署 ・岩国空港事務所 ・第六管区海上保安本部、広島海上保安部、岩国海上保安署、柳井海上保安署 ・岩国地区消防組合、柳井地区広域消防組合(この他広島県、愛媛県の関係機関で構成)
米海兵隊岩国航空基地		

2 事故等発生時の措置

事故等発生時において関係機関がとる応急措置については、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会が地域の特性を踏まえ定めている「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱」（以下「要綱」という。）を基本として実施する。

事故発生時の応急救助活動

- (1) 事故発生時の応急救助活動については協議会が定めている「要綱」に定める実施分担により迅速、円滑な実施を図るものとする。
- (2) この場合において、飛行場管理者又は災害発生の原因者が一義的には応急救助活動の責任を有するが、町及び消防機関は、町内における消防を十分果たす責任を有しており、また県、警察及び海上保安部等は、管轄区域にかかる住民の人命及び財産の保護を図る責任を有することから必要な応急救助活動の実施又は協力を努めるものとする。
- (3) 自衛隊、米軍及びこれに関係する機関以外の機関が実施する応急対策活動については、「要綱」に定めるもののほか町防災計画、県防災計画により実施するものとする。

第4項 消防活動

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理者及び地元消防機関は、化学消防車、化学消火剤等を活用して早期の鎮火に努める。

この場合において、空港管理者、地元消防機関の消防力では十分な対応ができない場合は直ちに隣接消防機関等に対して応援要請を行い必要な消火活動を行う。

1 消防相互応援協定

- (1) 県下19市町長及び消防組合管理者は「山口県内広域消防相互応援協定」を締結し、広域的な消防応援体制を整備している。
(消防相互応援に関しては第21章第1節参照)
- (2) 岩国市及び岩国地区消防組合は、アメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間で、火災、災害発生時における消防相互援助を目的とした協定を締結している。

第3節 陸上交通災害対策計画

第1項 実施機関

1 実施方針

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要交通路線の確保等について防災関係各機関は、本節並びに県、町防災計画に定めるところにより、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。
(第3編 第19章 「公共施設等の応急復旧計画」 関連)

2 実施機関

企業体
町
県
警察
道路管理者
西日本高速道路株式会社中国支社
防災関係各機関

第2項 陸上交通災害対策

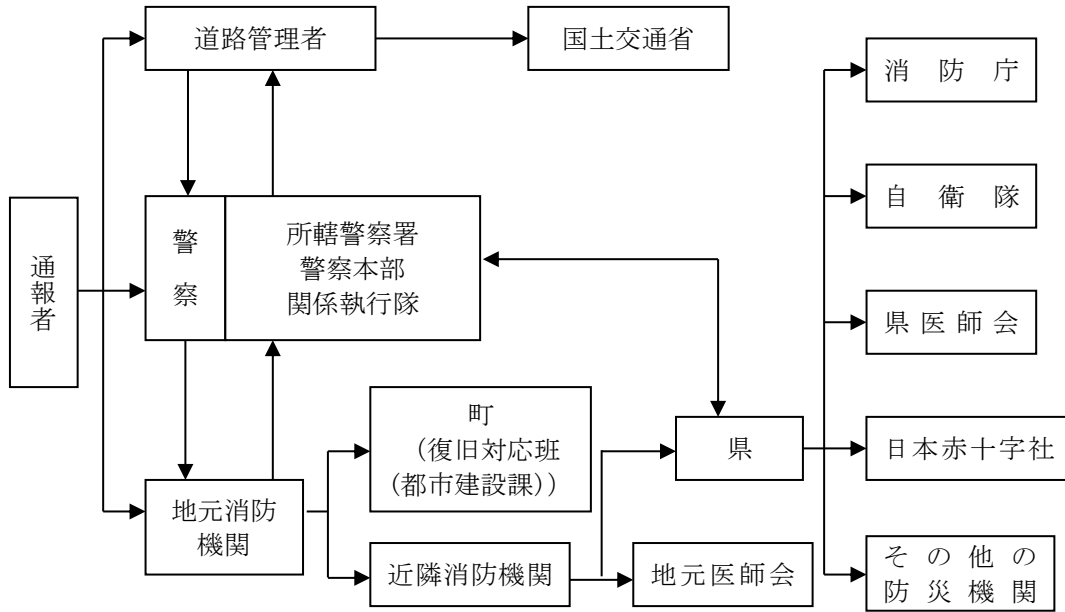
1 応急対策実施機関

道路・・・自動車運輸業者、道路管理者、警察、西日本高速道路株式会社中国支社

2 町

- (1) 大規模な陸上交通災害の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは3に定める通報連絡システムにより関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- (2) 町は、県及び応急対策実施機関等より必要な情報を受ける。

- (3) 町の実施する消防・救援活動について、必要に応じて県、関係機関及び他の市町より応援等を受ける。
 - (4) 町は必要に応じ県に対して自衛隊の派遣を要請する。
 - (5) 町は必要に応じ県に対して職員の派遣を要請する。
- 3 関係機関に対する通報連絡
 災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは速やかに次の連絡系統により通報するものとする。



- 4 交通規制措置
 第3編 第8章 「緊急輸送計画」第5節参照
- 5 道路災害事故防止対策についての申し合せ事項
 関係機関の申し合せ事項
- (1) 道路災害事故防止対策について、山口県警察本部、国土交通省山口河川国道事務所、山口県土木建築部は、道路管理と交通規制について申し合せをした。(昭和43年10月21日道路整備649号)

第3項 鉄道災害、運転事故災害

第3編 第19章 「公共施設等の応急復旧計画」第3節参照

1 応急対策実施機関

- (1) 軌道、鉄道・・・日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

2 県の措置

- (1) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは第3編第19章第3節に定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- (2) 町は、県及び応急対策実施機関等より必要な情報を受ける。
- (3) 町の実施する消防・救援活動について、必要に応じて県、関係機関及び他の市町より応援等を受ける。
- (4) 町は必要に応じ県に対して自衛隊の派遣を要請する。
- (5) 町は必要に応じ県に対して職員の派遣を要請する。

3 消防機関の措置

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第 2 2 章 産業災害対策計画

基本的な考え方

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等又は、農産物対策、家畜対策及び貯木対策等、各種産業災害に対する対策について防災関係各機関は、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。

章	節	項	番
産業災害対策計画	化学工場等災害対策計画	石油類等の保安対策	実施機関
			応急措置
			化学消防車及び化学消火剤の所在状況
		火薬類の保安対策	実施機関
	応急措置		
	危険物施設等の所在及び防災施設等の状況把握		
	ガス災害対策計画	液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策	実施機関
			「ガス漏れ事故等」とは、次の事項に掲げるものとする
			応急対策
	家畜管理計画	実施機関	事前対策
			実施機関及び関係機関
連絡体系			
		活動組織	

【参考資料】

別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 6 「石油コンビナート災害等の住民広報マニュアル」

第1節 化学工場等災害対策計画

第1項 石油類等の保安対策

石油類等の保安対策については、本項に定めるところによるものとするが、石油コンビナート等災害防止法に基づく山口県内の石油コンビナート等特別防災区域については、山口県石油コンビナート等防災計画及び岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者（消防法、危険物の規制に関する政令）
- (2) 町長
 - ア 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）
 - イ 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）
- (3) 知事（防災危機管理課）
 - ア 危険物災害応急対策全般（災対法）
- (4) 警察（災対法、警察官職務執行法）
- (5) 海上保安部・署（港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法）

2 応急措置

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置（指導方針）
 - ア 被害状況を地方公共団体へ連絡する。
 - イ 発災後速やかに、職員の参集、情報連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
 - ウ 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。
 - エ 的確な応急点検及び応急措置等を講じる。
 - オ 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。
 - カ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。
- (2) 県の措置
 - ア 国（危険物等の取扱規制省庁）へ災害発生について速やかに通報する。
 - イ 国（危険物等の取扱規制省庁）から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。
 - ウ 地元市町の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援するよう要請する。
 - エ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
 - オ 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。
 - カ 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。
 - キ 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (3) 町の措置
 - ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。
 - イ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

- ウ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。(消防法第12条の3)
- エ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
- オ 火災の防ぎよは、岩国地区消防組合及び消防団が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。
- カ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。
- キ さらに消防力を必要とする場合には、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。
- ク 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (4) 警察の措置
 - ア 町、県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。
 - イ 町長からの要求があつたときは、災対法第59条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(事前措置)
- (5) 海上保安部・署の措置
 - ア 被災地港湾への危険物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。
 - イ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
 - ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
 - エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し安全な場所への救出措置を講じる。
 - オ 海上における消火活動を行うものとするが、さらに可能な場合は、必要に応じ、地方公共団体の活動を支援する。
- 3 化学消防車及び化学消火剤の所在状況

町内にある岩国地区消防組合中央消防署東出張所に化学消防車が待機している。また、化学消火剤は、岩国地区消防組合、岩国海上保安署などが備蓄している。

第2項 火薬類の保安対策

1 実施機関(火薬類取締法)

- (1) 火薬類の製造者及び火薬庫又は火薬類の所有者または占有者
- (2) 中国四国産業保安監督部
- (3) 知事・市町長(萩市、阿武町、岩国市、和木町、防府市、山口市、美祢市、宇部市、山陽小野田市)(火薬類取締法施行令第16条により知事が行うこととされる経済産業大臣の権限に属する事項も含む。)
- (4) 警察
- (5) 管区海上保安本部、海上保安部署

2 応急措置

- (1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置(指導方針)
 - ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、移動の措置をとり、見張りを厳重にする。

- イ 危険又は搬送に余裕のない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。
- ウ 火薬庫の入り口、窓等を完全密封し、木部に防火措置を講じるとともに、必要によっては、付近住民に避難の警告を行う。
- エ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。
この他第1項の場合に準じた措置を講じる。
- (2) 県（産業政策課）・市町（萩市、阿武町、岩国市、和木町、防府市、山口市、美祢市、宇部市、山陽小野田市）の措置
 - ア 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部もしくは一部の使用の一時停止を命じる。
 - イ 製造業者、販売業者又は消費者その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。
 - ウ 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。
 - エ 火薬類を廃棄したものに対して、その火薬類の収去を命じる。
(注)緊急措置命令（火薬類取締法第45条）
経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、航空機による運搬については、国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については、県公安委員会）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認める時は、上記の措置について緊急措置命令を発する。
- (3) 警察の措置（第1石油類の保安対策における措置に準ずる。）
- (4) 管区海上保安本部、海上保安部署の措置（第1石油類の保安対策における措置に準ずる。）

第3項 危険物施設等の所在及び防災施設等の状況把握

企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、ばい煙、特定有害物質を発する施設、責任者、連絡窓口並びに企業体における自衛防災体制、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備して県及び市町防災計画に掲げるものとする。

第2節 ガス災害対策計画

第1項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

1 実施機関

- (1) ガス消費者
- (2) ガス供給業者（液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限る者とする。）
- (3) 保安機関
- (4) 町（消防機関）
- (5) 警察
- (6) 県（消防保安課）
- (7) 中国四国産業保安監督部（保安課）

2 「ガス漏れ事故等」とは、次の各事項に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

3 応急対策

(1) ガス消費者の措置

- ア ガス漏れ事故等を発見したとき又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じると共に、ガス供給業者、保安機関又は消防機関に通報する。

イ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

ア ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ町（消防機関）と協議された事項に基づいて、町（消防機関）に必要な応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

ウ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

(3) 保安機関の措置

ガス消費者等から通報があったとき又は自らが発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

(4) 町（消防機関）の措置

ア ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じるものとする。

(5) 警察の措置

ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり被害の拡大防止に努めるものとする。

(6) 県の措置

事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努めるものとする。

その他、第2項の場合に準じた措置を講じる。

4 事前対策

ガス供給業者と町（消防機関）は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておくものとする。

(1) 連絡通報体制

(2) 出動体制

(3) 現場における連携体制

(4) 任務分担

(5) 事後の措置

(6) 共同訓練等の実施

(7) その他必要な事項

第3節 家畜管理計画

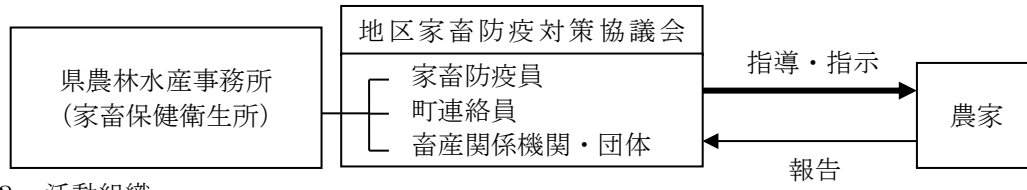
第1項 実施機関

1 実施機関及び関係機関

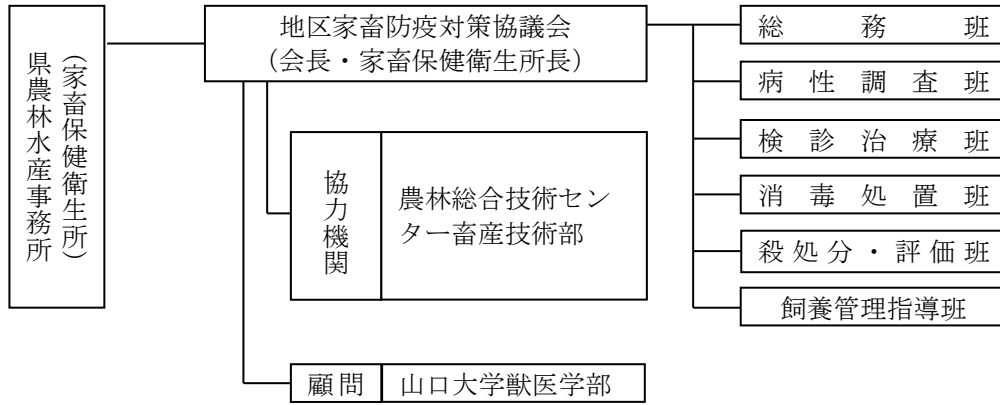
(1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、県農林水産事務所及び農林事務所（家畜保健衛生所）を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。

(2) その他、家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は町が実施する。

2 連絡体系



3 活動組織



第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合には、多数の者が被災し、住居や家財の損失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会は大きな混乱に陥る可能性がある。

こうした社会の混乱を防ぎ、民心の安定と社会秩序の維持を図るには、被災者の生活再建を一日も早く図る必要があり、町をはじめとする防災関係機関は、協力して必要な措置を講じる

章	節	項	番
復旧・復興活動計画	町の活動体制	被害復旧対策本部の設置	町復旧本部の設置基準
			町復旧本部の組織
			町復旧本部の廃止基準
			町復旧本部の設置（廃止）の通知等
		町復旧本部の運営	本部員会議
			部
			本部長等の職務
			指揮命令系統の確立
		動員配備計画	
		復旧本部の編成及び所掌事務	

【参考資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料6 「和木町被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3 5 「和木町事業継続計画」

第1節 町の活動体制

町長は、災害応急対策終了後、本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て復旧・復興対策を実施する。

第1項 被害復旧対策本部の設置

町長は、復旧・復興対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、和木町被害復旧対策本部（以下「町復旧本部」という。）を設置し、復旧・復興対策を実施する。

1 町復旧本部の設置基準

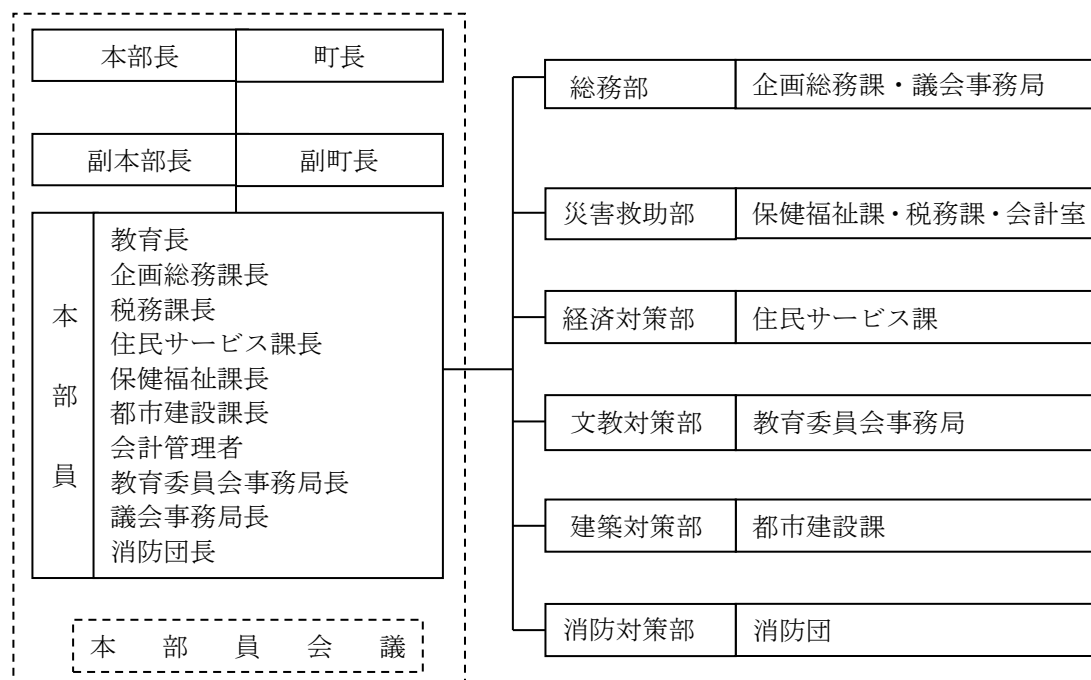
町内に相当規模の災害が発生し、災害応急対策が概ね完了し災害対策本部体制からの移行が必要と災害対策本部長（町長）が認める場合

具体的な判断としては、町に、災害救助法が適用された場合などが想定される。

この際、災害対策本部からの移行（災害応急対策の終了）に伴い、災害対策本部長（町長）は、発動中の「和木町業務継続計画」の終結を宣言する。

2 町復旧本部の組織

町復旧本部の組織は、本部長（町長）、副本部長（副町長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。



3 町復旧本部の廃止基準

本部長（町長）は、本格的な復旧・復興対策のめどがたつたと認められるときは、町復旧本部を廃止する。

4 町復旧本部の設置（廃止）の通知等

総務部長（企画総務課長）は、町復旧本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を知事（県防災危機管理課）及び町民に通知及び公表するものとする。

第2項 町復旧本部の運営

1 本部員会議

本部長は、町の災害復旧対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、復旧・復興対策に係る基本方針を決定する。

(1) 本部体制の配備及び廃止に関すること。

(2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う復旧・復興対策の基本方針に関すること。

- (3) 県に対する復旧・復興対策の応援要請に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか重要な復旧・復興対策に関すること。

2 部

(1) 部の構成

部は町における復旧・復興対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき復旧・復興対策業務の実施に当たる。

町復旧本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部の名称	部を構成する組織	部長	備考
総務部	企画総務課・議会事務局	企画総務課長	
災害救助部	保健福祉課・税務課・会計室	保健福祉課長	
経済対策部	住民サービス課	住民サービス課長	
文教対策部	教育委員会事務局	教育長	
建築対策部	都市建設課	都市建設課長	
消防対策部	消防団	消防団長	

注) 部を構成する組織には、当該組織の出先機関を含むものとする。

(2) 部の設置基準

発生した災害の程度・形態により、本部長が必要と認めるもの。

3 本部長等の職務

(1) 本部長（町長）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長）

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部員（本部を構成する部の部長等）

本部長の命を受け、各々が所掌する復旧・復興対策に従事する。

4 指揮命令系統の確立

- (1) 被害復旧対策本部……………町長不在の場合は、副本部長（副町長）が、町長・副町長不在の場合は、総務部長（企画総務課長）が指揮を執る。

- (2) 各 対 策 部……………各部長（各課長等）、課長補佐の順で指揮を執る。

第3項 動員配備計画

動員配備計画は、各対策部長が定める。

第4項 復旧本部の編成及び所掌事務

部(部長)	班(班長)	関係課・係	所掌事項
総務部 (企画総務課長)	総務班 (企画総務課 課長補佐)	企画総務課 庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部の総括に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 本部長及び副本部長に関すること。 4 各部の復旧・復興対策の連絡調整に関すること。 5 県（防災危機管理課）に対する報告及び要望に関する こと。 6 報道機関との連絡調整に関すること。 7 被災者の生活物資の確保、供給に関すること。 8 職員に関すること。 9 他県及び他市町村からの応援に関すること。 10 復旧・復興対策の発表に関すること。 11 各部からの復旧・復興対策の情報の取りまとめに関する こと。 12 災害関係文書の処理に関すること。 13 り災証明の申請受付の広報に関する事項

			<p>14 「り災証明書」発行時の「被災者支援情報の提供（担当部署の情報の総合）に関する事。</p> <p>15 住家被害認定調査班の編成支援に関する事。（税務課の支援依頼による。）</p> <p>16 被災者生活再建支援制度の担当制度の申請受け、適用・登録に関する事。</p> <p>17 その他復旧・復興対策に関する事務で他部に属さない事項に関する事。</p>
総務部 （企画総務課長）	企画班 （企画総務課課長補佐）	企画総務課 企画係	<p>18 商工業施設の復旧・復興対策に関する事。</p> <p>19 広報・公聴に関する事。</p> <p>20 庁内情報システムの保全管理に関する事。</p> <p>21 災害時における被災者等へのホームページによる必要な情報提供に関する事。</p> <p>22 部内の各班及び他部の応援に関する事。</p>
	財政班 （企画総務課課長補佐）	企画総務課 財政係	<p>23 復旧・復興対策に必要な財政措置に関する事。</p> <p>24 町有財産の復旧・復興対策に関する事。</p> <p>25 町有車両の使用調整に関する事。</p> <p>26 部内の各班及び他部の応援に関する事。</p>
災害救助部 （保健福祉課長）	救助班 （保健福祉課長）	保健福祉課	<p>1 災害救助法の適用に関する事。</p> <p>2 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事。</p> <p>3 関係施設の復旧・復興対策に関する事。</p> <p>4 復旧・復興に関する関係機関との連絡に関する事。</p> <p>5 避難所の運営に関する事。</p> <p>6 民生・児童委員との連絡に関する事。</p> <p>7 義援金品の受入れ・配分に関する事。</p> <p>8 民生安定に関する事。</p> <p>9 ボランティアの活動支援に関する事。</p> <p>10 医療及び助産に関する事。</p> <p>11 医療機関との連絡に関する事。</p> <p>12 医薬品、衛生器材の確保に関する事。</p> <p>13 環境衛生に関する事。</p> <p>14 防疫に関する事。</p> <p>15 被災者生活再建支援制度の担当制度の申請受け、適用・登録に関する事。</p> <p>16 要配慮者へのり災証明書の申請、被災者生活再建支援施策に関する事。</p> <p>17 避難中の配慮者への医療支援、健康管理等に関する事。</p> <p>18 その他衛生対策に関する事。</p>
	税務班 （税務課長）	税務課 会計室	<p>19 税の減免、徴収猶予等の措置に関する事。</p> <p>20 り災証明書発行窓口の設定、申請受けから登録・り災証明書発行に関する事。</p> <p>21 住家被害認定調査の計画・実施に関する事。（二次調査以降を含む）</p> <p>22 復旧・復興対策に要する経費及び義援金の出納に関する事。</p> <p>23 救助班及び他部の応援に関する事。</p> <p>24 被災者生活再建支援制度の担当制度の申請受け、適用・登録に関する事。</p>

<p>経済対策部 (住民サービス課長)</p>	<p>住民サービス班 (住民サービス課 課長補佐)</p>	<p>住民サービス課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業関係の復旧・復興対策に関する事。 2 水産関係の復旧・復興対策に関する事。 3 汚水、排水、有害物質、油濁等による公害の防止対策に関する事。 4 食品衛生に関する事。 5 遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関する事。 6 ゴミ、がれきの処理及び清掃に関する事。 7 関係機関との連絡調整に関する事。 8 被災者生活再建支援制度の担当制度の申請受け、適用・登録に関する事。 9 その他被災地の生活衛生に関する事。
<p>文教対策部 (教育長)</p>	<p>文教対策班 (教育委員会事務局長)</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設の復旧・復興対策に関する事。 2 児童生徒の避難措置に関する事。 3 被災児童生徒に対する学用品の供与等に関する事。 4 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。 5 被災文化財の保護、修復に関する事。 6 災害要主食及び副食の調達確保に関する事。 7 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関する事。 8 被災者生活再建支援制度の担当制度の申請受け、適用・登録に関する事。 9 その他文教関係の復旧・復興対策に関する事。
<p>建築対策部 (都市建設課長)</p>	<p>建築対策班 (都市建設課課長補佐)</p>	<p>都市建設課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設関係の復旧・復興に関する事。 2 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設等、土砂災害の復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関する事。 3 河川の復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関する事。 4 道路及び橋梁の復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。 6 緊急輸送道路の確保及び必要な措置に関する事。 7 公園緑地の復旧・復興対策に関する事。 8 下水道等の復旧・復興対策に関する事。 9 仮設住宅の建設に関する事。 10 公営住宅の復旧・復興対策に関する事。 11 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事。 12 飲料水に関する事。 13 建設業者等に対する支援要請及び連絡調整に関する事。 14 資材の調達及び確保に関する事。 15 被災者生活再建支援制度の担当制度の申請受、適用・登録に関する事。 16 その他、土木建築関係の復旧・復興対策に関する事。

消防対策部 (消防団長)	消防班 (副団長)	消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員の動員に関する事。 2 復旧・復興情報の収集・広報に関する事。 3 人命救助、救出に関する事。 4 巡視・警戒に関する事。 5 岩国地区消防組合と連携した活動。
-----------------	--------------	-----	--

第2章 被災者の生活再建計画

基本的な考え方

災害により被害を受けた町民の速やかな再起が図られるよう町等は、被災者に対する生活相談、職業のあっせん、租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免、住宅・援護資金の貸付等について必要な措置を講じる。

この際、県及び県内市町と連携し、山口県被災者支援業務システムの業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアルに基づき、当該システムの業務機能を活用して、早期かつ漏れの無い被災者支援策を実施し、被災住民の早期の生活再建を図る。

章	節	項	番	
被災者の生活再建計画	被災者の生活確保	生活相談		
		租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免		
		国民健康保険料の徴収の猶予及び減免		
		住宅の建設	応急仮設住宅の建設	
			災害公営住宅の建設	
			既設公営住宅の修理	
			住宅資金の確保	
		生活資金の確保	生活福祉資金の貸付け	
			母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	
			県市町中小企業勤労者小口資金	
			災害援護資金の貸付け	
		災害弔慰金の支給		
		災害り災者に対する援護措置		
		被災者生活の再建支援	被災者生活再建支援法の概要	
			被災者生活再建支援制度	
			支援金の支給申請等	
			山口県被災者生活再建支援金支給事業	
		り災証明書の交付		
		被災者台帳	作成	
			利用及び提供	
			山口県被災者支援業務システムの活用 作成	
		その他の生活支援	物価安定対策	
			郵政事業に係る災害特別事務扱い及び 援護対策	
放送受信料の免除				
電気料金等の減免				
義援金及び見舞い品の受入れ・配分	義援金品の受付			
	義援金品の保管			
	義援金品の配分及び輸送			

【参考資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料6「和木町被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」

第1節 被災者の生活確保

第1項 生活相談

災害発生後から被災者、一般町民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるためには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、町等は、次の措置を講じるものとする。

機関名	措置事項
町	1 町は、被災者のための相談所を庁舎、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。 3 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。
警察	警察本部及び岩国警察署、和木駐在所若しくは現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方行政機関	支店、営業所若しくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

第2項 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

各機関の租税の期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予
町	町は、県の指導を受、町が賦課する税目に関して、地方税法及び町条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び山口県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。 また、市町においても適切な対応がなされるよう指導するものとする。

※ 地方税の減免基準については、自治省から各都道府県知事あてに「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が出されており、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

第3項 国民健康保険料の徴収の猶予及び減免

町は、被災した納付義務者に対して、国民健康保険法及び町条例等に基づき、国民健康保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

第4項 住宅の建設

災害により居住していた住宅を喪失したものについては、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

第3編 第12章 応急住宅計画による。

2 災害公営住宅の建設

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な場合に、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

被害が甚大で、町において建設が困難な場合には、県は、公営住宅法に基づき、災害公営住宅の建設を行うものとする。

3 既設公営住宅等の修理

町は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関係融資として、「災害復興住宅融資」、「災害予防関連融資」がある。

ア 災害復興住宅融資

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

町は、融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、り災証明の発行を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。

イ 災害予防関連融資

(ア) 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第3項により知事の承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を受けるおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

(イ) 宅地防災工事資金融資

宅地造成等規制法第16条第2項、第17条第1項、第2項、第21条第2項、第22条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法第10条第1項、第3項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる。

(2) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯及び母子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の住宅資金貸付け、母子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

ア 生活福祉資金の福祉資金（福祉費）

低所得者世帯、身体障害者世帯又は高齢者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修及び公営住宅の譲り受けに必要とする経費については、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）の貸付けを受けることができる。

災害により特に必要な場合は、貸付限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払猶予等の優遇措置が講じられる。

第5項 生活資金の確保

災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。町は、これら資金の融資が円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行うものとする。

1 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、災害を受けたことにより臨時の経費を必要とする該当世帯に対して貸し付けられるものとして、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び町の社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

(1) 資金の種類

資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については資料編による。

(3) 申込先

町（保健福祉課）、和木町社会福祉協議会

2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付を行う。

ア 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、就業資金、就職支度資金、医療・介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、修学支度資金、結婚資金がある。

イ 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については資料編による。

ウ 申込先

町（保健福祉課）、県健康福祉センター

※ 相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(2) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付け限度については、母子福祉資金と同様とする。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの）に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付を行う。

資金の種類、貸付け限度については、母子福祉資金と同様とする。

3 県市町中小企業勤労者小口資金

県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、貸付けは、町・県・労働金庫が強調して貸し付けを行う。

(1) 貸付限度額 災害資金100万円以内

(2) 償還期間 10年以内

(3) 利率 年1.64%

(4) 申込先 中国労働金庫

4 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の建て直しに必要な資金を貸付けるもので、町が貸付けを行う。

貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
<p>救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が、次の額未満の世帯に限る</p> <p>1人:220万円 2人:430万円 3人:620万円 4人:730万円 5人以上:730万円</p> <p>に世帯人員が1人を超えて1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>ただし住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)</p> <p>(2) 実施主体町(条例)</p> <p>(3) 経費負担国 2/3 県 1/3</p> <p>(4) 対象となる災害</p> <p>山口県において救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷:150万円以内</p> <p>(2) 家財等の損害</p> <p>ア 家財の1/3以上の損害:150万円以内</p> <p>イ 住居の半壊:170万円以内</p> <p>ウ 住居の全壊:250万円以内</p> <p>エ 住居全体の滅失若しくは流出又はこれと同等と認められる特別の事情が認められる場合:350万円以内</p> <p>(3) 上記(1)と(2)が重複した場合</p> <p>ア (1)と(2)のアの重複:250万円以内</p> <p>イ (1)と(2)のイの重複:270万円以内</p> <p>ウ (1)と(2)のウの重複:350万円以内</p> <p>(4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合</p> <p>ア (1)に該当せず、(2)のイの場合:250万円以内</p> <p>イ (1)に該当せず、(2)のウの場合:270万円以内</p> <p>ウ (1)に該当し、(3)のイの場合:350万円以内</p>	<p>(1) 貸付申請時期</p> <p>被害を受けた後3ヶ月以内</p> <p>(2) 措置期間3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>(3) 償還期間10年(うち据置期間3年)(特例:据置期間5年、償還期間5年)</p> <p>(4) 償還方法年賦又は半年賦又は月賦</p> <p>(5) 貸付利率年3%</p> <p>(6) 保証人原則として、町内に居住する者1名</p>

第6項 災害弔慰金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を町において支給する。

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限・方法等
災害弔慰金	1 一つの市町の区域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合	1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時そのものと同居し、又は生計を同じくしていたものに限る）	1 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内 2 それ以外の場合 250万円以内	1 支給の制限 （1）死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（町長の判断による） （2）次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 （3）その他町長が支給を不当と認める場合 2 支給の方法等 町が被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する
	2 山口県内において住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合 3 山口県内において、救助法が適用された市町が、1以上ある場合 4 救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合	2 実施主体 町（条例） 3 経費負担 国：2/4 県：1/4 町：1/4	対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき次に掲げる程度の障害を有する場合支給する ア 両目が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内 2 それ以外の場合 125万円以内	
災害障害見舞金					

第7項 災害り災者に対する援護措置

- 1 県は、県内において発生した災害に係るり災者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

対象となる事項	金額	
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき	100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき	100,000円
死亡	死亡者1人につき	100,000円
重傷者	重傷者1人につき	50,000円

- 2 災害の定義、対象事項、支給制限等については、災害見舞金支給要綱による。

第8項 被災者生活の再建支援

災害により被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱について必要な事項を定める。

1 被災者生活再建支援法の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給するための措置を定めることにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

(2) 被災者生活再建支援法の適用

町において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続きを実施する。

ア 法の対象となる自然災害

(ア) 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害。

(イ) 法の対象となる自然災害の程度

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した町の区域に係る自然災害。
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した町の区域に係る自然災害。
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。
- d a又はbの町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害。
- e a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した町の区域に係る自然災害。
- f a若しくはbの町を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合で、5世帯（人口5万人満の市町にあっては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

2 被災者生活再建支援制度

(1) 支援金の支給対象となる被災世帯

- ア 支援金の支給対象となる被災世帯
 前述の1(2)(イ)a～eの自然災害により

住宅の被害程度	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)
① 支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ①住宅が「全壊」した世帯
 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

イ 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の支給額の金額は3/4の額となる。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
 ※「中規模半壊世帯」は支給なし。
 ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)
 ※「中規模半壊世帯」は上記の1/2の額
 *一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建築・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円(「中規模半壊世帯」は上記の1/2の額)

3 支援金の支給申請等

①申請期間

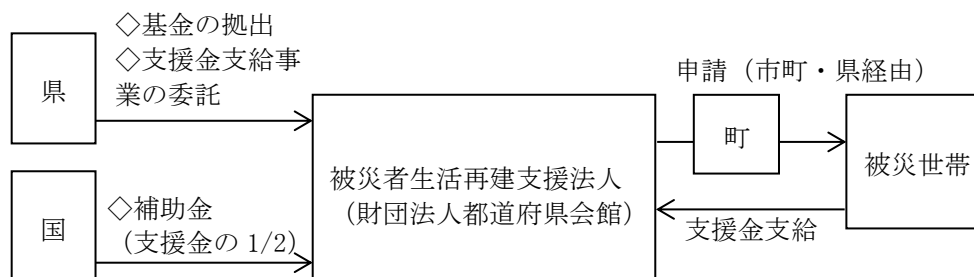
基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月以内とする。

②申請時の添付書類

- (ア) 基礎支援金：り災証明書、住民票等
 (イ) 加算支援金：契約書(住宅の購入、賃貸等)等

③支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る県、市町、被災者生活再建支援法人、国(内閣府)の事務等の概要は次に示すとおり。



4 山口県被災者生活再建支援金支給事業(県制度)

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度(国制度)の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額の支援を行う(負担割合 県1/2 町1/2)

第9項 り災証明書の交付

- (1) 町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、被災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。
- (2) 町は、山口県被災者支援業務システムの業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアルに基づき、平素から山口県被災者支援業務システム（住家の被害認定調査・り災証明書発行の業務機能）の登録・更新業務を実施する。
- (3) 山口県被災者支援業務システム（住家の被害認定調査・り災証明書発行の業務機能）の担当部署（主管課）は、別に示す「山口県被災者支援業務システムの業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」による。
- (4) り災証明書の交付にあたっては、り災証明窓口を開設し、り災証明申請受付の広報により実施する。

第10項 被災者台帳

1 作成

- (1) 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 作成にあたっては、山口県被災者支援業務システムの業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアルに基づき、主管課により山口県被災者支援業務システム（被災者台帳管理の業務機能）への登録・更新により実施する。

2 利用及び提供

町は、次の場合であっては、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を自ら利用し、提供することができる。

- (1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう）の同意があるとき又は本人に提供するとき
- (2) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受けるものが、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

3 山口県被災者支援業務システム（被災者台帳管理の業務機能）の活用

- (1) 山口県被災者支援業務システムの業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアルに基づく、山口県被災者支援業務システム（被災者台帳管理の業務機能）の活用により、被災者の申請の有無に関わらず、適用可能な被災者生活再建支援施策の漏れを防止する。
- (2) 本システムによる適用可能な被災者生活再建支援施策及び担当窓口については、「山口県被災者支援業務システムの業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」による。

第11項 その他の生活支援

1 物価安定対策

災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられる。

このため、消費者保護の観点から、次の対策を講じる。

(1) 相談体制

ア 既設の「物価ダイヤル」の機能を充実し、被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて、町民からの苦情、相談に対応する。

イ 売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正指導を行う。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、県、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 県職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資財、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査するよう要請する。

イ 民間調査員による調査・監視

(ア) 県、国があらかじめ委託している「価格調査員」、「くらしの相談員」、「物価モニター」の協力を得て、価格及び需給動向の調査をする。

(イ) 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について、山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請指導等を実施する。

(3) 県、国への要請

物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、県、国に対し「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」及び「国民生活安定緊急措置法」の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

2 郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策

【指定公共機関（日本郵政公社）】

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便業務関係

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 為替貯金業務関係

ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し

イ 郵便貯金及び国債等の非常貸付け

ウ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

エ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分

オ 国債等の非常買取り

(3) 簡易保険業務関係

ア 保険料払込猶予期間の延伸

イ 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払

ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払

エ 解約還付金の非常即時払

オ 保険貸付金の非常即時払

3 放送受信料の免除

【指定公共機関（日本放送協会）】

非常災害があった場合、総務大臣が認可した範囲及び期間に係る放送受信料の免除

4 電話料金等の減免

【指定公共機関（NTT西日本株式会社）】

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第2節 義援金及び見舞い品の受入れ・配分

大規模な災害が発生した場合、県内はもとより、全国、外国から多数の義援金品等が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、町及び日赤山口県支部がとる対応について、必要事項を定める。

第1項 義援金品の受付

- 1 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想され、各機関は、状況に応じ発災後概ね12時間以内に受付窓口を開設するものとする。
- 2 義援品は、原則として、補修又は修繕を要するもの及び中古衣料、中古雑誌等で使用に耐えないもの、また、腐食しやすい食料品等は受け付けられないものとする。
なお、有効活用の観点から、被災者ニーズの把握に努める。
- 3 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図るものとする。
受付にかかる各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	措置内容
町	(1) 町は、義援金品の受付窓口を開設する。 (2) 町が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。 (3) 義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。
日赤山口県支部	県民及び他の都道府県から日赤に寄託された義援金について、日赤山口県支部及び町において受け付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

第2項 義援金品の保管

町に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

機関名	措置内容
町	1 義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、町長名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。 2 義援品 義援品は、町が直接受領した者及び県が受け入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所に保管する。 ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。
日赤山口県支部	義援金 日赤山口県支部が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。

第3項 義援金品の配分及び輸送

義援金品の配分については、公平かつ適正に配分する。

機関名	措置内容
町	<p>町長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を配置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。</p> <p>1 義援金</p> <p>(1) 町に直接寄託された義援金及び県、日赤山口県支部等から送金を受けた義援金について、り災証明書をもとに、被災者に直接または指定の口座に送金するものとする。</p> <p>(2) り災証明書は、義援金配布時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融資等を受ける際にも必要となるものであることから、これの発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続の簡素化等の措置を講じるものとする。</p> <p>2 義援品</p> <p>(1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。</p> <p>(2) 配布にあたっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。</p>
日赤山口県支部	<p>1 日赤山口県支部に寄託された義援金の町への配分については、配分委員会において行う。 ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。</p> <p>2 義援金は、上記の決定に基づき、町へ送金する。</p>

第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

基本的な考え方

道路、河川、農業用施設、学校、社会福祉施設等の公共施設は、住民の日常生活、また、公共の福祉施設の確保や農林水産業の維持等に欠くことのできない施設であり、災害により大きな被害を被った場合には、これら施設の迅速な復旧・復興が必要となる。

このため、災害復旧事業の実施責任者は、迅速に被害調査を実施の上、復旧・復興計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

章	節	項	番
公共施設の災害復旧・復興計画	公共施設災害復旧の基本方針		
	災害復旧事業の推進	災害復旧事業の種類	公共土木施設災害復旧事業
			農林水産施設災害復旧事業
			都市災害復旧事業
			水道施設災害復旧事業
			社会福祉施設災害復旧事業
			公立学校災害復旧事業
			公営住宅災害復旧事業
			公立医療施設災害復旧事業
		その他の災害復旧事業	
		災害査定の早期実施	
	災害復旧事業計画		
	技術職員の確保		
	災害復旧事業に係る資金の確保	国庫負担又は補助	
		地方債	
		交付税	
	激甚法に基づく激甚災害の指定促進	町	
		激甚災害に対する特別な財政措置	
	計画的な復興	復興計画の策定	計画策定組織の整備
			計画策定の目標
復興計画の策定			
住民への情報提供			
復興計画の推進			

第1節 公共施設災害復旧の基本方針

災害により被害を被った公共施設の復旧は、第3編による応急対策を講じた後実施することになる。

被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度の災害の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧、災害に対する安全性の確保、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努めるものとする。

第2節 災害復旧事業の推進

町は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第1項 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧事業は、概ね次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園

2 農林水産施設災害復旧事業

3 都市災害復旧事業

4 水道施設災害復旧事業

5 社会福祉施設災害復旧事業

6 公立学校災害復旧事業

7 公営住宅災害復旧事業

8 公立医療施設災害復旧事業

9 その他の災害復旧事業

第2項 災害査定の早期実施

町並びに県は、災害発生後できるかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、査定前着工、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努めるものとする。

なお、査定に当たっては、事前協議制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第3項 災害復旧事業計画

1 災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも、再度の災害の防止の観点から可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。

2 復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図る。なお、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

3 災害復旧に当たっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等、住民の健康管理についても配慮する。

第4項 技術職員の確保

災害復旧事業において町は、被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足が生じたときは、被災を免れた他の市町又は県職員の派遣を求めて対処するものとする。この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県からの派遣又は関係機関への派遣のあっせんを依頼する。

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について
(昭和39年8月14日建設省都市局長通達)
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について
(平成13年3月16日厚生労働省事務次官通知)
- (19) 下水道法
- (20) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (21) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (22) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (23) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について
(昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知)

2 地方債

災害復旧事業に関連して発行が許可される地方債としては、次のとおり。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 単独災害復旧事業債
- (4) 公営企業等災害復旧事業債
- (5) 災害復旧事業債
- (6) 小災害債
- (7) 歳入欠かん債等

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰り上げ交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、町及び県は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

1 町

町は激甚災害に関する調査において、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。

2 激甚災害に対する特別な財政措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
 - (イ) 都市市街地区内のその他の堆積土砂排除事業
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例(天災融資法が発動された場合適用)
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 計画的な復興

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、町は、県等と連携を図り、復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

第1項 復興計画の策定

1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。

2 計画策定の目標

再度災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

3 復興計画の策定

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り、進める。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。

4 住民への情報提供

復興計画の策定に当たっては、住民への情報提供をし、コンセンサスづくりに努めるものとする。

第2項 復興計画の推進

事業実施に当たっては、町、県等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

基本的な考え方

大規模災害の発生時には、地域の中小企業、農林水産業等における生産施設設備についても大きな被害を受けることが考えられる。

地域の生産活動や雇用を支えるこれら事業者の活動の回復・維持と経営の安定は、被災後の社会生活の安定を図るうえで重要なものとなることから、町及び関係機関は、協力して必要な措置を講じる。

章	節
被災中小企業・農林水産事業者復興支援計	被災中小企業者の援助措置
	被災農林漁業関係者の援助措置

第1節 被災中小企業者の援助措置

中小企業者が被災したときの救済援助措置は、主に公的資金の融資および信用保証により措置される。

このため、県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資等が円滑に行われて、早期に経営安定が図られるよう、必要な措置を講じる。

町は、災害時の特別措置について、中小企業者に対して周知、徹底を図る。

第2節 被災農林漁業関係者の援助措置

災害により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持、回復と経営の安定化を図るため、県は、必要な資金の確保措置について迅速、適切に対応する。

町は、災害時の援助措置について、農林漁業関係者に対して周知、徹底を図る。

第5章 金融計画

基本的な考え方

災害の発生は、町内の産業、住民に大きな影響を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、この計画に定めるところにより所要の措置を講じる。

章	節	番
金融計画	非常金融措置	資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
		金融措置機関の業務運営の確保に係る措置
		金融機関による金融上の措置に係る要請
		各措置に関する広報

第1節 非常金融措置

1 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

町は、必要に応じ関係行政機関をつうじて、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (1) 預金通帳を紛失した預金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取り扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取り扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷銀行券および損傷貨幣の引換えについて、実績に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

2 各種措置に関する広報

町は、必要に応じ災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

特に金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。